

保調発１００１第１号
令和７年１０月６日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局調査課長
(公 印 省 略)

令和７年度健康保険被保険者実態調査の実施について

標記については、令和７年１０月６日保発１００１第９号をもって厚生労働省保険局長から貴職あて通知されたところであるが、この調査は、健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的として実施するものである。貴健康保険組合においては、別添「令和７年度健康保険被保険者実態調査実施要領」（以下「実施要領」という。）により、調査が遅滞なく実施されるようご配慮願いたい。

令和 7 年度

健康保険被保険者実態調査実施要領

 厚生労働省保険局

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、令和7年10月1日現在の組合管掌健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）、並びに令和7年10月中に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。

(2) 調査客体は、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては、支部）ごとに被保険者については100分の1、異動した者については50分の1で系統抽出した者とする。

3. 調査の事項

調査の事項は、別紙3「令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査票」（以下「調査票」という。）に掲げる事項とする。

4. 調査の方法

(1) 厚生労働省保険局調査課は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を作成する。

(2) 地方厚生(支)局は、健康保険組合に対し、調査が円滑に実施されるよう指導する。

5. 調査票等の提出期限及び提出先

健康保険組合は、作成した調査票及び別紙2「令和7年度健康保険被保険者実態調査 添付書」（以下「添付書」という。）を、令和7年11月30日（必着）までに管轄地方厚生(支)局に提出する。

6. 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は厚生労働省保険局調査課で行う。

調査客体の選定

1. 調査客体の選定方法

調査客体の選定は、次の方法により被保険者に係るもの及び異動した者に係るものに分けて行うこと。

(1) 被保険者

2.により作成した別紙1「令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査客体選定表」（以下「選定表」という。）に基づき、抽出始発番号に該当する者を一人目として、以降100番目ごとの者を調査客体として選定すること。（抽出例については、16頁の選定表記入例を参照のこと。）

(2) 異動した者

加入者または脱退者について、選定表に記載した事業所名の順にてそれぞれ通し番号を付し、25人目を一人目として、以降50番目ごとの者を調査客体として選定すること。なお、加入者、脱退者がそれぞれ25人未満の場合には、抽出する必要はないこととする。

2. 選定表の作成

適用事業所（以下「事業所」という。）の被保険者について、次の(1)から(10)までの方法により選定表を作成することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、全事業所の最後に「任意継続」及び「特例退職」と表記したうえで、それぞれ一括して記入すること。

なお、支部のある健康保険組合にあっては、本部・支部別に選定表を作成して調査を実施することとするが、本部において支部の分を含めて調査を行う場合（以下「一括調査」という。）、本部は支部の分を含めて選定表を作成し、支部は選定表の作成を要しない。

(1) 「（ 枚中 枚）」欄には、本部または支部にあって、選定表が2枚以上にわたる場合は該当数字を記入すること。例えば、選定表が2枚作成されたときは、（2枚中1枚）又は（2枚中2枚）とすること。

(2) 「抽出始発番号」欄には、別紙4の「始発番号」に記載されている数字を記入すること。

(3) 「事業所番号」欄には、上から順番に付番すること。又、当該表に記載する事業所の順序については、各健康保険組合が自由に決定して構わないものとする。

(4) 「事業所名」欄には、健康保険組合同規約に規定されている事業所の名称を記入すること。ただし、任意継続被保険者は「任意継続」、特例退職被保険者は「特例退職」と記入すること。

- (5) 「業態」欄には、事業所別に別紙 5 「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に該当する業態番号を記入すること。
なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には記入する必要はない。
- (6) 「被保険者数」欄には、令和 7 年10月 1 日現在の被保険者数について、事業所ごとに記入すること。
- (7) 「被保険者数累計」欄には、(6)の記載順に被保険者数の累計を記入すること。
- (8) 「調査客体数」欄には、調査客体となった被保険者数を記入すること。
- (9) 「調査客体番号」欄には、調査客体として抽出された被保険者が、所属する事業所において何番目に該当するかを記入すること。
- (10) 「合計」欄には、それぞれの縦計を記入すること。ただし、選定表が 2 枚以上作成された場合は最後の選定表に記入すること。

添付書・調査票の作成方法

健康保険組合は次の要領に従い、添付書及び調査票を作成すること。

1．添付書の記入要領（17頁、添付書記入例を参照のこと。）

- (1) 「都道府県番号」欄には、調査票を作成する健康保険組合の所在する都道府県（支部については、支部の所在する都道府県）について、別紙6「都道府県の番号表」の番号により記入すること。
- (2) 「組合コード」欄及び「支部コード」欄には、別紙4の「始発番号」に記載されている数字を転記すること。
- (3) 「健康保険組合名」欄及び「本・支部名」欄には、健康保険組合の名称（「本・支部名」は、本部の場合は「本部」、支部の場合はそれぞれの支部名）を記入すること。
- (4) 「被保険者」欄の「被保険者総数」には、令和7年10月1日現在の健康保険組合の本部または支部における被保険者数（一括調査の場合は支部を含めた被保険者数）を記入し、「調査票枚数」欄には、1．(1)にて選定された調査票の枚数を記入すること。
- (5) 「加入者」欄の「加入者総数」または「脱退者」欄の「脱退者総数」には、令和7年10月中の加入者または脱退者の総数をそれぞれ記入し、「調査票枚数」欄には、1．(2)にて選定された調査票の枚数をそれぞれ記入すること。
- (6) 添付書の一番下の記入欄には、本部にて一括調査を行っている場合は「1．支部があるが、一括調査をしている本部である」を、本部または支部にてそれぞれ調査を行っている場合は「2．支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」を選択のうえ、それぞれ該当する番号を記入すること。
なお、支部のない健康保険組合については、「2．支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」とすること。

2．調査票の記入要領（18頁、調査票記入例を参照のこと。）

- (1) 「適用区分」欄には、被保険者または異動した者が加入している（脱退者にあつては脱退時に加入していた）健康保険の適用の区分について記入することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）にあつては、事業所が強制適用の場合は「1．強制」、任意適用の場合は「2．任意」を○で囲むこと。
なお、任意継続被保険者は「3．任意継続」、特例退職被保険者は「4．特例退職」とすること。

- (2) 「都道府県番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあつては脱退時に所属していた）事業所の所在する都道府県について、別紙6「都道府県の番号表」の番号により記入すること。

なお、事業所において支店や営業所、工場等を有しており、それらが複数の都道府県に点在している場合には、被保険者の主たる勤務地の所在する都道府県の番号を記入すること。

また、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には、健康保険組合の所在する都道府県の番号を記入すること。

- (3) 「業態番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあつては脱退時に所属していた）事業所の業態分類について、別紙5「健康保険被保険者実態調査の業態番号」にある番号を記入すること。

なお、任意継続被保険者は「00」、特例退職被保険者は「99」とすること。

- (4) 「事業所の被保険者数」欄には、被保険者にあつては被保険者が所属している事業所の令和7年10月1日現在の被保険者数を記入すること。ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合は「0」と記入すること。

また、異動した者のうち加入者については、所属している事業所の資格取得時の被保険者数を記入することとし、脱退者については、所属していた事業所の令和7年10月1日現在の被保険者数を記入すること。

ただし、脱退者のうち、事業所が令和7年10月中に事業廃止により全喪となった場合には、当該廃止時の被保険者数（例えば10月1日付けで全喪した場合には、9月30日現在の被保険者数）を記入することとし、また、事業所の統廃合等により事業所が消滅した場合には、統廃合等により消滅する事業所の統廃合時の被保険者数を記入すること。

なお、誤って健康保険組合全体の被保険者数を記入しないよう十分留意すること。

- (5) 「性別」欄には、被保険者または異動した者の性別について、「1.男」、「2.女」のいずれかを○で囲むこと。

- (6) 「生年月」欄には、被保険者または異動した者の生年月について記入すること。例えば、昭和30年8月生まれの者は「3.昭和」を○で囲み、「30」年「08」月と記入すること。

- (7) 「被保険者等の区分」欄には、短時間労働者でない被保険者は「1.被保険者（短時間労働者を除く）」を、短時間労働者である被保険者は「4.被保険者（短時間労働者）」を、異動した者のうち、加入者にあつては「2.加入者」を、脱退者にあつては「3.脱退者」をそれぞれ○で囲むこと。

- (8) 「短時間労働者」は「1」（：該当）、「2」（：不該当）のいずれかを○で囲むこと。

- (9) 「資格取得時期」欄には、(7)において「1.被保険者（短時間労働者を除く）」と「4.被保険者（短時間労働者）」に○をつけた者についてのみ記入することとし、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「1.令和6年9月以前」、

「2. 令和6年10月以降」のいずれかを○で囲むこと。

なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、現組合における一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所の資格取得年月日に従って該当するものを○で囲むこと。

- (10) 「標準報酬月額」欄には、被保険者にあつては令和7年10月1日現在における標準報酬月額について千円単位で記入すること。

また、異動した者のうち、加入者にあつては加入時の標準報酬月額を、脱退者にあつては令和7年10月1日現在の標準報酬月額を記入すること。

なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第1等級(58千円)または第50等級(1,390千円)に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額(千円未満切捨て)を記入すること。

- (11) 「標準賞与額」欄には、一般被保険者または異動した者のうち脱退者にあつては、令和6年10月から令和7年9月までの間に算定された標準賞与額について、各年度573万円を上限とした標準賞与額の合計額を千円単位で記入することとし、任意継続被保険者、特例退職被保険者及び異動した者のうち加入者にあつては「0」と記入すること。

- (12) 「介護保険」欄には、被保険者または異動した者のうち、介護保険の被保険者(第1号被保険者及び第2号被保険者)である者は「1. 該当」を、それ以外の者(40歳未満の者(被扶養者が介護保険の被保険者である40歳未満の特定被保険者を含む)、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人)は「2. 適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「2. 適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者については()に「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については()に「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者については()に「3」を、それぞれ記入すること。

- (13) 「基準収入額適用申請」の欄には、令和7年10月1日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合(一部負担金割合が2割(ただし、誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割))は「1. 該当」を、「不該当」と判定された場合又は届け出ていない場合(一部負担金割合が3割)は「2. 不該当」を○で囲むこと。

- (14) 「加入者」欄には、(7)において「2. 加入者」に○をつけた者についてのみ記入することとし、加入者が加入前に適用されていた医療保険制度について関係書類等との照合により、「1. 協会」、「2. 組合」、「3. 共済」、「4. 国保」、「5. その他」、「6. 不詳」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

なお、後期高齢者医療制度からの加入者(障害認定者の認定取消し等)の場合については、「5. その他」とすること。

- (15) 「脱退者」欄には、(7)において「3. 脱退者」に○をつけた者についてのみ記入す

ることとし、脱退の理由が死亡の場合は、「7.死亡」を、死亡以外の場合には、脱退後に加入する医療保険制度について、「1.協会」、「2.組合」、「3.共済」、「4.国保」、「5.その他」、「6.不詳」、「8.後期高齢者」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

(16)「被扶養者」欄には、令和7年10月1日現在における被扶養者について記入し、異動した者のうち、加入者にあつては加入時の被扶養者を、脱退者にあつては脱退時の被扶養者について、それぞれ記入すること。

なお、記入にあつては「1」欄から順次「8」欄まで記入することとし、不要の欄は、そのまま空欄としておくこと。

また、被扶養者数が8人を超える場合には、新たな調査票を用いて「被保険者」欄を記入し、「被扶養者」欄の「1」から追記すること。

(17)被扶養者の「性別」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(18)被扶養者の「生年月」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(19)被扶養者の「続柄」欄には、被保険者または異動した者との続柄について該当するものを○で囲むこと。

(20)被扶養者の「扶養開始時期」欄には、扶養開始年月に従って該当するものを○で囲むこと。ただし、異動した者の被扶養者にあつては、記入の必要はない。

(21)被扶養者の「介護保険」欄には、介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である被扶養者は「1.該当」を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人）は「2.適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「2.適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は（ ）に「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者は（ ）に「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者は（ ）に「3」を記入すること。

(22)事業所番号・調査客体番号欄には、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツール（いずれも厚生労働省ホームページに掲載）によって「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」からそれぞれ変換された一連番号を記入すること。

添付書・調査票作成における点検事項

添付書・調査票を作成する際には、以下の点に留意すること。

○添付書

チェック

(組合名・支部名) ・健康保険組合・支部名に記入もれ、誤りはないか。	
(組合コード) ・誤って記号番号を記入していないか。	
(被保険者・加入者・脱退者) ・被保険者の「被保険者総数」「調査票枚数」が、調査客体選定表の合計欄と同一になっているか。 ・「加入者」「脱退者」の調査票枚数は、25人目を始番として以降50人ごとに抽出した数を記入しているか。 ・「加入者総数」を「被保険者総数」と同一にしていないか。	

○調査票

チェック

(組合名・支部名) ・健康保険組合・支部名に誤りはないか。 ・すべての調査票に健康保険組合・支部名が記入されているか。	
(適用区分) ・強制適用事業所の被保険者を「2.任意」としていないか。 ・適用区分が「3.任意継続」の被保険者を「2.任意」としていないか。	
(事業所の都道府県番号) ・事業所の所在する都道府県番号を記入しているか。 ただし、一括適用事業所等の場合においては、抽出対象となった被保険者の主たる勤務地(営業所や工場等)の所在する都道府県とすること。	
(事業所の業態区分) ・23頁の別紙5「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に基づいた業態番号を記入しているか。	
(事業所の被保険者数) ・健康保険組合全体の被保険者数を記入していないか。 ・適用区分「1.強制」「2.任意」を選択した者の事業所の被保険者数を「0」としていないか。 ・適用区分が「3.任意継続」「4.特例退職」を選択した者の被保険者数を「0」以外としていないか。 ・被保険者の区分が「3.脱退者」で、調査年10月1日に事業所の全喪による資格喪失の場合、全喪時の被保険者数(「0」以外)を記入しているか。	
(性別) ・被保険者または異動した者と配偶者の性別が同じになっていないか。	

(年月日) ・被保険者または異動した者が15歳未満ではないか。 ・生年月が存在しない年月になっていないか。 (注) 明治は45.7.30まで、大正は15.12.24まで、昭和は64.1.7まで、平成は31.4.30までである。	
(資格取得時期) ・任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得時期については、一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所における資格取得時期になっているか。	
(標準報酬月額) ・一般被保険者及び任意継続被保険者について、標準報酬等級にて定める月額を記入しているか。 ・標準報酬等級の第1等級(58千円)または第50等級(1,390千円)の場合には、<u>標準報酬月額の算定の根拠となった報酬月額(実額ベース)</u>を記入しているか。	
(標準賞与額) ・令和6年10月から令和7年9月までの標準賞与額の合計額になっているか。 ・令和6年10月から令和7年3月の間の標準賞与額については、令和6年4月からの支給額が年間573万円を上限として計算し、また、令和7年4月から令和7年9月の間の標準賞与額についても同様に計算して、それぞれの額を合算しているか。 ・(それぞれの標準賞与額が573万円ずつとなる場合、標準賞与額は1,146万円となる。) ・加入者、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の標準賞与額は「0」としているか。	
(基準収入額適用申請) ・「基準収入額適用申請」欄は、令和7年10月1日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者で、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合、「1.該当」「2.不該当」のどちらかになっているか。	
(加入者・脱退者) ・被保険者区分が「2.加入者」「3.脱退者」の場合、それぞれ加入者欄(加入前の医療保険)、脱退者欄(脱退後の医療保険)を記入しているか。	
(続柄) ・配偶者が2人以上となっていないか。 ・被保険者または異動した者の孫や兄弟姉妹を直系尊属としていないか。 (注) 直系尊属とは、被保険者及び配偶者の<u>父母・祖父母・曾祖父母の場合であり、孫や兄弟姉妹は「4.その他」とすること。</u>	
(扶養開始時期) ・扶養開始時期が被保険者の資格取得時期以前となっていないか。	
(介護保険) ・65歳以上の者(第1号被保険者)について、「2.適用除外」にしていないか。 ・40歳以上で介護保険が「2.適用除外」である場合、適用除外理由の番号を()に記入しているか。 ・75歳以上の者の場合、「2.適用除外」かつ適用除外理由の番号を「1.国外居住者」としているか。	

電子媒体での提出

電子媒体での提出は、下記に従い提出するよう配慮されたい。

1. ファイルの仕様

添付書の項目、調査票の項目を1つのファイルにまとめる。

添付書・調査票ファイル

項 目	内 容
データ形式	CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(OD0A)付き）
レコード長	添付書レコード（1行目） 最大170バイト＋（改行コード2バイト）
	調査票レコード（2行目以降） 最大372バイト＋（改行コード2バイト）
ファイル名	T + "_" + 調査年度（元号コード（1桁）＋和暦年度（2桁）） + "_" + 都道府県番号（2桁）+ "_" + 組合コード番号（5桁） + "_" + 支部番号（2桁）.csv 例：令和7年（07年）度調査 本部組合（都道府県番号：13 / 組合コード：00001）→ T_R07_13_00001_00.csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書・調査票ファイルのイメージは別紙9－1のとおりとなり、 1行目は添付書データ、2行目以降は調査票データである。添付 書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別紙9－2のとおり とし、別紙8のデータ記録要領に従ってデータを記録すること とする。（別紙8の項目IDについては別紙7－1、7－2を参 照。）

2. その他

調査票作成のためのツールとして以下を用意した。厚生労働省ホームページからダウンロードして活用すること。また、操作説明書も併せて参照すること。

厚生労働省ホームページアドレス <https://www.mhlw.go.jp/>

厚生労働省HPのトップページ → 健康・医療 → 医療保険 → 医療保険データベース → 健康保険・船員保険被保険者実態調査 → 「健康保険被保険者実態調査 調査票等作成支援システム 及び 被保険者証記号・番号変換ツールについて」からダウンロードできる。

(1) 選定表ファイル

別紙1のエクセルファイル

(2) 調査票等作成支援システム(Ver2.8.0.0)

今年度より、バージョンの更新を行った。昨年度以前のものをアンインストールし、最新のバージョンをダウンロードすること。

添付書・調査票の項目ごとにデータをパソコン上で入力することで、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うことができる。同時に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リストも作成することができる（この対応リストは各健康保険組合で疑義照会用に控えておくものであるので、提出する必要はない） 1 2。

なお、組合の独自システム等で調査票ファイルまたは添付書・調査票ファイルを作成した場合も、基本的に当システムを使用して該当ファイルの読み込みを行い、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うこと 3。

（エラーチェックの詳細については、別紙10「エラーチェックリスト」を参照）

- 1 対応リストのファイル名は、「添付書・調査票ファイル名（拡張子を除く）」＋「1からの分割連番」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証記号」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証番号」となっている。
- 2 （被保険者証記号および被保険者証番号が一連番号に変換された）調査票ファイル2行目と、組合控え用の対応リスト2行目の、左から5・6列目の番号が一致しているか確認すること。
- 3 警告エラーは調査課の想定する数値の範囲を超えているため念のため確認させていただいているものであり、数値に誤りがなければ必ずしも修正していただく必要はありません。

(3) 被保険者証記号・番号変換ツール(参考)

今年度より、バージョンの更新を行った。昨年度以前のものをアンインストールし、最新のバージョンをダウンロードすること。

組合の独自システム等で添付書・調査票ファイルを作成して且つ十分なエラーチェックを行っている場合は、当ツールを使用し、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換のみを行って提出することも可能である 4。また、調査票等作成支援システムと同様に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リ

ストも作成することができる。

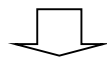
- 4 「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」のどちらか一方のみを利用し、両方利用することのないよう注意すること。

ツールのバージョンについて

- (1) ツールは最新のバージョンのものを使用すること。
最新のバージョンがインストールされている場合、改めてダウンロードする必要はない。
- (2) 調査票等作成支援システム
今年度よりバージョンの更新を行った。
- (3) 被保険者証記号・番号変換ツール
今年度よりバージョンの更新を行った。

ホームページイメージ図

厚生労働省HPのトップページ下の『テーマ別に探す』/『健康・医療』をクリック



『健康・医療』/医療保険をクリック

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療

健康・医療



健康

健康づくり、疾病対策から感染症などの健康危機管理、生活衛生、水行政まで、患者や生活者の視点に立ち、国民一人一人の健康で生き生きとした生活を送るための働きを進めています。

医療

けがをしたり病気になった時に、安全で質の高い医療サービスを受けることができる医療提供体制を確立し、患者さんからの信頼をより一層高めていくことが、健康で生き生きとした社会を目指す目標です。

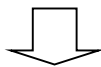
食品

食中毒の防止に万全を期するとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の制定に取り組むなど、私たちが毎日、口にしている食品の安全性を確保するための施策を行っています。

医療保険

国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と健康寿命を達成してきた日本。少子高齢化、経済構造の変化に対応し、これからの持続可能な公的医療保険制度を目指します。

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
健康
食品
医療
医療保険
医薬品・医療機器
生活衛生
水道
福祉・介護
雇用・労働
年金
他分野の取り組み



ページの先頭へ戻る

政策分野関連情報

法令・通知検索

医療保険データベース

所管法人等

ページの先頭へ戻る

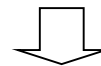


制度別情報

- 被用者保険
 - 健康保険・船員保険事業状況報告
 - 健康保険・船員保険被保険者実態調査
- 国民健康保険
 - 国民健康保険事業状況報告 **NEW** 7月17日
 - 国民健康保険実態調査
- 後期高齢者医療制度
 - 後期高齢者医療事業状況報告
 - 後期高齢者医療制度被保険者実態調査

ページの先頭へ戻る

その他



生活衛生
水道
福祉・介護
雇用・労働
年金
他分野の取り組み
組織別の政策一覧
各種助成金・奨励金等の制度

その他

健康保険被保険者実態調査 調査票等作成支援システム 及び 被保険者証記号・番号変換ツールについて

問い合わせ先

保険局調査課

電話：03-5253-1111(内線3377)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Reader

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

審議会・研究会等

国会会議録

予算および決算・税制の概要

政策評価・独法評価

こちらのページの『健康保険被保険者実態調査 調査票等作成支援システム 及び 被保険者証記号・番号変換ツールについて』よりダウンロードすること。

調査票等の提出方法及び提出期限

各健康保険組合において十分その記載内容を審査したうえで、令和7年11月30日までに管轄の地方厚生(支)局長あて送付すること。本部で一括調査を行っている場合は、本部は本部を管轄する地方厚生(支)局に支部の分も送付すること。

調査票等の提出方法は、原則として1の電子申請による提出とし、困難な場合は、2の方法による提出とする。なお、いずれの方法においても選定表の提出は要しない。

また、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツールで作成された「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リストは疑義照会が必要となった場合に使用するので、報告書が公表されるまでの概ね1年程度、控えておくこと。(提出は不要である。)

●電子媒体での提出

1. 「電子政府の総合窓口(e-Gov)」の電子申請システムを利用した提出
添付書・調査票ファイル(CSVファイル)を提出すること。

「電子政府の総合窓口(e-Gov)」の電子申請システムのホームページアドレス
<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

2. 磁気媒体による提出

磁気媒体は、CD-R/RWまたはDVD-R/RWによるものとし、管轄の地方厚生(支)局あて送付すること。また、その際には、健康保険組合名、支部名、組合コード・支部コード、作成年月日を記入した識別ラベルを貼付すること。

なお、上記1、2どちらの方法でも提出が困難である場合は、厚生労働省保険局調査課に相談されたい。

各地方厚生(支)局への送付先

- 北海道厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：北海道]
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階
- 東北厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県]
〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階
- 関東信越厚生局健康福祉部保険課
[管轄区域：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県]
〒330-9713 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
- 東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県]
〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階
- 近畿厚生局健康福祉部保険課
[管轄区域：福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]
〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階
- 中国四国厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県]
〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階
- 四国厚生支局総務管理官保険年金課
[管轄区域：徳島県・香川県・愛媛県・高知県]
〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階
- 九州厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県]
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎 2 階

当調査に関する照会先

管轄の地方厚生（支）局または厚生労働省保険局調査課数理第1係

厚生労働省保険局調査課

電話：03-5253-1111（内線3377）

(1 枚中 1 枚)

送付された健康保険組合別
抽出始発番号が8だった場合
は、この欄に「8」を記入する。

(令和7年10月1日現在)

都道府県番号 47
組合コード 98006
支部コード 00

健康保險組合名・支部名 ○ ○ 銀行健康保險組合 本部

事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客数	調査客体番号	事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客数	調査客体番号
1	〇〇銀行	23	515	515	6	8, 108, 208, 308, 408, 508	26	都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード(本部の場合は「00」)を記入する。					
2	〃 コザ支店	23	29	544			27						
3	〃 名護支店	23	42	586			28						
4	〃 石垣支店	23	37	623	1	22	29						
5	〃 東京支店	23	72	695			30						
6	〃 鹿児島支店	23	22	717	1	13	31						
7	〃 宮崎支店	23	36	753		32							
8	〃 大分支店	23	23	776			33	(参考) 調査客体として選定した被保険者は、次の各番号に該当するものである。 8, 108, 208, 308, 408, 508 最初から6つの調査客体は、8番目、108番目、208番目、308番目、408番目、508番目に該当するものであるから、事業所「〇〇銀行」に所属する被保険者である。そこで、事業所「〇〇銀行」の「調査客体」欄に8, 108, 208, 308, 408, 508と記入する。 次の調査客体は608番目に該当する者であるから、事業所「石垣支店」に所属する被保険者である。そこで「被保険者数累計」を利用して、608－586＝22即ち事業所「石垣支店」の現存する22番目の被保険者が調査客体として選定されるので、「調査客体」欄に22と記入する。 その次の調査客体の708番目以降も同様に行う。					
9	〃 熊本支店	23	18	794			34						
10	〃 長崎支店	23	21	815	1	14	35						
11	〃 佐賀支店	23	27	842			36						
12	〃 福岡支店	23	44	886			37						
13	〃 大阪支店	23	52	938	1	22	38						
14	健康保険組合	34	21	959			39						
15	職員組合	40	5	964			40						
16	××共立 株	24	15	979			41						
17	厚生年金基金	34	2	981			42						
18	株式会社	25	8	989			43						
19	任意継続		10	999			44						
20	特別退職		5	1,004			45						
21							46						
22							47						
23							48						
24							49						
25							50						
							合 計		1,004		10		

記載する事業所の順序は、自由に決めていただいて構いません。

添付書記入例

令和7年度 健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード(本部の場合は「00」)を記入する。支部名については支部がない場合でも「本部」と記入する。

都道府県番号		組合コード					支部コード	
4	7	9	8	0	0	6	0	0
健康保険組合名							本・支部名	
〇〇銀行健康保険組合							本部	

健康保険組合(支部において調査を行う場合は、支部における)の10月1日現在の被保険者数について記入すること。なお、支部において調査を行う本部組合は、当該支部の被保険者数は除くこと。

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
1,004		10	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
80	2	20	0

脱退者総数は、10月中に「被保険者資格喪失届」により被保険者の資格を喪失した人数を記入すること。

加入者総数は、10月中に「被保険者資格取得届」により被保険者となった人数を記入すること。

支部が存在しない組合については「2」を記入する。また支部があっても、支部単位で調査を実施する組合の本部は「2」を記入する。

1. 支部があるが、一括調査をしている本部である。	2
2. 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

(参考)

選定表記入例の場合、被保険者欄の被保険者総数が「1,004」、調査票枚数が「10」となる。

また、加入者・脱退者では抽出始発番号は全組合共通で25であり、
25, 75, 125, ……

と以降50番ごとに抽出することになる。

よって、この組合について10月中の加入者が80人であるため、調査票枚数が「2」となる。一方、脱退者については20人であり、始発番号である25人に満たないため、調査票枚数は「0」となる。

調査票記入例



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和7年度

健康保険被保険者実態調査調査票

本社一括適用事業所等の場合において、抽出対象となった被保険者が本社以外(支店・営業所・工場等)で勤務している場合は、実際に勤務している事業所の所在する都道府県番号を記載すること。

【例】

本社:東京(都道府県番号:13)

実際の勤務地(那覇支店):沖縄(都道府県番号:47)

この場合、実際の勤務地是那覇支店であるので、都道府県番号は「47」とする。

健康保険組合名 ○ ○ 銀行健康保険組合 本部

適用区分	1. 強制	2. 任意	3. 任意継続	4. 特例退職
事業所	都道府県番号 4 7	業態番号 2 3	事業所の被保険者数 5 1 5	
被保険者	性別 1. 男 2. 女	生年月日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和 3 0 年 0 7 月	被保険者等の区分 1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	短時間労働者 1. 該当 2. 非該当
	資格取得時期 1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降	標準報酬月額 5 0 0 千円	標準賞与額 1 2 0 0 千円	
	介護保険 1. 該当 2. 適用除外 (1)	基準収入額適用申請 1. 該当 2. 不該当		
	加入者 1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳	被保険者の区分が「加入者」の場合、加入前の医療保険制度について記入すること。		
	脱退者 1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者	被保険者の区分が「脱退者」の場合、脱退後の医療保険制度について記入すること。		
被扶養者	性別 1. 男 2. 女	生年月日 1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 3 1 年 0 1 月	続柄 1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	扶養開始時期 1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降
	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 5 8 年 1 1 月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降
	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 年 月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降
	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 年 月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降
	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 年 月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降
	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 年 月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降
	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 年 月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降
	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令 年 月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降

事業所番号 1 2 3 4 調査客体番号 1 0 0 0 0 1

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

令和7年度 健康保険被保険者実態調査

(枚中 枚)

調査客体選定表
(令和7年10月1日現在)

抽出始発番号	
--------	--

都道府県番号
組合コード
支部コード

健康保険組合名・支部名

事業所番 号	事 業 所 名	業 態	被 保 険 者 数	被 保 険 者 数 累 計	調 査 客 体 数	調 査 客 体 番 号	事業所番 号	事 業 所 名	業 態	被 保 険 者 数	被 保 険 者 数 累 計	調 査 客 体 数	調 査 客 体 番 号
1							26						
2							27						
3							28						
4							29						
5							30						
6							31						
7							32						
8							33						
9							34						
10							35						
11							36						
12							37						
13							38						
14							39						
15							40						
16							41						
17							42						
18							43						
19							44						
20							45						
21							46						
22							47						
23							48						
24							49						
25							50						
								合 計					

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
● ● ● ●	● ● ● ●	
健康保険組合名		本・支部名

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数

1 . 支部があるが、一括調査をしている本部である。 2 . 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	
--	--

本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報
の秘密の保護に万全を期します。

別紙 3

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強 制		2. 任 意		3. 任意継続		4. 特例退職					
事業所	都道府 県番号		業態番号		事業所の 被保険者数				人			
被 保 険 者	性 別	1. 男 2. 女	生 年 月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月	被保険者 等の区分	1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	短時 間労 働者	1. 該当 2. 非該当
	資格取 得時期	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降				標準報 酬月額			千円	標準 賞与額		千円
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()				基準収入額適用申請			1. 該当 2. 不該当			
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳										
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者										
被 扶 養 者	性 別	生 年 月				続 柄		扶養開始時期		介護保険		
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		

事業所番号		調査客体番号	
-------	--	--------	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を。で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

別紙 4「健康保険組合別抽出始発番号一覧」については、
ページ数が多いため、別ファイルを参照

健康保険被保険者実態調査の業態番号

業態 番号	業 態	業態 番号	業 態
1	農林水産業	22	無店舗小売業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	23	金融業、保険業
3	総合工事業	24	不動産業
4	職別工事業	25	物品賃貸業
5	設備工事業	26	学術研究機関
6	食料品・たばこ製造業	27	専門・技術サービス業(43を除く)
7	繊維製品製造業	28	飲食店
8	木製品・家具等製造業	29	宿泊業
9	紙製品製造業	30	対個人サービス業
10	印刷・同関連業	31	娯楽業
11	化学工業・同類似業	32	教育、学習支援業
12	金属工業	33	医療業・保健衛生
13	機械器具製造業	34	社会保険・社会福祉・介護事業
14	その他の製造業	35	複合サービス業
15	電気・ガス・熱供給・水道業	36	職業紹介・労働者派遣業
16	情報通信業	37	その他の対事業所サービス業
17	道路貨物運送業	38	修理業
18	その他の運輸業	39	廃棄物処理業
19	卸売業	40	政治・経済・文化団体
20	飲食料品以外の小売業	41	その他のサービス業
21	飲食料品小売業	42	公務
		43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業

(参考) 健康保険被保険者実態調査における業態分類の日本標準産業分類上の解説等

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
1	農林水産業	耕種農業、畜産農業及び農業に直接関係するサービス業務、林業及び及び林業に直接関係するサービス業務並びに海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業、海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品質向上処理を行う事業所	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
3	総合工事業	主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
4	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、解体工事業等
5	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空調調設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、道路標識設置工事業等
6	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製水業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
7	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所	製糸業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業(寝具製造業、タオル製造業等)
8	木製品・家具等製造業	製材及び木製基礎資材の製造並びに木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料とした製品又は家具の製造を行う事業所	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業(木材薬品処理業、コルク加工基礎資材・コルク製品製造業等)、家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業(プラスチック製家具・装備品製造業、強化プラスチック製家具製造業等)
9	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業(紙タオル・紙ナフキン製造業等)
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
11	化学工業・同類似業	化学工業、石油製品、石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品及び窯業・土石製品を製造する事業所	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業(火薬類製造業、農薬製造業等、香料製造業等)、石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業(練炭製造業等)、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業、その他のプラスチック製品製造業(プラスチック製容器製造業等)、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業(医療・衛生用ゴム製品製造業)、ガラス・同製品製造業、セメント・鋼製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業(石こう製品製造業、石灰製造業等)
12	金属工業	鉄鋼業、非鉄金属及び金属製品を製造する事業所	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業(鋳鉄管製造業等)、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業(核燃料製造業等)、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置、配管工用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業(金属製スプリング製造業等)
13	機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具を製造する事業所	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(消火器具・消火装置製造業等)、農業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業(ロボット製造業等)、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測量器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業(フィルタ製造業等)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業(導線線製造業等)、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自動車・同部分品製造業等)
14	その他の製造業	業態分類の06(食料品・たばこ製造業)から13(機械器具製造業)に分類されない製品を製造する事業所	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業(看板・標識機製造業等)
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所	電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業、公共放送業、民間放送業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文・文情報制作に附帯するサービス業
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業(自転車貨物運送業等)
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業運輸に附帯するサービス業、郵便業(信使便事業を含む)の事業所	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貨切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業(特定旅客自動車運送業等)、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶賃貸業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業(海運仲立業等)、郵便業

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣類等卸売業、飲食品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業の事業所	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食糧・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生资源卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業(計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業(書籍・雑誌卸売業等)
20	飲食品以外の小売業	各種商品小売業、繊維・衣類・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業の事業所	百貨店、総合スーパー、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の繊維・衣服・身の回り品小売業(かばん・袋物小売業等)、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業(ホームセンター、ジュエリー製品小売業等)
21	飲食品小売業	主として飲食品を小売する事業所	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食品小売業(コンビニエンスストア、米穀類小売業等)
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
23	金融業、保険業	金融業又は保険業を営む事業所であり、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所事業所も含む	中央銀行、銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関(政府関係金融機関、証券金融業等)、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業、生命保険業、損害保険業、共済事業、小額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
24	不動産業	主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理若しくは仲介を行う事業所	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業(音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業等)
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
27	専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業の事業所	デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業(不動産鑑定業等)、広告業、獣医療、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業		法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
28	飲食店	客の注文に応じ調理した飲食品、その他の食料品、アルコールを含む飲料を提供する事業所	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店(ハンバーガー店等)、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業(会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ等)
30	対個人サービス業	主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場、その他の洗濯・理容・美容・浴場業(エステティック業等)、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業(結婚相談業、結婚式場紹介業、写真現像・焼付業等)
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、その他の娯楽業(ダンスホール、カラオケボックス業等)
32	教育、学習支援業	学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補助教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業(料理学校、自動車教習所等)
33	医療業・保健衛生	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所並びに保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物検疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業(歯科技工所等)、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
35	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の各種サービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている事業所	郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所	職業紹介業、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
38	修理業	自動車の整備修理を行う事業所及び機械、家具などに分類されないその他の修理を行う事業所	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利の団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利の団体
41	その他のサービス業	神道、仏教、キリスト教などの宗教の拝礼施設等、他に分類されないサービスを提供する事業所、日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(中央卸売市場等)、外国公館、その他の外国公務
42	公務	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

注：解説及び事業例の詳細については、「日本標準産業分類(令和5年6月改定)」(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm)を参照願います。

都道府県の番号表

北海道 0 1	埼 玉 1 1	岐 阜 2 1	鳥 取 3 1	佐 賀 4 1
青 森 0 2	千 葉 1 2	静 岡 2 2	島 根 3 2	長 崎 4 2
岩 手 0 3	東 京 1 3	愛 知 2 3	岡 山 3 3	熊 本 4 3
宮 城 0 4	神奈川 1 4	三 重 2 4	広 島 3 4	大 分 4 4
秋 田 0 5	新 潟 1 5	滋 賀 2 5	山 口 3 5	宮 崎 4 5
山 形 0 6	富 山 1 6	京 都 2 6	徳 島 3 6	鹿児島 4 6
福 島 0 7	石 川 1 7	大 阪 2 7	香 川 3 7	沖 縄 4 7
茨 城 0 8	福 井 1 8	兵 庫 2 8	愛 媛 3 8	
栃 木 0 9	山 梨 1 9	奈 良 2 9	高 知 3 9	
群 馬 1 0	長 野 2 0	和歌山 3 0	福 岡 4 0	

令和7年度 健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
A 0 1	A 0 2	A 0 3
健康保険組合名		本・支部名
A 0 4		A 0 5

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
A 0 6		A 0 7	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
A 0 8	A 0 9	A 1 0	A 1 1

1 . 支部があるが、一括調査をしている本部である。	A 1 2
2 . 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

令和7年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分		B 01															
事業所		都道府県番号	B 02	業態番号	B 03		事業所の被保険者数	B 04					人				
被 保 険 者	性 別	B 05	生 年 月		B 06		B 07		年	B 08		月	被保険者等の区分	B 09	短時間労働者	B 18	
	資格取得時期	B 10						標準報酬月額		B 11			千円	標準賞与額	B 12		千円
	介護保険		B 13 (B 14)						基準収入額適用申請				B 15				
	加入者	B 16															
	脱退者	B 17															
被 扶 養 者	性 別	生 年 月						続 柄		扶養開始時期				介護保険			
	1	C01-1	C02-1	C03-1	年	C04-1	月	C05-1		C06-1				C07-1 (C08-1)			
	2	C01-2	C02-2	C03-2	年	C04-2	月	C05-2		C06-2				C07-2 (C08-2)			
	3	C01-3	C02-3	C03-3	年	C04-3	月	C05-3		C06-3				C07-3 (C08-3)			
	4	C01-4	C02-4	C03-4	年	C04-4	月	C05-4		C06-4				C07-4 (C08-4)			
	5	C01-5	C02-5	C03-5	年	C04-5	月	C05-5		C06-5				C07-5 (C08-5)			
	6	C01-6	C02-6	C03-6	年	C04-6	月	C05-6		C06-6				C07-6 (C08-6)			
	7	C01-7	C02-7	C03-7	年	C04-7	月	C05-7		C06-7				C07-7 (C08-7)			
8	C01-8	C02-8	C03-8	年	C04-8	月	C05-8		C06-8				C07-8 (C08-8)				

事業所番号	D01	調査客体番号	D02
-------	-----	--------	-----

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を1つだけ○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰に記入すること。1枠に1文字だけ記入すること。

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査【添付書・調査票】データ記録要領

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目ID	項目名	最大 桁数	全角 /半角	項目 タイプ	入力内容（コードとフォーマット）
	データフラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 (1:添付書データはデータファイルの1行目に入れて下さい) 1 添付書データ 2 調査票データ
	調査対象年度_元号	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 5 令和
	調査対象年度_年	2	半角	数字	●調査票項目にはありません。 7 07年度
	作成年月日	8	半角	数字	●調査票項目にはありません。 - データ作成年月日を入力。（YYYYMMDD）
A01	都道府県番号	2	半角	数字	●1桁のとき、左に0を追加して入力。 - 例： 1 → 01 01 北海道 47 沖縄
A02	組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320～98053
A03	支部コード	2	半角	数字	
A04	健康保険組合名	50	全角	文字	
A05	本・支部名	50	全角	文字	
A06	被保険者総数	6	半角	数字	
A07	調査票枚数	5	半角	数字	
A08	加入者総数	5	半角	数字	
A09	調査票枚数	5	半角	数字	
A10	脱退者総数	5	半角	数字	
A11	調査票枚数	5	半角	数字	
A12	一括調査有無	1	半角	数字	1 支部があるが、一括調査をしている本部 2 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部
	データ作成フラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 0 保険者作成

【調査票】

項目ID	項目名	最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）
	データフラグ	1	半角	数字	● 調査票項目にはありません。 (2: 調査票データはデータファイルの1行目に入れて下さい) 1 添付書データ 2 調査票データ
A01	都道府県番号	2	半角	数字	● 1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例: 1 → 01 01 北海道 47 沖縄
A02	組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320 ~ 98053
A03	支部コード	2	半角	数字	
D01	被保険者証の記号	4	半角	数字	
D02	被保険者証の番号	7	半角	数字	
B01	適用区分	1	半角	数字	1 強制 2 任意 3 任意継続 4 特例退職
B02	都道府県番号	2	半角	数字	● 1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例: 1 → 01 01 北海道 47 沖縄
B03	業態番号	2	半角	数字	「適用区分」が3(任意継続)の場合 00 任意継続(「適用区分」が3(任意継続)の場合) 「適用区分」が1(強制)もしくは2(任意)の場合 01 農林水産業 02 鉱業・採石業・砂利採取業 03 総合工事業 04 識別工事業 05 設備工事業 06 食料品・たばこ製造業 07 繊維製品製造業 08 木製品・家具等製造業 09 紙製品製造業 10 印刷・同関連業 11 化学工業・同類似業 12 金属工業 13 機械器具製造業 14 その他の製造業 15 電気・ガス・熱供給・水道業 16 情報通信業 17 道路貨物運送業 18 その他の運輸業 19 卸売業 20 飲食料品以外の小売業 21 飲食料品小売業 22 無店舗小売業 23 金融業 24 不動産業 25 物品賃貸業 26 学術研究機関 27 専門・技術サービス業(43を除く) 28 飲食業 29 宿泊業 30 対個人サービス業 31 娯楽業 32 教育・学習支援業 33 医療業・保健衛生 34 社会保険・社会福祉・介護事業 35 複合サービス業 36 職業紹介・労働者派遣業 37 その他の対事業所サービス業 38 修理業 39 廃棄物処理業 40 政治・経済・文化団体 41 その他のサービス業 42 公務 43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業 「適用区分」が4(特例退職)の場合 99 特例退職
B04	被保険者数	6	半角	数字	

B05	性別	1	半角	数字	1 2	男 女
B06	生年月_元号	1	半角	数字	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和
B07	生年月_年	2	半角	数字	1 2 3 4 5 64	元年 1月 2月 3月 4月 5月 64年
B08	生年月_月	2	半角	数字	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
B09	被保険者等の区分	1	半角	数字	1 2 3	被保険者 加入者 脱退者
B18	短時間労働者	1	半角	数字	1 2	該当 不該当
B10	資格取得時期	1	半角	数字	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合 1 30年9月以前 2 30年10月以降 「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合 0 被保険者等の区分が2もしくは3
B11	標準報酬月額	4	半角	数字		
B12	標準賞与額	5	半角	数字		
B13	介護保険	1	半角	数字	1 2	該当 適用除外
B14	介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合 1 海外居住者 2 身体障害者療護施設等入所者 3 在留資格1年未満の外国人 上記以外 0 1, 2, 3以外
B15	基準収入額適用申請	1	半角	数字	0 1 2	基準収入適用申請 対象外 該当 不該当
B16	加入者	1	半角	数字	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合 1 協会 2 組合 3 共済 4 国保 5 その他 6 不詳 「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合 0 被保険者等の区分が1もしくは3
B17	脱退者	1	半角	数字	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合 1 協会 2 組合 3 共済 4 国保 5 その他 6 不詳 7 死亡 8 後期高齢者 「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合 0 被保険者等の区分が1もしくは2
	被扶養者数	1	半角	数字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	●調査票項目にはありません。 0 扶養者なし 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人 5 5人 6 6人 7 7人 8 8人 9 9人 10 10人 11 11人 12 12人 13 13人 14 14人 15 15人 16 16人 17 17人 18 18人 19 19人 20 20人 21 21人 22 22人 23 23人 24 24人 25 25人 26 26人 27 27人 28 28人 29 29人 30 30人 31 31人 32 32人 33 33人 34 34人 35 35人 36 36人 37 37人 38 38人 39 39人 40 40人 41 41人 42 42人 43 43人 44 44人 45 45人 46 46人 47 47人 48 48人 49 49人 50 50人 51 51人 52 52人 53 53人 54 54人 55 55人 56 56人 57 57人 58 58人 59 59人 60 60人 61 61人 62 62人 63 63人 64 64人 65 65人 66 66人 67 67人 68 68人 69 69人 70 70人 71 71人 72 72人 73 73人 74 74人 75 75人 76 76人 77 77人 78 78人 79 79人 80 80人 81 81人 82 82人 83 83人 84 84人 85 85人 86 86人 87 87人 88 88人 89 89人 90 90人 91 91人 92 92人 93 93人 94 94人 95 95人 96 96人 97 97人 98 98人 99 99人 100 100人
C01-1 ~ 16	性別	1	半角	数字	1 2	男 女
C02-1 ~ 16	生年月_元号	1	半角	数字	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和
C03-1 ~ 16	生年月_年	2	半角	数字	1 2 3 4 5 64	元年 1月 2月 3月 4月 5月 64年

C04-1～16	被 扶 養 者 (2				5	5
C05-1～16						
C06-1～16						
C07-1～16						
C08-1～16						
	データ作成フラグ	1	半角	数字	● 調査票項目にはありません。	
					0	保険者作成

2 被扶養者が16年に満たない場合でも、項目数分'半角力数字')を入力してください。

				12 12月
続柄	1	半角	数字	1 配偶者 2 直系尊属 3 子 4 その他
扶養開始時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合 0 被保険者等の区分が2もしくは3 被保険者の「資格取得時期」が1(平成15年9月以前)の場合 1 平成30年9月以前 2 平成30年10月以降 被保険者の「資格取得時期」が2(平成15年10月以降)の場合 2 平成30年10月以降
介護保険	1	半角	数字	0 介護保険不該当 1 該当 2 適用除外
介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合 1 海外居住者 2 身体障害者療護施設等入所者 3 在留資格1年未満の外国人
				上記以外 0 1,2,3以外

添付書・調査票ファイル イメージ図

- 添付書・調査票ファイルはCSV(カンマ区切り)形式です。

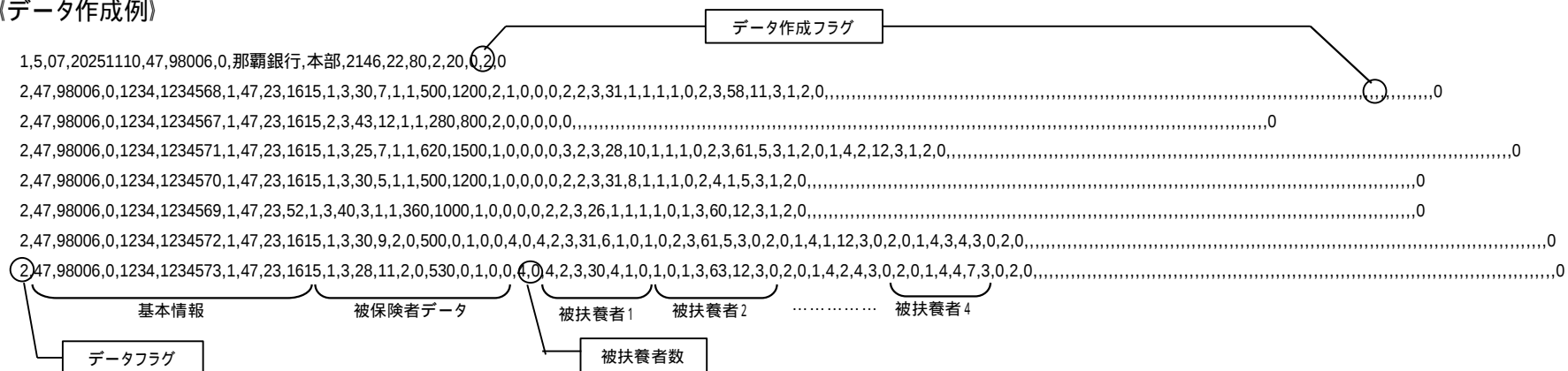
(1行目:添付書)	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,A01,A02,A03,……,A12,作成データフラグ[改行]
(2行目:調査票)	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01……,B17,被扶養者数,C01-1,……,C08-1,データ作成フラグ[改行]
:	
:	
:	
((添付書1枚+調査票枚数)行目:調査票)	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01……,B17,被扶養者数,C01-16,……,C08-16,データ作成フラグ[改行]

添付書の項目数は17項目(データフラグ等を含みます)です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

調査票の項目数は最大153項目(データフラグ等を含みます)です(被扶養者数により異なります)。

被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は152個(被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数-1)必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

(データ作成例)



添付書・調査票ファイル レイアウト

【添付書】

可 変 長 最大 172バイト	データ フラグ	調査年度					データ作成年月日							都 道 府 県 番 号	組合コード	支 部 コ ー ド	健康保険組合名																																	
		元号			年 (和暦)	年 (西暦)	月	日																																										
	1	1	1	1	2	1	4	2	2	1	2	1	5	1	2	1	50																																	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

	(健康保険組合名)																													本・支部名																																									
	(50)																												1	50																																									
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																					

	(本・支部名)		被保険者				加入者																																										
			被保険者総数		調査票枚数		加入者総数		調査票枚数																																								
	(50)	1	6	1	5	1	5	1	5																																								
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150

	(加入者)		脱退者				一括調査作成有無		データ作成フラグ	改行コード (0D0A)
	(調査票枚数)		脱退者総数		調査票枚数					
	(5)	1	5	1	5	1	1	1	1	2
151 152 153 154 155 156 158 159 160 161 164 165 168 169 172										

添付書の項目数は17項目です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

[調査票]

可 変 長 最大 374バイト	データ フラグ	組 合													事業所番号												適用 区分		事業所																	被 保 険 者							
		都 道 府 県 番 号		組合コード								支 部 コ ー ド	性 別																生 年 月																								
																													年 号	年																							
1	1	2	1	5				1	2	1	5				1	7								1	1	1	2	6				1	1	1	1	1	2	1															
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50		

	(被 保 険 者)																		被 扶 養 者		被 扶 養 者 1																													
	月	被 保 険 者 等 の 区 分	短 時 間 労 働 者	資 格 取 得 時 期	標 準 報 酬 月 額		標 準 賞 与 額		介 護 保 険			基 準 収 入 額 適 用 申 請	加 入 者	脱 退 者	性 別	生 年 月						続 柄	扶 養 開 始 時 期	介 護 保																										
																年 号	年				月						続 柄	扶 養 開 始 時 期	介 護 保																					
																	2				1											1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	数	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

		被 扶 養 者 2																		被 扶 養 者 3																		被 扶 養 者 4																
	1	17																	1	17																	1	17																
101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150																																																						

	被 扶 養 者 13																	被 扶 養 者 14																	被 扶 養 者 15															
17																1	17																1	17																
301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350																																																		

			被 扶 養 者 16																データ 作成 フラグ	改行 コード (0D0A)
		1	17																1	1
351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374																				

被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は153個（被扶養者が16人いる場合に記録する必要のある最大項目数－1）必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください

令和6年度 健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・添付書部】のエラーメッセージ

エラー 番号		エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
01	被 保 険 者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は100～200,000の 範囲であること 100 被保険者総数 200,000	1	A06
02 1			被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は以下の範囲で あること (被保険者総数÷100) - 1 < 調査票枚数 (被保険者総数÷100) + 1	2	A06,A07
03	加 入 者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は0～20,000の 範囲であること 0 加入者総数 20,000	1	A08
04		1	加入者調査票枚数が加入者総数より大きい	加入者総数は加入者調査票枚数以上で あること 加入者調査票枚数 加入者総数	2	A08,A09
05		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者の調査票枚数は以下の範囲で あること (加入者総数-25)÷50 < 調査票枚数 (加入者総数+25)÷50	2	A08,A09
06	脱 退 者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は0～20,000の 範囲であること 0 脱退者総数 20,000	1	A10
07		1	脱退者調査票枚数が脱退者総数より大きい	脱退者総数は脱退者調査票枚数以上で あること 脱退者調査票枚数 脱退者総数	2	A10,A11
08		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者の調査票枚数は以下の範囲で あること (脱退者総数-25)÷50 < 調査票枚数 (脱退者総数+25)÷50	2	A10,A11
09		1	調査形態コード範囲外もしくは無記入	調査形態コードは1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：支部があるが、一括調査をしている本部である 2：支部がない本部又はそれぞれで調査を している本部・支部	1	A12

令和7年度 健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・調査票部】のエラーメッセージ

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告15-	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
01	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は1～4の範囲であり、以下のコードに対応する 1：強制 2：任意 3：任意継続 4：特例退職	1	B01
02	2	適用区分2（：任意）	「適用区分」が2（：任意）の場合の確認チェック	1	B01
03	1	事業所の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は01～47の範囲であり、以下のコードに対応する 01：北海道 02：青森県 03：岩手県 04：宮城県 05：秋田県 06：山形県 07：福島県 08：茨城県 09：栃木県 10：群馬県 11：埼玉県 12：千葉県 13：東京都 14：神奈川県 15：新潟県 16：富山県 17：石川県 18：福井県 19：山梨県 20：長野県 21：岐阜県 22：静岡県 23：愛知県 24：三重県 25：滋賀県 26：京都府 27：大阪府 28：兵庫県 29：奈良県 30：和歌山県 31：鳥取県 32：島根県 33：岡山県 34：広島県 35：山口県 36：徳島県 37：香川県 38：愛媛県 39：高知県 40：福岡県 41：佐賀県 42：長崎県 43：熊本県 44：大分県 45：宮崎県 46：鹿児島県 47：沖縄県	1	B02
04	1	事業所の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は00～43及び99の範囲であり、以下のコードに対応する 00：任意継続 01：農林水産業 02：鉱業・採石業・砂利採取業 03：総合工事業 04：職別工事業 05：設備工事業 06：食料品・たばこ製造業 07：繊維製品製造業 08：木製品・家具等製造業 09：紙製品製造業 10：印刷・同関連業 11：化学工業・同類似業 12：金属工業 13：機械器具製造業 14：その他の製造業 15：電気・ガス・熱供給・水道業 16：情報通信業 17：道路貨物運送業 18：その他の運輸業 19：卸売業 20：飲食料品以外の小売業 21：飲食料品小売業 22：無店舗小売業 23：金融業・保険業 24：不動産業 25：物品賃貸業 26：学術研究機関 27：専門・技術サービス業（43を除く） 28：飲食業 29：宿泊業 30：対個人サービス業 31：娯楽業 32：教育・学習支援業 33：医療業・保健衛生 34：社会保険・社会福祉・介護事業 35：複合サービス業 36：職業紹介・労働者派遣業 37：その他の対事業所サービス業 38：修理業 39：廃棄物処理業 40：政治・経済・文化団体 41：その他のサービス業 42：公務 43：有資格者が法律会計関係業務を行う事業 99：特例退職	1	B03
05	1	適用区分が1もしくは2で業態番号01～43の範囲外	「適用区分」が1（：強制）もしくは2（：任意）の場合、「業態番号」は01～43の範囲であること	2	B01,B03
06	1	適用区分が3で業態番号が00以外	「適用区分」が3（：任意継続）の場合、「業態番号」は00（：任意継続）であること	2	B01,B03
07	1	適用区分が4で業態番号が99以外	「適用区分」が4（：特例退職）の場合、「業態番号」は99（：特例退職）であること	2	B01,B03
08	1	適用区分が1もしくは2で事業所の被保険者数が0人	「適用区分」が1（：強制）もしくは2（：任意）の場合、事業所の被保険者数は1人以上であること	2	B01,B04
09	1	適用区分が3もしくは4で事業所の被保険者数が1人以上	「適用区分」が3（：任意継続）もしくは4（：特例退職）の場合、事業所の被保険者数は0人であること	2	B01,B04
10	2	事業所被保険者数が10万人以上	「適用区分」が1（：強制）の場合、事業所の被保険者数は100,000人未満であること	2	B01,B04
11	2	事業所被保険者数が5人以上	「適用区分」が2（：任意）場合、事業所の被保険者数は5人未満であること	2	B01,B04
12	1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2の範囲であり、以下のコードに対応する 1：男 2：女	1	B05
13	1	被保険者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、「生年月 年 」、 「生年月 月 」、 「生年月 日 」、 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年 12月 昭和：元年 12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月 令和：元年 5月～調査年 9月	3	B06,B07,B08

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
14	2	被保険者の年齢(生年月)が15～74歳の範囲外	「生年月」より求められる被保険者の年齢は15歳～74歳の範囲内であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	B06,B07,B08
15	1	被保険者等の区分が1で適用区分が4の場合で被保険者の年齢が75歳以上	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)で「適用区分」が4(：特例退職)の場合、「生年月」より求められる被保険者の年齢は75歳未満であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B01,B06,B07,B08,B09
16	1	被保険者等の区分が1で適用区分が1～3で被保険者の年齢が75歳以上の場合で介護保険コードが2で適用除外選択コードが1以外	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)で「適用区分」が1(：強制)、2(：任意)、3(：任意継続)で、「生年月」より求められる被保険者の年齢が75歳以上の場合、「介護保険」は2(：適用除外)かつ「適用除外選択コード」は1(：国外居住者)であること。 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	7	B01,B06,B07,B08,B09,B13,B14
17	1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は1～3の範囲であり、以下のコードに対応する 1：被保険者 2：加入者 3：脱退者	1	B09
18	1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は0～2の範囲であり、以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1	B10
19	1	被保険者区分が1で資格取得時期コードが1,2以外	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)の場合、「資格取得時期」は 1(：調査対象年－1年前の9月以前)もしくは 2(：調査対象年－1年前の10月以降)であること	2	B09,B10
20	1	被保険者区分が2もしくは3で資格取得時期コードが0以外	「被保険者等の区分」が2(：加入者)もしくは3(：脱退者)の場合、「資格取得時期」は 0(：被保険者等の区分が2もしくは3)であること	2	B09,B10
21	1	標準報酬月額が0(千円)もしくは無記入	標準報酬月額は58～1390(千円)の範囲であること 適用区分が1(：強制)もしくは2(：任意)で58千円(第1等級)及び1390千円(第50等級)の場合は、実報酬額とすること	1	B11
22-1	2	標準報酬月額が58千円	標準報酬月額が58千円(第1等級)の場合、当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
22-2	1	標準報酬月額が標準報酬月額等級以外の月額	適用区分が1(：強制)、2(：任意)、3(：任意継続)の場合で標準報酬月額が68千円(第2等級)から1330千円(第49等級)の場合は、実報酬額とすること	2	B01,B11
22-3	2	標準報酬月額が1390千円	標準報酬月額が1390千円(第50等級)の場合、当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
23	2	適用区分が3で標準報酬月額が58～750(千円)範囲外	「適用区分」が3(：任意継続)の場合、「標準報酬月額」は58～750(千円)の範囲であること	2	B01,B11
24	2	適用区分が4で標準報酬月額が58～440(千円)範囲外	「適用区分」が4(：特例退職)の場合、「標準報酬月額」は58～440(千円)の範囲であること	2	B01,B11
25	2	標準賞与額範囲外	「標準賞与額」は5730(千円)以下の確認チェック	1	B12
26	1	適用区分が3もしくは4で標準賞与額が1(千円)以上	「適用区分」が3(：任意継続)もしくは4(：特例退職)の場合、「標準賞与額」は0であること	2	B01,B12
27	1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1	B13
28	1	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1(：該当)の場合、「年齢」は40歳以上であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06,B07,B08,B13
29	2	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1(：該当)の場合、「年齢」は40歳以上であること 調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4	B06,B07,B08,B13
30	1	被保険者の介護コードが1で適用除外選択時コードが0以外	「介護保険」が1(：該当)の場合、「適用除外選択コード」は0であること	2	B13,B14
31	1	被保険者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外選択コード」は0～3の範囲であり、以下のコードに対応する 0：1,2,3以外 1：国外居住者 2：適用除外施設入所者 3：在留資格1年未満の外国人	1	B14
32	1	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳以上で適用除外時選択コードが1,2,3以外	「介護保険」が2(：適用除外)の場合で、「年齢」が40歳以上の場合、「適用除外時選択コード」は1～3の範囲であること	5	B06,B07,B08,B13,B14
33	1	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2(：適用除外)の場合で、「年齢」が40歳未満の場合、「適用除外時選択コード」は0であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B06,B07,B08,B13,B14
34	2	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2(：適用除外)の場合で、「年齢」が40歳未満の場合、「適用除外時選択コード」は0であること 調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	5	B06,B07,B08,B13,B14
35	1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は0～2の範囲であり、以下のコードに対応する 0：基準収入額適用申請 対象外 1：該当 2：不該当	1	B15
36	1	基準収入額適用申請コードが0で被保険者が基準収入額適用申請対象者である	「基準収入額適用申請」が、0(：基準収入額適用申請対象外)の場合、被保険者が70歳以上の高齢受給者で、「標準報酬月額」が280(千円)未満である被保険者が70歳未満であるのいずれかであること	5	B06,B07,B08,B11,B15
37	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で標準報酬月額が280(千円)未満	「基準収入額適用申請」が、1(：該当)もしくは2(：不該当)の場合、「標準報酬月額」が280(千円)以上であること	2	B11,B15

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
38	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1(：該当)もしくは2(：不該当)の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06,B07,B08,B15
39	2	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1(：該当)もしくは2(：不該当)の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること 調査年で70歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4	B06,B07,B08,B15
40	1	加入者コード範囲外もしくは無記入	「加入者」は0～6の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が1もしくは3 1：協会 2：組合 3：共済 4：国保 5：その他 6：不詳	1	B16
41	1	被保険者等の区分が2で加入者コード1～6以外	「被保険者等の区分」が2(：加入者)の場合、「加入者」は1～6であること	2	B09,B16
42	1	被保険者等の区分が1もしくは3で加入者コード0以外	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)もしくは3(：脱退者)の場合、 「加入者」は0であること	2	B09,B16
43	1	脱退者コード範囲外もしくは無記入	「脱退者」は0～8の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が1もしくは2 1：協会 2：組合 3：共済 4：国保 5：その他 6：不詳 7：死亡 8：後期高齢者	1	B17
44	1	被保険者等の区分が3で脱退者コード1～8以外	「被保険者等の区分」が3(：脱退者)の場合、「脱退者」は1～8であること	2	B09,B17
45	1	被保険者等の区分が1もしくは2で脱退者コード0以外	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)もしくは2(：加入者)の場合、 「脱退者」は0であること	2	B09,B17
46	1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：男 2：女	1	C01-1(～16)
47	1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、 「生年月 年」、 「生年月 月」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年 12月 昭和：元年 12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月 令和：元年 4月～現在	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
48	1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は0～4の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：配偶者 2：直系尊属 3：子 4：その他	1	C05-1(～16)
49	2	被扶養者の年齢(生年月)が0～74歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は 0歳～74歳の範囲内であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
50	1	被扶養者の年齢が75歳以上の場合、介護保険コードが2で適用除外時選択コードが1以外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢が 75歳以上の場合、「介護保険」は2(：適用除外) かつ「適用除外時選択コード」は1(：国外居住者) であること。 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	6	B01, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
51	1	続柄が1で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が1(：配偶者)の場合、被保険者の 性別と被扶養者の性別は別であること	3	B05, C01-1(～16), C05-1(～16)
52	1	続柄が1が2名以上存在	「続柄」が1(：配偶者)は被保険者に対して1名以下	1	C05-1(～16)
53	2	続柄が1で被保険者との年齢差が30以上	「続柄」が1(：配偶者)で被保険者との 年齢差が30歳以上の場合の確認チェック	7	B06,B07,B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
54	2	続柄が3で被保険者との年齢差が15以下	「続柄」が3(：子)で被保険者との 年齢差が15歳以下の場合の確認チェック	7	B06,B07,B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
55	2	続柄が1で年齢が17歳以下	「続柄」が1(：配偶者)で年齢が17歳以下の場合の 確認チェック	5	C01-1(～16), C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
57	2	続柄が3の被扶養者の年齢が続柄1の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が3(：子)の年齢が 「続柄」が1(：配偶者)の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
58	2	続柄が3の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が3(：子)の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7	B06,B07,B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
59	2	続柄が2で年齢が30歳以下	「続柄」が2(：直系尊属)で年齢が30歳 以下である	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
60	1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は0～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1	C06-1(～16)

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
61	1	被保険者の資格取得時期が0の場合、扶養開始時期コードが0以外	被保険者の「資格取得時期」が 0（：被保険者等の区分が2もしくは3）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 0（：被保険者等の区分が2もしくは3） であること	2	B10,C06-1(～16)
62	1	被保険者の資格取得時期が1の場合、扶養開始時期コードが1もしくは2以外	被保険者の「資格取得時期」が 1（：調査対象年－1年前の9月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 1（：調査対象年－1年前の9月以前）もしくは 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
63	1	被保険者の資格取得時期が2の場合、扶養開始時期コードが2以外	被保険者の「資格取得時期」が 2（：調査対象年－1年前の10月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
64	1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1	C07-1(～16)
65	1	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	C02-1(～16),C03-1(～16),C04-1(～16)
66	2	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること 調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16)
67	1	被扶養者の介護コードが1で適用除外選択時コードが0以外	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は 0 であること	2	C07-1(～16), C08-1(～16)
68	1	被扶養者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外時選択コード」は 0～3の範囲であり、以下のコードに対応する	1	C08-1(～16)
69	1	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳以上で適用除外時選択コードが1, 2, 3以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は 1～3の範囲であること	5	C02-1(～16),C03-1(～16),C04-1(～16)
70	1	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は 0 であること 年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
71	2	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は 0 であること 調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
72	1	短時間労働者の範囲外もしくは無記入	「短時間労働者」は1もしくは2であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：不該当	1	B18

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
10320	00	北海道新聞社健康保険組合		66
10393	00	北海道農業団体健康保険組合		1
10472	00	北海道電力健康保険組合		75
10491	00	北洋銀行健康保険組合		49
10524	00	北海道銀行健康保険組合		71
10561	00	北海道信用金庫健康保険組合		50
10570	00	栗林商会健康保険組合		72
10603	00	北海道通運業健康保険組合		19
10621	00	樽崎健康保険組合		93
10659	00	エア・ウォーター健康保険組合		16
10695	00	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合		39
10701	00	浜仁会健康保険組合		19
10710	00	北海道医療健康保険組合		69
10729	00	ツリハホールディングス健康保険組合		14
12033	00	青森みちのく銀行健康保険組合		44
12061	00	日本原燃健康保険組合		30
13050	00	岩手銀行健康保険組合		42
13096	00	北日本銀行健康保険組合		41
13111	00	岩手県自動車販売健康保険組合		54
13139	00	東北銀行健康保険組合		17
13148	00	日本ハウスホールディングス健康保険組合		88
14085	00	東北電力健康保険組合		42
14094	00	七十七銀行健康保険組合		38
14119	00	河北新報健康保険組合		18
14128	00	ユアテック健康保険組合		47
14155	00	東北しんきん健康保険組合		22
14164	00	東北薬業健康保険組合		82
14173	00	宮城県自動車販売健康保険組合		68
14191	00	仙台銀行健康保険組合		31
14216	00	仙台卸商健康保険組合		78
15108	00	秋田銀行健康保険組合		49
15135	00	秋田県自動車販売健康保険組合		68
16063	00	山形銀行健康保険組合		9
16091	00	きらやか健康保険組合		92
16115	00	山形県自動車販売健康保険組合		62
16124	00	フィデア健康保険組合		21
17122	00	クレハ健康保険組合		15
17178	00	東邦銀行健康保険組合		55
17275	00	福島銀行健康保険組合		67
17284	00	福島トヨベツグループ健康保険組合		62
17293	00	大東銀行健康保険組合		67
17309	00	会津中央健康保険組合		95
20018	00	東京計器健康保険組合		21
20027	00	王子製紙健康保険組合		71
20045	00	日本電気健康保険組合		11
20054	00	明電舎健康保険組合		82
20072	00	沖電気工業健康保険組合		53
20081	00	フジクラ健康保険組合		99
20106	00	ニコン健康保険組合		66
20189	00	パイロット健康保険組合		85
20198	00	大日本印刷健康保険組合		59
20221	00	TOPPANグループ健康保険組合		22
20259	00	共同印刷健康保険組合		92
20295	00	三菱製鋼健康保険組合		23
20417	00	第一三共グループ健康保険組合		73
20471	00	東京瓦斯健康保険組合		91
20490	00	IHIグループ健康保険組合		6
20514	00	ENEOSグループ健康保険組合		17
20532	00	片倉健康保険組合		61
20579	00	東京西南私鉄連合健康保険組合		27
20621	00	京成電鉄健康保険組合		13
20630	00	横河電機健康保険組合		46
20649	00	花王健康保険組合		23
20658	00	東武鉄道健康保険組合		10
20694	00	コニカミノルタ健康保険組合		59
20791	00	トプコン健康保険組合		10
20834	00	住友ベークライト健康保険組合		87
20843	00	レゾナック健康保険組合		97
21025	00	富士紡健康保険組合		95
21043	00	日曹健康保険組合		74
21099	00	昭和飛行機健康保険組合		38
21122	00	日油健康保険組合		100
21178	00	リーガル健康保険組合		85
21201	00	小糸健康保険組合		36
21201	01	小糸健康保険組合	静岡支部	67
21220	00	東京地下鉄健康保険組合		31
21239	00	日清紡健康保険組合		13

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
21266	00	サッポロビール健康保険組合		22
21336	00	日野自動車健康保険組合		38
21372	00	日本無線健康保険組合		16
21381	00	オリンパス健康保険組合		11
21406	00	東洋製罐健康保険組合		60
21415	00	三菱ケミカル健康保険組合		92
21424	00	日本放送協会健康保険組合		81
21433	00	ライオン健康保険組合		82
21451	00	読売健康保険組合		40
21470	00	ニッスイ健康保険組合		36
21489	00	共同通信社健康保険組合		77
21498	00	安田日本興亜健康保険組合		3
21512	00	第一生命健康保険組合		36
21521	00	高島屋健康保険組合		89
21531	00	三菱健康保険組合		42
21559	00	みずほ健康保険組合		98
21577	00	朝日生命健康保険組合		14
21586	00	松屋健康保険組合		81
21610	00	ニチレイ健康保険組合		92
21629	00	明治安田生命健康保険組合		46
21638	00	日本銀行健康保険組合		2
21647	00	三井健康保険組合		75
21674	00	あいおいニッセイ同和 health 保険組合		79
21683	00	資生堂健康保険組合		40
21692	00	T&Dフィナンシャル生命健康保険組合		32
21708	00	三越伊勢丹健康保険組合		24
21717	00	富国生命健康保険組合		80
21735	00	ブルデシナル健康保険組合		99
21771	00	三井住友銀行健康保険組合		83
21832	00	古河健康保険組合		73
21851	00	JUKI健康保険組合		17
21879	00	東糧健康保険組合		25
21897	00	理研健康保険組合		35
21902	00	保土谷化学健康保険組合		11
21911	00	東京港運健康保険組合		12
21930	00	セイコーインスツル健康保険組合		8
22014	00	日本精工健康保険組合		67
22060	00	大和証券グループ健康保険組合		84
22079	00	三井住友海上健康保険組合		54
22111	00	NXグループ健康保険組合		67
22121	00	ジェイティービー健康保険組合		34
22130	00	西武健康保険組合		80
22185	00	時事通信社健康保険組合		9
22200	00	出版健康保険組合		27
22246	00	鉄道弘済会健康保険組合		69
22255	00	松竹健康保険組合		19
22282	00	東京海上日動健康保険組合		88
22325	00	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合		41
22352	00	アステラス健康保険組合		85
22361	00	大平洋金属健康保険組合		11
22404	00	三菱UFJ銀行健康保険組合		45
22413	00	シチズン健康保険組合		38
22431	00	横浜ゴム健康保険組合		27
22450	00	日本フエルト健康保険組合		45
22469	00	ヘンミ大倉健康保険組合		76
22487	00	マニライフ生命健康保険組合		41
22501	00	AGC健康保険組合		90
22539	00	東京港健康保険組合		25
22548	00	駐留軍要員健康保険組合		61
22548	01	駐留軍要員健康保険組合	沖縄支所	45
22557	00	日本製紙健康保険組合		67
22584	00	東京中央卸売市場健康保険組合		74
22609	00	アサヒグループ健康保険組合		29
22618	00	三井精機工業健康保険組合		39
22627	00	三菱マテリアル健康保険組合		53
22636	00	東京証券業健康保険組合		90
22663	00	慶應義塾健康保険組合		16
22681	00	社会保険支払基金健康保険組合		24
22715	00	東京スター銀行健康保険組合		45
22733	00	東京電力健康保険組合		96
22742	00	日本電設工業健康保険組合		58
22751	00	早稲田大学健康保険組合		71
22789	00	地域医療機能推進機構健康保険組合		68
22798	00	日本経済新聞社健康保険組合		4
22812	00	帝石健康保険組合		37
22831	00	電通健康保険組合		93
22859	00	明治大学健康保険組合		43

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
22868	00	古河電工健康保険組合		67
22877	00	森永健康保険組合		20
22910	00	東京織物健康保険組合		91
22938	00	高砂鐵工健康保険組合		81
22947	00	三菱製紙健康保険組合		5
22956	00	出光興産健康保険組合		33
22965	00	キリンビール健康保険組合		63
22974	00	農林中央金庫健康保険組合		29
22983	00	東京都信用金庫健康保険組合		69
22992	00	日本軽金属健康保険組合		45
23012	00	東京紙商健康保険組合		9
23021	00	東京都食品健康保険組合		43
23040	00	商工中金健康保険組合		5
23077	00	電源開発健康保険組合		10
23086	00	中央大学健康保険組合		43
23095	00	全国印刷工業健康保険組合		61
23101	00	日東紡績健康保険組合		13
23110	00	東京ニットファッション健康保険組合		61
23138	00	東京実業健康保険組合		14
23138	01	東京実業健康保険組合	城西支部	76
23138	02	東京実業健康保険組合	城南支部	11
23138	03	東京実業健康保険組合	城北支部	96
23147	00	公庫関係健康保険組合		64
23165	00	日本郵船健康保険組合		5
23183	00	東京都医業健康保険組合		93
23192	00	太平洋セメント健康保険組合		54
23208	00	トビー健康保険組合		38
23235	00	三菱重工健康保険組合		63
23244	00	いすゞ自動車健康保険組合		25
23253	00	共栄火災健康保険組合		51
23271	00	キャノン健康保険組合		47
23290	00	立教学院健康保険組合		10
23305	00	東京片倉健康保険組合		10
23314	00	全農健康保険組合		21
23332	00	法政大学健康保険組合		4
23341	00	三菱瓦斯化学健康保険組合		88
23351	00	酒フーズ健康保険組合		80
23360	00	JNC健康保険組合		43
23388	00	東京医科大学健康保険組合		21
23397	00	文化学園健康保険組合		89
23402	00	東亜合成健康保険組合		26
23411	00	日本航空健康保険組合		44
23430	00	SMBC日興証券グループ健康保険組合		89
23449	00	東京金属事業健康保険組合		52
23449	01	東京金属事業健康保険組合	多摩支部	19
23458	00	東京都歯科健康保険組合		18
23467	00	日新火災健康保険組合		69
23485	00	住友金属鉱山健康保険組合		63
23494	00	日産化学健康保険組合		62
23500	00	名糖健康保険組合		6
23519	00	ADEKA健康保険組合		92
23564	00	労働者健康安全機構健康保険組合		71
23573	00	住宅金融支援機構健康保険組合		18
23582	00	東京薬業健康保険組合		96
23607	00	明治グループ健康保険組合		14
23616	00	関電工健康保険組合		30
23634	00	国際興業健康保険組合		41
23643	00	明治屋健康保険組合		12
23652	00	日本交通健康保険組合		13
23661	00	日活健康保険組合		2
23671	00	東京放送健康保険組合		71
23713	00	ホンダ健康保険組合		51
23731	00	日本製鉄健康保険組合		78
23750	00	ミクニ健康保険組合		98
23787	00	中央ラジオ・テレビ健康保険組合		6
23796	00	日本高速道路健康保険組合		94
23811	00	不二家健康保険組合		52
23839	00	独立行政法人都市再生機構健康保険組合		37
23848	00	日本NCR健康保険組合		28
23857	00	日刊工業新聞社健康保険組合		15
23875	00	リコー三愛グループ健康保険組合		1
23884	00	巴川コーポレーション健康保険組合		10
23893	00	管工業健康保険組合		19
23927	00	東京都木材産業健康保険組合		3
23936	00	プラチナ万年筆健康保険組合		35
23945	00	ファイザー健康保険組合		60
23954	00	ソニー健康保険組合		75

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
23963	00	毎放健康保険組合		7
23972	00	日本テレビ放送網健康保険組合		94
23991	00	自動車振興会健康保険組合		56
24020	00	日本相撲協会健康保険組合		21
24039	00	日本中央競馬会健康保険組合		41
24048	00	ヤマトグループ健康保険組合		32
24057	00	北越コーポレーション健康保険組合		89
24066	00	TDK健康保険組合		65
24075	00	野村證券健康保険組合		3
24084	00	東宝健康保険組合		33
24118	00	三菱UFJ信託銀行健康保険組合		85
24145	00	協和キリン健康保険組合		53
24163	00	岩崎通信機健康保険組合		21
24172	00	東日本電線工業健康保険組合		8
24181	00	東京自転車健康保険組合		53
24191	00	トーハツ健康保険組合		28
24206	00	中外製薬健康保険組合		4
24215	00	三菱商事健康保険組合		54
24224	00	日清製粉健康保険組合		49
24242	00	ニッポン健康保険組合		28
24251	00	電設工業健康保険組合		37
24261	00	azbilグループ健康保険組合		82
24270	00	東京都自動車整備健康保険組合		93
24289	00	DIC健康保険組合		15
24298	00	昭和産業健康保険組合		42
24312	00	帝都自動車健康保険組合		11
24359	00	ジャノメ健康保険組合		47
24368	00	三井物産健康保険組合		89
24377	00	音羽健康保険組合		64
24386	00	三菱電機健康保険組合		51
24429	00	日本甜菜製糖健康保険組合		8
24447	00	飯野健康保険組合		49
24456	00	日本貨物検数健康保険組合		78
24474	00	信越化学健康保険組合		41
24483	00	東京アパレル健康保険組合		45
24492	00	中越パルプ工業健康保険組合		95
24508	00	東京文具販売健康保険組合		70
24517	00	東京文具工業健康保険組合		32
24526	00	東光高岳健康保険組合		41
24544	00	オカモト健康保険組合		26
24553	00	東京トラック事業健康保険組合		20
24562	00	日本アイ・ピー・エム健康保険組合		71
24571	00	日本ゼオン健康保険組合		99
24581	00	帝国ホテル健康保険組合		7
24605	00	志村化工健康保険組合		67
24623	00	東京貨物運送健康保険組合		15
24632	00	関東信用組合連合健康保険組合		55
24641	00	オエノホールディングス健康保険組合		47
24660	00	帝人グループ健康保険組合		30
24679	00	東ソー関連健康保険組合		47
24702	00	毎日新聞健康保険組合		44
24711	00	産経健康保険組合		37
24721	00	三井化学健康保険組合		23
24776	00	バイオニア健康保険組合		69
24794	00	学研健康保険組合		45
24800	00	博報堂健康保険組合		90
24819	00	エーアンドエーマテリアル健康保険組合		5
24846	00	エーザイ健康保険組合		12
24864	00	SUBARU健康保険組合		16
24873	00	エクシオグループ健康保険組合		52
24882	00	雇用支援機構健康保険組合		63
24891	00	帝国データバンク健康保険組合		65
24907	00	ニチバン健康保険組合		58
24943	00	東京都家具健康保険組合		4
24952	00	全国硝子業健康保険組合		14
24961	00	石油製品販売健康保険組合		46
24980	00	東京化粧品健康保険組合		75
25000	00	日本冶金工業健康保険組合		60
25028	00	ジブラルタ健康保険組合		27
25037	00	Jーオイルミルズ健康保険組合		20
25055	00	シナノン健康保険組合		95
25064	00	滋澤健康保険組合		89
25073	00	カーリット健康保険組合		100
25082	00	東海カーボン健康保険組合		89
25091	00	倉庫業健康保険組合		8
25107	00	東京都皮革産業健康保険組合		83
25116	00	丸井健康保険組合		85

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
25125	00	全日本空輸健康保険組合		14
25134	00	電興健康保険組合		96
25143	00	三井住友トラストグループ健康保険組合		87
25152	00	日本化学工業健康保険組合		47
25161	00	大沢健康保険組合		70
25171	00	首都高速道路健康保険組合		28
25180	00	全国労働金庫健康保険組合		52
25204	00	パッケージ工業健康保険組合		13
25213	00	宮地健康保険組合		38
25222	00	アルプス電気健康保険組合		82
25269	00	大正製薬健康保険組合		11
25278	00	太平電業健康保険組合		3
25296	00	マルハニチロ健康保険組合		93
25311	00	立正佼成会健康保険組合		67
25320	00	コムシスホールディングス健康保険組合		8
25339	00	東京都電機健康保険組合		37
25357	00	住友大阪セメント健康保険組合		87
25366	00	カヤバ健康保険組合		84
25384	00	東武流通健康保険組合		54
25418	00	ブリヂストン健康保険組合		56
25427	00	大陽日酸健康保険組合		43
25436	00	東京製本健康保険組合		19
25454	00	大日精化健康保険組合		48
25463	00	東京ドーム健康保険組合		26
25472	00	日本合板健康保険組合		60
25481	00	ミツウロコ健康保険組合		83
25506	00	アンリツ健康保険組合		54
25524	00	中村屋健康保険組合		85
25533	00	MSD健康保険組合		10
25561	00	タチエス健康保険組合		7
25570	00	ツカモトグループ健康保険組合		2
25589	00	ロジスティード健康保険組合		44
25603	00	パレット健康保険組合		50
25612	00	DOWA健康保険組合		19
25621	00	芝浦機械健康保険組合		97
25640	00	HOYA健康保険組合		9
25668	00	三井倉庫ホールディングス健康保険組合		97
25677	00	DM三井製糖グループ健康保険組合		92
25686	00	タムラ製作所健康保険組合		68
25695	00	セントラル硝子健康保険組合		78
25701	00	機缶健康保険組合		31
25710	00	藤田観光健康保険組合		24
25756	00	東京都ニット健康保険組合		2
25765	00	朝日新聞健康保険組合		6
25783	00	東京都報道事業健康保険組合		57
25792	00	でんきテクノロジー健康保険組合		76
25826	00	独立行政法人水資源機構健康保険組合		48
25835	00	富士電機健康保険組合		57
25862	00	東京自動車サービス健康保険組合		10
25871	00	フランスベッドグループ健康保険組合		42
25881	00	ミライト・ワン健康保険組合		12
25890	00	印刷製本包装機械健康保険組合		24
25905	00	関東百貨店健康保険組合		68
25914	00	セイコー健康保険組合		48
25923	00	近畿日本ツーリスト健康保険組合		86
25941	00	横河ブリッジホールディングス健康保険組合		2
25951	00	東京女子医科大学健康保険組合		60
25979	00	日清オイリオグループ健康保険組合		46
25988	00	ニヤクコーポレーション健康保険組合		44
25997	00	日本化薬健康保険組合		5
26008	00	NOK健康保険組合		1
26017	00	日揮健康保険組合		49
26035	00	サクサ健康保険組合		67
26053	00	日本電子健康保険組合		19
26062	00	商船三井健康保険組合		15
26071	00	創聖健康保険組合		86
26090	00	ルックグループ健康保険組合		58
26132	00	佐藤工業健康保険組合		45
26141	00	東京都鉄二健康保険組合		23
26151	00	杏林健康保険組合		92
26160	00	千代田グラビヤ健康保険組合		58
26179	00	若築建設健康保険組合		32
26188	00	東日本銀行健康保険組合		26
26197	00	日本電気計器検定所健康保険組合		20
26211	00	東日本プラスチック健康保険組合		84
26249	00	東京機器健康保険組合		17
26258	00	あおぞら銀行健康保険組合		59

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
26267	00	計機健康保険組合		40
26276	00	全国設計事務所健康保険組合		56
26294	00	べんてる健康保険組合		3
26300	00	日本国土開発健康保険組合		38
26319	00	大和製罐健康保険組合		47
26328	00	吉野工業所健康保険組合		68
26337	00	オンワード樫山健康保険組合		6
26355	00	鷺宮健康保険組合		80
26373	00	セメント商工健康保険組合		56
26382	00	東京広告業健康保険組合		49
26391	00	三菱地所健康保険組合		9
26425	00	東洋水産健康保険組合		72
26443	00	NIPPO健康保険組合		62
26452	00	テルモ健康保険組合		1
26461	00	東京自動車教習所健康保険組合		86
26471	00	東京都金属プレス工業健康保険組合		39
26513	00	スタンレー電気健康保険組合		44
26569	00	伊藤忠連合健康保険組合		28
26578	00	日本ケミコン健康保険組合		42
26587	00	井門エンタープライズ健康保険組合		57
26611	00	オリジン健康保険組合		91
26620	00	プリマハム健康保険組合		25
26639	00	セコム健康保険組合		79
26666	00	外国運輸金融健康保険組合		98
26675	00	東和システム健康保険組合		94
26709	00	三菱自動車健康保険組合		56
26736	00	東洋ガラス健康保険組合		75
26745	00	関東めっき健康保険組合		71
26754	00	総合警備保障健康保険組合		80
26763	00	ドッドウェル健康保険組合		6
26781	00	ロッテ健康保険組合		56
26791	00	日本金属健康保険組合		22
26806	00	スリーエムジャパン健康保険組合		61
26815	00	東京都土木建築健康保険組合		10
26833	00	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合		61
26861	00	東京都洋菓子健康保険組合		56
26870	00	玩具人形健康保険組合		12
26889	00	ヤクルト健康保険組合		49
26898	00	三菱鉛筆健康保険組合		18
26903	00	黒田精工健康保険組合		55
26912	00	三機工業健康保険組合		83
26921	00	BIPROGY健康保険組合		64
26931	00	海空運健康保険組合		61
26940	00	東京商工リサーチ健康保険組合		58
26959	00	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合		74
26968	00	MBK連合健康保険組合		38
26977	00	東部ゴム健康保険組合		55
26995	00	コーセー健康保険組合		72
27006	00	日本金型工業健康保険組合		89
27024	00	ミドリ安全健康保険組合		59
27061	00	LIXIL健康保険組合		41
27070	00	日本重化学工業健康保険組合		33
27089	00	SB新生銀行健康保険組合		42
27098	00	ニューオータニ健康保険組合		73
27103	00	内田洋行健康保険組合		76
27112	00	雪印メグミルク健康保険組合		5
27121	00	日本道路健康保険組合		30
27140	00	日拓健康保険組合		13
27159	00	エービービー健康保険組合		56
27168	00	税務会計監査事務所健康保険組合		40
27186	00	科研製薬健康保険組合		39
27195	00	イマジカ健康保険組合		94
27201	00	農林水産関係法人健康保険組合		44
27210	00	国会議員秘書健康保険組合		38
27247	00	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合		67
27256	00	カシオ健康保険組合		74
27265	00	ニチアス健康保険組合		9
27308	00	ナイガイ健康保険組合		64
27317	00	日本石油輸送グループ健康保険組合		69
27344	00	BJJ健康保険組合		97
27353	00	服装健康保険組合		3
27362	00	経済団体健康保険組合		93
27381	00	アルファ健康保険組合		23
27390	00	荏原健康保険組合		47
27405	00	通信機器産業健康保険組合		5
27414	00	五洋建設健康保険組合		33
27423	00	紀文健康保険組合		33

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
27441	00	吉原商品健康保険組合		5
27460	00	東京製鋼健康保険組合		18
27479	00	産業機械健康保険組合		66
27488	00	日本自動車部品工業健康保険組合		58
27497	00	TSIホールディングス健康保険組合		6
27502	00	日本情報機器健康保険組合		79
27511	00	大京健康保険組合		60
27521	00	三晃金属工業健康保険組合		27
27530	00	GWA健康保険組合		99
27549	00	ミットヨ健康保険組合		53
27585	00	東亜道路健康保険組合		24
27594	00	アダストリア健康保険組合		3
27600	00	東京電子機械工業健康保険組合		57
27619	00	測量地質健康保険組合		43
27628	00	長谷工健康保険組合		60
27646	00	経済産業関係法人健康保険組合		93
27655	00	テレビ朝日健康保険組合		36
27664	00	デパート健康保険組合		8
27664	01	デパート健康保険組合	東日本支部	78
27664	02	デパート健康保険組合	西日本支部	71
27673	00	山九健康保険組合		86
27682	00	富士工健康保険組合		3
27691	00	ミサワホーム健康保険組合		20
27707	00	日本高周波鋼業健康保険組合		30
27716	00	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合		53
27725	00	ダイヤ連合健康保険組合		27
27734	00	持田製薬健康保険組合		86
27743	00	キュービー・アラハタ健康保険組合		49
27752	00	文化シヤッター健康保険組合		62
27771	00	月島機械健康保険組合		11
27780	00	三菱UFJニコス健康保険組合		28
27799	00	東京都情報サービス産業健康保険組合		55
27804	00	東京都農林漁業団体健康保険組合		50
27822	00	東京鐵鋼健康保険組合		52
27831	00	日本製鋼所健康保険組合		98
27841	00	住友重機械健康保険組合		14
27887	00	ポーラ・オルビスグループ健康保険組合		94
27901	00	前田道路健康保険組合		83
27911	00	三和ホールディングス健康保険組合		18
27920	00	アクサ生命健康保険組合		1
27957	00	小田急グループ健康保険組合		99
27966	00	リクルート健康保険組合		35
27975	00	成田国際空港健康保険組合		85
28004	00	ハレス健康保険組合		98
28013	00	ジャックス健康保険組合		28
28022	00	全国外食産業ジェフ健康保険組合		40
28050	00	セントラル警備保障健康保険組合		81
28069	00	日本原子力発電健康保険組合		41
28087	00	オリエントコーポレーション健康保険組合		32
28096	00	SCSK健康保険組合		46
28101	00	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合		55
28111	00	日本工営健康保険組合		83
28120	00	サノフィ健康保険組合		84
28139	00	日本旅行健康保険組合		95
28148	00	三菱UFJ証券グループ健康保険組合		33
28157	00	大塚商会健康保険組合		97
28166	00	サンリオ健康保険組合		41
28175	00	全国信用保証協会健康保険組合		56
28184	00	電子回路健康保険組合		49
28193	00	オリックスグループ健康保険組合		65
28209	00	富士石油健康保険組合		11
28218	00	マルエツ健康保険組合		71
28245	00	やまと健康保険組合		79
28254	00	ユニマツ健康保険組合		88
28263	00	AIG健康保険組合		79
28281	00	船場健康保険組合		65
28306	00	アフラック健康保険組合		35
28315	00	東京不動産業健康保険組合		54
28324	00	全国商品取引業健康保険組合		15
28333	00	IHG・ANAホテルズ健康保険組合		70
28351	00	TCSグループ健康保険組合		41
28361	00	川崎汽船健康保険組合		81
28370	00	関東ITソフトウェア健康保険組合		29
28389	00	日立健康保険組合		4
28398	00	コスモエネルギーグループ健康保険組合		9
28403	00	セントラルスポーツ健康保険組合		85
28412	00	本州四国連絡高速道路健康保険組合		20

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
28421	00	いなげや健康保険組合		28
28431	00	太陽生命健康保険組合		21
28459	00	H. U. グループ健康保険組合		6
28468	00	民間放送健康保険組合		90
28468	01	民間放送健康保険組合	北海道・東北支部	43
28468	02	民間放送健康保険組合	中国・四国支部	35
28468	03	民間放送健康保険組合	九州支部	43
28501	00	アドバンテスト健康保険組合		63
28510	00	朝信健康保険組合		34
28529	00	シーイーシー健康保険組合		45
28538	00	すかいらーくグループ健康保険組合		11
28547	00	なとり健康保険組合		95
28565	00	日本情報産業健康保険組合		4
28574	00	観光産業健康保険組合		24
28583	00	ウシオ電機健康保険組合		46
28608	00	東京エレクトロン健康保険組合		37
28617	00	全労済健康保険組合		48
28644	00	三陽商会健康保険組合		97
28662	00	アコム健康保険組合		91
28671	00	SMBCコンシューマーファイナンス健康保険組合		47
28690	00	ジェーシービー健康保険組合		35
28705	00	渡辺パイプ健康保険組合		12
28732	00	住友不動産ステップ健康保険組合		53
28741	00	モトローラ健康保険組合		40
28751	00	日本マクドナルド健康保険組合		61
28760	00	ANAウイングス健康保険組合		27
28788	00	KDDI健康保険組合		33
28797	00	きらぼし銀行健康保険組合		40
28802	00	日本事務器健康保険組合		18
28821	00	ANAグループ健康保険組合		66
28849	00	システナ健康保険組合		51
28858	00	シティグループ健康保険組合		80
28885	00	オートバックス健康保険組合		43
28894	00	エヌ・ティ・ティ健康保険組合		86
28900	00	ジェイアールグループ健康保険組合		73
28919	00	ジェイティ健康保険組合		87
28955	00	ビックカメラ健康保険組合		38
28973	00	日本レストランエンタプライズ健康保険組合		36
28982	00	JR東海リテイリング・プラス健康保険組合		28
28991	00	フォーラムエンジニアリング健康保険組合		78
29002	00	国際・政策銀健康保険組合		71
29067	00	トーマツ健康保険組合		56
29155	00	グラクソ・スミスクライン健康保険組合		55
29164	00	ひかり健康保険組合		60
29173	00	ローソン健康保険組合		83
29182	00	アクセンチュア健康保険組合		37
29191	00	あずさ健康保険組合		15
29225	00	日本ビューレット・バックカード健康保険組合		76
29234	00	エイチ・アイ・エス健康保険組合		38
29243	00	ディスコ健康保険組合		76
29252	00	マツキヨココカラ&カンパニー健康保険組合		35
29271	00	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合		95
29304	00	ベルシステム24健康保険組合		31
29313	00	アビーム健康保険組合		69
29350	00	ルネサス健康保険組合		57
29369	00	コスモスイニシアグループ健康保険組合		95
29387	00	全日本理美容健康保険組合		40
29401	00	マルハン健康保険組合		96
29411	00	日研グループ健康保険組合		46
29420	00	ヨドバシカメラ健康保険組合		40
29484	00	EY Japan健康保険組合		12
29518	00	PwC健康保険組合		19
29527	00	サザビリーグ健康保険組合		74
29536	00	日本年金機構健康保険組合		75
29554	00	メットライフ健康保険組合		94
29572	00	アボット健康保険組合		94
29581	00	オオゼキ健康保険組合		21
29591	00	FR健康保険組合		27
29642	00	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合		89
29651	00	エイベックス・グループ健康保険組合		84
29670	00	ニトリ健康保険組合		64
29689	00	デル健康保険組合		100
29698	00	ジャパンディスプレイ健康保険組合		8
29703	00	シミックグループ健康保険組合		50
29731	00	デクセリアルズ健康保険組合		35
29740	00	GE健康保険組合		47
29759	00	ウエスタンデジタルテクノロジーズ健康保険組合		34

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
29777	00	フューチャーグループ健康保険組合		77
29795	00	大気社グループ健康保険組合		8
29801	00	SUMIグループ健康保険組合		100
29810	00	楽天健康保険組合		36
29829	00	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合		71
29838	00	GLV健康保険組合		86
29847	00	グーグル健康保険組合		50
29865	00	地域医療振興協会健康保険組合		61
29874	00	日本赤十字社健康保険組合		53
29883	00	マイクロソフト健康保険組合		68
29892	00	CTCグループ健康保険組合		96
29908	00	PHC健康保険組合		51
29917	00	ZARA健康保険組合		1
29926	00	C&Rグループ健康保険組合		20
29935	00	アマゾンジャパン健康保険組合		63
29944	00	ラディックスグループ健康保険組合		61
29953	00	ヒロセ電機健康保険組合		37
29962	00	YG健康保険組合		55
30026	00	セラクグループ健康保険組合		53
30035	00	EAファーマ健康保険組合		63
30044	00	フィリップス・ジャパン健康保険組合		42
30053	00	トラスコ中山健康保険組合		39
30062	00	IQVIAグループ健康保険組合		74
30071	00	パーソルキャリア健康保険組合		81
30081	00	がん研究会健康保険組合		96
30090	00	住友不動産健康保険組合		85
30114	00	マーキュリー健康保険組合		31
30123	00	Works Human Intelligence健康保険組合		34
30132	00	FWD生命保険健康保険組合		38
30141	00	日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合		79
30151	00	エンターテイメント健康保険組合		75
30160	00	キオクシア健康保険組合		95
30188	00	ペイカレント健康保険組合		41
30197	00	セールスフォース健康保険組合		96
30202	00	アルプス技研グループ健康保険組合		53
30211	00	日本M&Aセンターグループ健康保険組合		72
30221	00	メトロニック健康保険組合		30
30230	00	JERA健康保険組合		9
30249	00	日立建機健康保険組合		84
30258	00	プロテリアル健康保険組合		96
30267	00	日清食品グループ健康保険組合		2
30276	00	VCスタートアップ健康保険組合		2
30294	00	プリストル・マイヤーズ スクイブ健康保険組合		2
30300	00	国立健康危機管理研究機構健康保険組合		2
30319	00	サイバーエージェント健康保険組合		2
30328	00	メルカリ健康保険組合		2
40043	00	工機ホールディングス健康保険組合		2
40113	00	常陽銀行健康保険組合		66
40187	00	原子力健康保険組合		70
40266	00	茨城県自動車販売健康保険組合		35
40284	00	筑波銀行健康保険組合		75
40318	00	茨城県農協健康保険組合		15
40345	00	カスミ健康保険組合		17
41102	00	足利銀行健康保険組合		88
41158	00	アキレス健康保険組合		6
41219	00	栃木銀行健康保険組合		60
41237	00	栃木県農協健康保険組合		69
41255	00	栃木トヨペットグループ健康保険組合		87
41264	00	栃木県トラック健康保険組合		80
41273	00	レオン自動機健康保険組合		22
41450	00	カルビー健康保険組合		4
42095	00	群馬銀行健康保険組合		59
42129	00	群馬県農業団体健康保険組合		85
42147	00	太陽誘電健康保険組合		42
42174	00	リケンテクノス健康保険組合		5
42183	00	東和銀行健康保険組合		61
42192	00	関東いすゞ健康保険組合		85
42226	00	群馬県自動車販売健康保険組合		15
42235	00	北関東しんきん健康保険組合		12
42244	00	ミツバ健康保険組合		50
42253	00	サンデン健康保険組合		72
42262	00	ペイシアグループ健康保険組合		41
43020	00	日本信号健康保険組合		88
43057	00	UDトラックス健康保険組合		27
43066	00	日本ビストロリング健康保険組合		46
43093	00	リケン健康保険組合		38
43093	01	リケン健康保険組合	東京支部	83

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
43093	02	リケン健康保険組合	柏崎支部	4
43127	00	川口工業健康保険組合		44
43145	00	新電元工業健康保険組合		61
43215	00	ボッシュ健康保険組合		4
43224	00	サイボー健康保険組合		88
43242	00	曙ブレーキ工業健康保険組合		3
43261	00	埼玉機械工業健康保険組合		58
43270	00	山昭健康保険組合		2
43289	00	リズム健康保険組合		80
43298	00	藤倉コンボジット健康保険組合		78
43303	00	サンケン電気健康保険組合		21
43312	00	武蔵野銀行健康保険組合		99
43368	00	科学技術健康保険組合		29
43395	00	さいしん健康保険組合		32
43401	00	埼玉県農協健康保険組合		1
43447	00	マーレ健康保険組合		36
43456	00	埼玉県金属加工健康保険組合		57
43465	00	埼玉県建設業健康保険組合		45
43492	00	ニシウミグループ健康保険組合		99
43508	00	埼玉しんきん健康保険組合		41
43517	00	埼玉県医師会健康保険組合		59
43855	00	TMG健康保険組合		92
44019	00	キッコーマン健康保険組合		25
44037	00	ヤマサ健康保険組合		20
44046	00	ヒゲタ健康保険組合		43
44116	00	千葉銀行健康保険組合		71
44134	00	千葉県医業健康保険組合		95
44152	00	イチカワ健康保険組合		81
44161	00	山崎製パン健康保険組合		33
44199	00	勝又健康保険組合		96
44204	00	京葉銀行健康保険組合		79
44213	00	千葉県機械金属健康保険組合		15
44231	00	双葉電子健康保険組合		20
44241	00	千葉興業銀行健康保険組合		43
44250	00	千葉県自動車販売整備健康保険組合		99
44269	00	千葉トヨタ健康保険組合		19
44278	00	千葉県農協健康保険組合		99
44287	00	君津製鉄所関連健康保険組合		66
44311	00	千葉県しんきん健康保険組合		49
44320	00	千葉県日産自動車健康保険組合		36
44348	00	千葉県建設業健康保険組合		99
44366	00	千葉県食品製造健康保険組合		67
44375	00	京葉ガス健康保険組合		28
44393	00	千葉県トラック健康保険組合		8
44418	00	オリエンタルランド健康保険組合		79
44427	00	亀田総合病院健康保険組合		17
45026	00	味の素健康保険組合		39
45081	00	デイ・シイ健康保険組合		100
45197	00	日産自動車健康保険組合		26
45249	00	富士フイルムグループ健康保険組合		22
45258	00	富士通健康保険組合		75
45267	00	三菱化工機健康保険組合		11
45328	00	京三製作所健康保険組合		49
45364	00	神奈川運輸業健康保険組合		40
45434	00	東京機械健康保険組合		74
45587	00	JVCケンウッド健康保険組合		24
45620	00	SWCC健康保険組合		7
45675	00	横浜港湾健康保険組合		49
45684	00	横浜銀行健康保険組合		25
45727	00	小松製作所健康保険組合		14
45736	00	日本飛行機健康保険組合		68
45772	00	横浜港運健康保険組合		87
45781	00	神奈川県医療従事者健康保険組合		42
45791	00	神奈川県協同健康保険組合		15
45824	00	トヨタ自動車東日本健康保険組合		79
45842	00	日本発条健康保険組合		84
45921	00	東洋電機健康保険組合		7
45931	00	神奈川県鉄工業健康保険組合		40
45986	00	プレス工業健康保険組合		90
46015	00	神奈川鉄鋼産業健康保険組合		22
46024	00	トヨタウエインズグループ健康保険組合		29
46042	00	不二サッシ健康保険組合		28
46051	00	東亜建設工業健康保険組合		29
46098	00	神奈川県自動車販売健康保険組合		73
46112	00	神奈川県石油業健康保険組合		20
46131	00	東芝健康保険組合		50
46140	00	日新健康保険組合		54

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
46159	00	富士通ゼネラル健康保険組合		39
46168	00	中山鋼業健康保険組合		91
46186	00	オカムラグループ健康保険組合		66
46195	00	市光工業健康保険組合		43
46229	00	KTグループ健康保険組合		93
46238	00	アツギ健康保険組合		49
46247	00	神奈川県電設健康保険組合		90
46274	00	バンテック健康保険組合		28
46283	00	上野グループ健康保険組合		77
46308	00	油研健康保険組合		24
46317	00	神奈川県自動車整備健康保険組合		17
46335	00	東ブレ健康保険組合		78
46344	00	アマダ健康保険組合		18
46362	00	神奈川県建設業健康保険組合		33
46381	00	ゼロ健康保険組合		93
46390	00	神奈川県機器健康保険組合		26
46405	00	日本コロムビア健康保険組合		29
46414	00	神奈川県管工事業健康保険組合		43
46441	00	神奈川県電子電気機器健康保険組合		39
46460	00	神奈川県プラスチック事業健康保険組合		16
46497	00	京セラ健康保険組合		61
46549	00	河西工業健康保険組合		15
46567	00	首都圏デジタル産業健康保険組合		3
46576	00	丸全昭和運輸健康保険組合		12
46594	00	神奈川県食品製造健康保険組合		38
46600	00	東京応化工業健康保険組合		50
46619	00	アルバック健康保険組合		99
46628	00	ニフコ健康保険組合		13
46646	00	ナイスグループ健康保険組合		39
46655	00	古河電池健康保険組合		33
46664	00	旭ファイバークラス健康保険組合		100
46799	00	富士ソフト健康保険組合		3
47254	00	マクニカ健康保険組合		20
47306	00	JMA健康保険組合		26
48021	00	デンカ健康保険組合		14
48049	00	レイズネクスト健康保険組合		77
48094	00	ツガミ健康保険組合		49
48191	00	新潟臨港健康保険組合		78
48216	00	第四北越銀行健康保険組合		9
48243	00	新潟県農業団体健康保険組合		48
48304	00	大光銀行健康保険組合		79
48322	00	新潟トヨタ自動車健康保険組合		30
48378	00	コロナ健康保険組合		77
48387	00	日本精機健康保険組合		54
48396	00	植木組健康保険組合		57
48401	00	ビー・エス・エヌ健康保険組合		66
48411	00	直江津電子健康保険組合		57
49056	00	広貫堂健康保険組合		16
49135	00	北陸銀行健康保険組合		11
49153	00	北陸電力健康保険組合		10
49171	00	富山地方鉄道健康保険組合		4
49181	00	北陸電気工事健康保険組合		78
49190	00	不二越健康保険組合		22
49205	00	YKK健康保険組合		21
49232	00	三協・立山健康保険組合		13
49241	00	日本カーバイド工業健康保険組合		60
49251	00	富山第一銀行健康保険組合		97
49260	00	富山県自動車販売店健康保険組合		23
49288	00	TISインテックグループ健康保険組合		10
49297	00	ゴールドウイン健康保険組合		79
49302	00	北陸電気工業健康保険組合		31
50061	00	北國FHD健康保険組合		77
50070	00	北陸鉄道健康保険組合		20
50103	00	津田駒工業健康保険組合		46
50112	00	石川県自動車販売店健康保険組合		27
50121	00	小松マテール健康保険組合		90
50140	00	北陸地区信用金庫健康保険組合		40
50168	00	北國新聞健康保険組合		85
50177	00	澁谷工業健康保険組合		61
50186	00	北陸情報産業健康保険組合		14
50247	00	けいじゅ健康保険組合		56
51013	00	セーレン健康保険組合		29
51050	00	福井銀行健康保険組合		89
51078	00	福井県自動車販売整備健康保険組合		39
51087	00	サカイ健康保険組合		55
51096	00	福井県機械工業健康保険組合		12
51111	00	三谷健康保険組合		4

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
51139	00	福邦銀行健康保険組合		17
52011	00	山梨中央銀行健康保険組合		95
52067	00	山梨県自動車販売整備健康保険組合		61
52094	00	山日YBS健康保険組合		14
52146	00	ファナック健康保険組合		77
53074	00	八十二グループ健康保険組合		70
53092	00	長野県農業協同組合健康保険組合		77
53153	00	法令出版健康保険組合		24
53181	00	信濃毎日新聞健康保険組合		28
53190	00	長野県機械金属健康保険組合		25
53214	00	ニデック健康保険組合		25
53223	00	KOA健康保険組合		54
53260	00	長野県自動車販売店健康保険組合		91
53279	00	ミネベアミツミ健康保険組合		61
53288	00	甲信越しんきん健康保険組合		74
53297	00	チノン健康保険組合		72
53311	00	甲信越信用組合健康保険組合		77
53321	00	北野建設健康保険組合		25
53330	00	マルイチ健康保険組合		92
53349	00	キッセイ健康保険組合		80
53367	00	長野県卸商業団地健康保険組合		66
53376	00	日東光学健康保険組合		22
53385	00	エプソン健康保険組合		5
54115	00	十六フィナンシャルグループ健康保険組合		73
54124	00	イビデン健康保険組合		46
54133	00	大垣共立銀行健康保険組合		26
54198	00	岐阜繊維健康保険組合		95
54240	00	岐阜信用金庫健康保険組合		41
54268	00	関ヶ原石材健康保険組合		29
54286	00	岐阜県自動車販売健康保険組合		41
54338	00	三岐しんきん健康保険組合		76
54347	00	岐阜県プラスチック事業健康保険組合		3
54365	00	中部アイティ産業健康保険組合		27
55071	00	ヤマハ健康保険組合		10
55099	00	スズキ健康保険組合		23
55104	00	エンシュウ健康保険組合		31
55122	00	静岡県農業団体健康保険組合		76
55150	00	しずおかフィナンシャルグループ健康保険組合		40
55220	00	静岡鉄道健康保険組合		96
55266	00	特種東海健康保険組合		96
55327	00	スルガ銀行健康保険組合		70
55336	00	鈴与健康保険組合		50
55354	00	河合楽器健康保険組合		47
55363	00	マーレエレクトリック健康保険組合		12
55381	00	旭テック健康保険組合		70
55391	00	静岡中央銀行健康保険組合		78
55424	00	静岡県西部機械工業健康保険組合		3
55433	00	静岡県東部機械工業健康保険組合		90
55442	00	フジ日本健康保険組合		58
55451	00	報徳同米健康保険組合		77
55489	00	矢崎健康保険組合		5
55498	00	ノダ健康保険組合		67
55503	00	静岡県信用金庫健康保険組合		79
55512	00	スクロール健康保険組合		89
55531	00	静岡県石油健康保険組合		6
55540	00	静岡県中部機械工業健康保険組合		36
55559	00	静岡県自動車販売健康保険組合		80
55568	00	ユニプレス健康保険組合		22
55577	00	静岡県トラック運送健康保険組合		96
55586	00	静岡県自動車整備健康保険組合		73
55601	00	静岡県電気工事業健康保険組合		87
55629	00	静岡県金属工業健康保険組合		99
55638	00	三保造船健康保険組合		44
55656	00	製紙工業健康保険組合		31
55665	00	矢崎化工健康保険組合		22
55674	00	清水銀行健康保険組合		22
55683	00	静岡新聞放送健康保険組合		28
55708	00	丸八真綿健康保険組合		64
55717	00	エム・オー・エー健康保険組合		70
55735	00	ホトニクス・グループ健康保険組合		88
55753	00	聖隷健康保険組合		11
56014	00	ノリタケグループ健康保険組合		33
56032	00	日本ガイシ健康保険組合		12
56060	00	豊和工業健康保険組合		29
56097	00	デンソー健康保険組合		43
56149	00	日本車輛健康保険組合		17
56246	00	近藤紡績健康保険組合		34

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
56291	00	愛知時計電機健康保険組合		55
56307	00	三龍社健康保険組合		55
56380	00	豊田自動織機健康保険組合		3
56404	00	大同特殊鋼健康保険組合		73
56422	00	名古屋鉄道健康保険組合		90
56450	00	トヨタ自動車健康保険組合		24
56469	00	オークマ健康保険組合		97
56487	00	興和健康保険組合		41
56496	00	UACJ健康保険組合		28
56511	00	愛知製鋼健康保険組合		62
56520	00	ナオリ健康保険組合		7
56566	00	日本特殊陶業健康保険組合		93
56575	00	ダイドーリミテッド健康保険組合		18
56663	00	名古屋港湾健康保険組合		16
56681	00	トヨタ車体健康保険組合		82
56691	00	愛知県農協健康保険組合		23
56715	00	中日新聞社健康保険組合		39
56803	00	ブラザー健康保険組合		9
56812	00	トヨタ紡織健康保険組合		91
56821	00	アイシン健康保険組合		20
56868	00	中部電力健康保険組合		44
56895	00	東邦ガス健康保険組合		49
56901	00	トヨタ販売連合健康保険組合		1
56956	00	トーエネック健康保険組合		36
56965	00	豊島健康保険組合		75
56974	00	日興毛織健康保険組合		39
56983	00	名古屋銀行健康保険組合		84
56992	00	あいちフィナンシャルグループ健康保険組合		52
57003	00	名古屋薬業健康保険組合		82
57012	00	中部日本放送健康保険組合		17
57040	00	名古屋木材健康保険組合		22
57086	00	ATグループ健康保険組合		13
57101	00	豊田合成健康保険組合		5
57147	00	石塚硝子健康保険組合		8
57174	00	ソトー健康保険組合		77
57217	00	愛知県信用金庫健康保険組合		91
57226	00	名古屋文具紙製品健康保険組合		24
57235	00	愛知電機健康保険組合		44
57253	00	東海マツダ販売健康保険組合		80
57262	00	NDS健康保険組合		67
57271	00	中部鋼板健康保険組合		16
57281	00	東海地区石油業健康保険組合		65
57314	00	愛知県トラック事業健康保険組合		73
57323	00	NTPグループ健康保険組合		40
57332	00	岡谷鋼機健康保険組合		24
57341	00	住友理工健康保険組合		74
57360	00	フジバングループ健康保険組合		45
57379	00	愛知紙商健康保険組合		90
57388	00	シキシマバン健康保険組合		84
57397	00	イノアック健康保険組合		78
57402	00	豊田通商健康保険組合		10
57411	00	愛知陸運健康保険組合		65
57421	00	CKD健康保険組合		35
57430	00	愛知県自動車販売健康保険組合		22
57458	00	新東工業健康保険組合		55
57467	00	フタバ産業健康保険組合		39
57476	00	愛三工業健康保険組合		41
57485	00	大同メタル健康保険組合		81
57494	00	ユニーグループ健康保険組合		27
57500	00	カゴメ健康保険組合		100
57528	00	東海放送健康保険組合		78
57546	00	トヨタ関連部品健康保険組合		56
57555	00	愛鉄連健康保険組合		96
57564	00	リンナイ健康保険組合		46
57573	00	スズケン健康保険組合		88
57582	00	カリモク健康保険組合		86
57591	00	マキタ健康保険組合		41
57634	00	メイテック健康保険組合		64
57643	00	アベックス健康保険組合		100
57652	00	めいらくグループ健康保険組合		88
57661	00	キクチ健康保険組合		89
57671	00	サーラグループ健康保険組合		100
57680	00	しんくみ東海北陸健康保険組合		2
57699	00	小島健康保険組合		53
57713	00	FUJI健康保険組合		95
57731	00	ヤマザキマザック健康保険組合		44
57750	00	大東建託健康保険組合		1

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
57769	00	愛知県情報サービス産業健康保険組合		47
57801	00	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合		49
57848	00	愛知県医療健康保険組合		27
57857	00	リゾートトラスト健康保険組合		61
57866	00	サンゲツ健康保険組合		71
57875	00	ネクステージグループ健康保険組合		81
57884	00	トーテックグループ健康保険組合		10
57893	00	トップグループ健康保険組合		95
59055	00	三重交通健康保険組合		91
59134	00	百五銀行健康保険組合		97
59161	00	シンフォニアテクノロジー健康保険組合		4
59171	00	三十三フィナンシャルグループ健康保険組合		15
59180	00	日本トランスシティ健康保険組合		16
59204	00	JSR健康保険組合		22
59222	00	三重県自動車販売健康保険組合		52
59241	00	三重県農協健康保険組合		32
60014	00	住友電気工業健康保険組合		93
60032	00	東洋アルミニウム健康保険組合		15
60158	00	シキボウ健康保険組合		53
60167	00	ユニチカ健康保険組合		86
60282	00	東洋紡健康保険組合		94
60352	00	住友化学健康保険組合		54
60441	00	森下仁丹健康保険組合		70
60539	00	クボタ健康保険組合		50
60548	00	ユアサ健康保険組合		88
60566	00	中山製鋼所健康保険組合		78
60584	00	阪急阪神健康保険組合		43
60618	00	ダイセル健康保険組合		12
60654	00	近畿車輛健康保険組合		45
60672	00	パナソニック健康保険組合		80
60733	00	ダイキン工業健康保険組合		54
60770	00	ダイワボウ健康保険組合		71
60840	00	大阪港湾健康保険組合		44
60877	00	ジェイテクト健康保険組合		79
60895	00	武田薬品健康保険組合		33
60938	00	J. フロント健康保険組合		34
60947	00	水産連合健康保険組合		99
61021	00	野村健康保険組合		64
61095	00	大阪瓦斯健康保険組合		56
61129	00	塩野義健康保険組合		5
61147	00	近畿日本鉄道健康保険組合		77
61156	00	大阪食糧連合健康保険組合		97
61165	00	日本生命健康保険組合		23
61208	00	住友生命健康保険組合		99
61217	00	椿本チエイン健康保険組合		26
61226	00	鴻池健康保険組合		3
61235	00	住友商事健康保険組合		85
61244	00	南海電気鉄道健康保険組合		80
61262	00	クラシエ健康保険組合		14
61271	00	東淀川健康保険組合		54
61281	00	田辺三菱製薬健康保険組合		7
61290	00	住友ファーマ健康保険組合		2
61351	00	伊藤忠健康保険組合		67
61360	00	リそな健康保険組合		85
61379	00	京阪グループ健康保険組合		55
61388	00	カネカ健康保険組合		84
61402	00	日本板硝子健康保険組合		68
61421	00	双日健康保険組合		6
61430	00	丸紅健康保険組合		25
61485	00	関西電力健康保険組合		68
61555	00	クラレ健康保険組合		52
61582	00	サンヨー連合健康保険組合		33
61607	00	そごう・西武健康保険組合		75
61625	00	大阪読売健康保険組合		65
61634	00	石原産業健康保険組合		37
61643	00	栗本鐵工健康保険組合		77
61652	00	ダイハツ健康保険組合		49
61671	00	大阪ニッポ健康保険組合		19
61699	00	大阪織物商健康保険組合		8
61750	00	TOYO TIRE健康保険組合		65
61769	00	きんでん健康保険組合		56
61778	00	ヤンマー健康保険組合		86
61787	00	サンスター健康保険組合		51
61801	00	電線工業健康保険組合		71
61839	00	しんくみ関西健康保険組合		19
61857	00	日本ペイント健康保険組合		34
61866	00	大阪紙商健康保険組合		79

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
61875	00	センコー健康保険組合		59
61909	00	ダイハツ系連合健康保険組合		85
61936	00	シャープ健康保険組合		22
61945	00	セキスイ健康保険組合		11
61954	00	日東電工健康保険組合		42
61972	00	大阪府信用金庫健康保険組合		56
61981	00	サントリー健康保険組合		57
61991	00	大阪薬業健康保険組合		60
61991	01	大阪薬業健康保険組合	京都支部	71
61991	02	大阪薬業健康保険組合	神戸支部	97
62001	00	ダイヘン健康保険組合		57
62011	00	蝶理健康保険組合		60
62039	00	住友倉庫健康保険組合		6
62048	00	日本触媒健康保険組合		51
62066	00	大阪自転車健康保険組合		96
62109	00	カナデビア健康保険組合		17
62127	00	西日本パッケージング健康保険組合		82
62136	00	富士車輛健康保険組合		30
62154	00	大阪自動車販売店健康保険組合		54
62172	00	大和ハウス工業健康保険組合		98
62191	00	岩谷産業健康保険組合		90
62206	00	ダイダゲン健康保険組合		56
62215	00	合同製鐵健康保険組合		33
62224	00	長瀬産業健康保険組合		93
62251	00	サノヤス健康保険組合		63
62261	00	関西文紙情報産業健康保険組合		24
62270	00	大阪金属間屋健康保険組合		6
62289	00	神鋼商事健康保険組合		38
62298	00	大日本塗料健康保険組合		19
62303	00	大阪婦人子供既製服健康保険組合		64
62321	00	栗田健康保険組合		88
62331	00	永大産業健康保険組合		16
62359	00	大阪線材製品健康保険組合		59
62368	00	大阪府電設工業健康保険組合		77
62386	00	くろがね健康保険組合		91
62410	00	コクヨ健康保険組合		7
62429	00	あおみ建設健康保険組合		42
62465	00	大阪府石油健康保険組合		78
62474	00	西日本プラスチック工業健康保険組合		85
62483	00	バルカー健康保険組合		34
62492	00	タクマ健康保険組合		12
62517	00	大阪府木材健康保険組合		46
62526	00	大阪府貨物運送健康保険組合		39
62535	00	タツタ電線健康保険組合		71
62544	00	大阪菓子健康保険組合		73
62581	00	大同生命健康保険組合		65
62605	00	レンゴー健康保険組合		88
62614	00	大阪鉄商健康保険組合		53
62623	00	大阪府管工事業健康保険組合		92
62632	00	駒井ハルテック健康保険組合		42
62651	00	大広健康保険組合		86
62660	00	大阪装粧健康保険組合		88
62679	00	ロイヤルホテル健康保険組合		56
62711	00	大阪府建築健康保険組合		77
62758	00	サカタイクス健康保険組合		77
62767	00	不動テトラ健康保険組合		84
62785	00	大阪自動車整備健康保険組合		9
62800	00	稲畑産業健康保険組合		10
62837	00	OTG健康保険組合		56
62855	00	日本ハム健康保険組合		85
62873	00	ダイフク健康保険組合		70
62891	00	エクセディ健康保険組合		24
62916	00	大建工業健康保険組合		4
62934	00	大末建設健康保険組合		79
62943	00	イトーギ健康保険組合		34
62952	00	イオン健康保険組合		95
62961	00	山善健康保険組合		65
62980	00	大阪府電気工事健康保険組合		55
62999	00	池田泉州銀行健康保険組合		1
63000	00	日鉄物産健康保険組合		99
63019	00	象印マホービン健康保険組合		40
63028	00	丸紅連合健康保険組合		38
63037	00	P&Gグループ健康保険組合		44
63046	00	タカラベルモント健康保険組合		56
63055	00	近畿電子産業健康保険組合		2
63064	00	阪神高速道路健康保険組合		40
63082	00	近畿化粧品健康保険組合		92

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
63116	00	兼松連合健康保険組合		43
63125	00	住商連合健康保険組合		66
63134	00	ダスキン健康保険組合		20
63152	00	フジテック健康保険組合		5
63161	00	大阪産業機械工業健康保険組合		2
63171	00	大阪工作機械健康保険組合		84
63199	00	グリコ健康保険組合		33
63204	00	大阪府農協健康保険組合		35
63213	00	大阪機械工具商健康保険組合		59
63231	00	阪和興業健康保険組合		39
63250	00	タカラスタンダード健康保険組合		44
63269	00	万代健康保険組合		99
63287	00	デサント健康保険組合		75
63296	00	U-NEXT HOLDINGS健康保険組合		75
63320	00	ノエビア健康保険組合		26
63339	00	ライフコーポレーション健康保険組合		73
63366	00	京セラドキュメントソリューションズ健康保険組合		90
63409	00	小野薬品健康保険組合		39
63418	00	大倉健康保険組合		91
63427	00	公文健康保険組合		59
63454	00	トランス・コスモス健康保険組合		54
63463	00	関西テレビ放送健康保険組合		15
63491	00	NSD健康保険組合		84
63515	00	徳洲会健康保険組合		94
63533	00	生長会健康保険組合		81
63589	00	キーエンスグループ健康保険組合		74
63598	00	ラウンドワン健康保険組合		63
63603	00	日本イーライリリー健康保険組合		13
63621	00	バイエル健康保険組合		67
63640	00	アストラゼネカ健康保険組合		92
63659	00	ペガサス健康保険組合		71
63701	00	バルグループ健康保険組合		17
63710	00	きつこう会健康保険組合		92
63729	00	東和薬品健康保険組合		85
63738	00	iDA健康保険組合		64
63747	00	ライク健康保険組合		63
63756	00	因幡電機産業健康保険組合		87
63765	00	サカイ引越センター健康保険組合		79
63774	00	日本経営サエラグループ健康保険組合		35
63792	00	愛仁会健康保険組合		82
63808	00	ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合		88
63817	00	JAST健康保険組合		32
63826	00	ロートグループ健康保険組合		25
63844	00	フジシールグループ健康保険組合		99
70087	00	東レ健康保険組合		68
70096	00	滋賀銀行健康保険組合		12
70166	00	綾羽健康保険組合		76
70175	00	日本電気硝子健康保険組合		98
70184	00	滋賀県自動車健康保険組合		69
70193	00	平和堂健康保険組合		19
70209	00	滋賀県農協健康保険組合		93
71011	00	グンゼ健康保険組合		45
71021	00	島津製作所健康保険組合		42
71067	00	ジーエス・ユアサ健康保険組合		18
71304	00	京都銀行健康保険組合		93
71331	00	日新電機健康保険組合		98
71369	00	宝グループ健康保険組合		51
71378	00	京都自動車健康保険組合		53
71387	00	オムロン健康保険組合		63
71396	00	京都新聞健康保険組合		79
71401	00	ニチコン健康保険組合		1
71448	00	村田製作所健康保険組合		32
71466	00	日本新薬健康保険組合		2
71475	00	京都信用金庫健康保険組合		73
71484	00	村田機械健康保険組合		14
71493	00	京都中央信用金庫健康保険組合		95
71509	00	ワコール健康保険組合		12
71518	00	三洋化成工業健康保険組合		16
71527	00	京都府農協健康保険組合		86
71554	00	近畿しんきん健康保険組合		16
71563	00	SGホールディングスグループ健康保険組合		87
71581	00	堀場製作所健康保険組合		19
71606	00	アイフル健康保険組合		92
71624	00	CNCグループ健康保険組合		87
71633	00	トータルビューティー健康保険組合		18
73054	00	住友ゴム工業健康保険組合		55
73063	00	小泉製麻健康保険組合		20

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
73124	00	川崎重工業健康保険組合		59
73133	00	神戸製鋼所健康保険組合		88
73240	00	兵庫県運輸業健康保険組合		61
73277	00	阪神内燃機工業健康保険組合		82
73286	00	新明和工業健康保険組合		64
73295	00	神栄健康保険組合		7
73417	00	みづほ健康保険組合		83
73435	00	山陽電鉄健康保険組合		23
73453	00	東洋機械金属健康保険組合		8
73505	00	神戸電鉄健康保険組合		85
73514	00	神戸新聞健康保険組合		13
73532	00	住友精化健康保険組合		79
73541	00	多木健康保険組合		71
73602	00	兼松健康保険組合		26
73611	00	JFE健康保険組合		53
73658	00	NTN健康保険組合		54
73676	00	サニーピア健康保険組合		49
73694	00	大和製衡健康保険組合		6
73700	00	兵庫県信用金庫健康保険組合		46
73719	00	日本山村硝子健康保険組合		7
73755	00	関西ペイント健康保険組合		99
73764	00	ナブテスコグループ健康保険組合		4
73773	00	山陽特殊製鋼健康保険組合		53
73782	00	日本毛織健康保険組合		87
73807	00	ミツ星ベルト健康保険組合		44
73816	00	シバタ工業健康保険組合		10
73825	00	虹技健康保険組合		34
73843	00	バンドー化学健康保険組合		24
73852	00	日工健康保険組合		46
73880	00	ノザワ健康保険組合		94
73899	00	宝塚歌劇健康保険組合		98
73904	00	兵庫トヨタ自動車健康保険組合		33
73913	00	神戸貿易健康保険組合		10
73922	00	伊藤ハム米久健康保険組合		87
73987	00	兵庫自動車販売店健康保険組合		63
73996	00	古野電気健康保険組合		62
74007	00	極東開発健康保険組合		87
74016	00	兵庫県建築健康保険組合		79
74052	00	ネスレ健康保険組合		11
74071	00	神戸機械金属健康保険組合		80
74080	00	尼崎機械金属健康保険組合		70
74099	00	東リ健康保険組合		3
74104	00	ワールド健康保険組合		52
74113	00	ノーリツ健康保険組合		41
74122	00	ノバルティス健康保険組合		99
74131	00	大真空健康保険組合		80
74150	00	ユーシーシー健康保険組合		56
74169	00	尼崎信用金庫健康保険組合		47
74178	00	ジャヴァグループ健康保険組合		57
74248	00	尼崎中央病院健康保険組合		84
76021	00	南都銀行健康保険組合		64
76040	00	天理よろづ相談所健康保険組合		93
76059	00	DMG森精機健康保険組合		27
77136	00	紀陽銀行健康保険組合		76
77163	00	SK健康保険組合		62
77172	00	和歌山県自動車販売店健康保険組合		23
77181	00	和歌山県農協健康保険組合		35
80031	00	鳥取銀行健康保険組合		17
81011	00	山陰合同銀行健康保険組合		20
81057	00	山陰自動車業健康保険組合		81
82028	00	三井E&S健康保険組合		58
82091	00	品川リフクトリーズ健康保険組合		91
82204	00	中国銀行健康保険組合		54
82241	00	倉紡健康保険組合		14
82278	00	岡山県自動車販売健康保険組合		50
82296	00	ベネッセグループ健康保険組合		57
82301	00	トマト銀行健康保険組合		1
82311	00	倉敷中央病院健康保険組合		83
83053	00	マツダ健康保険組合		40
83062	00	広島ガス電鉄健康保険組合		45
83062	01	広島ガス電鉄健康保険組合	ガス支部	35
83105	00	ひろぎんグループ健康保険組合		82
83249	00	中国電力健康保険組合		4
83267	00	中国新聞健康保険組合		65
83285	00	中電工健康保険組合		50
83328	00	福山通運健康保険組合		6
83337	00	西川ゴム工業健康保険組合		55

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
83346	00	広島東友健康保険組合		44
83355	00	ソルコム健康保険組合		89
83364	00	イズミグループ健康保険組合		1
83391	00	広島県自動車販売健康保険組合		76
83407	00	広島信用金庫健康保険組合		4
83425	00	中国しんきん健康保険組合		36
83461	00	ウラベ健康保険組合		13
83499	00	しんくみ中国健康保険組合		39
83504	00	青山商事健康保険組合		96
84140	00	UBE健康保険組合		79
84195	00	トクヤマ健康保険組合		82
84283	00	東ソー健康保険組合		6
84326	00	東洋鋼板健康保険組合		13
84405	00	山口フィナンシャルグループ健康保険組合		62
84432	00	山口県自動車販売健康保険組合		33
84451	00	西京銀行健康保険組合		85
85041	00	阿波銀行健康保険組合		32
85050	00	大塚製薬健康保険組合		47
85069	00	徳島大正銀行健康保険組合		62
86049	00	四国電力健康保険組合		33
86058	00	百十四銀行健康保険組合		85
86067	00	大倉工業健康保険組合		62
86076	00	神島化学健康保険組合		85
86085	00	四電工健康保険組合		7
86094	00	タダノ健康保険組合		97
86100	00	香川銀行健康保険組合		91
86119	00	四国地区信用金庫健康保険組合		19
87126	00	いよぎんグループ健康保険組合		99
87135	00	住友共同電力健康保険組合		35
87162	00	愛媛銀行健康保険組合		97
87171	00	井関農機健康保険組合		25
87181	00	大王製紙健康保険組合		62
87190	00	来島どっく健康保険組合		68
87214	00	三浦グループ健康保険組合		96
88045	00	四国銀行健康保険組合		91
88063	00	高知銀行健康保険組合		78
88072	00	キタムラ健康保険組合		87
88081	00	近森会健康保険組合		52
90067	00	麻生健康保険組合		21
90216	00	TOTO健康保険組合		94
90545	00	ムーンスター健康保険組合		41
90661	00	昭和鉄工健康保険組合		24
90670	00	安川電機健康保険組合		78
90768	00	西日本新聞社健康保険組合		70
90810	00	福岡銀行健康保険組合		90
90953	00	九州電力健康保険組合		41
90962	00	西日本シティ銀行健康保険組合		9
91001	00	黒崎播磨健康保険組合		90
91074	00	福岡県農協健康保険組合		27
91181	00	九電工健康保険組合		98
91214	00	岡野バルブ健康保険組合		43
91223	00	西部瓦斯健康保険組合		9
91311	00	高田工業所健康保険組合		34
91321	00	日本タンクステン健康保険組合		54
91367	00	ロイヤル健康保険組合		13
91376	00	PayPayカード健康保険組合		16
91385	00	三井ハイテック健康保険組合		77
91394	00	ふくおかICT健康保険組合		35
91419	00	雪の聖母会健康保険組合		1
91428	00	共愛会健康保険組合		4
91437	00	小倉記念病院健康保険組合		70
91446	00	池友会健康保険組合		56
92133	00	佐賀銀行健康保険組合		77
92142	00	巨樹の会健康保険組合		3
93257	00	十八親和銀行健康保険組合		7
94060	00	肥後銀行健康保険組合		91
94088	00	熊本県自動車販売店健康保険組合		48
94102	00	西部電気健康保険組合		20
94121	00	平田機工健康保険組合		16
94130	00	熊本銀行健康保険組合		76
95068	00	大分銀行健康保険組合		8
95086	00	朝日ソーラー健康保険組合		76
96020	00	旭化成健康保険組合		100
96048	00	宮崎銀行健康保険組合		54
97073	00	鹿児島銀行健康保険組合		38
97082	00	南日本銀行健康保険組合		56
97116	00	鹿児島県信用金庫健康保険組合		34

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
98017	00	琉球銀行健康保険組合		39
98026	00	沖縄銀行健康保険組合		43
98035	00	沖縄電力健康保険組合		100
98053	00	沖縄海邦銀行健康保険組合		11

保調発1001第1号

令和7年10月6日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局調査課長

(公 印 省 略)

令和7年度健康保険・船員保険被保険者実態調査の実施について

標記については、令和7年10月6日保発1001第9号をもって厚生労働省保険局長から貴職あて通知されたところであるが、この調査は、健康保険制度及び船員保険制度の健全な運営を図ることを目的として実施するものであるので、貴協会においては、別紙1「令和7年度健康保険被保険者実態調査実施要領」及び別紙2「令和7年度船員保険被保険者実態調査実施要領」により、調査が遅滞なく実施されるようにご配慮願いたい。

令和 7 年度健康保険被保険者実態調査実施要領

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（以下「協会一般」という。）の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等並びに健康保険法第 3 条第 2 項の被保険者（以下「法第 3 条第 2 項被保険者」という。）の年齢及び被扶養者の年齢、続柄について調査を行い、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

（1）調査対象については、以下のとおりとする。

あ. 協会一般

令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者並びに令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの間に被保険者資格取得届により加入した者（ただし、任意継続の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により脱退した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）及び被扶養者。ただし、令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者について報告することが困難な場合は、令和 7 年 9 月 30 日現在の被保険者及び被扶養者でも差し支えないものとする。

い. 法第 3 条第 2 項被保険者

令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者。ただし、令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者について報告することが困難な場合は、令和 7 年 9 月 30 日現在の被保険者及び被扶養者でも差し支えないものとする。

（2）調査客体は、全数とする。

3. 調査の事項

調査の事項は、別添 1「健康保険被保険者実態調査 調査項目」（以下「調査項目」という。）及び別添 7 に掲げる事項とする。

4. 調査の方法

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、協会が保有するデータベースから、調査項目のデータを抽出し、厚生労働省保険局調査課（以下「調査課」という。）の指定するファイルレイアウト（別添 3－2）に基づき、CSVファイルを作成する。また、異動した者については、調査課の指定する統計表（別添 7）を作成する。

5. 調査票等の提出期限及び提出先

協会は、作成した CSV ファイルを磁気媒体に記録し、令和 7 年 11 月 30 日までに調査課に提出する。

6. 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は調査課で行う。

Ⅱ 調査結果の提出方法

1. 報告形式

調査結果の報告については、磁気媒体により行うこととし、仕様等の詳細は以下のとおりとする。

項 目	内 容
報告媒体	CD-R/RWまたはDVD-R/RW
データ形式	①添付書及び調査票（被保険者分） CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(0D0A)付き） ②統計表（異動した者分） エクセル形式
CSVファイルの レコード長	添付書レコード（1行目） 最大175バイト＋（改行コード2バイト）
	調査票レコード（2行目以降） 最大363バイト＋（改行コード2バイト）
ファイル名	（1）協会一般 ①CSVファイル形式 T + “_” + 調査年度（元号コード（1桁）＋和暦年度（2桁）） + “_” + KYOKAIIPPAN. csv 例：令和7年（07年）度調査 → T_R07_KYOKAIIPPAN. csv ②エクセル形式 H_R07_KYOUKAIIPPAN. xls （2）法第3条第2項被保険者 T + “_” + 調査年度（元号コード（1桁）＋和暦年度（2桁）） + “_” + KYOKAI3JY0. csv 例：令和7年（07年）度調査 → T_R07_KYOKAI3JY0. csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書・調査票ファイルのイメージは別添3－1のとおりであり、 1行目は添付書データ、2行目以降は調査票データである。添付 書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別添3－2のと おりとし、別添2のデータ記録要領に従ってデータを記録すること とする。

2. 報告方法

作成したCSVファイルは、エラーチェックをおこなった後に磁気媒体に記録し、調査課に送付すること。（エラーチェックの詳細は別添4の「エラーチェックリスト」を参照のこと。）

3. ラベル

磁気媒体には本調査名、保険者名、作成年月日を記入したラベルを添付すること。

Ⅲ 添付書・調査票の作成方法

1. 添付書の作成要領（別添2「データ記録要領」を参照のこと。）

- (1) 「データフラグ」は、「5」（法第3条第2項被保険者の場合は「7」）と入力すること。
- (2) 「調査対象年度_元号」は、「5」（:令和）と入力すること。
- (3) 「調査対象年度_年」は「07」（:07年度）と入力すること。
- (4) 「作成年月日」はデータ作成年月日を西暦で入力すること。
- (5) 「保険者名」は「全国健康保険協会」と入力すること。
- (6) 「本・支部名」は「企画部」と入力すること。
- (7) 「被保険者」の「被保険者総数」は、令和7年10月1日現在（ただし、令和7年10月1日現在の数値について報告することが困難な場合は、令和7年9月30日現在でも差し支えないものとする。以下同じ。）の被保険者の人数を入力し、「調査票枚数」には、作成した調査票の枚数を入力すること。
- (8) 「一括調査有無」は、「2」（:支部がない本部）と入力すること。

2. 調査票の作成要領（別添2「データ記録要領」を参照のこと。）

- (1) 「データフラグ」は、「6」（法第3条第2項被保険者の場合は「8」）と入力すること。
- (2) 「事業所番号」「被保険者番号」は、それぞれ「被保険者証の記号」及び「被保険者証の番号」から変換された一連番号を入力すること。
- (3) 「適用区分」は、任意継続被保険者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）にあっては、「1」（:強制）、任意適用の場合は、「2」（:任意）を入力すること。
なお、任意継続被保険者は「3」（:任意継続）とすること。
- (4) 「都道府県番号」は、被保険者が所属している事業所の所在する都道府県について、別添5の「都道府県の番号表」の番号により入力すること。
なお、事業所において支店や営業所、工場等を有しており、それらが複数の都道府県に点在している場合には、被保険者の主たる勤務地の所在する都道府県の番号を記入すること。
また、任意継続被保険者の場合には、被保険者の所在する都道府県の番号を記入すること。

(5) 「業態番号」は、被保険者が所属している事業所の業態分類について、別添6「健康保険被保険者実態調査の業態番号」にある番号を入力すること。
なお、任意継続被保険者は「00」と入力すること。

(6) 「事業所の被保険者数」には、被保険者が所属している事業所の令和7年10月1日現在の被保険者数を入力すること。ただし、任意継続被保険者の場合は「0」と入力すること。

(7) 「性別」は、被保険者の性別について、「1」(:男)、「2」(:女)のいずれかを入力すること。

(8) 「生年月」は、被保険者の生年月日について入力すること。例えば、昭和30年8月生まれの者は「3」(:昭和)、「30」(:30年)、「08」(:8月)と入力すること。

(9) 「被保険者等の区分」は、被保険者は「1」を入力すること。

(10) 「短時間労働者」は「1」(:該当)、「2」(:不該当)のいずれかを入力すること。

(11) 「資格取得時期」は、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「1」(:令和6年9月以前)、「2」(:令和6年10月以降)のいずれかを入力すること。

なお、任意継続被保険者については、任意継続被保険者としての資格を取得した年月日に従って該当するものを入力すること。

(12) 「標準報酬月額」は、被保険者にあつては令和7年10月1日現在における標準報酬月額について千円単位で入力すること。

なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第1等級(58千円)または第50等級(1,390千円)に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額(千円未満切捨て)を記入すること。

法第3条第2項被保険者の場合は、「0000」とすること。

(13) 「標準賞与額」は、一般被保険者は、令和6年10月から令和7年9月までの間に支払われた標準賞与額について、各年度573万円を上限とした支給額の合算額を千円単位(千円未満切捨て)で記入することとし、任意継続被保険者は「0」と記入すること。
法第3条第2項被保険者の場合は「00000」とすること。

(14) 「介護保険」は、介護保険の被保険者(第1号被保険者及び第2号被保険者)である者は「1」、それ以外の者(40歳未満の者(被扶養者が介護保険の被保険者である40歳未満の特定被保険者を含む)、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人)は「2」とすること。

(15) 「適用除外時選択時コード」は、(13)において「1」とした者および「2」とした者で40歳未満のものは「0」とすること。

なお、40歳以上の者で「2」を選択した者のうち、国外居住のため適用除外である者

は「1」を、適用除外施設入所者のための適用除外である者については「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者については「3」を入力すること。

(16) 「基準収入額適用申請」は、令和7年10月1日現在において協会一般の被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合（一部負担金割合が2割（ただし、誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割））は「1」（：該当）を、「不該当」と判定された場合又は届け出てない場合（一部負担金割合が3割）は「2」（：不該当）とすること。

(17) 「予備1」は「0」とすること。

(18) 「予備2」は「0」とすること。

(19) 「被扶養者」は、令和7年10月1日現在における被扶養者について入力すること。

(20) 被扶養者の「性別」は、被保険者と同様であること。

(21) 被扶養者の「生年月」は、被保険者と同様であること。

(22) 被扶養者の「続柄」は、被保険者との続柄について該当するものを入力すること。

(23) 被扶養者の「扶養開始時期」は、扶養開始年月に従って該当するものを入力すること。

(24) 被扶養者の「介護保険」は、介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である被扶養者は「1」、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人）は「2」とすること。

(25) 「適用除外時選択時コード」は、(23)において「1」とした者および「2」とした者で40歳未満のものは「0」とすること。

なお、40歳以上の者で「2」を選択した者のうち、国外居住のため適用除外である者は「1」を、適用除外施設入所者のための適用除外である者については「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者については「3」を入力すること。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査課の指定するレイアウトの CSV ファイルを作成する。

【協会一般】

(被保険者の状況)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧短時間労働者の該当有無 | ⑨資格取得時期 |
| ⑩標準報酬月額 | ⑪標準賞与額 | ⑫基準収入額適用申請有無 |
| ⑬基準収入額適用申請有無 | | |

※ 次の⑭及び⑮は、健康保険組合管掌健康保険被保険者のみに係る事項

⑭ (加入者の場合) 加入前に適用されていた医療保険制度

⑮ (脱退者の場合) 脱退後に適用される医療保険制度

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

令和7年度 健康保険被保険者実態調査【添付書・調査票】データ記録要領(協会)

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目名	最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）	
データフラグ	1	半角	数字	(5または7:添付書データはデータファイルの1行目に入れて下さい)	
				5	(協会一般) 添付書データ
				6	(協会一般) 調査票データ
				7	(法第3条第2項) 添付書データ
				8	(法第3条第2項) 調査票データ
				(参考)	
				1	(組合健保) 添付書データ
				2	(組合健保) 調査票データ
				3	(船保) 添付書データ
				4	(船保) 調査票データ
調査対象年度_元号	1	半角	数字	5	令和
調査対象年度_年	2	半角	数字	7	07年度
作成年月日	8	半角	数字	データ作成年月日を入力。(YYYYMMDD)	
保険者名	50	全角	文字	全国健康保険協会	
本・支部名	50	全角	文字	企画部	
被保険者	被保険者総数	8	半角	数字	
	調査票枚数	8	半角	数字	
加入者	加入者総数	8	半角	数字	
	調査票枚数	8	半角	数字	
脱退者	脱退者総数	8	半角	数字	
	調査票枚数	8	半角	数字	
一括調査有無	1	半角	数字	2	支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部
				(参考)	
				1	支部があるが、一括調査している本部
データ作成フラグ	1	半角	数字	0	保険者作成

【調査票】

項目名	最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）
データフラグ	1	半角	数字	(6または8:調査票データはデータファイルの1行目に入れて下さい) 5 (協会一般) 添付書データ 6 (協会一般) 調査票データ 7 (法第3条第2項) 添付書データ 8 (法第3条第2項) 調査票データ (参考) 1 (組合健保) 添付書データ 2 (組合健保) 調査票データ 3 (船保) 添付書データ 4 (船保) 調査票データ
被保険者証の記号	8	半角	数字	◎法第3条第2項被保険者の場合は「事業所番号」
被保険者証の番号	7	半角	数字	◎法第3条第2項被保険者の場合は「被保険者番号」
適用区分	1	半角	数字	1 強制 2 任意 3 任意継続 法第3条第2項被保険者の場合は「2」は使用しない。
都道府県番号	2	半角	数字	● 1 桁のとき、左に`0`を追加して入力。 例: 1 → 01
				01 北海道 〵 〵 47 沖縄
業態番号	2	半角	数字	「適用区分」が3(任意継続)の場合 00 任意継続分
				「適用区分」が1(強制)もしくは2(任意)の場合 01 農林水産業 02 鉱業、採石業、砂利採取業 03 総合工事業 04 識別工事業 05 設備工事業 06 食料品・たばこ製造業 07 繊維製品製造業 08 木製品・家具等製造業 09 紙製品製造業 10 印刷・同関連業 11 化学工業・同類似業 12 金属工業 13 機械器具製造業 14 その他の製造業 15 電気・ガス・熱供給・水道業 16 情報通信業 17 道路貨物運送業 18 その他の運輸業 19 卸売業 20 飲食料品以外の小売業 21 飲食料品小売業 22 無店舗小売業 23 金融業、保険業 24 不動産業 25 物品賃貸業 26 学術研究機関 27 専門・技術サービス業(43を除く) 28 飲食店 29 宿泊業 30 対個人サービス業 31 娯楽業 32 教育、学習支援業 33 医療業・保健衛生 34 社会保険・社会福祉・介護事業 35 複合サービス業 36 職業紹介・労働者派遣業 37 その他の対事業所サービス業 38 修理業 39 廃棄物処理業 40 政治・経済・文化団体 41 その他のサービス業 42 公務 43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業

事業所

項目名	最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）
				◎法第3条第2項被保険者の場合は「88」

項目名	最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）	
被保険者数	6	半角	数字		
性別	1	半角	数字	1 2	男 女
生年月_元号	1	半角	数字	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和
生年月_年	2	半角	数字	1 5 64	元年 5 64年
生年月_月	2	半角	数字	1 5 12	1月 5 12月
被保険者等の区分	1	半角	数字	1 2 3	被保険者 加入者 脱退者 「2」「3」は使用しない。
短時間労働者	1	半角	数字	1 2	該当 不該当
資格取得時期	1	半角	数字		「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合 1 24年9月以前 2 24年10月以降 「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合 0 被保険者等の区分が2もしくは3
標準報酬月額	4	半角	数字		◎法第3条第2項被保険者の場合は「0000」
標準賞与額	5	半角	数字		◎法第3条第2項被保険者の場合は「00000」
介護保険	1	半角	数字	1 2	該当 適用除外
介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字		「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合 1 国外居住者 2 適用除外施設入所者 3 在留資格1年未満の外国人 上記以外 0 1, 2, 3以外
基準収入額適用申請	1	半角	数字	0 1 2	基準収入適用申請 対象外 該当 不該当 ◎法第3条第2項被保険者の場合は「0」
加入者	1	半角	数字		「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合 1 協会 2 組合 3 共済 4 国保

項目名		最大 桁数	全角 /半角	項目 タイプ	入力内容（コードとフォーマット）	
					5	その他
					6	不詳
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が1もしくは3
	脱退者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合	
					1	協会
					2	組合
					3	共済
					4	国保
					5	その他
6	不詳					
7	死亡					
8	後期高齢者					
「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合						
0		被保険者等の区分が1もしくは2				
被扶養者数		1	半角	数字	0	扶養者なし
					1	1人
					5	5人
					16	16人
被 扶 養 者 （※）	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治
					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
	生年月_年	2	半角	数字	1	元年
					5	5年
					64	64年
	生年月_月	2	半角	数字	1	1月
					5	5月
					12	12月
	続柄	1	半角	数字	1	配偶者
					2	直系尊属
					3	子
					4	その他
	扶養開始時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合	
					被保険者の「資格取得時期」が1(22年9月以前)の場合	
					1	22年9月以前
2					22年10月以降	
被保険者の「資格取得時期」が2(22年10月以降)の場合						
2					22年10月以降	
「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合						
0					被保険者等の区分が2もしくは3	
介護保険	1	半角	数字	1	該当	
				2	適用除外	
介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合		
				1	国外居住者	
				2	適用除外施設入所者	
				3	在留資格1年未満の外国人	
				上記以外		
0		1, 2, 3以外				
データ作成フラグ		1	半角	数字	0	保険者作成

添付書・調査票ファイル イメージ図

■ 添付書・調査票ファイルはCSV(カンマ区切り)形式です。

(1行目:添付書)	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,全国健康保険協会,企画部,……,データ作成フラグ[改行]
(2行目:調査票)	データフラグ,事業所番号,被保険者番号,適用区分,……,データ作成フラグ[改行]
・	
・	
・	
((添付書1枚+調査票枚数)行目:調査票)	データフラグ,事業所番号,被保険者番号,適用区分,……,データ作成フラグ[改行]

- ※ 添付書の項目数は14項目(データフラグ等を含みます)です。カンマ「,」を13個必ず記録してください。
- ※ 調査票の項目数は最大150項目(データフラグ等を含みます)です(被扶養者数により異なります)。
被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は149個(被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数－1)必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

《データ作成例》

5,5,03,20221110,全国健康保険協会,企画部,19637454,19637454,0,0,0,0,2,0
6,12345678,1234567,1,13,10,123456,1,3,40,10,1,1,0142,01000,1,0,0,0,0,0,,0
6,23456789,2345678,1,13,10,123456,2,3,50,05,1,1,0098,00500,2,0,0,0,0,1,2,4,17,11,3,1,2,0,,0

添付書・調査票ファイル レイアウト

【添付書】

可 変 長 最大 177バイト	データ フラグ	調査年度						データ作成年月日								全国健康保険協会																																																	
		元号		年 (和暦)				年 (西暦)			月		日																																																				
	1	1	1	1	2		1	4				2		2		1	50																																																
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50														

	(全国健康保険協会)																	企画部																																	
	(50)																1	50																																	
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	

			被保険者				加入者																																										
			被保険者総数		調査票枚数		加入者総数		調査票枚数																																								
	(50)	1	8	1	8	1	8	1	8																																								
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150

	(加入者)		脱退者				一括調査作成有無		データ作成フラグ	改行コード (0D0A)
	(調査票枚数)		脱退者総数		調査票枚数					
	(8)	1	8	1	8		1	1	1	2

151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177

【調査票】

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150

	(被 扶 養 者 13)		被 扶 養 者 14		被 扶 養 者 15		被 扶 養 者 16
	(17)	1	17	1	1	1	17
301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350							

	(被 扶 養 者 16)		データ作成フラグ	改行コード (0D0A)
	(17)	1	1	2
351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365				

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【添付書】

エラー 番号		エラー種別 1 : エラー 2 : 警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外有的时候にエラーとする)	関連エラー 項目件数
01	被 保 険 者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は 1 0 0 ～ 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 の 範囲であること $100 \leq \text{被保険者総数} \leq 50,000,000$	1
02		1	被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は被保険者総数と同数であること $\text{調査票枚数} = \text{被保険者総数}$	2
03	加 入 者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は 0 ～ 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 の範囲であること $0 \leq \text{加入者総数} \leq 10,000,000$	1
04		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者総数は加入者調査票枚数と同数であること $\text{加入者調査票枚数} = \text{加入者総数}$	2
05	脱 退 者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は 0 ～ 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 の範囲であること $0 \leq \text{脱退者総数} \leq 10,000,000$	1
06		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者総数は脱退者調査票枚数と同数であること $\text{脱退者調査票枚数} = \text{脱退者総数}$	2
07		1	一括調査作成有無コードが2以外	一括調査作成有無コードは 2 とする	1

令和7年度 健康保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【調査票】

エラー番号		エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数
01	被 保 険 者	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は1～3の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：強制 2：任意 3：任意継続	1
02		1	データフラグが8で適用区分が3以上	データフラグが8（：法第3条第2項調査票 データ）の場合は、「適用区分」は1または 2であること	2
03		1	事業所の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は01～47の範囲であり、 以下のコードに対応する 01：北海道 02：青森県 03：岩手県 04：宮城県 05：秋田県 06：山形県 07：福島県 08：茨城県 09：栃木県 10：群馬県 11：埼玉県 12：千葉県 13：東京都 14：神奈川県 15：新潟県 16：富山県 17：石川県 18：福井県 19：山梨県 20：長野県 21：岐阜県 22：静岡県 23：愛知県 24：三重県 25：滋賀県 26：京都府 27：大阪府 28：兵庫県 29：奈良県 30：和歌山県 31：鳥取県 32：島根県 33：岡山県 34：広島県 35：山口県 36：徳島県 37：香川県 38：愛媛県 39：高知県 40：福岡県 41：佐賀県 42：長崎県 43：熊本県 44：大分県 45：宮崎県 46：鹿児島県 47：沖縄県	1
04		1	事業所の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は00～88の範囲であり、 以下のコードに対応する 00：任意継続 01：農林水産業 02：鉱業、採石業、砂利採取業 03：総合工事業 04：識別工事業 05：設備工事業 06：食料品・たばこ製造業 07：繊維製品製造業 08：木製品・家具等製造業 09：紙製品製造業 10：印刷・同関連業 11：化学工業・同類似業 12：金属工業 13：機械器具製造業 14：その他の製造業 15：電気・ガス・熱供給・水道業 16：情報通信業 17：道路貨物運送業 18：その他の運輸業 19：卸売業 20：飲食料品以外の小売業 21：飲食料品小売業 22：無店舗小売業 23：金融業、保険業 24：不動産業 25：物品賃貸業 26：学術研究機関 27：専門・技術サービス業 43：有資格者が法律会計関係業務を行う事業 28：飲食店 29：宿泊業 30：対個人サービス業 31：娯楽業 32：教育、学習支援業 33：医療業・保健衛生 34：社会保険・社会福祉・介護事業 35：複合サービス業 36：職業紹介・労働者派遣業 37：その他の対事業所サービス業 38：修理業 39：廃棄物処理業 40：政治・経済・文化団体 41：その他のサービス業 42：公務 88：法第3条第2項被保険者	1
05		1	適用区分が1もしくは2で業態番号01～43の範囲外	「適用区分」が1（：強制）もしくは 2（：任意）の場合、「業態番号」は 01～43の範囲であること	2
06		1	適用区分が3で業態番号が00以外	「適用区分」が3（：任意継続）の場合、 「業態番号」は00（：任意継続）であること	2
07		1	「データフラグ」が8で業態区分が88以外	「データフラグ」が8（：法第3条第2項被保険者） の場合、 「業態番号」は88（：法第3条第2項被保険者） であること	2
08		1	適用区分が1もしくは2で事業所の被保険者数が0人	「適用区分」が1（：強制）もしくは 2（：任意）の場合、事業所の被保険者数は 1人以上であること	2
09		1	適用区分が3で事業所の被保険者数が1人以上	「適用区分」が3（：任意継続）の場合、 事業所の被保険者数は0人であること	2
10		2	事業所被保険者数が10万人以上	「適用区分」が1（：強制）の場合、 事業所の被保険者数は 100、000人未満であること	2
11		2	適用区分が2で事業所被保険者数が5人以上	「適用区分」が2（：任意）の場合、 事業所の被保険者数は 5人未満であること	2
12		1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：男 2：女	1

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数
13	1	被保険者の生年月日範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、 「生年月 年 」、 「生年月 月 日」は 正しい生年月日であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年 12月 昭和：元年 12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月 令和：元年5月～調査年9月	3
14	2	被保険者の年齢（生年月）が15～74歳の範囲外	「生年月」より求められる被保険者の年齢は 15歳～74歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3
15	2	被保険者等の区分が1または4で被保険者の年齢が75歳以上の 場合で介護保険コードが2で適用除外時選択コードが1以外	「被保険者等の区分」が 1（：被保険者（短時間労働者を除く））または4（：被保険者（短時間労働者））で 「生年月」より求められる被保険者の年齢が75歳以上の場合、 「介護保険」は 2（：適用除外） かつ「適用除外時選択コード」は 1（：国外居住者） であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	7
16	1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は1～4の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：被保険者 2：加入者 3：脱退者	1
17	1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は0～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1
18	1	被保険者区分が1または4で資格取得時期コードが1、2以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者（短時間労働者を除く））または4（：被保険者（短時間労働者））の場合、 「資格取得時期」は 1（：調査対象年－1年前の9月以前） もしくは 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2
19	1	被保険者区分が2もしくは3で資格取得時期コードが0以外	「被保険者等の区分」が 2（：加入者）もしくは3（：脱退者）の場合、 「資格取得時期」は 0（：被保険者等の区分が2もしくは3） であること	2
20	1	データフラグが6で標準報酬月額が0（千円）もしくは無記入	データフラグが6（：協会一般調査票データ） の場合、標準報酬月額は58～1390（千円） の範囲であること ※適用区分が1（：強制）もしくは2（：任意）で、 58千円（第1等級）及び1390千円（第50等級） の場合は、実報酬額とすること	1
21	1	データフラグが8で標準報酬月額が1（千円）以上	データフラグが8（：法第3条第2項調査票 データ）の場合、標準報酬月額は0とすること。	1
22	2	データフラグが6で標準報酬月額が58千円	データフラグが6（：協会一般調査票データ）で 標準報酬月額が58千円（第1等級）の場合、 当該月額の算定の根拠となった実報酬額とすること	1
23	1	データフラグが6で標準報酬月額が標準報酬等級以外の月額	データフラグが6（：協会一般調査票データ） の場合で標準報酬月額が68千円（第2等級） から1330円（第49等級）までの場合、 標準報酬等級にある月額とすること	2
24	2	データフラグが6で標準報酬月額が1390千円	データフラグが6（：協会一般調査票データ）で 標準報酬月額が1390千円（第50等級）の場合、 当該月額の算定の根拠となった実報酬額とすること	1
25	2	適用区分が3で標準報酬月額が58～750（千円）範囲外	「適用区分」が3（：任意継続）の場合、 「標準報酬月額」は58～750（千円）の 範囲であること	2
26	1	データフラグが8で標準賞与額が1（千円）以上	データフラグが8（：法第3条第2項調査票 データ）の場合、「標準賞与額」は0であること。	2
27	1	適用区分が3で標準賞与額が1（千円）以上	「適用区分」が3（：任意継続）の場合、 「標準賞与額」は0であること	2
28	1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1
29	1	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
30	2	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4
31	1	被保険者の介護コードが1で適用除外選択時コードが0以外	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること	2
32	1	被保険者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外時選択コード」は 0～3の範囲であり、以下のコードに対応する 0：1、2、3以外 1：国外居住者 2：適用除外施設入所者 3：在留資格1年未満の外国人	1
33	1	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳以上で適用除外時 選択コードが1、2、3以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は1～3の範囲であること	5
34	1	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時 選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数
35	2	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	5
36	1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は0～2の範囲であり、以下のコードに対応する 0：基準収入適用申請 対象外 1：該当 2：不該当	1
37	1	データフラグが8で基準収入額適用申請コードが0以外	データフラグが8（：法第3条第2項調査票データ）の場合は、「基準収入額適用申請」は0であること	2
38	1	基準収入額適用申請コードが0で被保険者が基準収入額適用申請対象者である	「基準収入額適用申請」が、 0（：基準収入額適用申請対象外）の場合、 ①被保険者が70歳以上の高齢受給者で、 「標準報酬月額」が280（千円）未満である ②被保険者が70歳未満である ③データフラグが8（：法第3条第2項調査票データ）である のいずれかであること	1
39	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で標準報酬月額が280（千円）未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは2（：不該当）の場合、 「標準報酬月額」が280（千円）以上であること	2
40	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは2（：不該当）の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
41	2	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは2（：不該当）の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること ※調査年で70歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4
42	1	予備1コード範囲外もしくは無記入	「予備コード1」は0～6の範囲である。	1
43	1	被保険者等の区分が2で予備1コード1～6以外	「被保険者等の区分」が2（：加入者）の場合、「予備1」は1～6であること	2
44	1	被保険者等の区分が1、3もしくは4で予備1コード0以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者（短時間労働者を除く）） 3（：脱退者） もしくは4（：被保険者（短時間労働者））の場合、「予備1」は0であること	2
45	1	予備2コード範囲外もしくは無記入	「予備2」は0～8の範囲である。	1
46	1	被保険者等の区分が3で予備2コード1～8以外	「被保険者等の区分」が3（：脱退者）の場合、「予備2」は1～8であること	2
47	1	被保険者等の区分が1、2もしくは4で予備2コード0以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者（短時間労働者を除く）） 2（：加入者） もしくは4（：被保険者（短時間労働者））の場合、「予備2」は0であること	2
48	被扶養者 1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2の範囲であり、以下のコードに対応する 1：男 2：女	1
49	1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、 「生年月 年」、 「生年月 月」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年12月 昭和：元年12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月 令和：元年5月～調査年10月	3
50	1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は1～4の範囲であり、以下のコードに対応する 1：配偶者 2：直系尊属 3：子 4：その他	1
51	2	被扶養者の年齢（生年月）が0～74歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は0歳～74歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3
52	2	被扶養者の年齢が75歳以上の場合、介護保険コードが2で適用除外時選択コードが1以外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢が75歳以上の場合、 「介護保険」は2（：適用除外）かつ「適用除外時選択コード」は1（：国外居住者）であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	6
53	1	続柄が1で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が1（：配偶者）の場合、被保険者の性別と被扶養者の性別は別であること	3
54	1	続柄1が2名以上存在	「続柄」が1（：配偶者）は被保険者に対して1名以下	1
55	2	続柄が1で被保険者との年齢差が30以上	「続柄」が1（：配偶者）で被保険者との年齢差が30歳以上の場合の確認チェック	7
56	2	続柄が3で被保険者との年齢差が15以下	「続柄」が3（：子）で被保険者との年齢差が15歳以下の場合の確認チェック	7
57	2	続柄が1で年齢が17歳以下	「続柄」が1（：配偶者）で年齢が17歳以下の場合の確認チェック	5

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数
59	2	続柄が3の被扶養者の年齢が続柄1の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が3（：子）の年齢が 「続柄」が1（：配偶者）の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4
60	2	続柄が3の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が3（：子）の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7
61	2	続柄が2で年齢が30歳以下	「続柄」が2（：直系尊属）で年齢が30歳 以下である	4
62	1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は0～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1
63	1	被保険者の資格取得時期が0の場合、扶養開始時期コードが0以外	被保険者の「資格取得時期」が 2（：調査対象年－1年前の10月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2
64	1	被保険者の資格取得時期が1の場合、扶養開始時期コードが1もしくは2以外	被保険者の「資格取得時期」が 1（：調査対象年－1年前の9月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 1（：調査対象年－1年前の9月以前）もしくは 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2
65	1	被保険者の資格取得時期が2の場合、扶養開始時期コードが2以外	データフラグが8（：法第3条第2項調査票 データ）ではなく、 被保険者の「資格取得時期」が 2（：調査対象年－1年前の10月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2
66	1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1
67	1	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
68	2	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	4
69	1	被扶養者の介護コードが1で適用除外選択時コードが0以外	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること	2
70	1	被扶養者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外時選択コード」は 0～3の範囲であり、以下のコードに対応する 0：1，2，3以外 1：国外居住者 2：適用除外施設入所者 3：在留資格1年未満の外国人	1
71	1	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳以上で適用除外時選択コードが1，2，3以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は1～3の範囲であること	5
72	1	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5
73	2	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	5

都道府県の番号表

北海道 01	埼玉 11	岐阜 21	鳥取 31	佐賀 41
青森 02	千葉 12	静岡 22	島根 32	長崎 42
岩手 03	東京 13	愛知 23	岡山 33	熊本 43
宮城 04	神奈川 14	三重 24	広島 34	大分 44
秋田 05	新潟 15	滋賀 25	山口 35	宮崎 45
山形 06	富山 16	京都 26	徳島 36	鹿児島 46
福島 07	石川 17	大阪 27	香川 37	沖縄 47
茨城 08	福井 18	兵庫 28	愛媛 38	
栃木 09	山梨 19	奈良 29	高知 39	
群馬 10	長野 20	和歌山 30	福岡 40	

健康保険被保険者実態調査の業態番号

業態 番号	業 態	業態 番号	業 態
1	農林水産業	22	無店舗小売業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	23	金融業、保険業
3	総合工事業	24	不動産業
4	職別工事業	25	物品賃貸業
5	設備工事業	26	学術研究機関
6	食料品・たばこ製造業	27	専門・技術サービス業(43を除く)
7	繊維製品製造業	28	飲食店
8	木製品・家具等製造業	29	宿泊業
9	紙製品製造業	30	対個人サービス業
10	印刷・同関連業	31	娯楽業
11	化学工業・同類似業	32	教育、学習支援業
12	金属工業	33	医療業・保健衛生
13	機械器具製造業	34	社会保険・社会福祉・介護事業
14	その他の製造業	35	複合サービス業
15	電気・ガス・熱供給・水道業	36	職業紹介・労働者派遣業
16	情報通信業	37	その他の対事業所サービス業
17	道路貨物運送業	38	修理業
18	その他の運輸業	39	廃棄物処理業
19	卸売業	40	政治・経済・文化団体
20	飲食料品以外の小売業	41	その他のサービス業
21	飲食料品小売業	42	公務
		43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業

(参考)健康保険被保険者実態調査における業態分類の日本標準産業分類上の解説等

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
1	農林水産業	耕種農業、畜産農業及び農業に直接関係するサービス業務、林業及び及び林業に直接関係するサービス業務並びに海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業、海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品質向上処理を行う事業所	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
3	総合工事業	主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
4	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所	大土工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、解体工事業等
5	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空調設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、道路標識設置工事業等
6	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
7	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所	製糸業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回りの品製造業、その他の繊維製品製造業(寝具製造業、タオル製造業等)
8	木製品・家具等製造業	製材及び木製基礎資材の製造並びに木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料とした製品又は家具の製造を行う事業所	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業(木材薬品処理業、コルク加工基礎資材・コルク製品製造業等)、家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業(プラスチック製家具・装備品製造業、強化プラスチック製家具製造業等)
9	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業(紙タオル・紙ナフキン製造業等)
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
11	化学工業・同類似業	化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品及び窯業・土石製品を製造する事業所	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業(火薬類製造業、農薬製造業等、香料製造業等)、石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業(練炭製造業等)、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業、その他のプラスチック製品製造業(プラスチック製容器製造業等)、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業(医療・衛生用ゴム製品製造業)、ガラス・同製品製造業、セメント・鋼製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業(石こう製品製造業、石灰製造業等)
12	金属工業	鉄鋼業、非鉄金属及び金属製品を製造する事業所	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業(鋳鉄管製造業等)、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業(核燃料製造業等)、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業(金属製スプリング製造業等)
13	機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具を製造する事業所	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(消火器具・消火装置製造業等)、農業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業(ロボット製造業等)、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測量器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業(フィルタ製造業等)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業(導入線製造業等)、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自動車・同部分品製造業等)
14	その他の製造業	業態分類の06(食料品・たばこ製造業)から13(機械器具製造業)に分類されない製品を製造する事業所	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業(看板・標識機製造業等)
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所	電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業、公共放送業、民放放送業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業(自転車貨物運送業等)
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)の事業所	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業(特定旅客自動車運送業等)、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貨渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業(海運仲立業等)、郵便業

業態番号	健康保険被保険者実施調査における業態分類	解説	事業例
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣類等卸売業、飲食品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業の事業所	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食糧・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業(計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業(書籍・雑誌卸売業等)
20	飲食品以外の小売業	各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業の事業所	百貨店、総合スーパー、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業(かばん・袋物小売業等)、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・量小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業(ホームセンター、ジュエリー製品小売業等)
21	飲食品小売業	主として飲食品を小売する事業所	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食品小売業(コンビニエンスストア、米穀類小売業等)
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所	通信販売、訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
23	金融業、保険業	金融業又は保険業を営む事業所であり、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所事業所も含む	中央銀行、銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関(政府関係金融機関、証券金融業等)、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業、生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
24	不動産業	主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理若しくは仲介を行う事業所	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業(音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業等)
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
27	専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業の事業所	デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業(不動産鑑定業等)、広告業、獣医療、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業		法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
28	飲食店	客の注文に応じ調理した飲食品、その他の食料品、アルコールを含む飲料を提供する事業所	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店(ハンバーガー店等)、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業(会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ等)
30	対個人サービス業	主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場、その他の洗濯・理容・美容・浴場業(エステティック業等)、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業(結婚相談業、結婚式場紹介業、写真現像・焼付業等)
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、その他の娯楽業(ダンスホール、カプオケボックス業等)
32	教育、学習支援業	学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補助教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業(料理学校、自動車教習所等)
33	医療業・保健衛生	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所並びに保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物検疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療養業、医療に附帯するサービス業(歯科技工所等)、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
35	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の各種サービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている事業所	郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所	職業紹介業、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
38	修理業	自動車の整備修理を行う事業所及び機械、家具など他に分類されないその他の修理を行う事業所	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
41	その他のサービス業	神道、仏教、キリスト教などの宗教の拝礼施設等、他に分類されないサービスを提供する事業所、日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(中央卸売市場等)、外国公館、その他の外国公務
42	公務	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

注:解説及び事業例の詳細については、「日本標準産業分類(令和5年6月改定)」(<https://www.soumu.go.jp/toukei-toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm>)を参照願います。

第 1 7 表 被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入者数

協会（一般）

年齢階級	加入者数	被 保 険 者 数			被 扶 養 者 数		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
0～4歳							
5～9							
10～14							
15～19							
20～24							
25～29							
30～34							
35～39							
40～44							
45～49							
50～54							
55～59							
60～64							
65～69							
70～74							
75歳以上							
(再掲)							
未就学児							
前期高齢者							
70歳以上							
70歳以上							
現役並み所得者							
介護(1号)							
介護(2号)							
介護(計)							

第 1 8 表 被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、脱退者数

協会（一般）

年齢階級	脱退者数	被 保 険 者 数			被 扶 養 者 数		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
0～4歳							
5～9							
10～14							
15～19							
20～24							
25～29							
30～34							
35～39							
40～44							
45～49							
50～54							
55～59							
60～64							
65～69							
70～74							
75歳以上							
(再掲)							
未就学児							
前期高齢者							
70歳以上							
70歳以上							
現役並み所得者							
介護(1号)							
介護(2号)							
介護(計)							

令和 7 年度船員保険被保険者実態調査実施要領

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している船舶所有者の規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、令和 7 年10月 1 日現在の船員保険の被保険者（以下「被保険者」という。）、並びに令和 6 年10月から令和 7 年 9 月までの間に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、疾病任意継続被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。

(2) 調査客体は、全数とする。

3. 調査の事項

調査の事項は、別添 1 「船員保険被保険者実態調査 調査項目」（以下「調査項目」という。）に掲げる事項とする。

4. 調査の方法

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、協会が保有するデータベースから、調査項目のデータを抽出し、厚生労働省保険局調査課（以下「調査課」という。）の指定するファイルレイアウト（別添 3－2）に基づき、CSVファイルを作成する。

5. 調査票等の提出期限及び提出先

協会は、作成したCSVファイルを磁気媒体に記録し、令和 7 年11月30日までに調査課に提出する。

6. 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は調査課で行う。

Ⅱ 調査票等の提出方法

1. 報告形式

調査結果の報告については、磁気媒体により行うこととし、仕様等の詳細は以下のとおりとする。

項 目	内 容
報告媒体	CD-R/RWまたはDVD-R/RW
データ形式	CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(0D0A)付き）
レコード長	添付書レコード（1行目） 最大170バイト＋（改行コード2バイト）
	調査票レコード（2行目以降） 最大369バイト＋（改行コード2バイト）
ファイル名	T+“_”＋調査年度（元号コード（1桁）＋和暦年度（2桁）） ＋“_”＋SENIN.csv 例：令和7年（07年）度調査 → T_R07_SENIN.csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書・調査票ファイルのイメージは別添3－1のとおりとなり、 1行目は添付書データ、2行目以降は調査票データである。添付 書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別添3－2のとおり とし、別添2のデータ記録要領に従ってデータを記録すること とする。

2. 報告方法

作成したCSVファイルは、エラーチェックをおこなった後に磁気媒体に記録し、調査課に送付すること。（エラーチェックの詳細は別添4の「エラーチェックリスト」を参照のこと。）

3. ラベル

磁気媒体には、本調査名、保険者名、作成年月日を記入した識別ラベルを添付すること。

Ⅲ 添付書・調査票の作成要領

1. 添付書の作成要領（別添2「データ記録要領」を参照のこと。）

- (1) 「データフラグ」は、「3」（：船保添付書データ）と入力すること。
- (2) 「調査対象年度_元号」は「5」（：令和）と入力すること。
- (3) 「調査対象年度_年」は「07」（：07年度）と入力すること。
- (4) 「作成年月日」はデータ作成年月日を西暦で入力すること。
- (5) 「都道府県番号」は協会船員保険部の所在する「13」（：東京）と入力すること。
- (6) 「組合コード」「支部コード」はそれぞれ「00000」「00」と入力すること。
- (7) 「保険者名」は「協会けんぽ」と入力すること。
- (8) 「本・支部名」は「船員保険部」と入力すること。
- (9) 「被保険者」の「被保険者総数」には、令和7年10月1日現在の船員保険の被保険者数を入力し、「調査票枚数」欄には、作成した調査票の枚数を入力すること。
- (10) 「加入者」の「加入者総数」または「脱退者」の「脱退者総数」には、令和6年10月から令和7年9月の間の加入者または脱退者の総数をそれぞれ入力し、「調査票枚数」欄には、作成した調査票の枚数をそれぞれ入力すること。
- (11) 「一括調査有無」には、「2」（：支部がない本部）と入力すること。

2. 調査票の作成要領（別添2「データ記録要領」を参照のこと。）

- (1) 「データフラグ」は、「4」（：船保調査票データ）と入力すること。
- (2) 「協会けんぽ船員保険部」は「00000」と入力すること。
- (3) 「事業所番号」「被保険者番号」は、それぞれ「被保険者証の記号」及び「被保険者証の番号」から変換された一連番号を入力すること。
- (4) 「適用区分」には、被保険者または異動した者が加入している（脱退者にあつては脱退時に加入していた）船員保険の船舶種別の区分について入力することとし、疾病任意継続被保険者は「4」（：疾病任継）とすること。
- (5) 「船舶所有者」の「都道府県番号」には、被保険者または異動した者が所属している

(脱退者にあっては脱退時に所属していた) 船舶所有者の都道府県について、別添5「都道府県の番号表」の番号により入力すること。

また、疾病任意継続被保険者の場合には、被保険者の所在する都道府県の番号を入力すること。

(6)「船舶所有者」の「業態番号」は、「00」と入力すること。

(7)「船舶所有者」の「被保険者数」には、被保険者にあつては被保険者が所属している船舶所有者の令和7年10月1日現在の被保険者数を入力すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は「0」と入力すること。

また、異動した者のうち加入者については、所属している船舶所有者の資格取得時の被保険者数を記入することとし、脱退者については、所属していた船舶所有者の資格喪失時の被保険者数を入力すること。

(8)「性別」には、被保険者または異動した者の性別について、「1」(：男)、「2」(：女)のいずれかを入力すること。

(9)「生年月」には、被保険者または異動した者の生年月について記入すること。例えば、昭和30年8月生まれの者は「3」(：昭和)、「30」(：30年)、「08」(：8月)と入力すること。

(10)「被保険者等の区分」には、短時間労働者でない被保険者は「1」(：被保険者)を、異動した者のうち、加入者にあつては「2」(：加入者)を、脱退者にあつては「3」(：脱退者)を、短時間労働者である被保険者は「4」それぞれ入力すること。

(11)「資格取得時期」には、(10)において「1」(：被保険者)とした場合は、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「1」(：令和6年9月以前)、「2」(：令和6年10月以降)のいずれかを入力すること。(10)において「2」または「3」とした場合は「0」とすること。

なお、疾病任意継続被保険者については、一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた船舶所有者の資格取得年月日に従って該当するものを入力すること。

(12)「標準報酬月額」には、被保険者にあつては令和7年10月1日現在における標準報酬月額について千円単位で入力すること。

また、異動した者のうち、加入者にあつては加入時の標準報酬月額を、脱退者にあつては脱退時の標準報酬月額を入力すること。

なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第1等級(58千円)または第50等級(1,390千円)に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額(千円未満切捨て)を入力すること。

(13)「標準賞与額」には、一般被保険者または異動した者のうち脱退者にあつては、令和6年10月から令和7年9月までの間に支払われた標準賞与額について、各年度573万円を上限とした支給額の合算額を千円単位(千円未満切捨て)で入力することとし、

疾病任意継続被保険者及び異動した者のうち加入者にあつては「0」と入力すること。

(14)「介護保険」には、被保険者または異動した者のうち、介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である者は「1」（：該当）を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人）は「2．適用除外」とすること。

(15)「適用除外時選択時コード」は(14)において「1」（：該当）とした者および「2」（：適用除外）とした者で40歳未満の者は「0」とすること。

なお、40歳以上の者で「2」（：適用除外）を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者については「3」を、適用除外理由が不明の場合は「0」を入力すること。

(16)「基準収入額適用申請」には、令和7年10月1日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合（一部負担金割合が2割（ただし、誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割））は「1」（：該当）を、「不該当」と判定された場合又は届け出てない場合（一部負担金割合が3割）は「2」（：不該当）を入力すること。

(17)「予備1」には(10)において「2」（：加入者）とした者については、「6」を入力すること。(10)において「1」（：被保険者）または「3」（：脱退者）とした者については「0」とすること。

(18)「予備2」には(10)において「3」（：脱退者）とした者については、「6」を入力すること。(10)において「1」（：被保険者）または「2」（：加入者）とした者については「0」とすること。

(19)「被扶養者」は、被保険者にあつては令和7年10月1日現在における被扶養者について入力し、異動した者のうち、加入者にあつては加入時の被扶養者を、脱退者にあつては脱退時の被扶養者について、それぞれ入力すること。

(20)被扶養者の「性別」の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(21)被扶養者の「生年月」の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(22)被扶養者の「続柄」には、被保険者または異動した者との続柄について該当するものを入力すること。

(23)被扶養者の「扶養開始時期」には、扶養開始年月に従って該当するものを入力すること。ただし、異動した者の被扶養者にあつては、「0」とすること。

(24) 被扶養者の「介護保険」には、介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である被扶養者は「1. 該当」を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人）は「2. 適用除外」を入力すること。

(25) 「適用除外時選択時コード」は(24)において「1」（：該当）とした者および「2」（：適用除外）とした者で40歳未満の者は「0」とすること。

なお、40歳以上の者で「2」（：適用除外）を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者については「3」を、適用除外理由が不明の場合は「0」を入力すること。

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査課の指定するレイアウトの CSV ファイルを作成する。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の使用する船員の数
- ④ 被保険者等の性別
- ⑤ 被保険者等の生年月
- ⑥ 被保険者等の区分
- ⑦ 被保険者等の資格取得時期
- ⑧ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑨ 被保険者等の標準賞与額
- ⑩ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑪ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑫ 被扶養者の性別
- ⑬ 被扶養者の生年月
- ⑭ 続柄
- ⑮ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑯ 被扶養者の介護保険該当の有無

令和7年度 船員保険被保険者実態調査【添付書・調査票】データ記録要領

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目名	最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）	
データフラグ	1	半角	数字	3	船保添付書データ
				4	船保調査票データ
				(3:添付書データはデータファイルの1行目に入れて下さい)	
調査対象年度_元号	1	半角	数字	5	令和
調査対象年度_年	2	半角	数字	6	07年度
作成年月日	8	半角	数字	データ作成年月日を入力。（YYYYMMDD）	
都道府県番号	2	半角	数字	13	東京
組合コード	5	半角	数字	00000	
支部コード	2	半角	数字	00	
保険者名	50	全角	文字		協会けんぽ
本・支部名	49	全角	文字		船員保険部
被保険者	被保険者総数	6	半角	数字	
	調査票枚数	6	半角	数字	
加入者	加入者総数	5	半角	数字	
	調査票枚数	5	半角	数字	
脱退者	脱退者総数	5	半角	数字	
	調査票枚数	5	半角	数字	
一括調査有無	1	半角	数字	2	支部がない本部
データ作成フラグ	1	半角	数字	0	保険者作成

【調査票】

項目名		最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）	
データフラグ		1	半角	数字	3 4	船保添付書データ 船保調査票データ (4:調査票データはデータファイルの1行目に入れて下さい)
協会けんぽ船員保険部		5	半角	数字	00000	
事業所番号		10	半角	数字	00 +	「保険者番号（8桁）」
被保険者番号		7	半角	数字		
適用区分		1	半角	数字	1 2 3 4	強制（汽船等） 強制（漁船（い）） 強制（漁船（ろ）） 疾病任継
船舶所有者	都道府県番号	2	半角	数字	● 1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例： 1 → 01	
				01 5 47	北海道 5 沖縄	
	業態番号	2	半角	数字	00	
	被保険者数	6	半角	数字		
被 保 険 者	性別	1	半角	数字	1 2	男 女
	生年月_元号	1	半角	数字	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和
	生年月_年	2	半角	数字	1 5 64	元年 5 64年
	生年月_月	2	半角	数字	1 5 12	1月 5 12月
	被保険者等の区分	1	半角	数字	1 2 3	被保険者 加入者 脱退者
	資格取得時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合 1 令和6年9月以前 2 令和6年10月以降 「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合 0 被保険者等の区分が2もしくは3	
	標準報酬月額	4	半角	数字		
	標準賞与額	5	半角	数字		
	介護保険	1	半角	数字	1 2	該当 適用除外
	介護保険 2:適用除外時選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合 1 国外居住者 2 適用除外施設入所者 3 在留資格1年未満の外国人 上記以外又は適用除外理由が「不明」 0 1, 2, 3以外又は不明	
	基準収入額適用申請	1	半角	数字	0 1 2	基準収入適用申請 対象外 該当 不該当
	予備 1	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合 6 「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合 0	
	予備 2	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合 6 「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合 0	
	被扶養者数	2	半角	数字	0 1 5 16	扶養者なし 1人 5 16人
	性別	1	半角	数字	1 2	男 女
	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治

項目名		最大 桁数	全角 /半角	項目 タイプ	入力内容（コードとフォーマット）	
被 扶 養 者					2 3 4 5	大正 昭和 平成 令和
	生年月_年	2	半角	数字	1 5 64	元年 5 64年
	生年月_月	2	半角	数字	1 5 12	1月 5 12月
	続柄	1	半角	数字	1 2 3 4	配偶者 直系尊属 子 その他
	扶養開始時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が2もしくは3
					被保険者の「資格取得時期」が1(令和6年9月以前)の場合	
					1 2	令和6年9月以前 令和6年10月以降
					被保険者の「資格取得時期」が2(令和6年10月以降)の場合	
	2	令和6年10月以降				
	介護保険	1	半角	数字	1 2	該当 適用除外
	介護保険 2:適用除外時選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
					1 2 3	国外居住者 適用除外施設入所者 在留資格1年未満の外国人
					上記以外又は適用除外理由が「不明」	
0					1, 2, 3以外又は不明	
データ作成フラグ		1	半角	数字	0	保険者作成

添付書・調査票ファイル イメージ図

■ 添付書・調査票ファイルはCSV(カンマ区切り)形式です。

(1行目:添付書)	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,……,データ作成フラグ[改行]
(2行目:調査票)	データフラグ,00000,事業所番号,被保険者番号,適用区分,……,データ作成フラグ[改行]
・	
・	
・	
((添付書1枚+調査票枚数)行目:調査票)	データフラグ,00000,事業所番号,被保険者番号,適用区分,……,データ作成フラグ[改行]

※ 添付書の項目数は17項目（データフラグ等を含みます）です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

※ 調査票の項目数は最大153項目(データフラグ等を含みます)です(被扶養者数により異なります)。

被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は152個(被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数-1)必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

《データ作成例》

3,5,04,20221110,13,00000,00,協会けんぽ,船員保険部,061000,061000,02000,02000,01500,01500,2,0

4,00000,00000000000,0000000,1,47,00,00500,1,3,45,07,1,1,0500,01200,2,0,1,0,0,2,2,3,48,01,1,1,1,0,2,4,08,3,1,2,0,,,0

CSVファイルレイアウト(船員保険)

【添付書】

可 変 長 最大 172バイト	データ フラグ	調査年度					データ作成年月日							都 道 府 県 番 号		組合コード		支 部 コ ー ド		協会けんぽ																														
		元号		年 (和暦)	年 (西暦)	月	日																																											
	1	1	1	1	2	1	4	2	2	1	2	1	5	1	2	1	50																																	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

																														船員保険部																											
	(50)																												1	49																											
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100							

			被保険者				加入者																																										
			被保険者総数		調査票枚数		加入者総数		調査票枚数																																								
	(49)	1	6	1	6	1	5	1	5																																								
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150

	(加入者)		脱退者				一括調査作成有無		データ作成フラグ	改行コード (0D0A)
	(調査票枚数)		脱退者総数		調査票枚数					
	(5)	1	5	1	5	1	1	1	1	2

151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172

※添付書の項目数は17項目です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

CSVファイルレイアウト(船員保険)

【調査票】

可 変 長 最大 371バイト	デ ー タ フ ラ グ			協 会																										適 用 区 分	船 舶 所 有 者												被 保 険 者																													
				協 会 け ん ぽ 船 員 保 険 部				事 業 所 番 号										被 保 険 者 番 号													都 道 府 県 番 号 業 態 番 号 被 保 険 者 数										性 別		生 年 月																													
1	1	5						1	10										1	7										1	1	1	2	1	2	1	6						1	1	1	1	1	2	1	2																						
01		02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50																						

	(被 保 険 者)																	被 扶 養 者 数			被 扶 養 者 1																												
			被 保 險 者 等 の 区 分		資 格 取 得 時 期		標 準 報 酬 月 額			標 準 賞 与 額		介 護 保 險				基 準 收 入 額 適 用 申 請						予 備 1		予 備 2		性 別			生 年 月					続 柄		扶 養 開 始 時 期				介 護 保 險									
																													年 号		年																月		
	1	1	1	1	1	1	4	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

	被 扶 養 者 2																被 扶 養 者 3																被 扶 養 者 4																
	17																1	17															1	17															
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150

	被 扶 養 者 13														被 扶 養 者 14														被 扶 養 者 15																				
	17													1	17													1	17													1							
301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350																																																	

	被 扶 養 者 16																	データ作成フラグ	改行コード (000A)	
	17																1			1
351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371

※被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は169個(被扶養者が16人いる場合に記録する必要のある最大項目数-1)必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

令和 7 年度 船員保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【添付書】

エラー 番号		エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外のときにエラーとする)	関連エラー 項目件数
01	被 保 険 者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は100～200,000の 範囲であること $100 \leq \text{被保険者総数} \leq 200,000$	1
02		1	被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は被保険者数と同数で あること $\text{調査票枚数} = \text{被保険者総数}$	2
03	加 入 者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は0～60,000の 範囲であること $0 \leq \text{加入者総数} \leq 60,000$	1
04		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者総数は加入者調査票枚数と同数で あること $\text{加入者調査票枚数} = \text{加入者総数}$	2
05	脱 退 者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は0～60,000の 範囲であること $0 \leq \text{脱退者総数} \leq 60,000$	1
06		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者総数は脱退者調査票枚数と同数で あること $\text{脱退者調査票枚数} = \text{脱退者総数}$	2
07		1	一括調査作成有無コードが2以外	一括調査作成有無コードは2とする。	1

令和7年度 船員保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【調査票】

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	関連エラー 項目件数
01	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は1～4の範囲であり、以下のコードに対応する 1：強制（汽船） 2：強制（漁船（い）） 3：強制（漁船（ろ）） 4：疾病任継	1
02	1	船舶所有者の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は01～47の範囲であり、以下のコードに対応する 01：北海道 02：青森県 03：岩手県 04：宮城県 05：秋田県 06：山形県 07：福島県 08：茨城県 09：栃木県 10：群馬県 11：埼玉県 12：千葉県 13：東京都 14：神奈川県 15：新潟県 16：富山県 17：石川県 18：福井県 19：山梨県 20：長野県 21：岐阜県 22：静岡県 23：愛知県 24：三重県 25：滋賀県 26：京都府 27：大阪府 28：兵庫県 29：奈良県 30：和歌山県 31：鳥取県 32：島根県 33：岡山県 34：広島県 35：山口県 36：徳島県 37：香川県 38：愛媛県 39：高知県 40：福岡県 41：佐賀県 42：長崎県 43：熊本県 44：大分県 45：宮崎県 46：鹿児島県 47：沖縄県	1
03	1	船舶所有者の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は00とする。	1
04	1	適用区分が1～3の範囲であり、かつ船舶所有者の使用する船員の数が0人	「適用区分」が1（：強制（汽船））もしくは2（：強制（漁船（い）））もしくは3（：強制（漁船（ろ）））である場合、船舶所有者の使用する船員の数は1人以上であること	2
05	1	適用区分が4で船舶所有者の使用する船員の数が1人以上	「適用区分」が4（：疾病任継）の場合、船舶所有者の使用する船員の数は0人であること	2
06	2	船舶所有者の使用する船員の数が10万人以上	「適用区分」が1（：強制（汽船））もしくは2（：強制（漁船（い）））もしくは3（：強制（漁船（ろ）））である場合、船舶所有者の使用する船員の数は100,000人未満であること	2
07	1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2の範囲であり、以下のコードに対応する 1：男 2：女	1
08	1	被保険者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、「生年月 年」、「生年月 月」は正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年 12月 昭和：元年 12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月 令和：元年 5月～調査年 9月	3
09	2	被保険者の年齢（生年月）が15歳未満	「生年月」より求められる被保険者の年齢は15歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3
10	1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は1～4の範囲であり、以下のコードに対応する 1：被保険者（短時間労働者を除く） 2：加入者 3：脱退者 4：被保険者（短時間労働者）	1
11	1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は0～2の範囲であり、以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1
12	1	被保険者区分が1または4で資格取得時期コードが1、2以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者（短時間労働者を除く））または4（：被保険者（短時間労働者））の場合、 「資格取得時期」は 1（：調査対象年－1年前の9月以前） もしくは 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2
13	1	被保険者区分が2もしくは3で資格取得時期コードが0以外	「被保険者等の区分」が2（：加入者）もしくは3（：脱退者）の場合、 「資格取得時期」は 0（：被保険者等の区分が2もしくは3） であること	2
14	1	標準報酬月額が0（千円）もしくは無記入	標準報酬月額は58～1390（千円）の範囲であること。 ※適用区分が1（：強制（汽船））もしくは2（：強制（漁船（い）））もしくは3（：強制（漁船（ろ）））の場合、最低等級（58千円）及び最高等級（1390千円）は、実報酬額とすること	1
15-1	2	適用区分が1～3で標準報酬月額が58～1210（千円）範囲外	「適用区分」が1（：強制（汽船））もしくは2（：強制（漁船（い）））もしくは3（：強制（漁船（ろ）））である場合、 「標準報酬月額」は58～1390（千円）の範囲であること。 ※最低等級（58千円）及び最高等級（1390千円）の場合は、実報酬額とすること。	2

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数
15-2	1	適用区分が1～3で標準報酬月額が標準報酬月額等級以外の月額	「適用区分」が1（：強制（汽船））もしくは 2（：強制（漁船（い）））もしくは 3（：強制（漁船（ろ）））で「標準報酬月額」が 63千円（第2等級）から1355千円（第49等級） までの場合、標準報酬等級にある月額とすること。	
16	2	適用区分が4で標準報酬月額が58～410（千円）範囲外	「適用区分」が4（：疾病任継）の場合、 「標準報酬月額」は58～410（千円）の 範囲であること	2
17	2	標準賞与額範囲外	「標準賞与額」は5730（千円）以下の確認 チェック	1
18	1	適用区分が4で標準賞与額が1（千円）以上	「適用区分」が 4（：疾病任継）の場合、 「標準賞与額」は0であること	2
19	1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1
20	1	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
21	2	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	4
22	1	被保険者の介護保険の適用除外選択時コードが0以外	「適用除外時選択コード」は0であること	2
23	1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は0～2の範囲 であり、以下のコードに対応する 0：基準収入適用申請 対象外 1：該当 2：不該当	1
24	1	基準収入額適用申請コードが0で被保険者が基準収入額適用申請 対象者である	「基準収入額適用申請」が、 0（：基準収入額適用申請対象外）の場合、 ①被保険者が70歳以上の高齢受給者で、 「標準報酬月額」が280（千円）未満である ②被保険者が70歳未満である のいずれかであること	5
25	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で標準報酬月額が 280（千円）未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは 2（：不該当） の場合、 「標準報酬月額」が280（千円） 以上であること	2
26	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは 2（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
27	2	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは 2（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること ※調査年で70歳に到達する10月1日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	4
28	1	予備1コード範囲外もしくは無記入	「予備1」は0または6である。	1
29	1	被保険者等の区分が2で予備1コード6以外	「被保険者等の区分」が2（：加入者） の場合、「予備1」は6であること	2
30	1	被保険者等の区分が1、3もしくは4で予備1コード0以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者（短時間労働者 を除く）） 3（：脱退者） もしくは 4（：被保険者（短時間労働 者））の場合、「予備1」は0であること	2
31	1	予備2コード範囲外もしくは無記入	「予備2」は0または6である。	1
32	1	被保険者等の区分が3で予備2コード6以外	「被保険者等の区分」が3（：脱退者） の場合、「予備2」は6であること	2
33	1	被保険者等の区分が1、2もしくは4で予備2コード0以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者（短時間労働者 を除く）） 2（：加入者） もしくは 4（被保険者（短時間労働 者））の場合、「予備2」は0であること	2
34	1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：男 2：女	1
35	1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、 「生年月 年 」、 「生年月 月 月」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年 12月 昭和：元年 12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月 令和：元年5月～調査年10月	3
36	1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は1～4 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：配偶者 2：直系尊属 3：子 4：その他	1
37	2	被扶養者の年齢（生年月）が0～74歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は 0歳～74歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3
38	1	続柄が1で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が1（：配偶者）の場合、被保険者 の性別と被扶養者の性別は別であること	3
39	1	続柄1が2名以上存在	「続柄」が1（：配偶者）は被保険者に対して1名以下	1
40	2	続柄が1で被保険者との年齢差が30以上	「続柄」が1（：配偶者）で被保険者との 年齢差が30歳以上の場合の確認チェック	7
41	2	続柄が3で被保険者との年齢差が15以下	「続柄」が3（：子）で被保険者との 年齢差が15歳以下の場合の確認チェック	7
42	2	続柄が1で性別1で年齢が17歳以下	「続柄」が1（：配偶者）で性別が1（：男）で 年齢が17歳以下の場合の確認チェック	5
43	2	続柄が1で性別2で年齢が15歳以下	「続柄」が1（：配偶者）で性別が2（：女）で 年齢が15歳以下の場合の確認チェック	5

エラー 番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	関連エラー 項目件数
44	2	続柄が3の被扶養者の年齢が続柄1の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が3（：子）の年齢が 「続柄」が1（：配偶者）の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4
45	2	続柄が3の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が3（：子）の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7
46	2	続柄が2で年齢が30歳以下	「続柄」が2（：直系尊属）で年齢が30歳 以下である	4
47	1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は0～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1
48	1	被保険者の資格取得時期が0の場合、扶養開始時期コードが0以外	被保険者の「資格取得時期」が 0（：被保険者等の区分が2もしくは3）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 0（：被保険者等の区分が2もしくは3） であること	2
49	1	被保険者の資格取得時期が1の場合、扶養開始時期コードが1もしくは2以外	被保険者の「資格取得時期」が 1（：調査対象年－1年前の9月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 1（：調査対象年－1年前の9月以前）もしくは 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2
50	1	被保険者の資格取得時期が2の場合、扶養開始時期コードが2以外	被保険者の「資格取得時期」が 2（：調査対象年－1年前の10月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2
51	1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1
52	1	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
53	2	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被扶養者で あるかの確認チェック	4
54	1	被扶養者の介護保険の適用除外選択時コードが0以外	「適用除外時選択コード」は 0 であること	2

都道府県の番号表

北海道 0 1	埼 玉 1 1	岐 阜 2 1	鳥 取 3 1	佐 賀 4 1
青 森 0 2	千 葉 1 2	静 岡 2 2	島 根 3 2	長 崎 4 2
岩 手 0 3	東 京 1 3	愛 知 2 3	岡 山 3 3	熊 本 4 3
宮 城 0 4	神奈川 1 4	三 重 2 4	広 島 3 4	大 分 4 4
秋 田 0 5	新 潟 1 5	滋 賀 2 5	山 口 3 5	宮 崎 4 5
山 形 0 6	富 山 1 6	京 都 2 6	徳 島 3 6	鹿児島 4 6
福 島 0 7	石 川 1 7	大 阪 2 7	香 川 3 7	沖 縄 4 7
茨 城 0 8	福 井 1 8	兵 庫 2 8	愛 媛 3 8	
栃 木 0 9	山 梨 1 9	奈 良 2 9	高 知 3 9	
群 馬 1 0	長 野 2 0	和歌山 3 0	福 岡 4 0	

保調発 1001 第 1 号
令和 7 年 10 月 6 日

地方厚生(支)局保険主管課長 殿

厚生労働省保険局調査課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度健康保険被保険者実態調査の実施について

標記については、令和 7 年 10 月 6 日保発 1001 第 9 号をもって厚生労働省保険局長から貴厚生(支)局長あて通知されたところであるが、この調査は、健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的として実施するものであるから、別添「令和 7 年度健康保険被保険者実態調査実施要領」（以下「実施要領」という。）によって調査を実施するとともに、以下の点に留意のうえ、調査が円滑に行われるよう配慮願いたい。

1. 進達事項

進達事項については、貴管下各健康保険組合より提出された添付書、調査票とする。健康保険組合から電子媒体（「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の利用を含む。）で提出された場合は、貴局において、それらの電子媒体を CD-R / RW または DVD-R / RW にまとめて複写すること。貴局でまとめて複写した磁気媒体については、1 枚を送付することとする。

また、提出のあった健康保険組合毎に、都道府県、組合コード、健康保険組合名、提出方法等を取りまとめた「令和 7 年度健康保険被保険者実態調査送付書」を作成し、調査票等とともに磁気媒体に複写し当職宛送付すること。なお、記入様式は別途電子媒体にて送付する。

貴局でまとめて複写した磁気媒体には、以下の事項を記入した識別ラベルを貼付すること。

- ①調査実施年度
- ②調査名（「健康保険被保険者実態調査」）
- ③ファイルの種類（「添付書・調査票ファイル」）
- ④地方厚生(支)局名
- ⑤正・副の別

⑥磁気媒体の作成通番（総枚数 3 枚のうちの 2 枚目の場合、「2 / 3」と記入）

⑦作成年月日

2. 提出期限

令和 7 年 12 月 15 日までに当課宛に提出すること。

3. その他の留意事項

- （1）健康保険組合に対して調査の趣旨及び要領を十分説明し、調査が厳正に行われるよう指導すること。
- （2）支部のある健康保険組合にあつては、本部・支部ごとに調査を実施すること。なお、支部組合に対する指導は、当該支部の所在区域を管轄する地方厚生（支）局において行うこと。
- （3）調査票等の梱包は配送の途中で破損、散逸しないよう厳重に行うこと。

以上

令和 7 年度

健康保険被保険者実態調査実施要領

 厚 生 労 働 省 保 険 局

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、令和7年10月1日現在の組合管掌健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）、並びに令和7年10月中に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。

(2) 調査客体は、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあつては、支部）ごとに被保険者については100分の1、異動した者については50分の1で系統抽出した者とする。

3. 調査の事項

調査の事項は、別紙3「令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査票」（以下「調査票」という。）に掲げる事項とする。

4. 調査の方法

(1) 厚生労働省保険局調査課は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を作成する。

(2) 地方厚生(支)局は、健康保険組合に対し、調査が円滑に実施されるよう指導する。

5. 調査票等の提出期限及び提出先

健康保険組合は、作成した調査票及び別紙2「令和7年度健康保険被保険者実態調査 添付書」（以下「添付書」という。）を、令和7年11月30日（必着）までに管轄地方厚生(支)局に提出する。

6. 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は厚生労働省保険局調査課で行う。

Ⅱ 調査客体の選定

1. 調査客体の選定方法

調査客体の選定は、次の方法により被保険者に係るもの及び異動した者に係るものに分けて行うこと。

(1) 被保険者

2.により作成した別紙1「令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査客体選定表」（以下「選定表」という。）に基づき、抽出始発番号に該当する者を一人目として、以降100番目ごとの者を調査客体として選定すること。（抽出例については、16頁の選定表記入例を参照のこと。）

(2) 異動した者

加入者または脱退者について、選定表に記載した事業所名の順にてそれぞれ通し番号を付し、25人目を一人目として、以降50番目ごとの者を調査客体として選定すること。なお、加入者、脱退者がそれぞれ25人未満の場合には、抽出する必要はないこととする。

2. 選定表の作成

適用事業所（以下「事業所」という。）の被保険者について、次の(1)から(10)までの方法により選定表を作成することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、全事業所の最後に「任意継続」及び「特例退職」と表記したうえで、それぞれ一括して記入すること。

なお、支部のある健康保険組合にあっては、本部・支部別に選定表を作成して調査を実施することとするが、本部において支部の分を含めて調査を行う場合（以下「一括調査」という。）、本部は支部の分を含めて選定表を作成し、支部は選定表の作成を要しない。

(1) 「（ 枚中 枚）」欄には、本部または支部にあって、選定表が2枚以上にわたる場合は該当数字を記入すること。例えば、選定表が2枚作成されたときは、（2枚中1枚）又は（2枚中2枚）とすること。

(2) 「抽出始発番号」欄には、別紙4の「始発番号」に記載されている数字を記入すること。

(3) 「事業所番号」欄には、上から順番に付番すること。又、当該表に記載する事業所の順序については、各健康保険組合が自由に決定して構わないものとする。

(4) 「事業所名」欄には、健康保険組合規約に規定されている事業所の名称を記入すること。ただし、任意継続被保険者は「任意継続」、特例退職被保険者は「特例退職」と記入すること。

- (5) 「業態」欄には、事業所別に別紙5「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に該当する業態番号を記入すること。
なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には記入する必要はない。
- (6) 「被保険者数」欄には、令和7年10月1日現在の被保険者数について、事業所ごとに記入すること。
- (7) 「被保険者数累計」欄には、(6)の記載順に被保険者数の累計を記入すること。
- (8) 「調査客体数」欄には、調査客体となった被保険者数を記入すること。
- (9) 「調査客体番号」欄には、調査客体として抽出された被保険者が、所属する事業所において何番目に該当するかを記入すること。
- (10) 「合計」欄には、それぞれの縦計を記入すること。ただし、選定表が2枚以上作成された場合は最後の選定表に記入すること。

Ⅲ 添付書・調査票の作成方法

健康保険組合は次の要領に従い、添付書及び調査票を作成すること。

1. 添付書の記入要領（17頁、添付書記入例を参照のこと。）

- (1) 「都道府県番号」欄には、調査票を作成する健康保険組合の所在する都道府県（支部については、支部の所在する都道府県）について、別紙6「都道府県の番号表」の番号により記入すること。
- (2) 「組合コード」欄及び「支部コード」欄には、別紙4の「始発番号」に記載されている数字を転記すること。
- (3) 「健康保険組合名」欄及び「本・支部名」欄には、健康保険組合の名称（「本・支部名」は、本部の場合は「本部」、支部の場合はそれぞれの支部名）を記入すること。
- (4) 「被保険者」欄の「被保険者総数」には、令和7年10月1日現在の健康保険組合の本部または支部における被保険者数（一括調査の場合は支部を含めた被保険者数）を記入し、「調査票枚数」欄には、Ⅱ 1. (1)にて選定された調査票の枚数を記入すること。
- (5) 「加入者」欄の「加入者総数」または「脱退者」欄の「脱退者総数」には、令和7年10月中の加入者または脱退者の総数をそれぞれ記入し、「調査票枚数」欄には、Ⅱ 1. (2)にて選定された調査票の枚数をそれぞれ記入すること。
- (6) 添付書の一番下の記入欄には、本部にて一括調査を行っている場合は「1. 支部があるが、一括調査をしている本部である」を、本部または支部にてそれぞれ調査を行っている場合は「2. 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」を選択のうえ、それぞれ該当する番号を記入すること。
なお、支部のない健康保険組合については、「2. 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」とすること。

2. 調査票の記入要領（18頁、調査票記入例を参照のこと。）

- (1) 「適用区分」欄には、被保険者または異動した者が加入している（脱退者にあつては脱退時に加入していた）健康保険の適用の区分について記入することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）にあつては、事業所が強制適用の場合は「1. 強制」、任意適用の場合は「2. 任意」を○で囲むこと。
なお、任意継続被保険者は「3. 任意継続」、特例退職被保険者は「4. 特例退職」とすること。

- (2) 「都道府県番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあつては脱退時に所属していた）事業所の所在する都道府県について、別紙6「都道府県の番号表」の番号により記入すること。

なお、事業所において支店や営業所、工場等を有しており、それらが複数の都道府県に点在している場合には、被保険者の主たる勤務地の所在する都道府県の番号を記入すること。

また、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には、健康保険組合の所在する都道府県の番号を記入すること。

- (3) 「業態番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあつては脱退時に所属していた）事業所の業態分類について、別紙5「健康保険被保険者実態調査の業態番号」にある番号を記入すること。

なお、任意継続被保険者は「00」、特例退職被保険者は「99」とすること。

- (4) 「事業所の被保険者数」欄には、被保険者にあつては被保険者が所属している事業所の令和7年10月1日現在の被保険者数を記入すること。ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合は「0」と記入すること。

また、異動した者のうち加入者については、所属している事業所の資格取得時の被保険者数を記入することとし、脱退者については、所属していた事業所の令和7年10月1日現在の被保険者数を記入すること。

ただし、脱退者のうち、事業所が令和7年10月中に事業廃止により全喪となった場合には、当該廃止時の被保険者数（例えば10月1日付けで全喪した場合には、9月30日現在の被保険者数）を記入することとし、また、事業所の統廃合等により事業所が消滅した場合には、統廃合等により消滅する事業所の統廃合時の被保険者数を記入すること。

なお、誤って健康保険組合全体の被保険者数を記入しないよう十分留意すること。

- (5) 「性別」欄には、被保険者または異動した者の性別について、「1. 男」、「2. 女」のいずれかを○で囲むこと。

- (6) 「生年月」欄には、被保険者または異動した者の生年月について記入すること。例えば、昭和30年8月生まれの者は「3. 昭和」を○で囲み、「30」年「08」月と記入すること。

- (7) 「被保険者等の区分」欄には、短時間労働者でない被保険者は「1. 被保険者（短時間労働者を除く）」を、短時間労働者である被保険者は「4. 被保険者（短時間労働者）」を、異動した者のうち、加入者にあつては「2. 加入者」を、脱退者にあつては「3. 脱退者」をそれぞれ○で囲むこと。

- (8) 「短時間労働者」は「1」（：該当）、「2」（：不該当）のいずれかを○で囲むこと。

- (9) 「資格取得時期」欄には、(7)において「1. 被保険者（短時間労働者を除く）」と「4. 被保険者（短時間労働者）」に○をつけた者についてのみ記入することとし、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「1. 令和6年9月以前」、

「2. 令和6年10月以降」のいずれかを○で囲むこと。

なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、現組合における一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所の資格取得年月日に従って該当するものを○で囲むこと。

- (10) 「標準報酬月額」欄には、被保険者にあつては令和7年10月1日現在における標準報酬月額について千円単位で記入すること。

また、異動した者のうち、加入者にあつては加入時の標準報酬月額を、脱退者にあつては令和7年10月1日現在の標準報酬月額を記入すること。

なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第1等級(58千円)または第50等級(1,390千円)に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額(千円未満切捨て)を記入すること。

- (11) 「標準賞与額」欄には、一般被保険者または異動した者のうち脱退者にあつては、令和6年10月から令和7年9月までの間に算定された標準賞与額について、各年度573万円を上限とした標準賞与額の合計額を千円単位で記入することとし、任意継続被保険者、特例退職被保険者及び異動した者のうち加入者にあつては「0」と記入すること。

- (12) 「介護保険」欄には、被保険者または異動した者のうち、介護保険の被保険者(第1号被保険者及び第2号被保険者)である者は「1. 該当」を、それ以外の者(40歳未満の者(被扶養者が介護保険の被保険者である40歳未満の特定被保険者を含む)、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人)は「2. 適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「2. 適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者については()に「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については()に「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者については()に「3」を、それぞれ記入すること。

- (13) 「基準収入額適用申請」の欄には、令和7年10月1日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合(一部負担金割合が2割(ただし、誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割))は「1. 該当」を、「不該当」と判定された場合又は届け出ていない場合(一部負担金割合が3割)は「2. 不該当」を○で囲むこと。

- (14) 「加入者」欄には、(7)において「2. 加入者」に○をつけた者についてのみ記入することとし、加入者が加入前に適用されていた医療保険制度について関係書類等との照合により、「1. 協会」、「2. 組合」、「3. 共済」、「4. 国保」、「5. その他」、「6. 不詳」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

なお、後期高齢者医療制度からの加入者(障害認定者の認定取消し等)の場合については、「5. その他」とすること。

- (15) 「脱退者」欄には、(7)において「3. 脱退者」に○をつけた者についてのみ記入す

ることとし、脱退の理由が死亡の場合は、「7. 死亡」を、死亡以外の場合には、脱退後に加入する医療保険制度について、「1. 協会」、「2. 組合」、「3. 共済」、「4. 国保」、「5. その他」、「6. 不詳」、「8. 後期高齢者」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

- (16)「被扶養者」欄には、令和7年10月1日現在における被扶養者について記入し、異動した者のうち、加入者にあつては加入時の被扶養者を、脱退者にあつては脱退時の被扶養者について、それぞれ記入すること。

なお、記入にあつては「1」欄から順次「8」欄まで記入することとし、不要の欄は、そのまま空欄としておくこと。

また、被扶養者数が8人を超える場合には、新たな調査票を用いて「被保険者」欄を記入し、「被扶養者」欄の「1」から追記すること。

- (17)被扶養者の「性別」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

- (18)被扶養者の「生年月」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

- (19)被扶養者の「続柄」欄には、被保険者または異動した者との続柄について該当するものを○で囲むこと。

- (20)被扶養者の「扶養開始時期」欄には、扶養開始年月に従って該当するものを○で囲むこと。ただし、異動した者の被扶養者にあつては、記入の必要はない。

- (21)被扶養者の「介護保険」欄には、介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である被扶養者は「1. 該当」を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格1年未満の外国人）は「2. 適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「2. 適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は（ ）に「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者は（ ）に「2」を、在留資格1年未満の外国人のため適用除外である者は（ ）に「3」を記入すること。

- (22)事業所番号・調査客体番号欄には、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツール（いずれも厚生労働省ホームページに掲載）によって「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」からそれぞれ変換された一連番号を記入すること。

Ⅳ 添付書・調査票作成における点検事項

添付書・調査票を作成する際には、以下の点に留意すること。

○添付書

チェック

(組合名・支部名) ・健康保険組合・支部名に記入もれ、誤りはないか。	
(組合コード) ・誤って記号番号を記入していないか。	
(被保険者・加入者・脱退者) ・被保険者の「被保険者総数」「調査票枚数」が、調査客体選定表の合計欄と同一になっているか。 ・「加入者」「脱退者」の調査票枚数は、25人目を始番として以降50人ごとに抽出した数を記入しているか。 ・「加入者総数」を「被保険者総数」と同一にしていないか。	

○調査票

チェック

(組合名・支部名) ・健康保険組合・支部名に誤りはないか。 ・すべての調査票に健康保険組合・支部名が記入されているか。	
(適用区分) ・強制適用事業所の被保険者を「2. 任意」としていないか。 ・適用区分が「3. 任意継続」の被保険者を「2. 任意」としていないか。	
(事業所の都道府県番号) ・事業所の所在する都道府県番号を記入しているか。 ただし、一括適用事業所等においては、抽出対象となった被保険者の主たる勤務地（営業所や工場等）の所在する都道府県とすること。	
(事業所の業態区分) ・23頁の別紙5「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に基づいた業態番号を記入しているか。	
(事業所の被保険者数) ・健康保険組合全体の被保険者数を記入していないか。 ・適用区分「1. 強制」「2. 任意」を選択した者の事業所の被保険者数を「0」としていないか。 ・適用区分が「3. 任意継続」「4. 特例退職」を選択した者の被保険者数を「0」以外としていないか。 ・被保険者の区分が「3. 脱退者」で、調査年10月1日に事業所の全喪による資格喪失の場合、全喪時の被保険者数（「0」以外）を記入しているか。	
(性別) ・被保険者または異動した者と配偶者の性別が同じになっていないか。	

(年月日) ・被保険者または異動した者が15歳未満ではないか。 ・生年月が存在しない年月になっていないか。 (注) 明治は45. 7. 30まで、大正は15. 12. 24まで、昭和は64. 1. 7まで、平成は31. 4. 30までである。	
(資格取得時期) ・任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得時期については、一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所における資格取得時期になっているか。	
(標準報酬月額) ・一般被保険者及び任意継続被保険者について、標準報酬等級にて定める月額を記入しているか。 ・<u>標準報酬等級の第1等級(58千円)または第50等級(1,390千円)の場合には、標準報酬月額の算定の根拠となった報酬月額(実額ベース)を記入しているか。</u>	
(標準賞与額) ・令和6年10月から令和7年9月までの標準賞与額の合計額になっているか。 ・令和6年10月から令和7年3月の間の標準賞与額については、令和6年4月からの支給額が年間573万円を上限として計算し、また、令和7年4月から令和7年9月の間の標準賞与額についても同様に計算して、それぞれの額を合算しているか。 (それぞれの標準賞与額が573万円ずつとなる場合、標準賞与額は1,146万円となる。) ・加入者、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の標準賞与額は「0」としているか。	
(基準収入額適用申請) ・「基準収入額適用申請」欄は、令和7年10月1日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者で、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合、「1. 該当」「2. 不該当」のどちらかになっているか。	
(加入者・脱退者) ・被保険者区分が「2. 加入者」「3. 脱退者」の場合、それぞれ加入者欄(加入前の医療保険)、脱退者欄(脱退後の医療保険)を記入しているか。	
(続柄) ・配偶者が2人以上となっていないか。 ・被保険者または異動した者の孫や兄弟姉妹を直系尊属としていないか。 (注) <u>直系尊属とは、被保険者及び配偶者の父母・祖父母・曾祖父母の場合であり、孫や兄弟姉妹は「4. その他」とすること。</u>	
(扶養開始時期) ・扶養開始時期が被保険者の資格取得時期以前となっていないか。	
(介護保険) ・65歳以上の者(第1号被保険者)について、「2. 適用除外」にしていないか。 ・40歳以上で介護保険が「2. 適用除外」である場合、適用除外理由の番号を()に記入しているか。 ・75歳以上の者の場合、「2. 適用除外」かつ適用除外理由の番号を「1. 国外居住者」としているか。	

V 電子媒体での提出

電子媒体での提出は、下記に従い提出するよう配慮されたい。

1. ファイルの仕様

添付書の項目、調査票の項目を1つのファイルにまとめる。

添付書・調査票ファイル

項 目	内 容
データ形式	CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(0D0A)付き）
レコード長	添付書レコード（1行目） 最大170バイト＋（改行コード2バイト）
	調査票レコード（2行目以降） 最大372バイト＋（改行コード2バイト）
ファイル名	T + “_” + 調査年度（元号コード（1桁）＋和暦年度（2桁）） ＋ “_” ＋ 都道府県番号（2桁）＋ “_” ＋ 組合コード番号（5桁） ＋ “_” ＋ 支部番号（2桁）. csv 例：令和7年（07年）度調査 本部組合（都道府県番号：13／組合コード：00001） → T_R07_13_00001_00. csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書・調査票ファイルのイメージは別紙9－1のとおりとなり、 1行目は添付書データ、2行目以降は調査票データである。添付 書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別紙9－2のとおり とし、別紙8のデータ記録要領に従ってデータを記録すること とする。（別紙8の項目IDについては別紙7－1、7－2を参 照。）

2. その他

調査票作成のためのツールとして以下を用意した。厚生労働省ホームページからダウンロードして活用すること。また、操作説明書も併せて参照すること。

厚生労働省ホームページアドレス <https://www.mhlw.go.jp/>

厚生労働省HPのトップページ → 健康・医療 → 医療保険 → 医療保険データベース → 健康保険・船員保険被保険者実態調査 → 「健康保険被保険者実態調査 調査票等作成支援システム 及び 被保険者証記号・番号変換ツールについて」からダウンロードできる。

(1) 選定表ファイル

別紙1のエクセルファイル

(2) 調査票等作成支援システム(Ver2.8.0.0)

今年度より、バージョンの更新を行った。昨年度以前のものをアンインストールし、最新のバージョンをダウンロードすること。

添付書・調査票の項目ごとにデータをパソコン上で入力することで、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うことができる。同時に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リストも作成することができる（この対応リストは各健康保険組合で疑義照会用に控えておくものであるので、提出する必要はない）※1※2。

なお、組合の独自システム等で調査票ファイルまたは添付書・調査票ファイルを作成した場合も、基本的に当システムを使用して該当ファイルの読み込みを行い、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うこと※3。

（エラーチェックの詳細については、別紙10「エラーチェックリスト」を参照）

- ※1 対応リストのファイル名は、「添付書・調査票ファイル名（拡張子を除く）」＋「1からの分割連番」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証記号」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証番号」となっている。
- ※2 （被保険者証記号および被保険者証番号が一連番号に変換された）調査票ファイル2行目と、組合控え用の対応リスト2行目の、左から5・6列目の番号が一致しているか確認すること。
- ※3 警告エラーは調査課の想定する数値の範囲を超えているため念のため確認させていただいているものであり、数値に誤りがなければ必ずしも修正していただく必要はありません。

(3) 被保険者証記号・番号変換ツール(参考)

今年度より、バージョンの更新を行った。昨年度以前のものをアンインストールし、最新のバージョンをダウンロードすること。

組合の独自システム等で添付書・調査票ファイルを作成して且つ十分なエラーチェックを行っている場合は、当ツールを使用し、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換のみを行って提出することも可能である※4。また、調査票等作成支援システムと同様に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リ

ストも作成することができる。

※4 「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」のどちらか一方のみを利用し、両方利用することのないよう注意すること。

ツールのバージョンについて

- (1) ツールは最新のバージョンのものをを使用すること。
最新のバージョンがインストールされている場合、改めてダウンロードする必要はない。
- (2) 調査票等作成支援システム
今年度よりバージョンの更新を行った。
- (3) 被保険者証記号・番号変換ツール
今年度よりバージョンの更新を行った。

ホームページイメージ図

- ① 厚生労働省HPのトップページ下の『テーマ別に探す』/『健康・医療』をクリック



- ② 『健康・医療』/医療保険をクリック

健康・医療



健康

健康づくり、疾病対策から感染症などの健康危機管理、生活衛生、水行政まで、患者や生活者の視点に立ち、国民一人一人の健康で生き生きとした生活を実現するための働きを進めています。

医療

けがをしたり病気になった時に、安全で質の高い医療サービスを受けることができる医療提供体制を確立し、誰もが安心して医療を受けられることが、健康で生き生きとした生活を実現するための重要な課題です。

食品

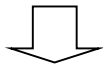
食中毒の防止に万全を期するとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の制定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。

医療保険

国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と健康寿命を達成してきた日本。少子高齢化、経済構造の変化に対応し、これからは持続可能な公的医療保険制度を構築します。

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
健康
食品
医療
医療保険
医薬品・医療機器
生活衛生
水道
福祉・介護
雇用・労働
年金
他分野の取り組み

③



ページの先頭へ戻る

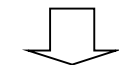
政策分野関連情報

法令・通知検索

医療保険データベース

所管法人等

ページの先頭へ戻る



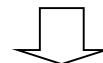
④

制度別情報

- 被用者保険
 - 健康保険・船員保険事業状況報告
 - 健康保険・船員保険被保険者実態調査
- 国民健康保険
 - 国民健康保険事業状況報告 **NEW** 7月17日
 - 国民健康保険実態調査
- 後期高齢者医療制度
 - 後期高齢者医療事業状況報告
 - 後期高齢者医療制度被保険者実態調査

ページの先頭へ戻る

その他



生活衛生
水道
福祉・介護
雇用・労働
年金
他分野の取り組み
組織別の政策一覧
各種助成金・奨励金等の制度

⑤

その他

健康保険被保険者実態調査 調査票等作成支援システム 及び 被保険者証記号・番号変換ツールについて

問い合わせ先

保険局調査課

電話：03-5253-1111(内線3377)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Reader

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

審議会・研究会等

国会会議録

予算および決算・税制の概要

政策評価・独法評価

こちらのページの『健康保険被保険者実態調査 調査票等作成支援システム 及び 被保険者証記号・番号変換ツールについて』よりダウンロードすること。

VI 調査票等の提出方法及び提出期限

各健康保険組合において十分その記載内容を審査したうえで、令和7年11月30日までに管轄の地方厚生(支)局長あて送付すること。本部で一括調査を行っている場合は、本部は本部を管轄する地方厚生(支)局に支部の分も送付すること。

調査票等の提出方法は、原則として1の電子申請による提出とし、困難な場合は、2の方法による提出とする。なお、いずれの方法においても選定表の提出は要しない。

また、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツールで作成された「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リストは疑義照会が必要となった場合に使用するので、報告書が公表されるまでの概ね1年程度、控えておくこと。(提出は不要である。)

●電子媒体での提出

1. 「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の電子申請システムを利用した提出
添付書・調査票ファイル（CSVファイル）を提出すること。

「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の電子申請システムのホームページアドレス
<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

2. 磁気媒体による提出

磁気媒体は、CD-R/RWまたはDVD-R/RWによるものとし、管轄の地方厚生（支）局あて送付すること。また、その際には、健康保険組合名、支部名、組合コード・支部コード、作成年月日を記入した識別ラベルを貼付すること。

なお、上記1、2どちらの方法でも提出が困難である場合は、厚生労働省保険局調査課に相談されたい。

各地方厚生(支)局への送付先

- 北海道厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：北海道]
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階
- 東北厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県]
〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階
- 関東信越厚生局健康福祉部保険課
[管轄区域：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県]
〒330-9713 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
- 東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県]
〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階
- 近畿厚生局健康福祉部保険課
[管轄区域：福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]
〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階
- 中国四国厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県]
〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階
- 四国厚生支局総務管理官保険年金課
[管轄区域：徳島県・香川県・愛媛県・高知県]
〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階
- 九州厚生局健康福祉部保険年金課
[管轄区域：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県]
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎2階

当調査に関する照会先

管轄の地方厚生(支)局または厚生労働省保険局調査課数理第1係

厚生労働省保険局調査課
電話:03-5253-1111 (内線3377)

選定表記入例

(1 枚中 1 枚)

令和7年度 健康保険被保険者実態調査

送付された健康保険組合別
抽出始発番号が8だった場合は、この欄に「8」を記入する。

調査客体選定表
(令和7年10月1日現在)

都道府県番号 47
組合コード 98006
支部コード 00

抽出始発番号	8
--------	---

健康保険組合名・支部名 ○○銀行健康保険組合 本部

事業所 番号	事業所名	業 態	被 保 険 者 数	被 保 険 者 数 累 計	調 査 客 体 数	調 査 客 体 番 号	事業所 番号	事業所名	業 態	被 保 険 者 数	被 保 険 者 数 累 計	調 査 客 体 数	調 査 客 体 番 号
1	○○銀行	23	515	515	6	8, 108, 208, 308, 408, 508	26						
2	〃 コザ支店	23	29	544			27						
3	〃 名護支店	23	42	586			28						
4	〃 石垣支店	23	37	623	1	22	29						
5	〃 東京支店	23	72	695			30						
6	〃 鹿児島支店	23	22	717	1	13	31						
7	〃 宮崎支店	23	36	753			32						
8	〃 大分支店	23	23	776			33						
9	〃 熊本支店	23	18	794			34						
10	〃 長崎支店	23	21	815	1	14	35						
11	〃 佐賀支店	23	27	842			36						
12	〃 福岡支店	23	44	886			37						
13	〃 大阪支店	23	52	938	1	22	38						
14	健康保険組合	34	21	959			39						
15	職員組合	40	5	964			40						
16	××共立 株	24	15	979			41						
17	厚生年金基金	34	2	981			42						
18	株式会社 △△	25	8	989			43						
19	任意継続		10	999			44						
20	特例退職		5	1,004			45						
21							46						
22							47						
23							48						
24							49						
25							50						
合 計										1,004		10	

都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード(本部の場合は「00」)を記入する。

(参考)
調査客体として選定した被保険者は、次の各番号に該当するものである。
8, 108, 208, 308, 408, 508
最初から6つの調査客体は、8番目、108番目、208番目、308番目、408番目、508番目に該当するものであるから、事業所「○○銀行」に所属する被保険者である。そこで、事業所「○○銀行」の「調査客体」欄に8, 108, 208, 308, 408, 508と記入する。
次の調査客体は608番目に該当する者であるから、事業所「石垣支店」に所属する被保険者である。そこで「被保険者数累計」を利用して、608－586＝22即ち事業所「石垣支店」の現存する22番目の被保険者が調査客体として選定されるので、「調査客体」欄に22と記入する。
その次の調査客体の708番目以降も同様に行う。

記載する事業所の順序は、自由に決めて
いただいて構いません。

添付書記入例

令和7年度 健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード(本部の場合は「00」)を記入する。支部名については支部がない場合でも「本部」と記入する。

都道府県番号		組合コード					支部コード	
4	7	9	8	0	0	6	0	0
健康保険組合名							本・支部名	
〇〇銀行健康保険組合							本部	

健康保険組合(支部において調査を行う場合は、支部における)の10月1日現在の被保険者数について記入すること。なお、支部において調査を行う本部組合は、当該支部の被保険者数は除くこと。

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
1,004		10	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
80	2	20	0

脱退者総数は、10月中に「被保険者資格喪失届」により被保険者の資格を喪失した人数を記入すること。

加入者総数は、10月中に「被保険者資格取得届」により被保険者となった人数を記入すること。

支部が存在しない組合については「2」を記入する。また支部があっても、支部単位で調査を実施する組合の本部は「2」を記入する。

1. 支部があるが、一括調査をしている本部である。	2
2. 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

(参考)

選定表記入例の場合、被保険者欄の被保険者総数が「1,004」、調査票枚数が「10」となる。

また、加入者・脱退者では抽出始発番号は全組合共通で25であり、
25, 75, 125, ……

と以降50番ごとに抽出することになる。

よって、この組合について10月中の加入者が80人であるため、調査票枚数が「2」となる。一方、脱退者については20人であり、始発番号である25人に満たないため、調査票枚数は「0」となる。

調査票記入例



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和7年度 健康保険被保険者実態調査調査票

本社一括適用事業所等の場合において、抽出対象となった被保険者が本社以外(支店・営業所・工場等)で勤務している場合は、実際に勤務している事業所の所在する都道府県番号を記載すること。

【例】

本社:東京(都道府県番号:13)

実際の勤務地(那覇支店):沖縄(都道府県番号:47)

この場合、実際の勤務地是那覇支店であるので、都道府県番号は「47」とする。

健康保険組合名 ○○銀行健康保険組合 本部

適用区分	1. 強制		2. 任意		3. 任意継続		4. 特例退職													
事業所	都道府県番号	4	7	業態番号	2	3	事業所の被保険者数	5	1	5										
被保険者	性別	1. 男 2. 女		生年月	3	0	年	0	7	月	被保険者等の区分	1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	短時間労働者	1. 該当 2. 非該当						
	資格取得時期	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降					標準報酬月額	5	0	0	千円	標準賞与額	1	2	0	0	千円			
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 (1)					基準収入額適用申請					1. 該当 2. 不該当								
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳										被保険者の区分が「加入者」の場合、加入前の医療保険制度について記入すること。								
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者										被保険者の区分が「脱退者」の場合、脱退後の医療保険制度について記入すること。								
	性別	生年月					続柄					扶養開始時期					介護保険			
被扶養者	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令	3	1	年	0	1	月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()					
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令	5	8	年	1	1	月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()					
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	40歳以上で介護保険が適用除外の場合、()内に以下の理由のうち該当する番号を記入すること。 【除外理由】 1. 海外居住者 2. 適用除外施設入所者 3. 在留資格1年未満の外国人							
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	2. 令和6年10月以降		2. 適用除外 ()					
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()					
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()					
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()					
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 3. 子	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()					

事業所番号

1 2 3 4

調査客体番号

1 0 0 0 0 1

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

令和7年度 健康保険被保険者実態調査

(枚中 枚)

調査客体選定表
(令和7年10月1日現在)

抽出始発番号	
--------	--

都道府県番号 組合コード 支部コード

健康保険組合名・支部名

事業所番 号	事 業 所 名	業 態	被 保 険 者 数	被 保 険 者 数 累 計	調 査 客 体 数	調 査 客 体 番 号	事業所番 号	事 業 所 名	業 態	被 保 険 者 数	被 保 険 者 数 累 計	調 査 客 体 数	調 査 客 体 番 号
1							26						
2							27						
3							28						
4							29						
5							30						
6							31						
7							32						
8							33						
9							34						
10							35						
11							36						
12							37						
13							38						
14							39						
15							40						
16							41						
17							42						
18							43						
19							44						
20							45						
21							46						
22							47						
23							48						
24							49						
25							50						
								合 計					

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
健康保険組合名		本・支部名

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数

1. 支部があるが、一括調査をしている本部である。	
2. 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和7年度 健康保険被保険者実態調査調査票

別紙3

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強制			2. 任意			3. 任意継続			4. 特例退職						
事業所	都道府県番号			業態番号			事業所の被保険者数					人				
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女		生 年 月		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和				年		月	被保険者等の区分	1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	短時間労働者	1. 該当 2. 非該当
	資格取得時期	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降						標準報酬月額				千円	標準賞与額			千円
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()						基準収入額適用申請				1. 該当 2. 不該当				
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳														
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者														
被 扶 養 者	性別	生 年 月						続 柄				扶養開始時期		介護保険		
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()				

事業所番号		調査客体番号	
-------	--	--------	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

※別紙 4「健康保険組合別抽出始発番号一覧」については、

ページ数が多いため、別ファイルを参照

健康保険被保険者実態調査の業態番号

業態 番号	業 態	業態 番号	業 態
1	農林水産業	22	無店舗小売業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	23	金融業、保険業
3	総合工事業	24	不動産業
4	職別工事業	25	物品賃貸業
5	設備工事業	26	学術研究機関
6	食料品・たばこ製造業	27	専門・技術サービス業(43を除く)
7	繊維製品製造業	28	飲食店
8	木製品・家具等製造業	29	宿泊業
9	紙製品製造業	30	対個人サービス業
10	印刷・同関連業	31	娯楽業
11	化学工業・同類似業	32	教育、学習支援業
12	金属工業	33	医療業・保健衛生
13	機械器具製造業	34	社会保険・社会福祉・介護事業
14	その他の製造業	35	複合サービス業
15	電気・ガス・熱供給・水道業	36	職業紹介・労働者派遣業
16	情報通信業	37	その他の対事業所サービス業
17	道路貨物運送業	38	修理業
18	その他の運輸業	39	廃棄物処理業
19	卸売業	40	政治・経済・文化団体
20	飲食料品以外の小売業	41	その他のサービス業
21	飲食料品小売業	42	公務
		43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業

(参考)健康保険被保険者実態調査における業態分類の日本標準産業分類上の解説等

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
1	農林水産業	耕種農業、畜産農業及び農業に直接関係するサービス業務、林業及び及び林業に直接関係するサービス業務並びに海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業、海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱、その他の品質向上処理を行う事業所	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
3	総合工事業	主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所	一般土木建築工事業、土工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
4	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事事務の一部を構成するための建設工事を行う事業所	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、解体工事業等
5	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、道路標識設置工事業等
6	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
7	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所	製糸業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業(寝具製造業、タオル製造業等)
8	木製品・家具等製造業	製材及び木製基礎資材の製造並びに木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料とした製品又は家具の製造を行う事業所	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業(木材製品処理業、コルク加工基礎資材・コルク製品製造業等)、家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業(プラスチック製家具・装備品製造業、強化プラスチック製家具製造業等)
9	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業(紙タオル・紙ナフキン製造業等)
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
11	化学工業・同類似業	化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品及び窯業・土石製品を製造する事業所	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業(火薬類製造業、農薬製造業等、香料製造業等)、石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品、石炭製品製造業(練炭製造業等)、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業、その他のプラスチック製品製造業(プラスチック製容器製造業等)、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業(医療・衛生用ゴム製品製造業)、ガラス・同製品製造業、セメント・鋼製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業(石こう製品製造業、石灰製造業等)
12	金属工業	鉄鋼業、非鉄金属及び金属製品を製造する事業所	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業(鑄鉄管製造業等)、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業(核燃料製造業等)、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置、配管工事業用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業(金属製スプリング製造業等)
13	機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具を製造する事業所	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(消火器具・消火装置製造業等)、農業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業(ロボット製造業等)、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測量器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業(フィルタ製造業等)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業(導入線製造業等)、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自動車・同部分品製造業等)
14	その他の製造業	業態分類の06(食料品・たばこ製造業)から13(機械器具製造業)に分類されない製品を製造する事業所	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業(看板・標識機製造業等)
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所	電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業、公共放送業、民間放送業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業(自転車貨物運送業等)
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)の事業所	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業(特定旅客自動車運送業等)、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貨運業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、二入包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業(海運仲立業等)、郵便業

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣類等卸売業、飲食品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業の事業所	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食糧・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生资源卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業(計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業(書籍・雑誌卸売業等)
20	飲食品以外の小売業	各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業の事業所	百貨店、総合スーパー、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業(かばん・袋物小売業等)、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業(ホームセンター、ジュエリー製品小売業等)
21	飲食品小売業	主として飲食品を小売する事業所	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食品小売業(コンビニエンスストア、米穀類小売業等)
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
23	金融業、保険業	金融業又は保険業を営む事業所であり、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所事業所も含む	中央銀行、銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関(政府関係金融機関、証券金融業等)、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業、生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
24	不動産業	主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理若しくは仲介を行う事業所	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業(音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業等)
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
27	専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業の事業所	デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業(不動産鑑定業等)、広告業、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業		法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
28	飲食店	客の注文に応じ調理した飲食品、その他の食料品、アルコールを含む飲料を提供する事業所	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店(ハンバーガー店等)、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業(会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ等)
30	対個人サービス業	主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場、その他の洗濯・理容・美容・浴場業(エステティック業等)、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業(結婚相談業、結婚式場紹介業、写真現像・焼付業等)
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、その他の娯楽業(ダンスホール、カラオケボックス業等)
32	教育、学習支援業	学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校の補助教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業(料理学校、自動車教習所等)
33	医療業・保健衛生	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医薬類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所並びに保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物検疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業(歯科技工所等)、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
35	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の各種サービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている事業所	郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所	職業紹介業、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
38	修理業	自動車の整備修理を行う事業所及び機械、家具など他に分類されないその他の修理を行う事業所	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
41	その他のサービス業	神道、仏教、キリスト教などの宗教の拝礼施設等、他に分類されないサービスを提供する事業所、日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(中央卸売市場等)、外国公館、その他の外国公務
42	公務	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

注:解説及び事業例の詳細については、「日本標準産業分類(令和5年6月改定)」(<https://www.soumu.go.jp/toukei/toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm>)を参照願います。

都道府県の番号表

北海道 0 1	埼 玉 1 1	岐 阜 2 1	鳥 取 3 1	佐 賀 4 1
青 森 0 2	千 葉 1 2	静 岡 2 2	島 根 3 2	長 崎 4 2
岩 手 0 3	東 京 1 3	愛 知 2 3	岡 山 3 3	熊 本 4 3
宮 城 0 4	神奈川 1 4	三 重 2 4	広 島 3 4	大 分 4 4
秋 田 0 5	新 潟 1 5	滋 賀 2 5	山 口 3 5	宮 崎 4 5
山 形 0 6	富 山 1 6	京 都 2 6	徳 島 3 6	鹿児島 4 6
福 島 0 7	石 川 1 7	大 阪 2 7	香 川 3 7	沖 縄 4 7
茨 城 0 8	福 井 1 8	兵 庫 2 8	愛 媛 3 8	
栃 木 0 9	山 梨 1 9	奈 良 2 9	高 知 3 9	
群 馬 1 0	長 野 2 0	和歌山 3 0	福 岡 4 0	

令和7年度
健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
A 0 1	A 0 2	A 0 3
健康保険組合名		本・支部名
A 0 4		A 0 5

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
A 0 6		A 0 7	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
A 0 8	A 0 9	A 1 0	A 1 1

1. 支部があるが、一括調査をしている本部である。	A 1 2
2. 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

令和7年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分		B01															
事業所		都道府 県番号	B02	業態番号	B03		事業所の 被保険者数	B04					人				
被 保 険 者	性 別	B05	生 年 月		B06		B07		年	B08		月	被保険者 等の区分	B09	短時 間労 働者	B18	
	資格取 得時期	B10						標準報 酬月額		B11			千円	標準 賞与額	B12		千円
	介護保険		B13 (B14)						基準収入額適用申請				B15				
	加入者	B16															
	脱退者	B17															
被 扶 養 者	性 別	生 年 月						続 柄		扶養開始時期				介護保険			
	1	C01-1	C02-1	C03-1	年	C04-1	月	C05-1		C06-1				C07-1 (C08-1)			
	2	C01-2	C02-2	C03-2	年	C04-2	月	C05-2		C06-2				C07-2 (C08-2)			
	3	C01-3	C02-3	C03-3	年	C04-3	月	C05-3		C06-3				C07-3 (C08-3)			
	4	C01-4	C02-4	C03-4	年	C04-4	月	C05-4		C06-4				C07-4 (C08-4)			
	5	C01-5	C02-5	C03-5	年	C04-5	月	C05-5		C06-5				C07-5 (C08-5)			
	6	C01-6	C02-6	C03-6	年	C04-6	月	C05-6		C06-6				C07-6 (C08-6)			
7	C01-7	C02-7	C03-7	年	C04-7	月	C05-7		C06-7				C07-7 (C08-7)				
8	C01-8	C02-8	C03-8	年	C04-8	月	C05-8		C06-8				C07-8 (C08-8)				
事業所番号		D01				調査客体番号				D02							

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を1つだけ○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰に記入すること。1枠に1文字だけ記入すること。

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査【添付書・調査票】データ記録要領

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目ID	項目名	最大 桁数	全角 /半角	項目 タイプ	入力内容（コードとフォーマット）	
	データフラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 (1:添付書データはデータファイルの1行目に入れて下さい)	
					1	添付書データ
					2	調査票データ
	調査対象年度_元号	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。	
					5	令和
	調査対象年度_年	2	半角	数字	●調査票項目にはありません。	
					7	07年度
	作成年月日	8	半角	数字	●調査票項目にはありません。 ⇒ データ作成年月日を入力。（YYYYMMDD）	
A01	都道府県番号	2	半角	数字	● 1 桁のとき、左に 0 を追加して入力。 例： 1 → 01	
				01	北海道	
				5	山形県	
				47	沖縄県	
A02	組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320～98053	
A03	支部コード	2	半角	数字		
A04	健康保険組合名	50	全角	文字		
A05	本・支部名	50	全角	文字		
A06	被保険者総数	6	半角	数字		
A07	調査票枚数	5	半角	数字		
A08	加入者総数	5	半角	数字		
A09	調査票枚数	5	半角	数字		
A10	脱退者総数	5	半角	数字		
A11	調査票枚数	5	半角	数字		
A12	一括調査有無	1	半角	数字	1	支部があるが、一括調査をしている本部
					2	支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部
	データ作成フラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。	
					0	保険者作成

【調査票】

項目ID	項目名	最大桁数	全角/半角	項目タイプ	入力内容（コードとフォーマット）
	データフラグ	1	半角	数字	● 調査票項目にはありません。 (2:調査票データはデータファイルの1行目に入れて下さい)
					1 添付書データ 2 調査票データ
A01	都道府県番号	2	半角	数字	● 1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例: 1 → 01
	組				01 北海道 5 沖縄 47 沖縄
A02	組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320～98053
A03	支部コード	2	半角	数字	
D01	被保険者証の記号	4	半角	数字	
D02	被保険者証の番号	7	半角	数字	
B01	適用区分	1	半角	数字	1 強制 2 任意 3 任意継続 4 特例退職
B02	都道府県番号	2	半角	数字	● 1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例: 1 → 01
					01 北海道 5 沖縄 47 沖縄
B03	業態番号	2	半角	数字	「適用区分」が3(任意継続)の場合 00 任意継続（「適用区分」が3(任意継続)の場合） 「適用区分」が1(強制)もしくは2(任意)の場合 01 農林水産業 02 鉱業・採石業・砂利採取業 03 総合工事業 04 識別工事業 05 設備工事業 06 食料品・たばこ製造業 07 繊維製品製造業 08 木製品・家具等製造業 09 紙製品製造業 10 印刷・同関連業 11 化学工業・同類似業 12 金属工業 13 機械器具製造業 14 その他の製造業 15 電気・ガス・熱供給・水道業 16 情報通信業 17 道路貨物運送業 18 その他の運輸業 19 卸売業 20 飲食料品以外の小売業 21 飲食料品小売業 22 無店舗小売業 23 金融業 24 不動産業 25 物品賃貸業 26 学術研究機関 27 専門・技術サービス業(43を除く) 28 飲食業 29 宿泊業 30 対個人サービス業 31 娯楽業 32 教育・学習支援業 33 医療業・保健衛生 34 社会保険・社会福祉・介護事業 35 複合サービス業 36 職業紹介・労働者派遣業 37 その他の対事業所サービス業 38 修理業 39 廃棄物処理業 40 政治・経済・文化団体 41 その他のサービス業 42 公務 43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業 「適用区分」が4(特例退職)の場合 99 特例退職
B04	被保険者数	6	半角	数字	

B05	性別	1	半角	数字	1 2	男 女
B06	生年月_元号	1	半角	数字	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和
B07	生年月_年	2	半角	数字	1 5 64	元年 5 64年
B08	生年月_月	2	半角	数字	1 5 12	1月 5 12月
B09	被保険者等の区分	1	半角	数字	1 2 3	被保険者 加入者 脱退者
B18	短時間労働者	1	半角	数字	1 2	該当 不該当
B10	資格取得時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合 1 30年9月以前 2 30年10月以降 「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合 0 被保険者等の区分が2もしくは3	
B11	標準報酬月額	4	半角	数字		
B12	標準賞与額	5	半角	数字		
B13	介護保険	1	半角	数字	1 2	該当 適用除外
B14	介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合 1 海外居住者 2 身体障害者療護施設等入所者 3 在留資格1年未満の外国人 上記以外 0 1, 2, 3以外	
B15	基準収入額適用申請	1	半角	数字	0 1 2	基準収入適用申請 対象外 該当 不該当
B16	加入者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合 1 協会 2 組合 3 共済 4 国保 5 その他 6 不詳 「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合 0 被保険者等の区分が1もしくは3	
B17	脱退者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合 1 協会 2 組合 3 共済 4 国保 5 その他 6 不詳 7 死亡 8 後期高齢者 「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合 0 被保険者等の区分が1もしくは2	
	被扶養者数	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 0 扶養者なし 1 1人 5 5人 16 16人	
C01-1～16	性別	1	半角	数字	1 2	男 女
C02-1～16	生年月_元号	1	半角	数字	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和
C03-1～16	生年月_年	2	半角	数字	1 5 64	元年 5 64年

C04-1～16	被	生年月_月	2	半角	数字	1 5 12	1月 5月 12月
C05-1～16	扶	続柄	1	半角	数字	1 2 3 4	配偶者 直系尊属 子 その他
C06-1～16	養 者 (※2)	扶養開始時期	1	半角	数字	0 1 2	「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合 被保険者等の区分が2もしくは3 被保険者の「資格取得時期」が1(平成15年9月以前)の場合 平成30年9月以前 平成30年10月以降
C07-1～16		介護保険	1	半角	数字	0 1 2	被保険者の「資格取得時期」が2(平成15年10月以降)の場合 平成30年10月以降 介護保険不該当 該当 適用除外
C08-1～16		介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	1 2 3 0	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合 海外居住者 身体障害者療護施設等入所者 在留資格1年未満の外国人 上記以外 1, 2, 3以外
		データ作成フラグ	1	半角	数字	0	●調査票項目にはありません。 保険者作成

※2 被扶養者が16人に満たない場合でも、項目数分','(カンマ)を入れてください。

添付書・調査票ファイル イメージ図

■ 添付書・調査票ファイルはCSV(カンマ区切り)形式です。

(1行目:添付書)	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,A01,A02,A03,……,A12,作成データフラグ[改行]
(2行目:調査票)	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01……,B17,被扶養者数,C01-1,……C08-1,データ作成フラグ[改行]
・	
・	
・	
((添付書1枚+調査票枚数)行目:調査票)	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01……,B17,被扶養者数,C01-16,……C08-16,データ作成フラグ[改行]

※ 添付書の項目数は17項目(データフラグ等を含みます)です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

※ 調査票の項目数は最大153項目(データフラグ等を含みます)です(被扶養者数により異なります)。

被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は152個(被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数-1)必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

《データ作成例》

1,5,07,20251110,47,98006,0,那覇銀行,本部,2146,22,80,2,20,0,2,0

2,47,98006,0,1234,1234568,1,47,23,1615,1,3,30,7,1,1,500,1200,2,1,0,0,0,2,2,3,31,1,1,1,1,0,2,3,58,11,3,1,2,0,,,,,,0

2,47,98006,0,1234,1234567,1,47,23,1615,2,3,43,12,1,1,280,800,2,0,0,0,0,0,,,,,,0

2,47,98006,0,1234,1234571,1,47,23,1615,1,3,25,7,1,1,620,1500,1,0,0,0,0,3,2,3,28,10,1,1,1,0,2,3,61,5,3,1,2,0,1,4,2,12,3,1,2,0,,,,,,0

2,47,98006,0,1234,1234570,1,47,23,1615,1,3,30,5,1,1,500,1200,1,0,0,0,0,2,2,3,31,8,1,1,1,0,2,4,1,5,3,1,2,0,,,,,,0

2,47,98006,0,1234,1234569,1,47,23,52,1,3,40,3,1,1,360,1000,1,0,0,0,0,2,2,3,26,1,1,1,0,1,3,60,12,3,1,2,0,,,,,,0

2,47,98006,0,1234,1234572,1,47,23,1615,1,3,30,9,2,0,500,0,1,0,0,4,0,4,2,3,31,6,1,0,1,0,2,3,61,5,3,0,2,0,1,4,1,12,3,0,2,0,1,4,3,4,3,0,2,0,,,,,,0

2,47,98006,0,1234,1234573,1,47,23,1615,1,3,28,11,2,0,530,0,1,0,0,4,0,4,2,3,30,4,1,0,1,0,1,3,63,12,3,0,2,0,1,4,2,4,3,0,2,0,1,4,4,7,3,0,2,0,,,,,,0

基本情報 被保険者データ 被扶養者1 被扶養者2 被扶養者4

データフラグ 被扶養者数

添付書・調査票ファイル レイアウト

【添付書】

可 変 長 最大 172バイト	デ ー タ フ ラ グ	調査年度					データ作成年月日								都 道 府 県 番 号	組 合 コ ー ド	支 部 コ ー ド	健康保険組合名																																
		元号		年 (和暦)			年 (西暦)		月		日																																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13					14	15																														
	1	1	1	1	2	1	4					2		2	1	2	1	5	1	2	1	50																												
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

	(健康保険組合名)																													本・支部名																											
	(50)																												1	50																											
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100								

	(本・支部名)		被保険者				加入者																																										
			被保険者総数		調査票枚数		加入者総数		調査票枚数																																								
	(50)	1	6	1	5	1	5	1	5																																								
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150

	(加入者)		脱退者				一括調査作成有無		データ作成フラグ	改行コード (0D0A)
	(調査票枚数)		脱退者総数		調査票枚数					
	(5)	1	5	1	5	1	1	1	1	2

151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172

※添付書の項目数は17項目です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

【調査票】

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150

	被 扶 養 者 13																	被 扶 養 者 14																	被 扶 養 者 15															
	17																1	17																1	17															
301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350																																																		

			被 扶 養 者 16																	データ作成フラグ	改行コード (0D0A)
		1	17																1		

351352353354355356357358359360361362363364365366367368369370371372373374

※被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は153個(被扶養者が16人いる場合に記録する必要のある最大項目数-1)必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

令和6年度 健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・添付書部】のエラーメッセージ

エラー 番号		エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
01	被 保 険 者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は100～200,000の 範囲であること $100 \leq \text{被保険者総数} \leq 200,000$	1	A06
02		1	被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は以下の範囲で あること $(\text{被保険者総数} \div 100) - 1 < \text{調査票枚数} \leq (\text{被保険者総数} \div 100) + 1$	2	A06, A07
03	加 入 者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は0～20,000の 範囲であること $0 \leq \text{加入者総数} \leq 20,000$	1	A08
04		1	加入者調査票枚数が加入者総数より大きい	加入者総数は加入者調査票枚数以上で あること $\text{加入者調査票枚数} \leq \text{加入者総数}$	2	A08, A09
05		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者の調査票枚数は以下の範囲で あること $(\text{加入者総数} - 25) \div 50 < \text{調査票枚数} \leq (\text{加入者総数} + 25) \div 50$	2	A08, A09
06	脱 退 者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は0～20,000の 範囲であること $0 \leq \text{脱退者総数} \leq 20,000$	1	A10
07		1	脱退者調査票枚数が脱退者総数より大きい	脱退者総数は脱退者調査票枚数以上で あること $\text{脱退者調査票枚数} \leq \text{脱退者総数}$	2	A10, A11
08		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者の調査票枚数は以下の範囲で あること $(\text{脱退者総数} - 25) \div 50 < \text{調査票枚数} \leq (\text{脱退者総数} + 25) \div 50$	2	A10, A11
09		1	調査形態コード範囲外もしくは無記入	調査形態コードは1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：支部があるが、一括調査をしている本部である 2：支部がない本部又はそれぞれで調査を している本部・支部	1	A12

令和7年度 健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・調査票部】のエラーメッセージ

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
01	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は1～4の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：強制 2：任意 3：任意継続 4：特例退職	1	B01
02	2	適用区分2（：任意）	「適用区分」が2（：任意）の場合の確認チェック	1	B01
03	1	事業所の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は01～47の範囲であり、 以下のコードに対応する 01：北海道 02：青森県 03：岩手県 04：宮城県 05：秋田県 06：山形県 07：福島県 08：茨城県 09：栃木県 10：群馬県 11：埼玉県 12：千葉県 13：東京都 14：神奈川県 15：新潟県 16：富山県 17：石川県 18：福井県 19：山梨県 20：長野県 21：岐阜県 22：静岡県 23：愛知県 24：三重県 25：滋賀県 26：京都府 27：大阪府 28：兵庫県 29：奈良県 30：和歌山県 31：鳥取県 32：島根県 33：岡山県 34：広島県 35：山口県 36：徳島県 37：香川県 38：愛媛県 39：高知県 40：福岡県 41：佐賀県 42：長崎県 43：熊本県 44：大分県 45：宮崎県 46：鹿児島県 47：沖縄県	1	B02
04	1	事業所の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は00～43及び99の範囲であり、 以下のコードに対応する 00：任意継続 01：農林水産業 02：鉱業・採石業・砂利採取業 03：総合工事業 04：職別工事業 05：設備工事業 06：食料品・たばこ製造業 07：繊維製品製造業 08：木製品・家具等製造業 09：紙製品製造業 10：印刷・同関連業 11：化学工業・同類似業 12：金属工業 13：機械器具製造業 14：その他の製造業 15：電気・ガス・熱供給・水道業 16：情報通信業 17：道路貨物運送業 18：その他の運輸業 19：卸売業 20：飲食料品以外の小売業 21：飲食料品小売業 22：無店舗小売業 23：金融業・保険業 24：不動産業 25：物品賃貸業 26：学術研究機関 27：専門・技術サービス業（43を除く） 28：飲食業 29：宿泊業 30：対個人サービス業 31：娯楽業 32：教育・学習支援業 33：医療業・保健衛生 34：社会保険・社会福祉・介護事業 35：複合サービス業 36：職業紹介・労働者派遣業 37：その他の対事業所サービス業 38：修理業 39：廃棄物処理業 40：政治・経済・文化団体 41：その他のサービス業 42：公務 43：有資格者が法律会計関係業務を行う事業 99：特例退職	1	B03
05	1	適用区分が1もしくは2で業態番号01～43の範囲外	「適用区分」が1（：強制）もしくは 2（：任意）の場合、「業態番号」は 01～43の範囲であること	2	B01, B03
06	1	適用区分が3で業態番号が00以外	「適用区分」が3（：任意継続）の場合、 「業態番号」は00（：任意継続）であること	2	B01, B03
07	1	適用区分が4で業態番号が99以外	「適用区分」が4（：特例退職）の場合、 「業態番号」は99（：特例退職）であること	2	B01, B03
08	1	適用区分が1もしくは2で事業所の被保険者数が0人	「適用区分」が1（：強制）もしくは 2（：任意）の場合、事業所の被保険者数は 1人以上であること	2	B01, B04
09	1	適用区分が3もしくは4で事業所の被保険者数が1人以上	「適用区分」が3（：任意継続）もしくは 4（：特例退職）の場合、事業所の被保 険者数は0人であること	2	B01, B04
10	2	事業所被保険者数が10万人以上	「適用区分」が1（：強制）の場合、 事業所の被保険者数は 100,000人未満であること	2	B01, B04
11	2	事業所被保険者数が5人以上	「適用区分」が2（：任意）場合、 事業所の被保険者数は5人未満であること	2	B01, B04
12	1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：男 2：女	1	B05
13	1	被保険者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、 「生年月 年 」、 「生年月 月 日」は 正しい生年月月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年12月 昭和：元年12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月 令和：元年 5月～調査年 9月	3	B06, B07, B08

エラー 番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
14	2	被保険者の年齢(生年月)が15～74歳の範囲外	「生年月」より求められる被保険者の年齢は15歳～74歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	B06, B07, B08
15	1	被保険者等の区分が1で適用区分が4の場合で被保険者の年齢が75歳以上	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)で「適用区分」が4(：特例退職)の場合、「生年月」より求められる被保険者の年齢は75歳未満であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B01, B06, B07, B08, B09
16	1	被保険者等の区分が1で適用区分が1～3で被保険者の年齢が75歳以上の場合で介護保険コードが2で適用除外時選択コードが1以外	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)で「適用区分」が1(：強制)、2(：任意)、3(：任意継続)で、「生年月」より求められる被保険者の年齢が75歳以上の場合、「介護保険」は2(：適用除外)かつ「適用除外時選択コード」は1(：国外居住者)であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	7	B01, B06, B07, B08, B09, B13, B14
17	1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は1～3の範囲であり、以下のコードに対応する 1：被保険者 2：加入者 3：脱退者	1	B09
18	1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は0～2の範囲であり、以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1	B10
19	1	被保険者区分が1で資格取得時期コードが1, 2以外	「被保険者等の区分」が1(：被保険者)の場合、「資格取得時期」は 1(：調査対象年－1年前の9月以前)もしくは 2(：調査対象年－1年前の10月以降)であること	2	B09, B10
20	1	被保険者区分が2もしくは3で資格取得時期コードが0以外	「被保険者等の区分」が 2(：加入者)もしくは3(：脱退者)の場合、「資格取得時期」は 0(：被保険者等の区分が2もしくは3)であること	2	B09, B10
21	1	標準報酬月額が0(千円)もしくは無記入	標準報酬月額は58～1390(千円)の範囲内であること。 ※適用区分が1(：強制)もしくは2(：任意)で58千円(第1等級)及び1390千円(第50等級)の場合は、実報酬額とすること	1	B11
22-1	2	標準報酬月額が58千円	標準報酬月額が58千円(第1等級)の場合、当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
22-2	1	標準報酬月額が標準報酬月額等級以外の月額	適用区分が1(：強制)、2(：任意)、3(：任意継続)の場合で標準報酬月額が68千円(第2等級)から1330千円(第49等級)	2	B01, B11
22-3	2	標準報酬月額が1390千円	標準報酬月額が1390千円(第50等級)の場合、当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
23	2	適用区分が3で標準報酬月額が58～750(千円)範囲外	「適用区分」が3(：任意継続)の場合、「標準報酬月額」は58～750(千円)の範囲内であること	2	B01, B11
24	2	適用区分が4で標準報酬月額が58～440(千円)範囲外	「適用区分」が4(：特例退職)の場合、「標準報酬月額」は58～440(千円)の範囲内であること	2	B01, B11
25	2	標準賞与額範囲外	「標準賞与額」は5730(千円)以下の確認チェック	1	B12
26	1	適用区分が3もしくは4で標準賞与額が1(千円)以上	「適用区分」が3(：任意継続)もしくは4(：特例退職)の場合、「標準賞与額」は0であること	2	B01, B12
27	1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1	B13
28	1	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1(：該当)の場合、「年齢」は40歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06, B07, B08, B13
29	2	被保険者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1(：該当)の場合、「年齢」は40歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4	B06, B07, B08, B13
30	1	被保険者の介護コードが1で適用除外選択時コードが0以外	「介護保険」が1(：該当)の場合、「適用除外時選択コード」は0であること	2	B13, B14
31	1	被保険者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外時選択コード」は0～3の範囲であり、以下のコードに対応する 0：1, 2, 3以外 1：国外居住者 2：適用除外施設入所者 3：在留資格1年未満の外国人	1	B14
32	1	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳以上で適用除外時選択コードが1, 2, 3以外	「介護保険」が2(：適用除外)の場合で、「年齢」が40歳以上の場合、「適用除外時選択コード」は1～3の範囲内であること	5	B06, B07, B08, B13, B14
33	1	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2(：適用除外)の場合で、「年齢」が40歳未満の場合、「適用除外時選択コード」は0であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B06, B07, B08, B13, B14
34	2	被保険者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2(：適用除外)の場合で、「年齢」が40歳未満の場合、「適用除外時選択コード」は0であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	5	B06, B07, B08, B13, B14
35	1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は0～2の範囲であり、以下のコードに対応する 0：基準収入適用申請 対象外 1：該当 2：不該当	1	B15
36	1	基準収入額適用申請コードが0で被保険者が基準収入額適用申請対象者である	「基準収入額適用申請」が、 0(：基準収入額適用申請対象外)の場合、 ①被保険者が70歳以上の高齢受給者で、「標準報酬月額」が280(千円)未満である ②被保険者が70歳未満である のいずれかであること	5	B06, B07, B08, B11, B15
37	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で標準報酬月額が280(千円)未満	「基準収入額適用申請」が、 1(：該当)もしくは2(：不該当)の場合、「標準報酬月額」が280(千円)以上であること	2	B11, B15

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
38	1	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは2（：不該当）の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06, B07, B08, B15
39	2	基準収入額適用申請コードが1もしくは2で年齢が70歳未満	「基準収入額適用申請」が、 1（：該当）もしくは2（：不該当）の場合、 「被保険者の年齢」が70歳以上であること ※調査年で70歳に到達する10月1日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4	B06, B07, B08, B15
40	1	加入者コード範囲外もしくは無記入	「加入者」は0～6の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が1もしくは3 1：協会 2：組合 3：共済 4：国保 5：その他 6：不詳	1	B16
41	1	被保険者等の区分が2で加入者コード1～6以外	「被保険者等の区分」が2（：加入者） の場合、「加入者」は1～6であること	2	B09, B16
42	1	被保険者等の区分が1もしくは3で加入者コード0以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者） もしくは3（：脱退者）の場合、 「加入者」は0であること	2	B09, B16
43	1	脱退者コード範囲外もしくは無記入	「脱退者」は0～8の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が1もしくは2 1：協会 2：組合 3：共済 4：国保 5：その他 6：不詳 7：死亡 8：後期高齢者	1	B17
44	1	被保険者等の区分が3で脱退者コード1～8以外	「被保険者等の区分」が3（：脱退者） の場合、「脱退者」は1～8であること	2	B09, B17
45	1	被保険者等の区分が1もしくは2で脱退者コード0以外	「被保険者等の区分」が1（：被保険者） もしくは2（：加入者）の場合、 「脱退者」は0であること	2	B09, B17
46	1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：男 2：女	1	C01-1(～16)
47	1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、 「生年月 年」、 「生年月 月」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 8月～45年 7月 大正：元年 7月～15年12月 昭和：元年12月～64年 1月 平成：元年 1月～31年 4月	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
48	1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は1～4の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：配偶者 2：直系尊属 3：子 4：その他	1	C05-1(～16)
49	2	被扶養者の年齢（生年月）が0～74歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は 0歳～74歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
50	1	被扶養者の年齢が75歳以上の場合、介護保険コードが2で 適用除外時選択コードが1以外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢が 75歳以上の場合、「介護保険」は2（：適用除外） かつ「適用除外時選択コード」は1（：国外居住者） であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	6	B01, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
51	1	続柄が1で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が1（：配偶者）の場合、被保険者 の性別と被扶養者の性別は別であること	3	B05, C01-1(～16), C05-1(～16)
52	1	続柄1が2名以上存在	「続柄」が1（：配偶者）は被保険者に対して1名以下	1	C05-1(～16)
53	2	続柄が1で被保険者との年齢差が30以上	「続柄」が1（：配偶者）で被保険者との 年齢差が30歳以上の場合の確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
54	2	続柄が3で被保険者との年齢差が15以下	「続柄」が3（：子）で被保険者との 年齢差が15歳以下の場合の確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
55	2	続柄が1で年齢が17歳以下	「続柄」が1（：配偶者）で年齢が17歳以下の場合の 確認チェック	5	C01-1(～16), C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
57	2	続柄が3の被扶養者の年齢が続柄1の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が3（：子）の年齢が 「続柄」が1（：配偶者）の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
58	2	続柄が3の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が3（：子）の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
59	2	続柄が2で年齢が30歳以下	「続柄」が2（：直系尊属）で年齢が30歳 以下である	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
60	1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は0～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 0：被保険者等の区分が2もしくは3 1：調査対象年－1年前の9月以前 2：調査対象年－1年前の10月以降	1	C06-1(～16)

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告エラー	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の際にエラーとする)	関連エラー 項目件数	項目 番号
61	1	被保険者の資格取得時期が0の場合、扶養開始時期コードが0以外	被保険者の「資格取得時期」が 0（：被保険者等の区分が2もしくは3）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 0（：被保険者等の区分が2もしくは3） であること	2	B10, C06-1(～16)
62	1	被保険者の資格取得時期が1の場合、扶養開始時期コードが1もしくは2以外	被保険者の「資格取得時期」が 1（：調査対象年－1年前の9月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 1（：調査対象年－1年前の9月以前）もしくは 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
63	1	被保険者の資格取得時期が2の場合、扶養開始時期コードが2以外	被保険者の「資格取得時期」が 2（：調査対象年－1年前の10月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は 2（：調査対象年－1年前の10月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
64	1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は1～2の範囲であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：適用除外	1	C07-1(～16)
65	1	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
66	2	被扶養者の介護保険コードが1で年齢が40歳未満	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「年齢」は40歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16)
67	1	被扶養者の介護コードが1で適用除外選択時コードが0以外	「介護保険」が1（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること	2	C07-1(～16), C08-1(～16)
68	1	被扶養者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外時選択コード」は 0～3の範囲であり、以下のコードに対応する	1	C08-1(～16)
69	1	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳以上で適用除外時選択コードが1, 2, 3以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は1～3の範囲であること	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
70	1	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
71	2	被扶養者の介護保険コードが2で年齢が40歳未満で適用除外時選択コードが0以外	「介護保険」が2（：適用除外）の場合で、 「年齢」が40歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は0であること ※調査年で40歳に到達する10月1日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
72	1	短時間労働者の範囲外もしくは無記入	「短時間労働者」は1もしくは2であり、 以下のコードに対応する 1：該当 2：不該当	1	B18

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
10320	00	北海道新聞社健康保険組合		66
10393	00	北海道農業団体健康保険組合		1
10472	00	北海道電力健康保険組合		75
10491	00	北洋銀行健康保険組合		49
10524	00	北海道銀行健康保険組合		71
10561	00	北海道信用金庫健康保険組合		50
10570	00	栗林商会健康保険組合		72
10603	00	北海道通運業健康保険組合		19
10621	00	樽崎健康保険組合		93
10659	00	エア・ウォーター健康保険組合		16
10695	00	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合		39
10701	00	浜仁会健康保険組合		19
10710	00	北海道医療健康保険組合		69
10729	00	ツルハホールディングス健康保険組合		14
12033	00	青森みちのく銀行健康保険組合		44
12061	00	日本原燃健康保険組合		30
13050	00	岩手銀行健康保険組合		42
13096	00	北日本銀行健康保険組合		41
13111	00	岩手県自動車販売健康保険組合		54
13139	00	東北銀行健康保険組合		17
13148	00	日本ハウスホールディングス健康保険組合		88
14085	00	東北電力健康保険組合		42
14094	00	七十七銀行健康保険組合		38
14119	00	河北新報健康保険組合		18
14128	00	ユアテック健康保険組合		47
14155	00	東北しんきん健康保険組合		22
14164	00	東北薬業健康保険組合		82
14173	00	宮城県自動車販売健康保険組合		68
14191	00	仙台銀行健康保険組合		31
14216	00	仙台卸商健康保険組合		78
15108	00	秋田銀行健康保険組合		49
15135	00	秋田県自動車販売健康保険組合		68
16063	00	山形銀行健康保険組合		9
16091	00	きらやか健康保険組合		92
16115	00	山形県自動車販売健康保険組合		62
16124	00	フィデア健康保険組合		21
17122	00	クレハ健康保険組合		15
17178	00	東邦銀行健康保険組合		55
17275	00	福島銀行健康保険組合		67
17284	00	福島トヨペットグループ健康保険組合		62
17293	00	大東銀行健康保険組合		67
17309	00	会津中央健康保険組合		95
20018	00	東京計器健康保険組合		21
20027	00	王子製紙健康保険組合		71
20045	00	日本電気健康保険組合		11
20054	00	明電舎健康保険組合		82
20072	00	沖電気工業健康保険組合		53
20081	00	フジクラ健康保険組合		99
20106	00	ニコン健康保険組合		66
20189	00	パイロット健康保険組合		85
20198	00	大日本印刷健康保険組合		59
20221	00	TOPPANグループ健康保険組合		22
20259	00	共同印刷健康保険組合		92
20295	00	三菱製鋼健康保険組合		23
20417	00	第一三共グループ健康保険組合		73
20471	00	東京瓦斯健康保険組合		91
20490	00	IHIグループ健康保険組合		6
20514	00	ENEOSグループ健康保険組合		17
20532	00	片倉健康保険組合		61
20579	00	東京西南私鉄連合健康保険組合		27
20621	00	京成電鉄健康保険組合		13
20630	00	横河電機健康保険組合		46
20649	00	花王健康保険組合		23
20658	00	東武鉄道健康保険組合		10
20694	00	コニカミノルタ健康保険組合		59
20791	00	トプコン健康保険組合		10
20834	00	住友ベークライト健康保険組合		87
20843	00	レゾナック健康保険組合		97
21025	00	富士紡健康保険組合		95
21043	00	日曹健康保険組合		74
21099	00	昭和飛行機健康保険組合		38
21122	00	日油健康保険組合		100
21178	00	リーガル健康保険組合		85
21201	00	小糸健康保険組合		36
21201	01	小糸健康保険組合	静岡支部	67
21220	00	東京地下鉄健康保険組合		31
21239	00	日清紡健康保険組合		13

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
21266	00	サッポロビール健康保険組合		22
21336	00	日野自動車健康保険組合		38
21372	00	日本無線健康保険組合		16
21381	00	オリンパス健康保険組合		11
21406	00	東洋製罐健康保険組合		60
21415	00	三菱ケミカル健康保険組合		92
21424	00	日本放送協会健康保険組合		81
21433	00	ライオン健康保険組合		82
21451	00	読売健康保険組合		40
21470	00	ニッスイ健康保険組合		36
21489	00	共同通信社健康保険組合		77
21498	00	安田日本興亜健康保険組合		3
21512	00	第一生命健康保険組合		36
21521	00	高島屋健康保険組合		89
21531	00	三菱健康保険組合		42
21559	00	みずほ健康保険組合		98
21577	00	朝日生命健康保険組合		14
21586	00	松屋健康保険組合		81
21610	00	ニチレイ健康保険組合		92
21629	00	明治安田生命健康保険組合		46
21638	00	日本銀行健康保険組合		2
21647	00	三井健康保険組合		75
21674	00	あいおいニッセイ同和 health 保険組合		79
21683	00	資生堂健康保険組合		40
21692	00	T&Dフィナンシャル生命健康保険組合		32
21708	00	三越伊勢丹健康保険組合		24
21717	00	富国生命健康保険組合		80
21735	00	ブルデシナル健康保険組合		99
21771	00	三井住友銀行健康保険組合		83
21832	00	古河健康保険組合		73
21851	00	JUKI健康保険組合		17
21879	00	東糧健康保険組合		25
21897	00	理研健康保険組合		35
21902	00	保土谷化学健康保険組合		11
21911	00	東京港運健康保険組合		12
21930	00	セイコーインスツル健康保険組合		8
22014	00	日本精工健康保険組合		67
22060	00	大和証券グループ健康保険組合		84
22079	00	三井住友海上健康保険組合		54
22111	00	NXグループ健康保険組合		67
22121	00	ジェイティービー健康保険組合		34
22130	00	西武健康保険組合		80
22185	00	時事通信社健康保険組合		9
22200	00	出版健康保険組合		27
22246	00	鉄道弘済会健康保険組合		69
22255	00	松竹健康保険組合		19
22282	00	東京海上日動健康保険組合		88
22325	00	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合		41
22352	00	アステラス健康保険組合		85
22361	00	大平洋金属健康保険組合		11
22404	00	三菱UFJ銀行健康保険組合		45
22413	00	シチズン健康保険組合		38
22431	00	横浜ゴム健康保険組合		27
22450	00	日本フエルト健康保険組合		45
22469	00	ヘンミ大倉健康保険組合		76
22487	00	マニライフ生命健康保険組合		41
22501	00	AGC健康保険組合		90
22539	00	東京港健康保険組合		25
22548	00	駐留軍要員健康保険組合		61
22548	01	駐留軍要員健康保険組合	沖縄支所	45
22557	00	日本製紙健康保険組合		67
22584	00	東京中央卸売市場健康保険組合		74
22609	00	アサヒグループ健康保険組合		29
22618	00	三井精機工業健康保険組合		39
22627	00	三菱マテリアル健康保険組合		53
22636	00	東京証券業健康保険組合		90
22663	00	慶應義塾健康保険組合		16
22681	00	社会保険支払基金健康保険組合		24
22715	00	東京スター銀行健康保険組合		45
22733	00	東京電力健康保険組合		96
22742	00	日本電設工業健康保険組合		58
22751	00	早稲田大学健康保険組合		71
22789	00	地域医療機能推進機構健康保険組合		68
22798	00	日本経済新聞社健康保険組合		4
22812	00	帝石健康保険組合		37
22831	00	電通健康保険組合		93
22859	00	明治大学健康保険組合		43

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
22868	00	古河電工健康保険組合		67
22877	00	森永健康保険組合		20
22910	00	東京織物健康保険組合		91
22938	00	高砂鐵工健康保険組合		81
22947	00	三菱製紙健康保険組合		5
22956	00	出光興産健康保険組合		33
22965	00	キリンビール健康保険組合		63
22974	00	農林中央金庫健康保険組合		29
22983	00	東京都信用金庫健康保険組合		69
22992	00	日本軽金属健康保険組合		45
23012	00	東京紙商健康保険組合		9
23021	00	東京都食品健康保険組合		43
23040	00	商工中金健康保険組合		5
23077	00	電源開発健康保険組合		10
23086	00	中央大学健康保険組合		43
23095	00	全国印刷工業健康保険組合		61
23101	00	日東紡績健康保険組合		13
23110	00	東京ニットファッション健康保険組合		61
23138	00	東京実業健康保険組合		14
23138	01	東京実業健康保険組合	城西支部	76
23138	02	東京実業健康保険組合	城南支部	11
23138	03	東京実業健康保険組合	城北支部	96
23147	00	公庫関係健康保険組合		64
23165	00	日本郵船健康保険組合		5
23183	00	東京都医業健康保険組合		93
23192	00	太平洋セメント健康保険組合		54
23208	00	トビー健康保険組合		38
23235	00	三菱重工健康保険組合		63
23244	00	いすゞ自動車健康保険組合		25
23253	00	共栄火災健康保険組合		51
23271	00	キャノン健康保険組合		47
23290	00	立教学院健康保険組合		10
23305	00	東京片倉健康保険組合		10
23314	00	全農健康保険組合		21
23332	00	法政大学健康保険組合		4
23341	00	三菱瓦斯化学健康保険組合		88
23351	00	酒フーズ健康保険組合		80
23360	00	JNC健康保険組合		43
23388	00	東京医科大学健康保険組合		21
23397	00	文化学園健康保険組合		89
23402	00	東亜合成健康保険組合		26
23411	00	日本航空健康保険組合		44
23430	00	SMBC日興証券グループ健康保険組合		89
23449	00	東京金属事業健康保険組合		52
23449	01	東京金属事業健康保険組合	多摩支部	19
23458	00	東京都歯科健康保険組合		18
23467	00	日新火災健康保険組合		69
23485	00	住友金属鉱山健康保険組合		63
23494	00	日産化学健康保険組合		62
23500	00	名糖健康保険組合		6
23519	00	ADEKA健康保険組合		92
23564	00	労働者健康安全機構健康保険組合		71
23573	00	住宅金融支援機構健康保険組合		18
23582	00	東京薬業健康保険組合		96
23607	00	明治グループ健康保険組合		14
23616	00	関電工健康保険組合		30
23634	00	国際興業健康保険組合		41
23643	00	明治屋健康保険組合		12
23652	00	日本交通健康保険組合		13
23661	00	日活健康保険組合		2
23671	00	東京放送健康保険組合		71
23713	00	ホンダ健康保険組合		51
23731	00	日本製鉄健康保険組合		78
23750	00	ミクニ健康保険組合		98
23787	00	中央ラジオ・テレビ健康保険組合		6
23796	00	日本高速道路健康保険組合		94
23811	00	不二家健康保険組合		52
23839	00	独立行政法人都市再生機構健康保険組合		37
23848	00	日本NCR健康保険組合		28
23857	00	日刊工業新聞社健康保険組合		15
23875	00	リコー三愛グループ健康保険組合		1
23884	00	巴川コーポレーション健康保険組合		10
23893	00	管工業健康保険組合		19
23927	00	東京都木材産業健康保険組合		3
23936	00	プラチナ万年筆健康保険組合		35
23945	00	ファイザー健康保険組合		60
23954	00	ソニー健康保険組合		75

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
23963	00	毎放健康保険組合		7
23972	00	日本テレビ放送網健康保険組合		94
23991	00	自動車振興会健康保険組合		56
24020	00	日本相撲協会健康保険組合		21
24039	00	日本中央競馬会健康保険組合		41
24048	00	ヤマトグループ健康保険組合		32
24057	00	北越コーポレーション健康保険組合		89
24066	00	TDK健康保険組合		65
24075	00	野村證券健康保険組合		3
24084	00	東宝健康保険組合		33
24118	00	三菱UFJ信託銀行健康保険組合		85
24145	00	協和キリン健康保険組合		53
24163	00	岩崎通信機健康保険組合		21
24172	00	東日本電線工業健康保険組合		8
24181	00	東京自転車健康保険組合		53
24191	00	トーハツ健康保険組合		28
24206	00	中外製薬健康保険組合		4
24215	00	三菱商事健康保険組合		54
24224	00	日清製粉健康保険組合		49
24242	00	ニッポン健康保険組合		28
24251	00	電設工業健康保険組合		37
24261	00	azbilグループ健康保険組合		82
24270	00	東京都自動車整備健康保険組合		93
24289	00	DIC健康保険組合		15
24298	00	昭和産業健康保険組合		42
24312	00	帝都自動車健康保険組合		11
24359	00	ジャノメ健康保険組合		47
24368	00	三井物産健康保険組合		89
24377	00	音羽健康保険組合		64
24386	00	三菱電機健康保険組合		51
24429	00	日本甜菜製糖健康保険組合		8
24447	00	飯野健康保険組合		49
24456	00	日本貨物検数健康保険組合		78
24474	00	信越化学健康保険組合		41
24483	00	東京アパレル健康保険組合		45
24492	00	中越パルプ工業健康保険組合		95
24508	00	東京文具販売健康保険組合		70
24517	00	東京文具工業健康保険組合		32
24526	00	東光高岳健康保険組合		41
24544	00	オカモト健康保険組合		26
24553	00	東京トラック事業健康保険組合		20
24562	00	日本アイ・ピー・エム健康保険組合		71
24571	00	日本ゼオン健康保険組合		99
24581	00	帝国ホテル健康保険組合		7
24605	00	志村化工健康保険組合		67
24623	00	東京貨物運送健康保険組合		15
24632	00	関東信用組合連合健康保険組合		55
24641	00	オエノホールディングス健康保険組合		47
24660	00	帝人グループ健康保険組合		30
24679	00	東ソー関連健康保険組合		47
24702	00	毎日新聞健康保険組合		44
24711	00	産経健康保険組合		37
24721	00	三井化学健康保険組合		23
24776	00	バイオニア健康保険組合		69
24794	00	学研健康保険組合		45
24800	00	博報堂健康保険組合		90
24819	00	エーアンドエーマテリアル健康保険組合		5
24846	00	エーザイ健康保険組合		12
24864	00	SUBARU健康保険組合		16
24873	00	エクシオグループ健康保険組合		52
24882	00	雇用支援機構健康保険組合		63
24891	00	帝国データバンク健康保険組合		65
24907	00	ニチバン健康保険組合		58
24943	00	東京都家具健康保険組合		4
24952	00	全国硝子業健康保険組合		14
24961	00	石油製品販売健康保険組合		46
24980	00	東京化粧品健康保険組合		75
25000	00	日本冶金工業健康保険組合		60
25028	00	ジブラルタ健康保険組合		27
25037	00	Jーオイルミルズ健康保険組合		20
25055	00	シナノン健康保険組合		95
25064	00	滋澤健康保険組合		89
25073	00	カーリット健康保険組合		100
25082	00	東海カーボン健康保険組合		89
25091	00	倉庫業健康保険組合		8
25107	00	東京都皮革産業健康保険組合		83
25116	00	丸井健康保険組合		85

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
25125	00	全日本空輸健康保険組合		14
25134	00	電興健康保険組合		96
25143	00	三井住友トラストグループ健康保険組合		87
25152	00	日本化学工業健康保険組合		47
25161	00	大沢健康保険組合		70
25171	00	首都高速道路健康保険組合		28
25180	00	全国労働金庫健康保険組合		52
25204	00	パッケージ工業健康保険組合		13
25213	00	宮地健康保険組合		38
25222	00	アルプス電気健康保険組合		82
25269	00	大正製薬健康保険組合		11
25278	00	太平電業健康保険組合		3
25296	00	マルハニチロ健康保険組合		93
25311	00	立正佼成会健康保険組合		67
25320	00	コムシスホールディングス健康保険組合		8
25339	00	東京都電機健康保険組合		37
25357	00	住友大阪セメント健康保険組合		87
25366	00	カヤバ健康保険組合		84
25384	00	東武流通健康保険組合		54
25418	00	ブリヂストン健康保険組合		56
25427	00	大陽日酸健康保険組合		43
25436	00	東京製本健康保険組合		19
25454	00	大日精化健康保険組合		48
25463	00	東京ドーム健康保険組合		26
25472	00	日本合板健康保険組合		60
25481	00	ミツウロコ健康保険組合		83
25506	00	アンリツ健康保険組合		54
25524	00	中村屋健康保険組合		85
25533	00	MSD健康保険組合		10
25561	00	タチエス健康保険組合		7
25570	00	ツカモトグループ健康保険組合		2
25589	00	ロジスティード健康保険組合		44
25603	00	パレット健康保険組合		50
25612	00	DOWA健康保険組合		19
25621	00	芝浦機械健康保険組合		97
25640	00	HOYA健康保険組合		9
25668	00	三井倉庫ホールディングス健康保険組合		97
25677	00	DM三井製糖グループ健康保険組合		92
25686	00	タムラ製作所健康保険組合		68
25695	00	セントラル硝子健康保険組合		78
25701	00	機缶健康保険組合		31
25710	00	藤田観光健康保険組合		24
25756	00	東京都ニット健康保険組合		2
25765	00	朝日新聞健康保険組合		6
25783	00	東京都報道事業健康保険組合		57
25792	00	でんきテクノロジー健康保険組合		76
25826	00	独立行政法人水資源機構健康保険組合		48
25835	00	富士電機健康保険組合		57
25862	00	東京自動車サービス健康保険組合		10
25871	00	フランスベッドグループ健康保険組合		42
25881	00	ミライト・ワン健康保険組合		12
25890	00	印刷製本包装機械健康保険組合		24
25905	00	関東百貨店健康保険組合		68
25914	00	セイコー健康保険組合		48
25923	00	近畿日本ツーリスト健康保険組合		86
25941	00	横河ブリッジホールディングス健康保険組合		2
25951	00	東京女子医科大学健康保険組合		60
25979	00	日清オイリオグループ健康保険組合		46
25988	00	ニヤクコーポレーション健康保険組合		44
25997	00	日本化薬健康保険組合		5
26008	00	NOK健康保険組合		1
26017	00	日揮健康保険組合		49
26035	00	サクサ健康保険組合		67
26053	00	日本電子健康保険組合		19
26062	00	商船三井健康保険組合		15
26071	00	創聖健康保険組合		86
26090	00	ルックグループ健康保険組合		58
26132	00	佐藤工業健康保険組合		45
26141	00	東京都鉄二健康保険組合		23
26151	00	杏林健康保険組合		92
26160	00	千代田グラビヤ健康保険組合		58
26179	00	若築建設健康保険組合		32
26188	00	東日本銀行健康保険組合		26
26197	00	日本電気計器検定所健康保険組合		20
26211	00	東日本プラスチック健康保険組合		84
26249	00	東京機器健康保険組合		17
26258	00	あおぞら銀行健康保険組合		59

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
26267	00	計機健康保険組合		40
26276	00	全国設計事務所健康保険組合		56
26294	00	べんてる健康保険組合		3
26300	00	日本国土開発健康保険組合		38
26319	00	大和製罐健康保険組合		47
26328	00	吉野工業所健康保険組合		68
26337	00	オンワード樫山健康保険組合		6
26355	00	鷺宮健康保険組合		80
26373	00	セメント商工健康保険組合		56
26382	00	東京広告業健康保険組合		49
26391	00	三菱地所健康保険組合		9
26425	00	東洋水産健康保険組合		72
26443	00	NIPPO健康保険組合		62
26452	00	テルモ健康保険組合		1
26461	00	東京自動車教習所健康保険組合		86
26471	00	東京都金属プレス工業健康保険組合		39
26513	00	スタンレー電気健康保険組合		44
26569	00	伊藤忠連合健康保険組合		28
26578	00	日本ケミコン健康保険組合		42
26587	00	井門エンタープライズ健康保険組合		57
26611	00	オリジン健康保険組合		91
26620	00	プリマハム健康保険組合		25
26639	00	セコム健康保険組合		79
26666	00	外国運輸金融健康保険組合		98
26675	00	東和システム健康保険組合		94
26709	00	三菱自動車健康保険組合		56
26736	00	東洋ガラス健康保険組合		75
26745	00	関東めっき健康保険組合		71
26754	00	総合警備保障健康保険組合		80
26763	00	ドッドウェル健康保険組合		6
26781	00	ロッテ健康保険組合		56
26791	00	日本金属健康保険組合		22
26806	00	スリーエムジャパン健康保険組合		61
26815	00	東京都土木建築健康保険組合		10
26833	00	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合		61
26861	00	東京都洋菓子健康保険組合		56
26870	00	玩具人形健康保険組合		12
26889	00	ヤクルト健康保険組合		49
26898	00	三菱鉛筆健康保険組合		18
26903	00	黒田精工健康保険組合		55
26912	00	三機工業健康保険組合		83
26921	00	BIPROGY健康保険組合		64
26931	00	海空運健康保険組合		61
26940	00	東京商工リサーチ健康保険組合		58
26959	00	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合		74
26968	00	MBK連合健康保険組合		38
26977	00	東部ゴム健康保険組合		55
26995	00	コーセー健康保険組合		72
27006	00	日本金型工業健康保険組合		89
27024	00	ミドリ安全健康保険組合		59
27061	00	LIXIL健康保険組合		41
27070	00	日本重化学工業健康保険組合		33
27089	00	SB新生銀行健康保険組合		42
27098	00	ニューオータニ健康保険組合		73
27103	00	内田洋行健康保険組合		76
27112	00	雪印メグミルク健康保険組合		5
27121	00	日本道路健康保険組合		30
27140	00	日拓健康保険組合		13
27159	00	エービービー健康保険組合		56
27168	00	税務会計監査事務所健康保険組合		40
27186	00	科研製薬健康保険組合		39
27195	00	イマジカ健康保険組合		94
27201	00	農林水産関係法人健康保険組合		44
27210	00	国会議員秘書健康保険組合		38
27247	00	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合		67
27256	00	カシオ健康保険組合		74
27265	00	ニチアス健康保険組合		9
27308	00	ナイガイ健康保険組合		64
27317	00	日本石油輸送グループ健康保険組合		69
27344	00	BJJ健康保険組合		97
27353	00	服装健康保険組合		3
27362	00	経済団体健康保険組合		93
27381	00	アルファ健康保険組合		23
27390	00	荏原健康保険組合		47
27405	00	通信機器産業健康保険組合		5
27414	00	五洋建設健康保険組合		33
27423	00	紀文健康保険組合		33

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
27441	00	吉原商品健康保険組合		5
27460	00	東京製鋼健康保険組合		18
27479	00	産業機械健康保険組合		66
27488	00	日本自動車部品工業健康保険組合		58
27497	00	TSIホールディングス健康保険組合		6
27502	00	日本情報機器健康保険組合		79
27511	00	大京健康保険組合		60
27521	00	三晃金属工業健康保険組合		27
27530	00	GWA健康保険組合		99
27549	00	ミットヨ健康保険組合		53
27585	00	東亜道路健康保険組合		24
27594	00	アダストリア健康保険組合		3
27600	00	東京電子機械工業健康保険組合		57
27619	00	測量地質健康保険組合		43
27628	00	長谷工健康保険組合		60
27646	00	経済産業関係法人健康保険組合		93
27655	00	テレビ朝日健康保険組合		36
27664	00	デパート健康保険組合		8
27664	01	デパート健康保険組合	東日本支部	78
27664	02	デパート健康保険組合	西日本支部	71
27673	00	山九健康保険組合		86
27682	00	富士工健康保険組合		3
27691	00	ミサワホーム健康保険組合		20
27707	00	日本高周波鋼業健康保険組合		30
27716	00	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合		53
27725	00	ダイヤ連合健康保険組合		27
27734	00	持田製薬健康保険組合		86
27743	00	キュービー・アラハタ健康保険組合		49
27752	00	文化シャッター健康保険組合		62
27771	00	月島機械健康保険組合		11
27780	00	三菱UFJニコス健康保険組合		28
27799	00	東京都情報サービス産業健康保険組合		55
27804	00	東京都農林漁業団体健康保険組合		50
27822	00	東京鐵鋼健康保険組合		52
27831	00	日本製鋼所健康保険組合		98
27841	00	住友重機械健康保険組合		14
27887	00	ポーラ・オルビスグループ健康保険組合		94
27901	00	前田道路健康保険組合		83
27911	00	三和ホールディングス健康保険組合		18
27920	00	アクサ生命健康保険組合		1
27957	00	小田急グループ健康保険組合		99
27966	00	リクルート健康保険組合		35
27975	00	成田国際空港健康保険組合		85
28004	00	ハレス健康保険組合		98
28013	00	ジャックス健康保険組合		28
28022	00	全国外食産業ジェフ健康保険組合		40
28050	00	セントラル警備保障健康保険組合		81
28069	00	日本原子力発電健康保険組合		41
28087	00	オリエントコーポレーション健康保険組合		32
28096	00	SCSK健康保険組合		46
28101	00	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合		55
28111	00	日本工営健康保険組合		83
28120	00	サノフィ健康保険組合		84
28139	00	日本旅行健康保険組合		95
28148	00	三菱UFJ証券グループ健康保険組合		33
28157	00	大塚商会健康保険組合		97
28166	00	サンリオ健康保険組合		41
28175	00	全国信用保証協会健康保険組合		56
28184	00	電子回路健康保険組合		49
28193	00	オリックスグループ健康保険組合		65
28209	00	富士石油健康保険組合		11
28218	00	マルエツ健康保険組合		71
28245	00	やまと健康保険組合		79
28254	00	ユニマツ健康保険組合		88
28263	00	AIG健康保険組合		79
28281	00	船場健康保険組合		65
28306	00	アフラック健康保険組合		35
28315	00	東京不動産業健康保険組合		54
28324	00	全国商品取引業健康保険組合		15
28333	00	IHG・ANAホテルズ健康保険組合		70
28351	00	TCSグループ健康保険組合		41
28361	00	川崎汽船健康保険組合		81
28370	00	関東ITソフトウェア健康保険組合		29
28389	00	日立健康保険組合		4
28398	00	コスモエネルギーグループ健康保険組合		9
28403	00	セントラルスポーツ健康保険組合		85
28412	00	本州四国連絡高速道路健康保険組合		20

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
28421	00	いなげや健康保険組合		28
28431	00	太陽生命健康保険組合		21
28459	00	H. U. グループ健康保険組合		6
28468	00	民間放送健康保険組合		90
28468	01	民間放送健康保険組合	北海道・東北支部	43
28468	02	民間放送健康保険組合	中国・四国支部	35
28468	03	民間放送健康保険組合	九州支部	43
28501	00	アドバンテスト健康保険組合		63
28510	00	朝信健康保険組合		34
28529	00	シーイーシー健康保険組合		45
28538	00	すかいらーくグループ健康保険組合		11
28547	00	なとり健康保険組合		95
28565	00	日本情報産業健康保険組合		4
28574	00	観光産業健康保険組合		24
28583	00	ウシオ電機健康保険組合		46
28608	00	東京エレクトロン健康保険組合		37
28617	00	全労済健康保険組合		48
28644	00	三陽商会健康保険組合		97
28662	00	アコム健康保険組合		91
28671	00	SMBCコンシューマーファイナンス健康保険組合		47
28690	00	ジェーシービー健康保険組合		35
28705	00	渡辺パイプ健康保険組合		12
28732	00	住友不動産ステップ健康保険組合		53
28741	00	モトローラ健康保険組合		40
28751	00	日本マクドナルド健康保険組合		61
28760	00	ANAウイングス健康保険組合		27
28788	00	KDDI健康保険組合		33
28797	00	きらぼし銀行健康保険組合		40
28802	00	日本事務器健康保険組合		18
28821	00	ANAグループ健康保険組合		66
28849	00	システナ健康保険組合		51
28858	00	シティグループ健康保険組合		80
28885	00	オートバックス健康保険組合		43
28894	00	エヌ・ティ・ティ健康保険組合		86
28900	00	ジェイアールグループ健康保険組合		73
28919	00	ジェイティ健康保険組合		87
28955	00	ビックカメラ健康保険組合		38
28973	00	日本レストランエンタプライズ健康保険組合		36
28982	00	JR東海リテイリング・プラス健康保険組合		28
28991	00	フォーラムエンジニアリング健康保険組合		78
29002	00	国際・政策銀健康保険組合		71
29067	00	トーマツ健康保険組合		56
29155	00	グラクソ・スミスクライン健康保険組合		55
29164	00	ひかり健康保険組合		60
29173	00	ローソン健康保険組合		83
29182	00	アクセンチュア健康保険組合		37
29191	00	あずさ健康保険組合		15
29225	00	日本ビューレット・バックカード健康保険組合		76
29234	00	エイチ・アイ・エス健康保険組合		38
29243	00	ディスコ健康保険組合		76
29252	00	マツキヨココカラ&カンパニー健康保険組合		35
29271	00	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合		95
29304	00	ベルシステム24健康保険組合		31
29313	00	アビーム健康保険組合		69
29350	00	ルネサス健康保険組合		57
29369	00	コスモスイニシアグループ健康保険組合		95
29387	00	全日本理美容健康保険組合		40
29401	00	マルハン健康保険組合		96
29411	00	日研グループ健康保険組合		46
29420	00	ヨドバシカメラ健康保険組合		40
29484	00	EY Japan健康保険組合		12
29518	00	PwC健康保険組合		19
29527	00	サザビリーグ健康保険組合		74
29536	00	日本年金機構健康保険組合		75
29554	00	メットライフ健康保険組合		94
29572	00	アボット健康保険組合		94
29581	00	オオゼキ健康保険組合		21
29591	00	FR健康保険組合		27
29642	00	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合		89
29651	00	エイベックス・グループ健康保険組合		84
29670	00	ニトリ健康保険組合		64
29689	00	デル健康保険組合		100
29698	00	ジャパンディスプレイ健康保険組合		8
29703	00	シミックグループ健康保険組合		50
29731	00	デクセリアルズ健康保険組合		35
29740	00	GE健康保険組合		47
29759	00	ウエスタンデジタルテクノロジーズ健康保険組合		34

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
29777	00	フューチャグループ健康保険組合		77
29795	00	大気社グループ健康保険組合		8
29801	00	SUMIグループ健康保険組合		100
29810	00	楽天健康保険組合		36
29829	00	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合		71
29838	00	GLV健康保険組合		86
29847	00	グーグル健康保険組合		50
29865	00	地域医療振興協会健康保険組合		61
29874	00	日本赤十字社健康保険組合		53
29883	00	マイクロソフト健康保険組合		68
29892	00	CTCグループ健康保険組合		96
29908	00	PHC健康保険組合		51
29917	00	ZARA健康保険組合		1
29926	00	C&Rグループ健康保険組合		20
29935	00	アマゾンジャパン健康保険組合		63
29944	00	ラディックスグループ健康保険組合		61
29953	00	ヒロセ電機健康保険組合		37
29962	00	YG健康保険組合		55
30026	00	セラクグループ健康保険組合		53
30035	00	EAファーマ健康保険組合		63
30044	00	フィリップス・ジャパン健康保険組合		42
30053	00	トラスコ中山健康保険組合		39
30062	00	IQVIAグループ健康保険組合		74
30071	00	パーソルキャリア健康保険組合		81
30081	00	がん研究会健康保険組合		96
30090	00	住友不動産健康保険組合		85
30114	00	マーキュリー健康保険組合		31
30123	00	Works Human Intelligence健康保険組合		34
30132	00	FWD生命保険健康保険組合		38
30141	00	日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合		79
30151	00	エンターテイメント健康保険組合		75
30160	00	キオクシア健康保険組合		95
30188	00	ペイカレント健康保険組合		41
30197	00	セールスフォース健康保険組合		96
30202	00	アルプス技研グループ健康保険組合		53
30211	00	日本M&Aセンターグループ健康保険組合		72
30221	00	メトロニック健康保険組合		30
30230	00	JERA健康保険組合		9
30249	00	日立建機健康保険組合		84
30258	00	プロテリアル健康保険組合		96
30267	00	日清食品グループ健康保険組合		2
30276	00	VCスタートアップ健康保険組合		2
30294	00	プリストル・マイヤーズ スクイブ健康保険組合		2
30300	00	国立健康危機管理研究機構健康保険組合		2
30319	00	サイバーエージェント健康保険組合		2
30328	00	メルカリ健康保険組合		2
40043	00	工機ホールディングス健康保険組合		2
40113	00	常陽銀行健康保険組合		66
40187	00	原子力健康保険組合		70
40266	00	茨城県自動車販売健康保険組合		35
40284	00	筑波銀行健康保険組合		75
40318	00	茨城県農協健康保険組合		15
40345	00	カスミ健康保険組合		17
41102	00	足利銀行健康保険組合		88
41158	00	アキレス健康保険組合		6
41219	00	栃木銀行健康保険組合		60
41237	00	栃木県農協健康保険組合		69
41255	00	栃木トヨペットグループ健康保険組合		87
41264	00	栃木県トラック健康保険組合		80
41273	00	レオン自動機健康保険組合		22
41450	00	カルビー健康保険組合		4
42095	00	群馬銀行健康保険組合		59
42129	00	群馬県農業団体健康保険組合		85
42147	00	太陽誘電健康保険組合		42
42174	00	リケンテクノス健康保険組合		5
42183	00	東和銀行健康保険組合		61
42192	00	関東いすゞ健康保険組合		85
42226	00	群馬県自動車販売健康保険組合		15
42235	00	北関東しんきん健康保険組合		12
42244	00	ミツバ健康保険組合		50
42253	00	サンデン健康保険組合		72
42262	00	ペイシアグループ健康保険組合		41
43020	00	日本信号健康保険組合		88
43057	00	UDトラックス健康保険組合		27
43066	00	日本ビストロリング健康保険組合		46
43093	00	リケン健康保険組合		38
43093	01	リケン健康保険組合	東京支部	83

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
43093	02	リケン健康保険組合	柏崎支部	4
43127	00	川口工業健康保険組合		44
43145	00	新電元工業健康保険組合		61
43215	00	ボッシュ健康保険組合		4
43224	00	サイボー健康保険組合		88
43242	00	曙ブレーキ工業健康保険組合		3
43261	00	埼玉機械工業健康保険組合		58
43270	00	山昭健康保険組合		2
43289	00	リズム健康保険組合		80
43298	00	藤倉コンボジット健康保険組合		78
43303	00	サンケン電気健康保険組合		21
43312	00	武蔵野銀行健康保険組合		99
43368	00	科学技術健康保険組合		29
43395	00	さいしん健康保険組合		32
43401	00	埼玉県農協健康保険組合		1
43447	00	マーレ健康保険組合		36
43456	00	埼玉県金属加工健康保険組合		57
43465	00	埼玉県建設業健康保険組合		45
43492	00	ニシウミグループ健康保険組合		99
43508	00	埼玉しんきん健康保険組合		41
43517	00	埼玉県医師会健康保険組合		59
43855	00	TMG健康保険組合		92
44019	00	キッコーマン健康保険組合		25
44037	00	ヤマサ健康保険組合		20
44046	00	ヒゲタ健康保険組合		43
44116	00	千葉銀行健康保険組合		71
44134	00	千葉県医業健康保険組合		95
44152	00	イチカワ健康保険組合		81
44161	00	山崎製パン健康保険組合		33
44199	00	勝又健康保険組合		96
44204	00	京葉銀行健康保険組合		79
44213	00	千葉県機械金属健康保険組合		15
44231	00	双葉電子健康保険組合		20
44241	00	千葉興業銀行健康保険組合		43
44250	00	千葉県自動車販売整備健康保険組合		99
44269	00	千葉トヨタ健康保険組合		19
44278	00	千葉県農協健康保険組合		99
44287	00	君津製鉄所関連健康保険組合		66
44311	00	千葉県しんきん健康保険組合		49
44320	00	千葉県日産自動車健康保険組合		36
44348	00	千葉県建設業健康保険組合		99
44366	00	千葉県食品製造健康保険組合		67
44375	00	京葉ガス健康保険組合		28
44393	00	千葉県トラック健康保険組合		8
44418	00	オリエンタルランド健康保険組合		79
44427	00	亀田総合病院健康保険組合		17
45026	00	味の素健康保険組合		39
45081	00	デイ・シイ健康保険組合		100
45197	00	日産自動車健康保険組合		26
45249	00	富士フイルムグループ健康保険組合		22
45258	00	富士通健康保険組合		75
45267	00	三菱化工機健康保険組合		11
45328	00	京三製作所健康保険組合		49
45364	00	神奈川運輸業健康保険組合		40
45434	00	東京機械健康保険組合		74
45587	00	JVCケンウッド健康保険組合		24
45620	00	SWCC健康保険組合		7
45675	00	横浜港湾健康保険組合		49
45684	00	横浜銀行健康保険組合		25
45727	00	小松製作所健康保険組合		14
45736	00	日本飛行機健康保険組合		68
45772	00	横浜港運健康保険組合		87
45781	00	神奈川県医療従事者健康保険組合		42
45791	00	神奈川県協同健康保険組合		15
45824	00	トヨタ自動車東日本健康保険組合		79
45842	00	日本発条健康保険組合		84
45921	00	東洋電機健康保険組合		7
45931	00	神奈川県鉄工業健康保険組合		40
45986	00	プレス工業健康保険組合		90
46015	00	神奈川鉄鋼産業健康保険組合		22
46024	00	トヨタウエインズグループ健康保険組合		29
46042	00	不二サッシ健康保険組合		28
46051	00	東亜建設工業健康保険組合		29
46098	00	神奈川県自動車販売健康保険組合		73
46112	00	神奈川県石油業健康保険組合		20
46131	00	東芝健康保険組合		50
46140	00	日新健康保険組合		54

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
46159	00	富士通ゼネラル健康保険組合		39
46168	00	中山鋼業健康保険組合		91
46186	00	オカムラグループ健康保険組合		66
46195	00	市光工業健康保険組合		43
46229	00	KTグループ健康保険組合		93
46238	00	アツギ健康保険組合		49
46247	00	神奈川県電設健康保険組合		90
46274	00	バンテック健康保険組合		28
46283	00	上野グループ健康保険組合		77
46308	00	油研健康保険組合		24
46317	00	神奈川県自動車整備健康保険組合		17
46335	00	東ブレ健康保険組合		78
46344	00	アマダ健康保険組合		18
46362	00	神奈川県建設業健康保険組合		33
46381	00	ゼロ健康保険組合		93
46390	00	神奈川県機器健康保険組合		26
46405	00	日本コロムビア健康保険組合		29
46414	00	神奈川県管工事業健康保険組合		43
46441	00	神奈川県電子電気機器健康保険組合		39
46460	00	神奈川県プラスチック事業健康保険組合		16
46497	00	京セラ健康保険組合		61
46549	00	河西工業健康保険組合		15
46567	00	首都圏デジタル産業健康保険組合		3
46576	00	丸全昭和運輸健康保険組合		12
46594	00	神奈川県食品製造健康保険組合		38
46600	00	東京応化工業健康保険組合		50
46619	00	アルバック健康保険組合		99
46628	00	ニフコ健康保険組合		13
46646	00	ナイスグループ健康保険組合		39
46655	00	古河電池健康保険組合		33
46664	00	旭ファイバークラス健康保険組合		100
46799	00	富士ソフト健康保険組合		3
47254	00	マクニカ健康保険組合		20
47306	00	JMA健康保険組合		26
48021	00	デンカ健康保険組合		14
48049	00	レイズネクスト健康保険組合		77
48094	00	ツガミ健康保険組合		49
48191	00	新潟臨港健康保険組合		78
48216	00	第四北越銀行健康保険組合		9
48243	00	新潟県農業団体健康保険組合		48
48304	00	大光銀行健康保険組合		79
48322	00	新潟トヨタ自動車健康保険組合		30
48378	00	コロナ健康保険組合		77
48387	00	日本精機健康保険組合		54
48396	00	植木組健康保険組合		57
48401	00	ビー・エス・エヌ健康保険組合		66
48411	00	直江津電子健康保険組合		57
49056	00	広貫堂健康保険組合		16
49135	00	北陸銀行健康保険組合		11
49153	00	北陸電力健康保険組合		10
49171	00	富山地方鉄道健康保険組合		4
49181	00	北陸電気工事健康保険組合		78
49190	00	不二越健康保険組合		22
49205	00	YKK健康保険組合		21
49232	00	三協・立山健康保険組合		13
49241	00	日本カーバイド工業健康保険組合		60
49251	00	富山第一銀行健康保険組合		97
49260	00	富山県自動車販売店健康保険組合		23
49288	00	TISインテックグループ健康保険組合		10
49297	00	ゴールドウイン健康保険組合		79
49302	00	北陸電気工業健康保険組合		31
50061	00	北國FHD健康保険組合		77
50070	00	北陸鉄道健康保険組合		20
50103	00	津田駒工業健康保険組合		46
50112	00	石川県自動車販売店健康保険組合		27
50121	00	小松マテール健康保険組合		90
50140	00	北陸地区信用金庫健康保険組合		40
50168	00	北國新聞健康保険組合		85
50177	00	澁谷工業健康保険組合		61
50186	00	北陸情報産業健康保険組合		14
50247	00	けいじゅ健康保険組合		56
51013	00	セーレン健康保険組合		29
51050	00	福井銀行健康保険組合		89
51078	00	福井県自動車販売整備健康保険組合		39
51087	00	サカイ健康保険組合		55
51096	00	福井県機械工業健康保険組合		12
51111	00	三谷健康保険組合		4

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
51139	00	福邦銀行健康保険組合		17
52011	00	山梨中央銀行健康保険組合		95
52067	00	山梨県自動車販売整備健康保険組合		61
52094	00	山日YBS健康保険組合		14
52146	00	ファナック健康保険組合		77
53074	00	八十二グループ健康保険組合		70
53092	00	長野県農業協同組合健康保険組合		77
53153	00	法令出版健康保険組合		24
53181	00	信濃毎日新聞健康保険組合		28
53190	00	長野県機械金属健康保険組合		25
53214	00	ニデック健康保険組合		25
53223	00	KOA健康保険組合		54
53260	00	長野県自動車販売店健康保険組合		91
53279	00	ミネベアミツミ健康保険組合		61
53288	00	甲信越しんきん健康保険組合		74
53297	00	チノン健康保険組合		72
53311	00	甲信越信用組合健康保険組合		77
53321	00	北野建設健康保険組合		25
53330	00	マルイチ健康保険組合		92
53349	00	キッセイ健康保険組合		80
53367	00	長野県卸商業団地健康保険組合		66
53376	00	日東光学健康保険組合		22
53385	00	エプソン健康保険組合		5
54115	00	十六フィナンシャルグループ健康保険組合		73
54124	00	イビデン健康保険組合		46
54133	00	大垣共立銀行健康保険組合		26
54198	00	岐阜繊維健康保険組合		95
54240	00	岐阜信用金庫健康保険組合		41
54268	00	関ヶ原石材健康保険組合		29
54286	00	岐阜県自動車販売健康保険組合		41
54338	00	三岐しんきん健康保険組合		76
54347	00	岐阜県プラスチック事業健康保険組合		3
54365	00	中部アイティ産業健康保険組合		27
55071	00	ヤマハ健康保険組合		10
55099	00	スズキ健康保険組合		23
55104	00	エンシュウ健康保険組合		31
55122	00	静岡県農業団体健康保険組合		76
55150	00	しずおかフィナンシャルグループ健康保険組合		40
55220	00	静岡鉄道健康保険組合		96
55266	00	特種東海健康保険組合		96
55327	00	スルガ銀行健康保険組合		70
55336	00	鈴与健康保険組合		50
55354	00	河合楽器健康保険組合		47
55363	00	マーレエレクトリック健康保険組合		12
55381	00	旭テック健康保険組合		70
55391	00	静岡中央銀行健康保険組合		78
55424	00	静岡県西部機械工業健康保険組合		3
55433	00	静岡県東部機械工業健康保険組合		90
55442	00	フジ日本健康保険組合		58
55451	00	報徳同米健康保険組合		77
55489	00	矢崎健康保険組合		5
55498	00	ノダ健康保険組合		67
55503	00	静岡県信用金庫健康保険組合		79
55512	00	スクロール健康保険組合		89
55531	00	静岡県石油健康保険組合		6
55540	00	静岡県中部機械工業健康保険組合		36
55559	00	静岡県自動車販売健康保険組合		80
55568	00	ユニプレス健康保険組合		22
55577	00	静岡県トラック運送健康保険組合		96
55586	00	静岡県自動車整備健康保険組合		73
55601	00	静岡県電気工事業健康保険組合		87
55629	00	静岡県金属工業健康保険組合		99
55638	00	三保造船健康保険組合		44
55656	00	製紙工業健康保険組合		31
55665	00	矢崎化工健康保険組合		22
55674	00	清水銀行健康保険組合		22
55683	00	静岡新聞放送健康保険組合		28
55708	00	丸八真綿健康保険組合		64
55717	00	エム・オー・エー健康保険組合		70
55735	00	ホトニクス・グループ健康保険組合		88
55753	00	聖隷健康保険組合		11
56014	00	ノリタケグループ健康保険組合		33
56032	00	日本ガイシ健康保険組合		12
56060	00	豊和工業健康保険組合		29
56097	00	デンソー健康保険組合		43
56149	00	日本車輛健康保険組合		17
56246	00	近藤紡績健康保険組合		34

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
56291	00	愛知時計電機健康保険組合		55
56307	00	三龍社健康保険組合		55
56380	00	豊田自動織機健康保険組合		3
56404	00	大同特殊鋼健康保険組合		73
56422	00	名古屋鉄道健康保険組合		90
56450	00	トヨタ自動車健康保険組合		24
56469	00	オークマ健康保険組合		97
56487	00	興和健康保険組合		41
56496	00	UACJ健康保険組合		28
56511	00	愛知製鋼健康保険組合		62
56520	00	ナオリ健康保険組合		7
56566	00	日本特殊陶業健康保険組合		93
56575	00	ダイドーリミテッド健康保険組合		18
56663	00	名古屋港湾健康保険組合		16
56681	00	トヨタ車体健康保険組合		82
56691	00	愛知県農協健康保険組合		23
56715	00	中日新聞社健康保険組合		39
56803	00	ブラザー健康保険組合		9
56812	00	トヨタ紡織健康保険組合		91
56821	00	アイシン健康保険組合		20
56868	00	中部電力健康保険組合		44
56895	00	東邦ガス健康保険組合		49
56901	00	トヨタ販売連合健康保険組合		1
56956	00	トーエネック健康保険組合		36
56965	00	豊島健康保険組合		75
56974	00	日興毛織健康保険組合		39
56983	00	名古屋銀行健康保険組合		84
56992	00	あいちフィナンシャルグループ健康保険組合		52
57003	00	名古屋薬業健康保険組合		82
57012	00	中部日本放送健康保険組合		17
57040	00	名古屋木材健康保険組合		22
57086	00	ATグループ健康保険組合		13
57101	00	豊田合成健康保険組合		5
57147	00	石塚硝子健康保険組合		8
57174	00	ソトー健康保険組合		77
57217	00	愛知県信用金庫健康保険組合		91
57226	00	名古屋文具紙製品健康保険組合		24
57235	00	愛知電機健康保険組合		44
57253	00	東海マツダ販売健康保険組合		80
57262	00	NDS健康保険組合		67
57271	00	中部鋼板健康保険組合		16
57281	00	東海地区石油業健康保険組合		65
57314	00	愛知県トラック事業健康保険組合		73
57323	00	NTPグループ健康保険組合		40
57332	00	岡谷鋼機健康保険組合		24
57341	00	住友理工健康保険組合		74
57360	00	フジバングループ健康保険組合		45
57379	00	愛知紙商健康保険組合		90
57388	00	シキシマバン健康保険組合		84
57397	00	イノアック健康保険組合		78
57402	00	豊田通商健康保険組合		10
57411	00	愛知陸運健康保険組合		65
57421	00	CKD健康保険組合		35
57430	00	愛知県自動車販売健康保険組合		22
57458	00	新東工業健康保険組合		55
57467	00	フタバ産業健康保険組合		39
57476	00	愛三工業健康保険組合		41
57485	00	大同メタル健康保険組合		81
57494	00	ユニーグループ健康保険組合		27
57500	00	カゴメ健康保険組合		100
57528	00	東海放送健康保険組合		78
57546	00	トヨタ関連部品健康保険組合		56
57555	00	愛鉄連健康保険組合		96
57564	00	リンナイ健康保険組合		46
57573	00	スズケン健康保険組合		88
57582	00	カリモク健康保険組合		86
57591	00	マキタ健康保険組合		41
57634	00	メイテック健康保険組合		64
57643	00	アベックス健康保険組合		100
57652	00	めいらくグループ健康保険組合		88
57661	00	キクチ健康保険組合		89
57671	00	サーラグループ健康保険組合		100
57680	00	しんくみ東海北陸健康保険組合		2
57699	00	小島健康保険組合		53
57713	00	FUJI健康保険組合		95
57731	00	ヤマザキマザック健康保険組合		44
57750	00	大東建託健康保険組合		1

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
57769	00	愛知県情報サービス産業健康保険組合		47
57801	00	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合		49
57848	00	愛知県医療健康保険組合		27
57857	00	リゾートトラスト健康保険組合		61
57866	00	サンゲツ健康保険組合		71
57875	00	ネクステージグループ健康保険組合		81
57884	00	トーテックグループ健康保険組合		10
57893	00	トップグループ健康保険組合		95
59055	00	三重交通健康保険組合		91
59134	00	百五銀行健康保険組合		97
59161	00	シンフォニアテクノロジー健康保険組合		4
59171	00	三十三フィナンシャルグループ健康保険組合		15
59180	00	日本トランスシティ健康保険組合		16
59204	00	JSR健康保険組合		22
59222	00	三重県自動車販売健康保険組合		52
59241	00	三重県農協健康保険組合		32
60014	00	住友電気工業健康保険組合		93
60032	00	東洋アルミニウム健康保険組合		15
60158	00	シキボウ健康保険組合		53
60167	00	ユニチカ健康保険組合		86
60282	00	東洋紡健康保険組合		94
60352	00	住友化学健康保険組合		54
60441	00	森下仁丹健康保険組合		70
60539	00	クボタ健康保険組合		50
60548	00	ユアサ健康保険組合		88
60566	00	中山製鋼所健康保険組合		78
60584	00	阪急阪神健康保険組合		43
60618	00	ダイセル健康保険組合		12
60654	00	近畿車輛健康保険組合		45
60672	00	パナソニック健康保険組合		80
60733	00	ダイキン工業健康保険組合		54
60770	00	ダイワボウ健康保険組合		71
60840	00	大阪港湾健康保険組合		44
60877	00	ジェイテクト健康保険組合		79
60895	00	武田薬品健康保険組合		33
60938	00	J. フロント健康保険組合		34
60947	00	水産連合健康保険組合		99
61021	00	野村健康保険組合		64
61095	00	大阪瓦斯健康保険組合		56
61129	00	塩野義健康保険組合		5
61147	00	近畿日本鉄道健康保険組合		77
61156	00	大阪食糧連合健康保険組合		97
61165	00	日本生命健康保険組合		23
61208	00	住友生命健康保険組合		99
61217	00	椿本チエイン健康保険組合		26
61226	00	鴻池健康保険組合		3
61235	00	住友商事健康保険組合		85
61244	00	南海電気鉄道健康保険組合		80
61262	00	クラシエ健康保険組合		14
61271	00	東淀川健康保険組合		54
61281	00	田辺三菱製薬健康保険組合		7
61290	00	住友ファーマ健康保険組合		2
61351	00	伊藤忠健康保険組合		67
61360	00	リそな健康保険組合		85
61379	00	京阪グループ健康保険組合		55
61388	00	カネカ健康保険組合		84
61402	00	日本板硝子健康保険組合		68
61421	00	双日健康保険組合		6
61430	00	丸紅健康保険組合		25
61485	00	関西電力健康保険組合		68
61555	00	クラレ健康保険組合		52
61582	00	サンヨー連合健康保険組合		33
61607	00	そごう・西武健康保険組合		75
61625	00	大阪読売健康保険組合		65
61634	00	石原産業健康保険組合		37
61643	00	栗本鐵工健康保険組合		77
61652	00	ダイハツ健康保険組合		49
61671	00	大阪ニット健康保険組合		19
61699	00	大阪織物商健康保険組合		8
61750	00	TOYO TIRE健康保険組合		65
61769	00	きんでん健康保険組合		56
61778	00	ヤンマー健康保険組合		86
61787	00	サンスター健康保険組合		51
61801	00	電線工業健康保険組合		71
61839	00	しんくみ関西健康保険組合		19
61857	00	日本ペイント健康保険組合		34
61866	00	大阪紙商健康保険組合		79

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
61875	00	センコー健康保険組合		59
61909	00	ダイハツ系連合健康保険組合		85
61936	00	シャープ健康保険組合		22
61945	00	セキスイ健康保険組合		11
61954	00	日東電工健康保険組合		42
61972	00	大阪府信用金庫健康保険組合		56
61981	00	サントリー健康保険組合		57
61991	00	大阪薬業健康保険組合		60
61991	01	大阪薬業健康保険組合	京都支部	71
61991	02	大阪薬業健康保険組合	神戸支部	97
62001	00	ダイヘン健康保険組合		57
62011	00	蝶理健康保険組合		60
62039	00	住友倉庫健康保険組合		6
62048	00	日本触媒健康保険組合		51
62066	00	大阪自転車健康保険組合		96
62109	00	カナデビア健康保険組合		17
62127	00	西日本パッケージング健康保険組合		82
62136	00	富士車輛健康保険組合		30
62154	00	大阪自動車販売店健康保険組合		54
62172	00	大和ハウス工業健康保険組合		98
62191	00	岩谷産業健康保険組合		90
62206	00	ダイダゲン健康保険組合		56
62215	00	合同製鐵健康保険組合		33
62224	00	長瀬産業健康保険組合		93
62251	00	サノヤス健康保険組合		63
62261	00	関西文紙情報産業健康保険組合		24
62270	00	大阪金属間屋健康保険組合		6
62289	00	神鋼商事健康保険組合		38
62298	00	大日本塗料健康保険組合		19
62303	00	大阪婦人子供既製服健康保険組合		64
62321	00	栗田健康保険組合		88
62331	00	永大産業健康保険組合		16
62359	00	大阪線材製品健康保険組合		59
62368	00	大阪府電設工業健康保険組合		77
62386	00	くろがね健康保険組合		91
62410	00	コクヨ健康保険組合		7
62429	00	あおみ建設健康保険組合		42
62465	00	大阪府石油健康保険組合		78
62474	00	西日本プラスチック工業健康保険組合		85
62483	00	バルカー健康保険組合		34
62492	00	タクマ健康保険組合		12
62517	00	大阪府木材健康保険組合		46
62526	00	大阪府貨物運送健康保険組合		39
62535	00	タツタ電線健康保険組合		71
62544	00	大阪菓子健康保険組合		73
62581	00	大同生命健康保険組合		65
62605	00	レンゴー健康保険組合		88
62614	00	大阪鉄商健康保険組合		53
62623	00	大阪府管工事業健康保険組合		92
62632	00	駒井ハルテック健康保険組合		42
62651	00	大広健康保険組合		86
62660	00	大阪装粧健康保険組合		88
62679	00	ロイヤルホテル健康保険組合		56
62711	00	大阪府建築健康保険組合		77
62758	00	サカタイクス健康保険組合		77
62767	00	不動テトラ健康保険組合		84
62785	00	大阪自動車整備健康保険組合		9
62800	00	稲畑産業健康保険組合		10
62837	00	OTG健康保険組合		56
62855	00	日本ハム健康保険組合		85
62873	00	ダイフク健康保険組合		70
62891	00	エクセディ健康保険組合		24
62916	00	大建工業健康保険組合		4
62934	00	大末建設健康保険組合		79
62943	00	イトーキ健康保険組合		34
62952	00	イオン健康保険組合		95
62961	00	山善健康保険組合		65
62980	00	大阪府電気工事健康保険組合		55
62999	00	池田泉州銀行健康保険組合		1
63000	00	日鉄物産健康保険組合		99
63019	00	象印マホービン健康保険組合		40
63028	00	丸紅連合健康保険組合		38
63037	00	P&Gグループ健康保険組合		44
63046	00	タカラベルモント健康保険組合		56
63055	00	近畿電子産業健康保険組合		2
63064	00	阪神高速道路健康保険組合		40
63082	00	近畿化粧品健康保険組合		92

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
63116	00	兼松連合健康保険組合		43
63125	00	住商連合健康保険組合		66
63134	00	ダスキン健康保険組合		20
63152	00	フジテック健康保険組合		5
63161	00	大阪産業機械工業健康保険組合		2
63171	00	大阪工作機械健康保険組合		84
63199	00	グリコ健康保険組合		33
63204	00	大阪府農協健康保険組合		35
63213	00	大阪機械工具商健康保険組合		59
63231	00	阪和興業健康保険組合		39
63250	00	タカラスタンダード健康保険組合		44
63269	00	万代健康保険組合		99
63287	00	デサント健康保険組合		75
63296	00	U-NEXT HOLDINGS健康保険組合		75
63320	00	ノエビア健康保険組合		26
63339	00	ライフコーポレーション健康保険組合		73
63366	00	京セラドキュメントソリューションズ健康保険組合		90
63409	00	小野薬品健康保険組合		39
63418	00	大倉健康保険組合		91
63427	00	公文健康保険組合		59
63454	00	トランス・コスモス健康保険組合		54
63463	00	関西テレビ放送健康保険組合		15
63491	00	NSD健康保険組合		84
63515	00	徳洲会健康保険組合		94
63533	00	生長会健康保険組合		81
63589	00	キーエンスグループ健康保険組合		74
63598	00	ラウンドワン健康保険組合		63
63603	00	日本イーライリリー健康保険組合		13
63621	00	バイエル健康保険組合		67
63640	00	アストラゼネカ健康保険組合		92
63659	00	ペガサス健康保険組合		71
63701	00	バルグループ健康保険組合		17
63710	00	きつこう会健康保険組合		92
63729	00	東和薬品健康保険組合		85
63738	00	iDA健康保険組合		64
63747	00	ライク健康保険組合		63
63756	00	因幡電機産業健康保険組合		87
63765	00	サカイ引越センター健康保険組合		79
63774	00	日本経営サエラグループ健康保険組合		35
63792	00	愛仁会健康保険組合		82
63808	00	ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合		88
63817	00	JAST健康保険組合		32
63826	00	ロートグループ健康保険組合		25
63844	00	フジシールグループ健康保険組合		99
70087	00	東レ健康保険組合		68
70096	00	滋賀銀行健康保険組合		12
70166	00	綾羽健康保険組合		76
70175	00	日本電気硝子健康保険組合		98
70184	00	滋賀県自動車健康保険組合		69
70193	00	平和堂健康保険組合		19
70209	00	滋賀県農協健康保険組合		93
71011	00	グンゼ健康保険組合		45
71021	00	島津製作所健康保険組合		42
71067	00	ジーエス・ユアサ健康保険組合		18
71304	00	京都銀行健康保険組合		93
71331	00	日新電機健康保険組合		98
71369	00	宝グループ健康保険組合		51
71378	00	京都自動車健康保険組合		53
71387	00	オムロン健康保険組合		63
71396	00	京都新聞健康保険組合		79
71401	00	ニチコン健康保険組合		1
71448	00	村田製作所健康保険組合		32
71466	00	日本新薬健康保険組合		2
71475	00	京都信用金庫健康保険組合		73
71484	00	村田機械健康保険組合		14
71493	00	京都中央信用金庫健康保険組合		95
71509	00	ワコール健康保険組合		12
71518	00	三洋化成工業健康保険組合		16
71527	00	京都府農協健康保険組合		86
71554	00	近畿しんきん健康保険組合		16
71563	00	SGホールディングスグループ健康保険組合		87
71581	00	堀場製作所健康保険組合		19
71606	00	アイフル健康保険組合		92
71624	00	CNCグループ健康保険組合		87
71633	00	トータルビューティー健康保険組合		18
73054	00	住友ゴム工業健康保険組合		55
73063	00	小泉製麻健康保険組合		20

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
73124	00	川崎重工業健康保険組合		59
73133	00	神戸製鋼所健康保険組合		88
73240	00	兵庫県運輸業健康保険組合		61
73277	00	阪神内燃機工業健康保険組合		82
73286	00	新明和工業健康保険組合		64
73295	00	神栄健康保険組合		7
73417	00	みづほ健康保険組合		83
73435	00	山陽電鉄健康保険組合		23
73453	00	東洋機械金属健康保険組合		8
73505	00	神戸電鉄健康保険組合		85
73514	00	神戸新聞健康保険組合		13
73532	00	住友精化健康保険組合		79
73541	00	多木健康保険組合		71
73602	00	兼松健康保険組合		26
73611	00	JFE健康保険組合		53
73658	00	NTN健康保険組合		54
73676	00	サニーピア健康保険組合		49
73694	00	大和製衡健康保険組合		6
73700	00	兵庫県信用金庫健康保険組合		46
73719	00	日本山村硝子健康保険組合		7
73755	00	関西ペイント健康保険組合		99
73764	00	ナブテスコグループ健康保険組合		4
73773	00	山陽特殊製鋼健康保険組合		53
73782	00	日本毛織健康保険組合		87
73807	00	ミツ星ベルト健康保険組合		44
73816	00	シバタ工業健康保険組合		10
73825	00	虹技健康保険組合		34
73843	00	バンドー化学健康保険組合		24
73852	00	日工健康保険組合		46
73880	00	ノザワ健康保険組合		94
73899	00	宝塚歌劇健康保険組合		98
73904	00	兵庫トヨタ自動車健康保険組合		33
73913	00	神戸貿易健康保険組合		10
73922	00	伊藤ハム米久健康保険組合		87
73987	00	兵庫自動車販売店健康保険組合		63
73996	00	古野電気健康保険組合		62
74007	00	極東開発健康保険組合		87
74016	00	兵庫県建築健康保険組合		79
74052	00	ネスレ健康保険組合		11
74071	00	神戸機械金属健康保険組合		80
74080	00	尼崎機械金属健康保険組合		70
74099	00	東リ健康保険組合		3
74104	00	ワールド健康保険組合		52
74113	00	ノーリツ健康保険組合		41
74122	00	ノバルティス健康保険組合		99
74131	00	大真空健康保険組合		80
74150	00	ユーシーシー健康保険組合		56
74169	00	尼崎信用金庫健康保険組合		47
74178	00	ジャヴァグループ健康保険組合		57
74248	00	尼崎中央病院健康保険組合		84
76021	00	南都銀行健康保険組合		64
76040	00	天理よろづ相談所健康保険組合		93
76059	00	DMG森精機健康保険組合		27
77136	00	紀陽銀行健康保険組合		76
77163	00	SK健康保険組合		62
77172	00	和歌山県自動車販売店健康保険組合		23
77181	00	和歌山県農協健康保険組合		35
80031	00	鳥取銀行健康保険組合		17
81011	00	山陰合同銀行健康保険組合		20
81057	00	山陰自動車業健康保険組合		81
82028	00	三井E&S健康保険組合		58
82091	00	品川リフクトリーズ健康保険組合		91
82204	00	中国銀行健康保険組合		54
82241	00	倉紡健康保険組合		14
82278	00	岡山県自動車販売健康保険組合		50
82296	00	ベネッセグループ健康保険組合		57
82301	00	トマト銀行健康保険組合		1
82311	00	倉敷中央病院健康保険組合		83
83053	00	マツダ健康保険組合		40
83062	00	広島ガス電鉄健康保険組合		45
83062	01	広島ガス電鉄健康保険組合	ガス支部	35
83105	00	ひろぎんグループ健康保険組合		82
83249	00	中国電力健康保険組合		4
83267	00	中国新聞健康保険組合		65
83285	00	中電工健康保険組合		50
83328	00	福山通運健康保険組合		6
83337	00	西川ゴム工業健康保険組合		55

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
83346	00	広島東友健康保険組合		44
83355	00	ソルコム健康保険組合		89
83364	00	イズミグループ健康保険組合		1
83391	00	広島県自動車販売健康保険組合		76
83407	00	広島信用金庫健康保険組合		4
83425	00	中国しんきん健康保険組合		36
83461	00	ウラベ健康保険組合		13
83499	00	しんくみ中国健康保険組合		39
83504	00	青山商事健康保険組合		96
84140	00	UBE健康保険組合		79
84195	00	トクヤマ健康保険組合		82
84283	00	東ソー健康保険組合		6
84326	00	東洋鋼板健康保険組合		13
84405	00	山口フィナンシャルグループ健康保険組合		62
84432	00	山口県自動車販売健康保険組合		33
84451	00	西京銀行健康保険組合		85
85041	00	阿波銀行健康保険組合		32
85050	00	大塚製薬健康保険組合		47
85069	00	徳島大正銀行健康保険組合		62
86049	00	四国電力健康保険組合		33
86058	00	百十四銀行健康保険組合		85
86067	00	大倉工業健康保険組合		62
86076	00	神島化学健康保険組合		85
86085	00	四電工健康保険組合		7
86094	00	タダノ健康保険組合		97
86100	00	香川銀行健康保険組合		91
86119	00	四国地区信用金庫健康保険組合		19
87126	00	いよぎんグループ健康保険組合		99
87135	00	住友共同電力健康保険組合		35
87162	00	愛媛銀行健康保険組合		97
87171	00	井関農機健康保険組合		25
87181	00	大王製紙健康保険組合		62
87190	00	来島どっく健康保険組合		68
87214	00	三浦グループ健康保険組合		96
88045	00	四国銀行健康保険組合		91
88063	00	高知銀行健康保険組合		78
88072	00	キタムラ健康保険組合		87
88081	00	近森会健康保険組合		52
90067	00	麻生健康保険組合		21
90216	00	TOTO健康保険組合		94
90545	00	ムーンスター健康保険組合		41
90661	00	昭和鉄工健康保険組合		24
90670	00	安川電機健康保険組合		78
90768	00	西日本新聞社健康保険組合		70
90810	00	福岡銀行健康保険組合		90
90953	00	九州電力健康保険組合		41
90962	00	西日本シティ銀行健康保険組合		9
91001	00	黒崎播磨健康保険組合		90
91074	00	福岡県農協健康保険組合		27
91181	00	九電工健康保険組合		98
91214	00	岡野バルブ健康保険組合		43
91223	00	西部瓦斯健康保険組合		9
91311	00	高田工業所健康保険組合		34
91321	00	日本タンクステン健康保険組合		54
91367	00	ロイヤル健康保険組合		13
91376	00	PayPayカード健康保険組合		16
91385	00	三井ハイテック健康保険組合		77
91394	00	ふくおかICT健康保険組合		35
91419	00	雪の聖母会健康保険組合		1
91428	00	共愛会健康保険組合		4
91437	00	小倉記念病院健康保険組合		70
91446	00	池友会健康保険組合		56
92133	00	佐賀銀行健康保険組合		77
92142	00	巨樹の会健康保険組合		3
93257	00	十八親和銀行健康保険組合		7
94060	00	肥後銀行健康保険組合		91
94088	00	熊本県自動車販売店健康保険組合		48
94102	00	西部電気健康保険組合		20
94121	00	平田機工健康保険組合		16
94130	00	熊本銀行健康保険組合		76
95068	00	大分銀行健康保険組合		8
95086	00	朝日ソーラー健康保険組合		76
96020	00	旭化成健康保険組合		100
96048	00	宮崎銀行健康保険組合		54
97073	00	鹿児島銀行健康保険組合		38
97082	00	南日本銀行健康保険組合		56
97116	00	鹿児島県信用金庫健康保険組合		34

組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
98017	00	琉球銀行健康保険組合		39
98026	00	沖縄銀行健康保険組合		43
98035	00	沖縄電力健康保険組合		100
98053	00	沖縄海邦銀行健康保険組合		11

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
01	北海道	0032	10320	00	北海道新聞社健康保険組合		66
01	北海道	0039	10393	00	北海道農業団体健康保険組合		1
01	北海道	0047	10472	00	北海道電力健康保険組合		75
01	北海道	0049	10491	00	北洋銀行健康保険組合		49
01	北海道	0052	10524	00	北海道銀行健康保険組合		71
01	北海道	0056	10561	00	北海道信用金庫健康保険組合		50
01	北海道	0057	10570	00	栗林商会健康保険組合		72
01	北海道	0060	10603	00	北海道通運業健康保険組合		19
01	北海道	0062	10621	00	檜崎健康保険組合		93
01	北海道	0065	10659	00	エア・ウォーター健康保険組合		16
01	北海道	0069	10695	00	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合		39
01	北海道	0070	10701	00	湊仁会健康保険組合		19
01	北海道	0071	10710	00	北海道医療健康保険組合		69
01	北海道	0072	10729	00	ツルハホールディングス健康保険組合		14
02	青 森	0003	12033	00	青森みちのく銀行健康保険組合		44
02	青 森	0006	12061	00	日本原燃健康保険組合		30
03	岩 手	0005	13050	00	岩手銀行健康保険組合		42
03	岩 手	0009	13096	00	北日本銀行健康保険組合		41
03	岩 手	0011	13111	00	岩手県自動車販売健康保険組合		54
03	岩 手	0013	13139	00	東北銀行健康保険組合		17
03	岩 手	0014	13148	00	日本ハウスホールディングス健康保険組合		88
04	宮 城	0008	14085	00	東北電力健康保険組合		42
04	宮 城	0009	14094	00	七十七銀行健康保険組合		38
04	宮 城	0011	14119	00	河北新報健康保険組合		18
04	宮 城	0012	14128	00	ユアテック健康保険組合		47
04	宮 城	0015	14155	00	東北しんきん健康保険組合		22
04	宮 城	0016	14164	00	東北薬業健康保険組合		82
04	宮 城	0017	14173	00	宮城県自動車販売健康保険組合		68
04	宮 城	0019	14191	00	仙台銀行健康保険組合		31
04	宮 城	0021	14216	00	仙台卸商健康保険組合		78
05	秋 田	0010	15108	00	秋田銀行健康保険組合		49
05	秋 田	0013	15135	00	秋田県自動車販売健康保険組合		68
06	山 形	0006	16063	00	山形銀行健康保険組合		9
06	山 形	0009	16091	00	きらやか健康保険組合		92
06	山 形	0011	16115	00	山形県自動車販売健康保険組合		62
06	山 形	0012	16124	00	フィデア健康保険組合		21
07	福 島	0012	17122	00	クレハ健康保険組合		15
07	福 島	0017	17178	00	東邦銀行健康保険組合		55
07	福 島	0027	17275	00	福島銀行健康保険組合		67
07	福 島	0028	17284	00	福島トヨペットグループ健康保険組合		62
07	福 島	0029	17293	00	大東銀行健康保険組合		67
07	福 島	0030	17309	00	会津中央健康保険組合		95
13	東 京	0001	20018	00	東京計器健康保険組合		21
13	東 京	0002	20027	00	王子製紙健康保険組合		71
13	東 京	0004	20045	00	日本電気健康保険組合		11
13	東 京	0005	20054	00	明電舎健康保険組合		82
13	東 京	0007	20072	00	沖電気工業健康保険組合		53
13	東 京	0008	20081	00	フジクラ健康保険組合		99
13	東 京	0010	20106	00	ニコン健康保険組合		66
13	東 京	0018	20189	00	バイロット健康保険組合		85
13	東 京	0019	20198	00	大日本印刷健康保険組合		59
13	東 京	0022	20221	00	TOPPANグループ健康保険組合		22
13	東 京	0025	20259	00	共同印刷健康保険組合		92
13	東 京	0029	20295	00	三菱製鋼健康保険組合		23
13	東 京	0041	20417	00	第一三共グループ健康保険組合		73
13	東 京	0047	20471	00	東京瓦斯健康保険組合		91
13	東 京	0049	20490	00	IHIグループ健康保険組合		6
14	神奈川	0223	20514	00	ENEOSグループ健康保険組合		17
13	東 京	0053	20532	00	片倉健康保険組合		61
13	東 京	0057	20579	00	東京西南私鉄連合健康保険組合		27
13	東 京	0062	20621	00	京成電鉄健康保険組合		13
13	東 京	0063	20630	00	横河電機健康保険組合		46
13	東 京	0064	20649	00	花王健康保険組合		23
13	東 京	0065	20658	00	東武鉄道健康保険組合		10
13	東 京	0069	20694	00	コニカミノルタ健康保険組合		59
13	東 京	0079	20791	00	トプコン健康保険組合		10
13	東 京	0083	20834	00	住友ベークライト健康保険組合		87
13	東 京	0084	20843	00	レゾナック健康保険組合		97
13	東 京	0102	21025	00	富士紡健康保険組合		95
13	東 京	0104	21043	00	日曹健康保険組合		74
13	東 京	0109	21099	00	昭和飛行機健康保険組合		38
13	東 京	0112	21122	00	日油健康保険組合		100
12	千 葉	0075	21178	00	リーガル健康保険組合		85
13	東 京	0120	21201	00	小糸健康保険組合		36
22	静 岡	0000	21201	01	小糸健康保険組合	静岡支部	67
13	東 京	0122	21220	00	東京地下鉄健康保険組合		31
13	東 京	0123	21239	00	日清紡健康保険組合		13

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
13	東 京	0126	21266	00	サッポロビール健康保険組合		22
13	東 京	0133	21336	00	日野自動車健康保険組合		38
11	埼 玉	0087	21372	00	日本無線健康保険組合		16
13	東 京	0138	21381	00	オリンパス健康保険組合		11
13	東 京	0140	21406	00	東洋製罐健康保険組合		60
13	東 京	0141	21415	00	三菱ケミカル健康保険組合		92
13	東 京	0142	21424	00	日本放送協会健康保険組合		81
13	東 京	0143	21433	00	ライオン健康保険組合		82
13	東 京	0145	21451	00	読売健康保険組合		40
13	東 京	0147	21470	00	ニッスイ健康保険組合		36
13	東 京	0148	21489	00	共同通信社健康保険組合		77
13	東 京	0149	21498	00	安田日本興亜健康保険組合		3
13	東 京	0151	21512	00	第一生命健康保険組合		36
27	大 阪	0356	21521	00	高島屋健康保険組合		89
13	東 京	0153	21531	00	三菱健康保険組合		42
13	東 京	0155	21559	00	みずほ健康保険組合		98
13	東 京	0157	21577	00	朝日生命健康保険組合		14
13	東 京	0158	21586	00	松屋健康保険組合		81
13	東 京	0161	21610	00	ニチレイ健康保険組合		92
13	東 京	0162	21629	00	明治安田生命健康保険組合		46
13	東 京	0163	21638	00	日本銀行健康保険組合		2
13	東 京	0164	21647	00	三井健康保険組合		75
13	東 京	0167	21674	00	あいおいニッセイ同和健康保険組合		79
13	東 京	0168	21683	00	資生堂健康保険組合		40
13	東 京	0169	21692	00	T&Dフィナンシャル生命健康保険組合		32
13	東 京	0170	21708	00	三越伊勢丹健康保険組合		24
13	東 京	0171	21717	00	富国生命健康保険組合		80
13	東 京	0173	21735	00	ブルデンシャル健康保険組合		99
13	東 京	0177	21771	00	三井住友銀行健康保険組合		83
13	東 京	0183	21832	00	古河健康保険組合		73
13	東 京	0185	21851	00	JUKI健康保険組合		17
13	東 京	0187	21879	00	東糧健康保険組合		25
13	東 京	0189	21897	00	理研健康保険組合		35
13	東 京	0943	21902	00	保土谷化学健康保険組合		11
13	東 京	0191	21911	00	東京港運健康保険組合		12
12	千 葉	0051	21930	00	セイコーインスツル健康保険組合		8
13	東 京	0201	22014	00	日本精工健康保険組合		67
13	東 京	0206	22060	00	大和証券グループ健康保険組合		84
13	東 京	0207	22079	00	三井住友海上健康保険組合		54
13	東 京	0211	22111	00	NXグループ健康保険組合		67
13	東 京	0212	22121	00	ジェイティービー健康保険組合		34
11	埼 玉	0052	22130	00	西武健康保険組合		80
13	東 京	0218	22185	00	時事通信社健康保険組合		9
13	東 京	0220	22200	00	出版健康保険組合		27
13	東 京	0224	22246	00	鉄道弘済会健康保険組合		69
13	東 京	0225	22255	00	松竹健康保険組合		19
13	東 京	0228	22282	00	東京海上日動健康保険組合		88
13	東 京	0232	22325	00	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合		41
13	東 京	0235	22352	00	アステラス健康保険組合		85
13	東 京	0236	22361	00	大太平洋金属健康保険組合		11
13	東 京	0240	22404	00	三菱UFJ銀行健康保険組合		45
13	東 京	0241	22413	00	シチズン健康保険組合		38
13	東 京	0243	22431	00	横浜ゴム健康保険組合		27
13	東 京	0245	22450	00	日本フエルト健康保険組合		45
11	埼 玉	0088	22469	00	ヘンミ大倉健康保険組合		76
13	東 京	0248	22487	00	マニユライフ生命健康保険組合		41
13	東 京	0250	22501	00	AGC健康保険組合		90
13	東 京	0253	22539	00	東京港健康保険組合		25
13	東 京	0254	22548	00	駐留軍要員健康保険組合		61
47	沖 縄	0000	22548	01	駐留軍要員健康保険組合	沖縄支所	45
13	東 京	0255	22557	00	日本製紙健康保険組合		67
13	東 京	0258	22584	00	東京中央卸売市場健康保険組合		74
13	東 京	0260	22609	00	アサヒグループ健康保険組合		29
11	埼 玉	0057	22618	00	三井精機工業健康保険組合		39
13	東 京	0262	22627	00	三菱マテリアル健康保険組合		53
13	東 京	0263	22636	00	東京証券業健康保険組合		90
13	東 京	0266	22663	00	慶應義塾健康保険組合		16
13	東 京	0268	22681	00	社会保険支払基金健康保険組合		24
13	東 京	0271	22715	00	東京スター銀行健康保険組合		45
13	東 京	0273	22733	00	東京電力健康保険組合		96
13	東 京	0274	22742	00	日本電設工業健康保険組合		58
13	東 京	0275	22751	00	早稲田大学健康保険組合		71
13	東 京	0278	22789	00	地域医療機能推進機構健康保険組合		68
13	東 京	0279	22798	00	日本経済新聞社健康保険組合		4
13	東 京	0281	22812	00	帝石健康保険組合		37
13	東 京	0283	22831	00	電通健康保険組合		93
13	東 京	0285	22859	00	明治大学健康保険組合		43

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
14	神奈川	0215	22868	00	古河電工健康保険組合		67
13	東 京	0287	22877	00	森永健康保険組合		20
13	東 京	0291	22910	00	東京織物健康保険組合		91
13	東 京	0293	22938	00	高砂鐵工健康保険組合		81
13	東 京	0294	22947	00	三菱製紙健康保険組合		5
63	東 京	0010	22956	00	出光興産健康保険組合		33
13	東 京	0296	22965	00	キリンビール健康保険組合		63
13	東 京	0297	22974	00	農林中央金庫健康保険組合		29
13	東 京	0298	22983	00	東京都信用金庫健康保険組合		69
13	東 京	0299	22992	00	日本軽金属健康保険組合		45
13	東 京	0301	23012	00	東京紙商健康保険組合		9
13	東 京	0302	23021	00	東京都食品健康保険組合		43
13	東 京	0304	23040	00	商工中金健康保険組合		5
13	東 京	0307	23077	00	電源開発健康保険組合		10
13	東 京	0308	23086	00	中央大学健康保険組合		43
13	東 京	0309	23095	00	全国印刷工業健康保険組合		61
13	東 京	0310	23101	00	日東紡績健康保険組合		13
13	東 京	0311	23110	00	東京ニットファッション健康保険組合		61
13	東 京	0313	23138	00	東京実業健康保険組合		14
13	東 京	0000	23138	01	東京実業健康保険組合	城西支部	76
13	東 京	0000	23138	02	東京実業健康保険組合	城南支部	11
13	東 京	0000	23138	03	東京実業健康保険組合	城北支部	96
13	東 京	0314	23147	00	公庫関係健康保険組合		64
13	東 京	0316	23165	00	日本郵船健康保険組合		5
13	東 京	0318	23183	00	東京都医業健康保険組合		93
13	東 京	0319	23192	00	太平洋セメント健康保険組合		54
13	東 京	0320	23208	00	トビー健康保険組合		38
13	東 京	0323	23235	00	三菱重工健康保険組合		63
14	神奈川	0177	23244	00	いすゞ自動車健康保険組合		25
13	東 京	0325	23253	00	共栄火災健康保険組合		51
13	東 京	0327	23271	00	キャノン健康保険組合		47
13	東 京	0329	23290	00	立教学院健康保険組合		10
13	東 京	0330	23305	00	東京片倉健康保険組合		10
13	東 京	0331	23314	00	全農健康保険組合		21
13	東 京	0333	23332	00	法政大学健康保険組合		4
13	東 京	0334	23341	00	三菱瓦斯化学健康保険組合		88
13	東 京	0335	23351	00	酒フーズ健康保険組合		80
12	千 葉	0081	23360	00	JNC健康保険組合		43
13	東 京	0338	23388	00	東京医科大学健康保険組合		21
13	東 京	0339	23397	00	文化学園健康保険組合		89
13	東 京	0340	23402	00	東亜合成健康保険組合		26
13	東 京	0341	23411	00	日本航空健康保険組合		44
13	東 京	0343	23430	00	SMBG日興証券グループ健康保険組合		89
13	東 京	0344	23449	00	東京金属事業健康保険組合		52
13	東 京	0000	23449	01	東京金属事業健康保険組合	多摩支部	19
13	東 京	0345	23458	00	東京都歯科健康保険組合		18
13	東 京	0346	23467	00	日新火災健康保険組合		69
13	東 京	0348	23485	00	住友金属鉱山健康保険組合		63
13	東 京	0349	23494	00	日産化学健康保険組合		62
13	東 京	0350	23500	00	名糖健康保険組合		6
13	東 京	0351	23519	00	ADEKA健康保険組合		92
14	神奈川	0232	23564	00	労働者健康安全機構健康保険組合		71
13	東 京	0357	23573	00	住宅金融支援機構健康保険組合		18
13	東 京	0358	23582	00	東京薬業健康保険組合		96
13	東 京	0360	23607	00	明治グループ健康保険組合		14
13	東 京	0361	23616	00	関電工健康保険組合		30
13	東 京	0363	23634	00	国際興業健康保険組合		41
13	東 京	0364	23643	00	明治屋健康保険組合		12
13	東 京	0365	23652	00	日本交通健康保険組合		13
13	東 京	0366	23661	00	日活健康保険組合		2
13	東 京	0367	23671	00	東京放送健康保険組合		71
11	埼 玉	0090	23713	00	ホンダ健康保険組合		51
13	東 京	0373	23731	00	日本製鉄健康保険組合		78
14	神奈川	0219	23750	00	ミクニ健康保険組合		98
13	東 京	0378	23787	00	中央ラジオ・テレビ健康保険組合		6
13	東 京	0379	23796	00	日本高速道路健康保険組合		94
13	東 京	0381	23811	00	不二家健康保険組合		52
14	神奈川	0180	23839	00	独立行政法人都市再生機構健康保険組合		37
13	東 京	0937	23848	00	日本NCR健康保険組合		28
13	東 京	0385	23857	00	日刊工業新聞社健康保険組合		15
13	東 京	0387	23875	00	リコー三愛グループ健康保険組合		1
22	静 岡	0072	23884	00	巴川コーポレーション健康保険組合		10
13	東 京	0389	23893	00	管工業健康保険組合		19
13	東 京	0392	23927	00	東京都木材産業健康保険組合		3
13	東 京	0393	23936	00	プラチナ万年筆健康保険組合		35
13	東 京	0394	23945	00	ファイザー健康保険組合		60
13	東 京	0395	23954	00	ソニー健康保険組合		75

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
27	大阪	0324	23963	00	毎放健康保険組合		7
13	東京	0397	23972	00	日本テレビ放送網健康保険組合		94
13	東京	0399	23991	00	自動車振興会健康保険組合		56
13	東京	0402	24020	00	日本相撲協会健康保険組合		21
13	東京	0403	24039	00	日本中央競馬会健康保険組合		41
13	東京	0404	24048	00	ヤマトグループ健康保険組合		32
13	東京	0405	24057	00	北越コーポレーション健康保険組合		89
13	東京	0406	24066	00	TDK健康保険組合		65
13	東京	0407	24075	00	野村證券健康保険組合		3
13	東京	0408	24084	00	東宝健康保険組合		33
13	東京	0411	24118	00	三菱UFJ信託銀行健康保険組合		85
13	東京	0414	24145	00	協和キリン健康保険組合		53
13	東京	0416	24163	00	岩崎通信機健康保険組合		21
13	東京	0417	24172	00	東日本電線工業健康保険組合		8
13	東京	0418	24181	00	東京自転車健康保険組合		53
13	東京	0419	24191	00	トーハツ健康保険組合		28
13	東京	0420	24206	00	中外製薬健康保険組合		4
13	東京	0421	24215	00	三菱商事健康保険組合		54
13	東京	0422	24224	00	日清製粉健康保険組合		49
13	東京	0424	24242	00	ニッポン健康保険組合		28
13	東京	0425	24251	00	電設工業健康保険組合		37
13	東京	0426	24261	00	azbilグループ健康保険組合		82
13	東京	0427	24270	00	東京都自動車整備健康保険組合		93
13	東京	0428	24289	00	DIC健康保険組合		15
13	東京	0429	24298	00	昭和産業健康保険組合		42
13	東京	0431	24312	00	帝都自動車健康保険組合		11
13	東京	0435	24359	00	ジャノメ健康保険組合		47
13	東京	0436	24368	00	三井物産健康保険組合		89
13	東京	0437	24377	00	音羽健康保険組合		64
13	東京	0438	24386	00	三菱電機健康保険組合		51
13	東京	0442	24429	00	日本甜菜製糖健康保険組合		8
13	東京	0444	24447	00	飯野健康保険組合		49
13	東京	0445	24456	00	日本貨物検査健康保険組合		78
13	東京	0447	24474	00	信越化学健康保険組合		41
13	東京	0448	24483	00	東京アパレル健康保険組合		45
16	富山	0034	24492	00	中越パルプ工業健康保険組合		95
13	東京	0450	24508	00	東京文具販売健康保険組合		70
13	東京	0451	24517	00	東京文具工業健康保険組合		32
13	東京	0452	24526	00	東光高岳健康保険組合		41
13	東京	0454	24544	00	オカモト健康保険組合		26
13	東京	0455	24553	00	東京トラック事業健康保険組合		20
13	東京	0456	24562	00	日本アイ・ビー・エム健康保険組合		71
13	東京	0457	24571	00	日本ゼオン健康保険組合		99
13	東京	0458	24581	00	帝国ホテル健康保険組合		7
13	東京	0460	24605	00	志村化工健康保険組合		67
13	東京	0462	24623	00	東京貨物運送健康保険組合		15
13	東京	0463	24632	00	関東信用組合連合健康保険組合		55
12	千葉	0079	24641	00	オエノンホールディングス健康保険組合		47
38	愛媛	0020	24660	00	帝人グループ健康保険組合		30
13	東京	0467	24679	00	東ソー関連健康保険組合		47
13	東京	0470	24702	00	毎日新聞健康保険組合		44
13	東京	0471	24711	00	産経健康保険組合		37
13	東京	0472	24721	00	三井化学健康保険組合		23
13	東京	0985	24776	00	バイオニア健康保険組合		69
13	東京	0479	24794	00	学研健康保険組合		45
13	東京	0480	24800	00	博報堂健康保険組合		90
63	東京	0028	24819	00	エーアンドエーマテリアル健康保険組合		5
13	東京	0484	24846	00	エーザイ健康保険組合		12
13	東京	0486	24864	00	SUBARU健康保険組合		16
13	東京	0487	24873	00	エクシオグループ健康保険組合		52
12	千葉	0077	24882	00	雇用支援機構健康保険組合		63
13	東京	0489	24891	00	帝国データバンク健康保険組合		65
13	東京	0490	24907	00	ニチバン健康保険組合		58
13	東京	0494	24943	00	東京都家具健康保険組合		4
13	東京	0495	24952	00	全国硝子業健康保険組合		14
13	東京	0496	24961	00	石油製品販売健康保険組合		46
13	東京	0498	24980	00	東京化粧品健康保険組合		75
13	東京	0500	25000	00	日本冶金工業健康保険組合		60
13	東京	0502	25028	00	ジブラルタ健康保険組合		27
13	東京	0503	25037	00	Jーオイルミルズ健康保険組合		20
13	東京	0505	25055	00	シナネン健康保険組合		95
13	東京	0506	25064	00	澁澤健康保険組合		89
13	東京	0507	25073	00	カーリット健康保険組合		100
13	東京	0508	25082	00	東海カーボン健康保険組合		89
13	東京	0509	25091	00	倉庫業健康保険組合		8
13	東京	0510	25107	00	東京都皮革産業健康保険組合		83
13	東京	0511	25116	00	丸井健康保険組合		85

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
13	東 京	0512	25125	00	全日本空輸健康保険組合		14
11	埼 玉	0089	25134	00	電興健康保険組合		96
13	東 京	0514	25143	00	三井住友トラストグループ健康保険組合		87
13	東 京	0515	25152	00	日本化学工業健康保険組合		47
13	東 京	0516	25161	00	大沢健康保険組合		70
13	東 京	0517	25171	00	首都高速道路健康保険組合		28
13	東 京	0518	25180	00	全国労働金庫健康保険組合		52
13	東 京	0520	25204	00	パッケージ工業健康保険組合		13
12	千 葉	0047	25213	00	宮地健康保険組合		38
13	東 京	0522	25222	00	アルプス電気健康保険組合		82
13	東 京	0526	25269	00	大正製薬健康保険組合		11
13	東 京	0527	25278	00	太平電業健康保険組合		3
13	東 京	0529	25296	00	マルハニチロ健康保険組合		93
13	東 京	0531	25311	00	立正佼成会健康保険組合		67
13	東 京	0532	25320	00	コムシスホールディングス健康保険組合		8
13	東 京	0533	25339	00	東京都電機健康保険組合		37
13	東 京	0535	25357	00	住友大阪セメント健康保険組合		87
21	岐 阜	0037	25366	00	カヤバ健康保険組合		84
13	東 京	0538	25384	00	東武流通健康保険組合		54
13	東 京	0541	25418	00	ブリヂストン健康保険組合		56
13	東 京	0542	25427	00	大陽日酸健康保険組合		43
13	東 京	0543	25436	00	東京製本健康保険組合		19
13	東 京	0545	25454	00	大日精化健康保険組合		48
13	東 京	0546	25463	00	東京ドーム健康保険組合		26
13	東 京	0547	25472	00	日本合板健康保険組合		60
13	東 京	0548	25481	00	ミツウロコ健康保険組合		83
14	神奈川	0178	25506	00	アンリツ健康保険組合		54
13	東 京	0552	25524	00	中村屋健康保険組合		85
13	東 京	0553	25533	00	MSD健康保険組合		10
13	東 京	0556	25561	00	タチエス健康保険組合		7
13	東 京	0557	25570	00	ツカモトグループ健康保険組合		2
13	東 京	0558	25589	00	ロジスティード健康保険組合		44
13	東 京	0560	25603	00	パレット健康保険組合		50
13	東 京	0561	25612	00	DOWA健康保険組合		19
22	静 岡	0076	25621	00	芝浦機械健康保険組合		97
13	東 京	0564	25640	00	HOYA健康保険組合		9
13	東 京	0566	25668	00	三井倉庫ホールディングス健康保険組合		97
13	東 京	0978	25677	00	DM三井製糖グループ健康保険組合		92
13	東 京	0568	25686	00	タムラ製作所健康保険組合		68
13	東 京	0569	25695	00	セントラル硝子健康保険組合		78
13	東 京	0570	25701	00	機缶健康保険組合		31
13	東 京	0571	25710	00	藤田観光健康保険組合		24
13	東 京	0575	25756	00	東京都ニット健康保険組合		2
13	東 京	0576	25765	00	朝日新聞健康保険組合		6
13	東 京	0578	25783	00	東京都報道事業健康保険組合		57
13	東 京	0579	25792	00	でんきテクノロジー健康保険組合		76
11	埼 玉	0058	25826	00	独立行政法人水資源機構健康保険組合		48
13	東 京	0583	25835	00	富士電機健康保険組合		57
13	東 京	0586	25862	00	東京自動車サービス健康保険組合		10
13	東 京	0587	25871	00	フランスベッドグループ健康保険組合		42
13	東 京	0588	25881	00	ミライト・ワン健康保険組合		12
13	東 京	0589	25890	00	印刷製本包装機械健康保険組合		24
13	東 京	0590	25905	00	関東百貨店健康保険組合		68
13	東 京	0591	25914	00	セイコー健康保険組合		48
13	東 京	0592	25923	00	近畿日本ツーリスト健康保険組合		86
12	千 葉	0043	25941	00	横河ブリッジホールディングス健康保険組合		2
13	東 京	0595	25951	00	東京女子医科大学健康保険組合		60
13	東 京	0597	25979	00	日清オイリオグループ健康保険組合		46
13	東 京	0598	25988	00	ニヤクコーポレーション健康保険組合		44
13	東 京	0599	25997	00	日本化薬健康保険組合		5
13	東 京	0600	26008	00	NOK健康保険組合		1
13	東 京	0601	26017	00	日揮健康保険組合		49
14	神奈川	0217	26035	00	サクサ健康保険組合		67
13	東 京	0605	26053	00	日本電子健康保険組合		19
13	東 京	0606	26062	00	商船三井健康保険組合		15
13	東 京	0607	26071	00	創聖健康保険組合		86
13	東 京	0609	26090	00	ルックグループ健康保険組合		58
13	東 京	0613	26132	00	佐藤工業健康保険組合		45
13	東 京	0614	26141	00	東京都鉄二健康保険組合		23
13	東 京	0615	26151	00	杏林健康保険組合		92
13	東 京	0616	26160	00	千代田グラビヤ健康保険組合		58
13	東 京	0617	26179	00	若築建設健康保険組合		32
14	神奈川	0231	26188	00	東日本銀行健康保険組合		26
13	東 京	0619	26197	00	日本電気計器検定所健康保険組合		20
13	東 京	0621	26211	00	東日本プラスチック健康保険組合		84
13	東 京	0624	26249	00	東京機器健康保険組合		17
13	東 京	0625	26258	00	あおぞら銀行健康保険組合		59

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
13	東京	0626	26267	00	計機健康保険組合		40
13	東京	0627	26276	00	全国設計事務所健康保険組合		56
13	東京	0629	26294	00	べんてる健康保険組合		3
13	東京	0630	26300	00	日本国土開発健康保険組合		38
13	東京	0631	26319	00	大和製罐健康保険組合		47
13	東京	0632	26328	00	吉野工業所健康保険組合		68
13	東京	0633	26337	00	オンワード樫山健康保険組合		6
13	東京	0635	26355	00	鷺宮健康保険組合		80
13	東京	0637	26373	00	セメント商工健康保険組合		56
13	東京	0638	26382	00	東京広告業健康保険組合		49
13	東京	0639	26391	00	三菱地所健康保険組合		9
13	東京	0642	26425	00	東洋水産健康保険組合		72
13	東京	0644	26443	00	NIPPO健康保険組合		62
13	東京	0645	26452	00	テルモ健康保険組合		1
13	東京	0646	26461	00	東京自動車教習所健康保険組合		86
13	東京	0647	26471	00	東京都金属プレス工業健康保険組合		39
13	東京	0651	26513	00	スタンレー電気健康保険組合		44
13	東京	0656	26569	00	伊藤忠連合健康保険組合		28
13	東京	0657	26578	00	日本ケミコン健康保険組合		42
13	東京	0658	26587	00	井門エンタープライズ健康保険組合		57
11	埼玉	0086	26611	00	オリジン健康保険組合		91
13	東京	0662	26620	00	プリマハム健康保険組合		25
13	東京	0663	26639	00	セコム健康保険組合		79
13	東京	0666	26666	00	外国運輸金融健康保険組合		98
13	東京	0667	26675	00	東和システム健康保険組合		94
13	東京	0670	26709	00	三菱自動車健康保険組合		56
13	東京	0673	26736	00	東洋ガラス健康保険組合		75
13	東京	0674	26745	00	関東めっき健康保険組合		71
13	東京	0675	26754	00	総合警備保障健康保険組合		80
13	東京	0676	26763	00	ドットウェル健康保険組合		6
13	東京	0678	26781	00	ロッテ健康保険組合		56
13	東京	0679	26791	00	日本金属健康保険組合		22
14	神奈川	0220	26806	00	スリーエムジャパン健康保険組合		61
13	東京	0681	26815	00	東京都土木建築健康保険組合		10
13	東京	0683	26833	00	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合		61
13	東京	0686	26861	00	東京都洋菓子健康保険組合		56
13	東京	0687	26870	00	玩具人形健康保険組合		12
13	東京	0688	26889	00	ヤクルト健康保険組合		49
63	東京	0001	26898	00	三菱鉛筆健康保険組合		18
14	神奈川	0152	26903	00	黒田精工健康保険組合		55
13	東京	0691	26912	00	三機工業健康保険組合		83
13	東京	0692	26921	00	BIPROGY健康保険組合		64
13	東京	0693	26931	00	海空運健康保険組合		61
13	東京	0694	26940	00	東京商工リサーチ健康保険組合		58
13	東京	0695	26959	00	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合		74
13	東京	0696	26968	00	MBK連合健康保険組合		38
13	東京	0697	26977	00	東部ゴム健康保険組合		55
13	東京	0699	26995	00	コーセー健康保険組合		72
13	東京	0700	27006	00	日本金型工業健康保険組合		89
13	東京	0702	27024	00	ミドリ安全健康保険組合		59
13	東京	0706	27061	00	LIXIL健康保険組合		41
16	富山	0031	27070	00	日本重化学工業健康保険組合		33
13	東京	0708	27089	00	SBI新生銀行健康保険組合		42
13	東京	0709	27098	00	ニューオータニ健康保険組合		73
13	東京	0710	27103	00	内田洋行健康保険組合		76
13	東京	0711	27112	00	雪印メグミルク健康保険組合		5
13	東京	0712	27121	00	日本道路健康保険組合		30
13	東京	0714	27140	00	日拓健康保険組合		13
13	東京	0715	27159	00	エービービー健康保険組合		56
13	東京	0716	27168	00	税務会計監査事務所健康保険組合		40
13	東京	0718	27186	00	科研製薬健康保険組合		39
13	東京	0719	27195	00	イマジカ健康保険組合		94
13	東京	0720	27201	00	農林水産関係法人健康保険組合		44
13	東京	0721	27210	00	国会議員秘書健康保険組合		38
13	東京	0724	27247	00	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合		67
13	東京	0725	27256	00	カシオ健康保険組合		74
13	東京	0726	27265	00	ニチアス健康保険組合		9
13	東京	0730	27308	00	ナイガイ健康保険組合		64
13	東京	0731	27317	00	日本石油輸送グループ健康保険組合		69
13	東京	0734	27344	00	BIJ健康保険組合		97
13	東京	0735	27353	00	服装健康保険組合		3
13	東京	0736	27362	00	経済団体健康保険組合		93
14	神奈川	0168	27381	00	アルファ健康保険組合		23
13	東京	0739	27390	00	荏原健康保険組合		47
13	東京	0740	27405	00	通信機器産業健康保険組合		5
13	東京	0741	27414	00	五洋建設健康保険組合		33
13	東京	0742	27423	00	紀文健康保険組合		33

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
13	東京	0744	27441	00	吉原商品健康保険組合		5
13	東京	0746	27460	00	東京製綱健康保険組合		18
13	東京	0747	27479	00	産業機械健康保険組合		66
13	東京	0748	27488	00	日本自動車部品工業健康保険組合		58
13	東京	0749	27497	00	TSIホールディングス健康保険組合		6
13	東京	0750	27502	00	日本情報機器健康保険組合		79
13	東京	0751	27511	00	大京健康保険組合		60
13	東京	0752	27521	00	三晃金属工業健康保険組合		27
13	東京	0753	27530	00	GWA健康保険組合		99
14	神奈川	0171	27549	00	ミヅトヨ健康保険組合		53
13	東京	0758	27585	00	東亜道路健康保険組合		24
13	東京	0759	27594	00	アダストリア健康保険組合		3
13	東京	0760	27600	00	東京電子機械工業健康保険組合		57
13	東京	0761	27619	00	測量地質健康保険組合		43
13	東京	0762	27628	00	長谷工健康保険組合		60
13	東京	0764	27646	00	経済産業関係法人健康保険組合		93
13	東京	0765	27655	00	テレビ朝日健康保険組合		36
13	東京	0766	27664	00	デパート健康保険組合		8
15	新潟	0000	27664	01	デパート健康保険組合	東日本支部	78
22	静岡	0000	27664	02	デパート健康保険組合	西日本支部	71
40	福岡	0140	27673	00	山九健康保険組合		86
13	東京	0768	27682	00	富士工健康保険組合		3
13	東京	0769	27691	00	ミサワホーム健康保険組合		20
16	富山	0033	27707	00	日本高周波鋼業健康保険組合		30
13	東京	0771	27716	00	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合		53
13	東京	0772	27725	00	ダイヤ連合健康保険組合		27
13	東京	0773	27734	00	持田製薬健康保険組合		86
13	東京	0774	27743	00	キュービー・アラハタ健康保険組合		49
13	東京	0775	27752	00	文化シヤッター健康保険組合		62
13	東京	0777	27771	00	月島機械健康保険組合		11
13	東京	0778	27780	00	三菱UFJニコス健康保険組合		28
13	東京	0779	27799	00	東京都情報サービス産業健康保険組合		55
13	東京	0780	27804	00	東京都農林漁業団体健康保険組合		50
09	栃木	0028	27822	00	東京鐵鋼健康保険組合		52
13	東京	0783	27831	00	日本製鋼所健康保険組合		98
13	東京	0784	27841	00	住友重機械健康保険組合		14
13	東京	0788	27887	00	ボーラ・オルビスグループ健康保険組合		94
13	東京	0790	27901	00	前田道路健康保険組合		83
13	東京	0791	27911	00	三和ホールディングス健康保険組合		18
13	東京	0792	27920	00	アクサ生命健康保険組合		1
13	東京	0795	27957	00	小田急グループ健康保険組合		99
13	東京	0796	27966	00	リクルート健康保険組合		35
12	千葉	0046	27975	00	成田国際空港健康保険組合		85
13	東京	0800	28004	00	ハレス健康保険組合		98
13	東京	0801	28013	00	ジャックス健康保険組合		28
13	東京	0802	28022	00	全国外食産業ジェフ健康保険組合		40
13	東京	0805	28050	00	セントラル警備保障健康保険組合		81
13	東京	0806	28069	00	日本原子力発電健康保険組合		41
13	東京	0808	28087	00	オリエンコーポレーション健康保険組合		32
13	東京	0809	28096	00	SCSK健康保険組合		46
13	東京	0810	28101	00	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合		55
13	東京	0811	28111	00	日本工営健康保険組合		83
13	東京	0812	28120	00	サノフィ健康保険組合		84
13	東京	0813	28139	00	日本旅行健康保険組合		95
13	東京	0814	28148	00	三菱UFJ証券グループ健康保険組合		33
13	東京	0815	28157	00	大塚商会健康保険組合		97
13	東京	0816	28166	00	サンリオ健康保険組合		41
13	東京	0817	28175	00	全国信用保証協会健康保険組合		56
13	東京	0818	28184	00	電子回路健康保険組合		49
13	東京	0819	28193	00	オリックスグループ健康保険組合		65
12	千葉	0049	28209	00	富士石油健康保険組合		11
13	東京	0821	28218	00	マルエツ健康保険組合		71
13	東京	0824	28245	00	やまと健康保険組合		79
13	東京	0825	28254	00	ユニマツ健康保険組合		88
13	東京	0826	28263	00	AIG健康保険組合		79
13	東京	0828	28281	00	船場健康保険組合		65
13	東京	0830	28306	00	アフラック健康保険組合		35
13	東京	0831	28315	00	東京不動産業健康保険組合		54
13	東京	0832	28324	00	全国商品取引業健康保険組合		15
13	東京	0833	28333	00	IHG・ANAホテルズ健康保険組合		70
13	東京	0835	28351	00	TCSグループ健康保険組合		41
13	東京	0836	28361	00	川崎汽船健康保険組合		81
13	東京	0837	28370	00	関東ITソフトウェア健康保険組合		29
13	東京	0838	28389	00	日立健康保険組合		4
13	東京	0839	28398	00	コスモエネルギーグループ健康保険組合		9
13	東京	0840	28403	00	セントラルスポーツ健康保険組合		85
28	兵庫	0119	28412	00	本州四国連絡高速道路健康保険組合		20

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
13	東 京	0842	28421	00	いなげや健康保険組合		28
13	東 京	0843	28431	00	太陽生命健康保険組合		21
13	東 京	0845	28459	00	H. U. グループ健康保険組合		6
13	東 京	0846	28468	00	民間放送健康保険組合		90
04	宮 城	0000	28468	01	民間放送健康保険組合	北海道・東北支部	43
34	広 島	0000	28468	02	民間放送健康保険組合	中国・四国支部	35
40	福 岡	0000	28468	03	民間放送健康保険組合	九州支部	43
13	東 京	0850	28501	00	アドバンテスト健康保険組合		63
13	東 京	0851	28510	00	朝信健康保険組合		34
13	東 京	0852	28529	00	シーイーシー健康保険組合		45
13	東 京	0853	28538	00	すかいらくグループ健康保険組合		11
13	東 京	0854	28547	00	なとり健康保険組合		95
13	東 京	0856	28565	00	日本情報産業健康保険組合		4
13	東 京	0857	28574	00	観光産業健康保険組合		24
14	神奈川	0218	28583	00	ウシオ電機健康保険組合		46
13	東 京	0860	28608	00	東京エレクトロン健康保険組合		37
13	東 京	0861	28617	00	全労済健康保険組合		48
13	東 京	0864	28644	00	三陽商会健康保険組合		97
13	東 京	0866	28662	00	アコム健康保険組合		91
13	東 京	0867	28671	00	SMBCコンシューマーファイナンス健康保険組合		47
13	東 京	0869	28690	00	ジェーシービー健康保険組合		35
13	東 京	0870	28705	00	渡辺パイプ健康保険組合		12
13	東 京	0873	28732	00	住友不動産ステップ健康保険組合		53
13	東 京	0874	28741	00	モトローラ健康保険組合		40
13	東 京	0875	28751	00	日本マクドナルド健康保険組合		61
13	東 京	0876	28760	00	ANAウイングス健康保険組合		27
13	東 京	0878	28788	00	KDDI健康保険組合		33
13	東 京	0879	28797	00	きらぼし銀行健康保険組合		40
13	東 京	0880	28802	00	日本事務器健康保険組合		18
13	東 京	0882	28821	00	ANAグループ健康保険組合		66
13	東 京	0884	28849	00	システナ健康保険組合		51
13	東 京	0885	28858	00	シティグループ健康保険組合		80
13	東 京	0888	28885	00	オートバックス健康保険組合		43
13	東 京	0889	28894	00	エヌ・ティ・ティ健康保険組合		86
13	東 京	0890	28900	00	ジェイアールグループ健康保険組合		73
13	東 京	0891	28919	00	ジェイティ健康保険組合		87
13	東 京	0895	28955	00	ビックカメラ健康保険組合		38
13	東 京	0897	28973	00	日本レストランエンタプライズ健康保険組合		36
13	東 京	0898	28982	00	JR東海リテイリング・プラス健康保険組合		28
13	東 京	0899	28991	00	フォーラムエンジニアリング健康保険組合		78
13	東 京	0900	29002	00	国際・政策銀健康保険組合		71
13	東 京	0906	29067	00	トーマツ健康保険組合		56
13	東 京	0915	29155	00	グラクソ・スミスクライン健康保険組合		55
13	東 京	0916	29164	00	ひかり健康保険組合		60
13	東 京	0917	29173	00	ローソン健康保険組合		83
13	東 京	0918	29182	00	アクセンチュア健康保険組合		37
13	東 京	0919	29191	00	あずさ健康保険組合		15
13	東 京	0922	29225	00	日本ビューレット・バウカード健康保険組合		76
13	東 京	0923	29234	00	エイチ・アイ・エス健康保険組合		38
13	東 京	0924	29243	00	ディスコ健康保険組合		76
12	千 葉	0078	29252	00	マツキヨココカラ&カンパニー健康保険組合		35
13	東 京	0927	29271	00	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合		95
13	東 京	0930	29304	00	ベルシステム24健康保険組合		31
13	東 京	0931	29313	00	アビーム健康保険組合		69
13	東 京	0935	29350	00	ルネサス健康保険組合		57
13	東 京	0936	29369	00	コスモスイニシアグループ健康保険組合		95
13	東 京	0938	29387	00	全日本理美容健康保険組合		40
13	東 京	0940	29401	00	マルハン健康保険組合		96
13	東 京	0941	29411	00	日研グループ健康保険組合		46
13	東 京	0942	29420	00	ヨドバシカメラ健康保険組合		40
13	東 京	0948	29484	00	EY Japan健康保険組合		12
13	東 京	0951	29518	00	PwC健康保険組合		19
13	東 京	0952	29527	00	サザビリーグ健康保険組合		74
13	東 京	0953	29536	00	日本年金機構健康保険組合		75
13	東 京	0955	29554	00	メットライフ健康保険組合		94
13	東 京	0957	29572	00	アボット健康保険組合		94
13	東 京	0958	29581	00	オオゼキ健康保険組合		21
13	東 京	0959	29591	00	FR健康保険組合		27
13	東 京	0964	29642	00	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合		89
13	東 京	0965	29651	00	エイベックス・グループ健康保険組合		84
13	東 京	0967	29670	00	ニトリ健康保険組合		64
63	東 京	0017	29689	00	デル健康保険組合		100
13	東 京	0969	29698	00	ジャパンディスプレイ健康保険組合		8
13	東 京	0970	29703	00	シミックグループ健康保険組合		50
13	東 京	0973	29731	00	デクセリアルズ健康保険組合		35
13	東 京	0974	29740	00	GE健康保険組合		47
13	東 京	0975	29759	00	ウエスタンデジタルテクノロジーズ健康保険組合		34

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
13	東京	0977	29777	00	フューチャーグループ健康保険組合		77
13	東京	0979	29795	00	大気社グループ健康保険組合		8
13	東京	0980	29801	00	SUMIグループ健康保険組合		100
13	東京	0981	29810	00	楽天健康保険組合		36
13	東京	0982	29829	00	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合		71
13	東京	0983	29838	00	GLV健康保険組合		86
13	東京	0984	29847	00	ゲーグル健康保険組合		50
13	東京	0986	29865	00	地域医療振興協会健康保険組合		61
13	東京	0987	29874	00	日本赤十字社健康保険組合		53
13	東京	0988	29883	00	マイクロソフト健康保険組合		68
13	東京	0989	29892	00	CTCグループ健康保険組合		96
13	東京	0990	29908	00	PHC健康保険組合		51
13	東京	0991	29917	00	ZARA健康保険組合		1
13	東京	0992	29926	00	C&Rグループ健康保険組合		20
13	東京	0993	29935	00	アマゾンジャパン健康保険組合		63
13	東京	0994	29944	00	ラディックスグループ健康保険組合		61
13	東京	0995	29953	00	ヒロセ電機健康保険組合		37
13	東京	0996	29962	00	YG健康保険組合		55
63	東京	0002	30026	00	セラクグループ健康保険組合		53
63	東京	0003	30035	00	EAファーマ健康保険組合		63
63	東京	0004	30044	00	フィリップス・ジャパン健康保険組合		42
63	東京	0005	30053	00	トラスコ中山健康保険組合		39
63	東京	0006	30062	00	IQVIAグループ健康保険組合		74
63	東京	0007	30071	00	バーソルキャリア健康保険組合		81
63	東京	0008	30081	00	がん研究会健康保険組合		96
63	東京	0009	30090	00	住友不動産健康保険組合		85
63	東京	0011	30114	00	マーキュリー健康保険組合		31
63	東京	0012	30123	00	Works Human Intelligence健康保険組合		34
63	東京	0013	30132	00	FWD生命保険健康保険組合		38
63	東京	0014	30141	00	日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合		79
63	東京	0015	30151	00	エンターテイメント健康保険組合		75
63	東京	0016	30160	00	キオクシア健康保険組合		95
63	東京	0018	30188	00	ペイカレント健康保険組合		41
63	東京	0019	30197	00	セールスフォース健康保険組合		96
63	東京	0020	30202	00	アルプス技研グループ健康保険組合		53
63	東京	0021	30211	00	日本M&Aセンターグループ健康保険組合		72
63	東京	0022	30221	00	メトロニック健康保険組合		30
63	東京	0023	30230	00	JERA健康保険組合		9
63	東京	0024	30249	00	日立建機健康保険組合		84
63	東京	0025	30258	00	プロテリアル健康保険組合		96
63	東京	0026	30267	00	日清食品グループ健康保険組合		2
63	東京	0027	30276	00	VCスタートアップ健康保険組合		2
63	東京	0029	30294	00	プリストル・マイヤーズ スクイブ健康保険組合		2
63	東京	0030	30300	00	国立健康危機管理研究機構健康保険組合		2
63	東京	0031	30319	00	サイバーエージェント健康保険組合		2
63	東京	0032	30328	00	メルカリ健康保険組合		2
08	茨城	0004	40043	00	工機ホールディングス健康保険組合		2
08	茨城	0011	40113	00	常陽銀行健康保険組合		66
08	茨城	0018	40187	00	原子力健康保険組合		70
08	茨城	0026	40266	00	茨城県自動車販売健康保険組合		35
08	茨城	0028	40284	00	筑波銀行健康保険組合		75
08	茨城	0031	40318	00	茨城県農協健康保険組合		15
08	茨城	0034	40345	00	カスミ健康保険組合		17
09	栃木	0010	41102	00	足利銀行健康保険組合		88
09	栃木	0015	41158	00	アキレス健康保険組合		6
09	栃木	0021	41219	00	栃木銀行健康保険組合		60
09	栃木	0023	41237	00	栃木県農協健康保険組合		69
09	栃木	0025	41255	00	栃木トヨペットグループ健康保険組合		87
09	栃木	0026	41264	00	栃木県トラック健康保険組合		80
09	栃木	0027	41273	00	レオン自動機健康保険組合		22
09	栃木	0045	41450	00	カルビー健康保険組合		4
10	群馬	0009	42095	00	群馬銀行健康保険組合		59
10	群馬	0012	42129	00	群馬県農業団体健康保険組合		85
10	群馬	0014	42147	00	太陽誘電健康保険組合		42
13	東京	0823	42174	00	リケンテクノス健康保険組合		5
10	群馬	0018	42183	00	東和銀行健康保険組合		61
10	群馬	0019	42192	00	関東いすゞ健康保険組合		85
10	群馬	0022	42226	00	群馬県自動車販売健康保険組合		15
10	群馬	0023	42235	00	北関東しんきん健康保険組合		12
10	群馬	0024	42244	00	ミツバ健康保険組合		50
10	群馬	0025	42253	00	サンデン健康保険組合		72
10	群馬	0026	42262	00	ベisiaグループ健康保険組合		41
11	埼玉	0002	43020	00	日本信号健康保険組合		88
11	埼玉	0005	43057	00	UDトラックス健康保険組合		27
11	埼玉	0006	43066	00	日本ビストンリング健康保険組合		46
11	埼玉	0009	43093	00	リケン健康保険組合		38
13	東京	0000	43093	01	リケン健康保険組合	東京支部	83

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
15	新 潟	0000	43093	02	リケン健康保険組合	柏崎支部	4
11	埼 玉	0012	43127	00	川口工業健康保険組合		44
11	埼 玉	0014	43145	00	新電元工業健康保険組合		61
11	埼 玉	0021	43215	00	ボッシュ健康保険組合		4
11	埼 玉	0022	43224	00	サイボー健康保険組合		88
11	埼 玉	0024	43242	00	曙ブレーキ工業健康保険組合		3
11	埼 玉	0026	43261	00	埼玉機械工業健康保険組合		58
11	埼 玉	0027	43270	00	山昭健康保険組合		2
11	埼 玉	0028	43289	00	リズム健康保険組合		80
11	埼 玉	0029	43298	00	藤倉コンボジット健康保険組合		78
11	埼 玉	0030	43303	00	サンケン電気健康保険組合		21
11	埼 玉	0031	43312	00	武蔵野銀行健康保険組合		99
11	埼 玉	0036	43368	00	科学技術健康保険組合		29
11	埼 玉	0039	43395	00	さいしん健康保険組合		32
11	埼 玉	0040	43401	00	埼玉県農協健康保険組合		1
11	埼 玉	0044	43447	00	マーレ健康保険組合		36
11	埼 玉	0045	43456	00	埼玉県金属加工健康保険組合		57
11	埼 玉	0046	43465	00	埼玉県建設業健康保険組合		45
11	埼 玉	0049	43492	00	ニシウミグループ健康保険組合		99
11	埼 玉	0050	43508	00	埼玉しんきん健康保険組合		41
11	埼 玉	0051	43517	00	埼玉県医師会健康保険組合		59
11	埼 玉	0085	43855	00	TMG健康保険組合		92
12	千 葉	0001	44019	00	キッコーマン健康保険組合		25
12	千 葉	0003	44037	00	ヤマサ健康保険組合		20
12	千 葉	0004	44046	00	ヒゲタ健康保険組合		43
12	千 葉	0011	44116	00	千葉銀行健康保険組合		71
12	千 葉	0013	44134	00	千葉県医業健康保険組合		95
12	千 葉	0074	44152	00	イチカワ健康保険組合		81
13	東 京	0908	44161	00	山崎製パン健康保険組合		33
12	千 葉	0019	44199	00	勝又健康保険組合		96
12	千 葉	0020	44204	00	京葉銀行健康保険組合		79
12	千 葉	0021	44213	00	千葉県機械金属健康保険組合		15
12	千 葉	0023	44231	00	双葉電子健康保険組合		20
12	千 葉	0024	44241	00	千葉興業銀行健康保険組合		43
12	千 葉	0025	44250	00	千葉県自動車販売整備健康保険組合		99
12	千 葉	0026	44269	00	千葉トヨタ健康保険組合		19
12	千 葉	0027	44278	00	千葉県農協健康保険組合		99
12	千 葉	0028	44287	00	君津製鉄所関連健康保険組合		66
12	千 葉	0031	44311	00	千葉県しんきん健康保険組合		49
12	千 葉	0032	44320	00	千葉県日産自動車健康保険組合		36
12	千 葉	0034	44348	00	千葉県建設業健康保険組合		99
12	千 葉	0036	44366	00	千葉県食品製造健康保険組合		67
12	千 葉	0037	44375	00	京葉ガス健康保険組合		28
12	千 葉	0039	44393	00	千葉県トラック健康保険組合		8
12	千 葉	0041	44418	00	オリエンタルランド健康保険組合		79
12	千 葉	0042	44427	00	亀田総合病院健康保険組合		17
13	東 京	0949	45026	00	味の素健康保険組合		39
14	神奈川	0008	45081	00	デイ・シイ健康保険組合		100
14	神奈川	0019	45197	00	日産自動車健康保険組合		26
14	神奈川	0024	45249	00	富士フイルムグループ健康保険組合		22
14	神奈川	0025	45258	00	富士通健康保険組合		75
14	神奈川	0026	45267	00	三菱化工機健康保険組合		11
14	神奈川	0032	45328	00	京三製作所健康保険組合		49
14	神奈川	0036	45364	00	神奈川運輸業健康保険組合		40
13	東 京	0960	45434	00	東京機械健康保険組合		74
14	神奈川	0234	45587	00	JVCケンウッド健康保険組合		24
14	神奈川	0062	45620	00	SWCC健康保険組合		7
14	神奈川	0067	45675	00	横浜港湾健康保険組合		49
14	神奈川	0068	45684	00	横浜銀行健康保険組合		25
13	東 京	0776	45727	00	小松製作所健康保険組合		14
14	神奈川	0073	45736	00	日本飛行機健康保険組合		68
14	神奈川	0077	45772	00	横浜港運健康保険組合		87
14	神奈川	0078	45781	00	神奈川県医療従事者健康保険組合		42
14	神奈川	0079	45791	00	神奈川県協同健康保険組合		15
04	宮 城	0039	45824	00	トヨタ自動車東日本健康保険組合		79
14	神奈川	0084	45842	00	日本発条健康保険組合		84
14	神奈川	0092	45921	00	東洋電機健康保険組合		7
14	神奈川	0093	45931	00	神奈川県鉄工業健康保険組合		40
14	神奈川	0098	45986	00	プレス工業健康保険組合		90
14	神奈川	0101	46015	00	神奈川鉄鋼産業健康保険組合		22
14	神奈川	0102	46024	00	トヨタウエインズグループ健康保険組合		29
14	神奈川	0104	46042	00	不二サッシ健康保険組合		28
13	東 京	0863	46051	00	東亜建設工業健康保険組合		29
14	神奈川	0109	46098	00	神奈川県自動車販売健康保険組合		73
14	神奈川	0111	46112	00	神奈川県石油業健康保険組合		20
14	神奈川	0113	46131	00	東芝健康保険組合		50
14	神奈川	0114	46140	00	日新健康保険組合		54

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
14	神奈川	0115	46159	00	富士通ゼネラル健康保険組合		39
27	大 阪	0344	46168	00	中山鋼業健康保険組合		91
14	神奈川	0233	46186	00	オカムラグループ健康保険組合		66
14	神奈川	0119	46195	00	市光工業健康保険組合		43
14	神奈川	0122	46229	00	KTグループ健康保険組合		93
14	神奈川	0123	46238	00	アツギ健康保険組合		49
14	神奈川	0124	46247	00	神奈川県電設健康保険組合		90
12	千 葉	0080	46274	00	バンテック健康保険組合		28
14	神奈川	0128	46283	00	上野グループ健康保険組合		77
14	神奈川	0130	46308	00	油研健康保険組合		24
14	神奈川	0131	46317	00	神奈川県自動車整備健康保険組合		17
14	神奈川	0133	46335	00	東ブレ健康保険組合		78
14	神奈川	0134	46344	00	アマダ健康保険組合		18
14	神奈川	0136	46362	00	神奈川県建設業健康保険組合		33
14	神奈川	0138	46381	00	ゼロ健康保険組合		93
14	神奈川	0139	46390	00	神奈川県機器健康保険組合		26
13	東 京	0962	46405	00	日本コロムビア健康保険組合		29
14	神奈川	0141	46414	00	神奈川県管工事業健康保険組合		43
14	神奈川	0144	46441	00	神奈川県電子電気機器健康保険組合		39
14	神奈川	0146	46460	00	神奈川県プラスチック事業健康保険組合		16
26	京 都	0057	46497	00	京セラ健康保険組合		61
14	神奈川	0154	46549	00	河西工業健康保険組合		15
14	神奈川	0156	46567	00	首都圏デジタル産業健康保険組合		3
14	神奈川	0157	46576	00	丸全昭和運輸健康保険組合		12
14	神奈川	0159	46594	00	神奈川県食品製造健康保険組合		38
14	神奈川	0160	46600	00	東京応化工業健康保険組合		50
14	神奈川	0161	46619	00	アルバック健康保険組合		99
14	神奈川	0228	46628	00	ニフコ健康保険組合		13
14	神奈川	0164	46646	00	ナイスグループ健康保険組合		39
14	神奈川	0165	46655	00	古河電池健康保険組合		33
14	神奈川	0166	46664	00	旭ファイバークラス健康保険組合		100
14	神奈川	0179	46799	00	富士ソフト健康保険組合		3
14	神奈川	0225	47254	00	マクニカ健康保険組合		20
14	神奈川	0230	47306	00	JMA健康保険組合		26
15	新 潟	0002	48021	00	デンカ健康保険組合		14
14	神奈川	0229	48049	00	レイズネクスト健康保険組合		77
15	新 潟	0009	48094	00	ツガミ健康保険組合		49
15	新 潟	0019	48191	00	新潟臨港健康保険組合		78
15	新 潟	0021	48216	00	第四北越銀行健康保険組合		9
15	新 潟	0024	48243	00	新潟県農業団体健康保険組合		48
15	新 潟	0030	48304	00	大光銀行健康保険組合		79
15	新 潟	0032	48322	00	新潟トヨタ自動車健康保険組合		30
15	新 潟	0037	48378	00	コロナ健康保険組合		77
15	新 潟	0038	48387	00	日本精機健康保険組合		54
15	新 潟	0039	48396	00	植木組健康保険組合		57
15	新 潟	0040	48401	00	ビー・エス・エヌ健康保険組合		66
15	新 潟	0041	48411	00	直江津電子健康保険組合		57
16	富 山	0005	49056	00	広貴堂健康保険組合		16
16	富 山	0013	49135	00	北陸銀行健康保険組合		11
16	富 山	0015	49153	00	北陸電力健康保険組合		10
16	富 山	0017	49171	00	富山地方鉄道健康保険組合		4
16	富 山	0018	49181	00	北陸電気工事健康保険組合		78
16	富 山	0019	49190	00	不二越健康保険組合		22
16	富 山	0020	49205	00	YKK健康保険組合		21
16	富 山	0023	49232	00	三協・立山健康保険組合		13
16	富 山	0024	49241	00	日本カーバイド工業健康保険組合		60
16	富 山	0025	49251	00	富山第一銀行健康保険組合		97
16	富 山	0026	49260	00	富山県自動車販売店健康保険組合		23
16	富 山	0028	49288	00	TISインテックグループ健康保険組合		10
16	富 山	0029	49297	00	ゴールドウイン健康保険組合		79
16	富 山	0030	49302	00	北陸電気工業健康保険組合		31
17	石 川	0006	50061	00	北國FHD健康保険組合		77
17	石 川	0007	50070	00	北陸鉄道健康保険組合		20
17	石 川	0010	50103	00	津田駒工業健康保険組合		46
17	石 川	0011	50112	00	石川県自動車販売店健康保険組合		27
17	石 川	0012	50121	00	小松マテーレ健康保険組合		90
17	石 川	0014	50140	00	北陸地区信用金庫健康保険組合		40
17	石 川	0016	50168	00	北國新聞健康保険組合		85
17	石 川	0017	50177	00	澁谷工業健康保険組合		61
17	石 川	0018	50186	00	北陸情報産業健康保険組合		14
17	石 川	0024	50247	00	けいじゅ健康保険組合		56
18	福 井	0001	51013	00	セーレン健康保険組合		29
18	福 井	0005	51050	00	福井銀行健康保険組合		89
18	福 井	0007	51078	00	福井県自動車販売整備健康保険組合		39
18	福 井	0008	51087	00	サカイ健康保険組合		55
18	福 井	0009	51096	00	福井県機械工業健康保険組合		12
18	福 井	0011	51111	00	三谷健康保険組合		4

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
18	福 井	0013	51139	00	福邦銀行健康保険組合		17
19	山 梨	0001	52011	00	山梨中央銀行健康保険組合		95
19	山 梨	0006	52067	00	山梨県自動車販売整備健康保険組合		61
19	山 梨	0009	52094	00	山日YBS健康保険組合		14
19	山 梨	0014	52146	00	ファナック健康保険組合		77
20	長 野	0007	53074	00	ハニニグループ健康保険組合		70
20	長 野	0009	53092	00	長野県農業協同組合健康保険組合		77
20	長 野	0015	53153	00	法令出版健康保険組合		24
20	長 野	0018	53181	00	信濃毎日新聞健康保険組合		26
20	長 野	0019	53190	00	長野県機械金属健康保険組合		25
26	京 都	0065	53214	00	ニデック健康保険組合		25
20	長 野	0022	53223	00	KOA健康保険組合		54
20	長 野	0026	53260	00	長野県自動車販売店健康保険組合		91
20	長 野	0027	53279	00	ミネベアミツミ健康保険組合		61
20	長 野	0028	53288	00	甲信越しんきん健康保険組合		74
20	長 野	0029	53297	00	チノン健康保険組合		72
20	長 野	0031	53311	00	甲信越信用組合健康保険組合		77
20	長 野	0032	53321	00	北野建設健康保険組合		25
20	長 野	0033	53330	00	マルイチ健康保険組合		92
20	長 野	0034	53349	00	キッセイ健康保険組合		80
20	長 野	0036	53367	00	長野県卸商業団地健康保険組合		66
20	長 野	0037	53376	00	日東光学健康保険組合		22
20	長 野	0038	53385	00	エプソン健康保険組合		5
21	岐 阜	0011	54115	00	十六フィナンシャルグループ健康保険組合		73
21	岐 阜	0012	54124	00	イビデン健康保険組合		46
21	岐 阜	0013	54133	00	大垣共立銀行健康保険組合		26
21	岐 阜	0019	54198	00	岐阜繊維健康保険組合		95
21	岐 阜	0024	54240	00	岐阜信用金庫健康保険組合		41
21	岐 阜	0026	54268	00	関ヶ原石材健康保険組合		29
21	岐 阜	0028	54286	00	岐阜県自動車販売健康保険組合		41
21	岐 阜	0033	54338	00	三岐しんきん健康保険組合		76
21	岐 阜	0034	54347	00	岐阜県プラスチック事業健康保険組合		3
21	岐 阜	0036	54365	00	中部アイティ産業健康保険組合		27
22	静 岡	0007	55071	00	ヤマハ健康保険組合		10
22	静 岡	0009	55099	00	スズキ健康保険組合		23
22	静 岡	0010	55104	00	エンシュウ健康保険組合		31
22	静 岡	0012	55122	00	静岡県農業団体健康保険組合		76
22	静 岡	0015	55150	00	しずおかフィナンシャルグループ健康保険組合		40
22	静 岡	0022	55220	00	静岡鉄道健康保険組合		96
22	静 岡	0026	55266	00	特種東海健康保険組合		96
22	静 岡	0032	55327	00	スルガ銀行健康保険組合		70
22	静 岡	0033	55336	00	鈴与健康保険組合		50
22	静 岡	0035	55354	00	河合楽器健康保険組合		47
22	静 岡	0036	55363	00	マーレエレクトリック健康保険組合		12
22	静 岡	0038	55381	00	旭テック健康保険組合		70
22	静 岡	0039	55391	00	静岡中央銀行健康保険組合		78
22	静 岡	0042	55424	00	静岡県西部機械工業健康保険組合		3
22	静 岡	0043	55433	00	静岡県東部機械工業健康保険組合		90
22	静 岡	0044	55442	00	フジ日本健康保険組合		58
22	静 岡	0045	55451	00	報徳同栄健康保険組合		77
22	静 岡	0048	55489	00	矢崎健康保険組合		5
22	静 岡	0049	55498	00	ノダ健康保険組合		67
22	静 岡	0050	55503	00	静岡県信用金庫健康保険組合		79
22	静 岡	0051	55512	00	スクロール健康保険組合		89
22	静 岡	0053	55531	00	静岡県石油健康保険組合		6
22	静 岡	0054	55540	00	静岡県中部機械工業健康保険組合		36
22	静 岡	0055	55559	00	静岡県自動車販売健康保険組合		80
14	神奈川	0221	55568	00	ユニブレス健康保険組合		22
22	静 岡	0057	55577	00	静岡県トラック運送健康保険組合		96
22	静 岡	0058	55586	00	静岡県自動車整備健康保険組合		73
22	静 岡	0060	55601	00	静岡県電気工事業健康保険組合		87
22	静 岡	0062	55629	00	静岡県金属工業健康保険組合		99
22	静 岡	0063	55638	00	三保造船健康保険組合		44
22	静 岡	0065	55656	00	製紙工業健康保険組合		31
22	静 岡	0066	55665	00	矢崎化工健康保険組合		22
22	静 岡	0067	55674	00	清水銀行健康保険組合		22
22	静 岡	0068	55683	00	静岡新聞放送健康保険組合		28
14	神奈川	0222	55708	00	丸八真綿健康保険組合		64
22	静 岡	0071	55717	00	エム・オー・エー健康保険組合		70
22	静 岡	0073	55735	00	ホトニクス・グループ健康保険組合		88
22	静 岡	0075	55753	00	聖隷健康保険組合		11
23	愛 知	0001	56014	00	ノリタケグループ健康保険組合		33
23	愛 知	0003	56032	00	日本ガイシ健康保険組合		12
23	愛 知	0006	56060	00	豊和工業健康保険組合		29
23	愛 知	0009	56097	00	デンソー健康保険組合		43
23	愛 知	0014	56149	00	日本車輛健康保険組合		17
23	愛 知	0024	56246	00	近藤紡績健康保険組合		34

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
23	愛知	0029	56291	00	愛知時計電機健康保険組合		55
23	愛知	0030	56307	00	三龍社健康保険組合		55
23	愛知	0038	56380	00	豊田自動織機健康保険組合		3
23	愛知	0040	56404	00	大同特殊鋼健康保険組合		73
23	愛知	0042	56422	00	名古屋鉄道健康保険組合		90
23	愛知	0045	56450	00	トヨタ自動車健康保険組合		24
23	愛知	0046	56469	00	オークマ健康保険組合		97
23	愛知	0048	56487	00	興和健康保険組合		41
23	愛知	0049	56496	00	UACJ健康保険組合		28
23	愛知	0051	56511	00	愛知製鋼健康保険組合		62
23	愛知	0052	56520	00	ナオリ健康保険組合		7
23	愛知	0056	56566	00	日本特殊陶業健康保険組合		93
13	東京	0912	56575	00	ダイドーリミテッド健康保険組合		18
23	愛知	0066	56663	00	名古屋港湾健康保険組合		16
23	愛知	0068	56681	00	トヨタ車体健康保険組合		82
23	愛知	0069	56691	00	愛知県農協健康保険組合		23
23	愛知	0071	56715	00	中日新聞社健康保険組合		39
23	愛知	0080	56803	00	ブラザー健康保険組合		9
23	愛知	0081	56812	00	トヨタ紡織健康保険組合		91
23	愛知	0082	56821	00	アイシン健康保険組合		20
23	愛知	0086	56868	00	中部電力健康保険組合		44
23	愛知	0089	56895	00	東邦ガス健康保険組合		49
23	愛知	0090	56901	00	トヨタ販売連合健康保険組合		1
23	愛知	0095	56956	00	トーエネック健康保険組合		36
23	愛知	0096	56965	00	豊島健康保険組合		75
21	岐阜	0035	56974	00	日興毛織健康保険組合		39
23	愛知	0098	56983	00	名古屋銀行健康保険組合		84
23	愛知	0099	56992	00	あいichiフィナンシャルグループ健康保険組合		52
23	愛知	0100	57003	00	名古屋薬業健康保険組合		82
23	愛知	0101	57012	00	中部日本放送健康保険組合		17
23	愛知	0104	57040	00	名古屋木材健康保険組合		22
23	愛知	0108	57086	00	ATグループ健康保険組合		13
23	愛知	0110	57101	00	豊田合成健康保険組合		5
23	愛知	0114	57147	00	石塚硝子健康保険組合		8
23	愛知	0117	57174	00	ソト一健康保険組合		77
23	愛知	0121	57217	00	愛知県信用金庫健康保険組合		91
23	愛知	0122	57226	00	名古屋文具紙製品健康保険組合		24
23	愛知	0123	57235	00	愛知電機健康保険組合		44
23	愛知	0125	57253	00	東海マツダ販売健康保険組合		80
23	愛知	0126	57262	00	NDS健康保険組合		67
23	愛知	0127	57271	00	中部鋼鈑健康保険組合		16
23	愛知	0128	57281	00	東海地区石油業健康保険組合		65
23	愛知	0131	57314	00	愛知県トラック事業健康保険組合		73
23	愛知	0132	57323	00	NTPグループ健康保険組合		40
23	愛知	0133	57332	00	岡谷鋼機健康保険組合		24
23	愛知	0134	57341	00	住友理工健康保険組合		74
23	愛知	0136	57360	00	フジバングループ健康保険組合		45
23	愛知	0137	57379	00	愛知紙商健康保険組合		90
23	愛知	0138	57388	00	シキシマパン健康保険組合		84
23	愛知	0139	57397	00	イノアック健康保険組合		78
23	愛知	0140	57402	00	豊田通商健康保険組合		10
23	愛知	0141	57411	00	愛知陸運健康保険組合		65
23	愛知	0142	57421	00	CKD健康保険組合		35
23	愛知	0143	57430	00	愛知県自動車販売健康保険組合		22
23	愛知	0145	57458	00	新東工業健康保険組合		55
23	愛知	0146	57467	00	フタバ産業健康保険組合		39
23	愛知	0147	57476	00	愛三工業健康保険組合		41
23	愛知	0148	57485	00	大同メタル健康保険組合		81
23	愛知	0149	57494	00	ユニグループ健康保険組合		27
23	愛知	0150	57500	00	カゴメ健康保険組合		100
23	愛知	0152	57528	00	東海放送健康保険組合		78
23	愛知	0154	57546	00	トヨタ関連部品健康保険組合		56
23	愛知	0155	57555	00	愛鉄連健康保険組合		96
23	愛知	0156	57564	00	リンナイ健康保険組合		46
23	愛知	0157	57573	00	スズケン健康保険組合		88
23	愛知	0158	57582	00	カリモク健康保険組合		86
23	愛知	0159	57591	00	マキタ健康保険組合		41
13	東京	0896	57634	00	メイテック健康保険組合		64
23	愛知	0164	57643	00	アベックス健康保険組合		100
23	愛知	0165	57652	00	めいらくグループ健康保険組合		88
23	愛知	0166	57661	00	キクチ健康保険組合		89
23	愛知	0167	57671	00	サーラグループ健康保険組合		100
23	愛知	0168	57680	00	しんくみ東海北陸健康保険組合		2
23	愛知	0169	57699	00	小島健康保険組合		53
23	愛知	0171	57713	00	FUJI健康保険組合		95
23	愛知	0173	57731	00	ヤマザキマザック健康保険組合		44
13	東京	0872	57750	00	大東建託健康保険組合		1

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
23	愛知	0176	57769	00	愛知県情報サービス産業健康保険組合		47
23	愛知	0180	57801	00	ケー・ティ・シーグループ健康保険組合		49
23	愛知	0184	57848	00	愛知県医療健康保険組合		27
23	愛知	0185	57857	00	リゾートトラスト健康保険組合		61
23	愛知	0186	57866	00	サンゲツ健康保険組合		71
23	愛知	0187	57875	00	ネクステージグループ健康保険組合		81
23	愛知	0188	57884	00	トーテックグループ健康保険組合		10
23	愛知	0189	57893	00	トップグループ健康保険組合		95
24	三重	0005	59055	00	三重交通健康保険組合		91
24	三重	0013	59134	00	百五銀行健康保険組合		97
24	三重	0016	59161	00	シンフォニアテクノロジー健康保険組合		4
24	三重	0017	59171	00	三十三フィナンシャルグループ健康保険組合		15
24	三重	0018	59180	00	日本トランスシティ健康保険組合		16
24	三重	0020	59204	00	JSR健康保険組合		22
24	三重	0022	59222	00	三重県自動車販売健康保険組合		52
24	三重	0024	59241	00	三重県農協健康保険組合		32
27	大阪	0001	60014	00	住友電気工業健康保険組合		93
27	大阪	0003	60032	00	東洋アルミニウム健康保険組合		15
27	大阪	0015	60158	00	シキボウ健康保険組合		53
27	大阪	0016	60167	00	ユニチカ健康保険組合		86
27	大阪	0028	60282	00	東洋紡健康保険組合		94
27	大阪	0366	60352	00	住友化学健康保険組合		54
27	大阪	0044	60441	00	森下仁丹健康保険組合		70
27	大阪	0053	60539	00	クボタ健康保険組合		50
13	東京	0929	60548	00	ユアサ健康保険組合		88
27	大阪	0056	60566	00	中山製鋼所健康保険組合		78
27	大阪	0058	60584	00	阪急阪神健康保険組合		43
27	大阪	0061	60618	00	ダイセル健康保険組合		12
27	大阪	0065	60654	00	近畿車輛健康保険組合		45
27	大阪	0067	60672	00	パナソニック健康保険組合		80
27	大阪	0073	60733	00	ダイキン工業健康保険組合		54
27	大阪	0077	60770	00	ダイワボウ健康保険組合		71
27	大阪	0084	60840	00	大阪港湾健康保険組合		44
23	愛知	0190	60877	00	ジェイテクト健康保険組合		79
27	大阪	0089	60895	00	武田薬品健康保険組合		33
27	大阪	0093	60938	00	J. フロント健康保険組合		34
27	大阪	0094	60947	00	水産連合健康保険組合		99
27	大阪	0102	61021	00	野村健康保険組合		64
27	大阪	0109	61095	00	大阪瓦斯健康保険組合		56
27	大阪	0112	61129	00	塩野義健康保険組合		5
27	大阪	0114	61147	00	近畿日本鉄道健康保険組合		77
27	大阪	0115	61156	00	大阪食糧連合健康保険組合		97
27	大阪	0116	61165	00	日本生命健康保険組合		23
27	大阪	0120	61208	00	住友生命健康保険組合		99
26	京都	0061	61217	00	椿本チエイン健康保険組合		26
27	大阪	0122	61226	00	鴻池健康保険組合		3
27	大阪	0123	61235	00	住友商事健康保険組合		85
27	大阪	0124	61244	00	南海電気鉄道健康保険組合		80
27	大阪	0126	61262	00	クラシエ健康保険組合		14
27	大阪	0127	61271	00	東淀川健康保険組合		54
27	大阪	0128	61281	00	田辺三菱製薬健康保険組合		7
27	大阪	0129	61290	00	住友ファーマ健康保険組合		2
27	大阪	0135	61351	00	伊藤忠健康保険組合		67
27	大阪	0136	61360	00	りそな健康保険組合		85
27	大阪	0137	61379	00	京阪グループ健康保険組合		55
27	大阪	0138	61388	00	カネカ健康保険組合		84
27	大阪	0140	61402	00	日本板硝子健康保険組合		68
13	東京	0921	61421	00	双日健康保険組合		6
13	東京	0932	61430	00	丸紅健康保険組合		25
27	大阪	0148	61485	00	関西電力健康保険組合		68
27	大阪	0155	61555	00	クラレ健康保険組合		52
27	大阪	0158	61582	00	サンヨー連合健康保険組合		33
14	神奈川	0176	61607	00	そごう・西武健康保険組合		75
27	大阪	0162	61625	00	大阪読売健康保険組合		65
24	三重	0025	61634	00	石原産業健康保険組合		37
27	大阪	0164	61643	00	栗本鐵工健康保険組合		77
27	大阪	0165	61652	00	ダイハツ健康保険組合		49
27	大阪	0167	61671	00	大阪ニッポ健康保険組合		19
27	大阪	0169	61699	00	大阪緑物商健康保険組合		8
28	兵庫	0123	61750	00	TOYO TIRE健康保険組合		65
27	大阪	0176	61769	00	きんでん健康保険組合		56
27	大阪	0177	61778	00	ヤンマー健康保険組合		86
27	大阪	0178	61787	00	サンスター健康保険組合		51
27	大阪	0180	61801	00	電線工業健康保険組合		71
27	大阪	0183	61839	00	しんくみ関西健康保険組合		19
27	大阪	0185	61857	00	日本ペイント健康保険組合		34
27	大阪	0186	61866	00	大阪紙商健康保険組合		79

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
45	宮 崎	0007	61875	00	センコー健康保険組合		59
27	大 阪	0190	61909	00	ダイハツ系連合健康保険組合		85
27	大 阪	0193	61936	00	シャープ健康保険組合		22
27	大 阪	0194	61945	00	セキスイ健康保険組合		11
27	大 阪	0195	61954	00	日東電工健康保険組合		42
27	大 阪	0197	61972	00	大阪府信用金庫健康保険組合		56
27	大 阪	0198	61981	00	サントリー健康保険組合		57
27	大 阪	0199	61991	00	大阪薬業健康保険組合		60
26	京 都	0000	61991	01	大阪薬業健康保険組合	京都支部	71
28	兵 庫	0000	61991	02	大阪薬業健康保険組合	神戸支部	97
27	大 阪	0200	62001	00	ダイヘン健康保険組合		57
27	大 阪	0201	62011	00	蝶理健康保険組合		60
27	大 阪	0203	62039	00	住友倉庫健康保険組合		6
27	大 阪	0204	62048	00	日本触媒健康保険組合		51
27	大 阪	0206	62066	00	大阪自転車健康保険組合		96
27	大 阪	0210	62109	00	カナデビア健康保険組合		17
27	大 阪	0212	62127	00	西日本パッケージング健康保険組合		82
25	滋 賀	0023	62136	00	富士車輛健康保険組合		30
27	大 阪	0215	62154	00	大阪自動車販売店健康保険組合		54
27	大 阪	0217	62172	00	大和ハウス工業健康保険組合		98
27	大 阪	0219	62191	00	岩谷産業健康保険組合		90
27	大 阪	0220	62206	00	ダイダン健康保険組合		56
27	大 阪	0221	62215	00	合同製鐵健康保険組合		33
27	大 阪	0222	62224	00	長瀬産業健康保険組合		93
27	大 阪	0225	62251	00	サノヤス健康保険組合		63
27	大 阪	0226	62261	00	関西文紙情報産業健康保険組合		24
27	大 阪	0227	62270	00	大阪金属問屋健康保険組合		6
27	大 阪	0228	62289	00	神鋼商事健康保険組合		38
27	大 阪	0229	62298	00	大日本塗料健康保険組合		19
27	大 阪	0230	62303	00	大阪婦人子供既製服健康保険組合		64
13	東 京	0785	62321	00	栗田健康保険組合		88
27	大 阪	0233	62331	00	永大産業健康保険組合		16
27	大 阪	0235	62359	00	大阪線材製品健康保険組合		59
27	大 阪	0236	62368	00	大阪府電設工業健康保険組合		77
26	京 都	0064	62386	00	くろがね健康保険組合		91
27	大 阪	0241	62410	00	コクヨ健康保険組合		7
13	東 京	0976	62429	00	あおみ建設健康保険組合		42
27	大 阪	0246	62465	00	大阪府石油健康保険組合		78
27	大 阪	0247	62474	00	西日本プラスチック工業健康保険組合		85
27	大 阪	0248	62483	00	バルカー健康保険組合		34
28	兵 庫	0118	62492	00	タクマ健康保険組合		12
27	大 阪	0251	62517	00	大阪府木材健康保険組合		46
27	大 阪	0252	62526	00	大阪府貨物運送健康保険組合		39
27	大 阪	0253	62535	00	タツタ電線健康保険組合		71
27	大 阪	0254	62544	00	大阪菓子健康保険組合		73
27	大 阪	0258	62581	00	大同生命健康保険組合		65
27	大 阪	0260	62605	00	レンゴー健康保険組合		88
27	大 阪	0261	62614	00	大阪鉄商健康保険組合		53
27	大 阪	0262	62623	00	大阪府管工事業健康保険組合		92
27	大 阪	0263	62632	00	駒井ハルテック健康保険組合		42
27	大 阪	0265	62651	00	大広健康保険組合		86
27	大 阪	0266	62660	00	大阪装粧健康保険組合		88
27	大 阪	0267	62679	00	ロイヤルホテル健康保険組合		56
27	大 阪	0271	62711	00	大阪府建築健康保険組合		77
27	大 阪	0275	62758	00	サカティンクス健康保険組合		77
13	東 京	0939	62767	00	不動テトラ健康保険組合		84
27	大 阪	0278	62785	00	大阪自動車整備健康保険組合		9
27	大 阪	0280	62800	00	福岡産業健康保険組合		10
27	大 阪	0283	62837	00	OTG健康保険組合		56
27	大 阪	0285	62855	00	日本ハム健康保険組合		85
27	大 阪	0287	62873	00	ダイフク健康保険組合		70
27	大 阪	0289	62891	00	エクセディ健康保険組合		24
27	大 阪	0291	62916	00	大建工業健康保険組合		4
27	大 阪	0293	62934	00	大末建設健康保険組合		79
27	大 阪	0294	62943	00	イトーキ健康保険組合		34
12	千 葉	0045	62952	00	イオン健康保険組合		95
27	大 阪	0296	62961	00	山善健康保険組合		65
27	大 阪	0298	62980	00	大阪府電気工事健康保険組合		55
27	大 阪	0299	62999	00	池田泉州銀行健康保険組合		1
13	東 京	0972	63000	00	日鉄物産健康保険組合		99
27	大 阪	0301	63019	00	象印マホービン健康保険組合		40
27	大 阪	0302	63028	00	丸紅連合健康保険組合		38
27	大 阪	0367	63037	00	P&Gグループ健康保険組合		44
27	大 阪	0304	63046	00	タカラベルモント健康保険組合		56
27	大 阪	0305	63055	00	近畿電子産業健康保険組合		2
27	大 阪	0306	63064	00	阪神高速道路健康保険組合		40
27	大 阪	0308	63082	00	近畿化粧品健康保険組合		92

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
27	大 阪	0311	63116	00	兼松連合健康保険組合		43
27	大 阪	0312	63125	00	住商連合健康保険組合		66
27	大 阪	0313	63134	00	ダスキン健康保険組合		20
25	滋 賀	0024	63152	00	フジテック健康保険組合		5
27	大 阪	0316	63161	00	大阪産業機械工業健康保険組合		2
27	大 阪	0317	63171	00	大阪工作機械健康保険組合		84
27	大 阪	0319	63199	00	グリコ健康保険組合		33
27	大 阪	0320	63204	00	大阪府農協健康保険組合		35
27	大 阪	0321	63213	00	大阪機械工具商健康保険組合		59
27	大 阪	0323	63231	00	阪和興業健康保険組合		39
27	大 阪	0325	63250	00	タカラスタANDARD健康保険組合		44
27	大 阪	0326	63269	00	万代健康保険組合		99
27	大 阪	0328	63287	00	デサント健康保険組合		75
27	大 阪	0369	63296	00	U-NEXT HOLDINGS健康保険組合		75
28	兵 庫	0122	63320	00	ノエビア健康保険組合		26
27	大 阪	0333	63339	00	ライフコーポレーション健康保険組合		73
27	大 阪	0336	63366	00	京セラドキュメントソリューションズ健康保険組合		90
27	大 阪	0340	63409	00	小野薬品健康保険組合		39
27	大 阪	0341	63418	00	大倉健康保険組合		91
27	大 阪	0342	63427	00	公文健康保険組合		59
13	東 京	0946	63454	00	トランス・コスモス健康保険組合		54
27	大 阪	0346	63463	00	関西テレビ放送健康保険組合		15
13	東 京	0944	63491	00	NSD健康保険組合		84
27	大 阪	0351	63515	00	徳洲会健康保険組合		94
27	大 阪	0353	63533	00	生長会健康保険組合		81
27	大 阪	0358	63589	00	キーエンスグループ健康保険組合		74
27	大 阪	0359	63598	00	ラウンドワン健康保険組合		63
27	大 阪	0360	63603	00	日本イーライリリー健康保険組合		13
27	大 阪	0362	63621	00	バイエル健康保険組合		67
27	大 阪	0364	63640	00	アストラゼネカ健康保険組合		92
27	大 阪	0365	63659	00	ペガサス健康保険組合		71
27	大 阪	0370	63701	00	バルグループ健康保険組合		17
27	大 阪	0371	63710	00	きつこう会健康保険組合		92
27	大 阪	0372	63729	00	東和薬品健康保険組合		85
27	大 阪	0373	63738	00	iDA健康保険組合		64
27	大 阪	0374	63747	00	ライク健康保険組合		63
27	大 阪	0375	63756	00	因幡電機産業健康保険組合		87
27	大 阪	0376	63765	00	サカイ引越センター健康保険組合		79
27	大 阪	0377	63774	00	日本経営サエラグループ健康保険組合		35
27	大 阪	0379	63792	00	愛仁会健康保険組合		82
27	大 阪	0380	63808	00	ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合		88
27	大 阪	0381	63817	00	JAIST健康保険組合		32
27	大 阪	0382	63826	00	ロートグループ健康保険組合		25
27	大 阪	0384	63844	00	フジシールグループ健康保険組合		99
25	滋 賀	0008	70087	00	東レ健康保険組合		68
25	滋 賀	0009	70096	00	滋賀銀行健康保険組合		12
25	滋 賀	0016	70166	00	綾羽健康保険組合		76
25	滋 賀	0017	70175	00	日本電気硝子健康保険組合		98
25	滋 賀	0018	70184	00	滋賀県自動車健康保険組合		69
25	滋 賀	0019	70193	00	平和堂健康保険組合		19
25	滋 賀	0020	70209	00	滋賀県農協健康保険組合		93
26	京 都	0001	71011	00	ゲンゼ健康保険組合		45
26	京 都	0002	71021	00	島津製作所健康保険組合		42
26	京 都	0006	71067	00	ジーエス・ユアサ健康保険組合		18
26	京 都	0030	71304	00	京都銀行健康保険組合		93
26	京 都	0033	71331	00	日新電機健康保険組合		98
26	京 都	0036	71369	00	宝グループ健康保険組合		51
26	京 都	0037	71378	00	京都自動車健康保険組合		53
26	京 都	0038	71387	00	オムロン健康保険組合		63
26	京 都	0039	71396	00	京都新聞健康保険組合		79
26	京 都	0040	71401	00	ニチコン健康保険組合		1
26	京 都	0044	71448	00	村田製作所健康保険組合		32
26	京 都	0046	71466	00	日本新薬健康保険組合		2
26	京 都	0047	71475	00	京都信用金庫健康保険組合		73
26	京 都	0048	71484	00	村田機械健康保険組合		14
26	京 都	0049	71493	00	京都中央信用金庫健康保険組合		95
26	京 都	0050	71509	00	ワコール健康保険組合		12
26	京 都	0051	71518	00	三洋化成工業健康保険組合		16
26	京 都	0052	71527	00	京都府農協健康保険組合		86
26	京 都	0055	71554	00	近畿しんきん健康保険組合		16
26	京 都	0056	71563	00	SGホールディングスグループ健康保険組合		87
26	京 都	0058	71581	00	堀場製作所健康保険組合		19
26	京 都	0060	71606	00	アイフル健康保険組合		92
26	京 都	0062	71624	00	CNCグループ健康保険組合		87
26	京 都	0063	71633	00	トータルビューティー健康保険組合		18
28	兵 庫	0005	73054	00	住友ゴム工業健康保険組合		55
28	兵 庫	0006	73063	00	小泉製麻健康保険組合		20

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
28	兵 庫	0012	73124	00	川崎重工業健康保険組合		59
28	兵 庫	0013	73133	00	神戸製鋼所健康保険組合		88
28	兵 庫	0024	73240	00	兵庫県運輸業健康保険組合		61
28	兵 庫	0027	73277	00	阪神内燃機工業健康保険組合		82
28	兵 庫	0028	73286	00	新明和工業健康保険組合		64
28	兵 庫	0029	73295	00	神栄健康保険組合		7
28	兵 庫	0041	73417	00	みづほ健康保険組合		83
28	兵 庫	0043	73435	00	山陽電鉄健康保険組合		23
28	兵 庫	0045	73453	00	東洋機械金属健康保険組合		8
28	兵 庫	0050	73505	00	神戸電鉄健康保険組合		85
28	兵 庫	0051	73514	00	神戸新聞健康保険組合		13
28	兵 庫	0053	73532	00	住友精化健康保険組合		79
28	兵 庫	0054	73541	00	多木健康保険組合		71
13	東 京	0909	73602	00	兼松健康保険組合		26
13	東 京	0914	73611	00	JFE健康保険組合		53
27	大 阪	0357	73658	00	NTN健康保険組合		54
28	兵 庫	0067	73676	00	サニーピア健康保険組合		49
28	兵 庫	0069	73694	00	大和製銑健康保険組合		6
28	兵 庫	0070	73700	00	兵庫県信用金庫健康保険組合		46
28	兵 庫	0071	73719	00	日本山村硝子健康保険組合		7
27	大 阪	0368	73755	00	関西ペイント健康保険組合		99
28	兵 庫	0076	73764	00	ナプテスコグループ健康保険組合		4
28	兵 庫	0077	73773	00	山陽特殊製鋼健康保険組合		53
27	大 阪	0378	73782	00	日本毛織健康保険組合		87
28	兵 庫	0080	73807	00	三ツ星ベルト健康保険組合		44
28	兵 庫	0081	73816	00	シバタエ工業健康保険組合		10
28	兵 庫	0082	73825	00	虹技健康保険組合		34
28	兵 庫	0084	73843	00	バンドー化学健康保険組合		24
28	兵 庫	0085	73852	00	日工健康保険組合		46
28	兵 庫	0088	73880	00	ノザワ健康保険組合		94
28	兵 庫	0089	73899	00	宝塚歌劇健康保険組合		98
28	兵 庫	0090	73904	00	兵庫トヨタ自動車健康保険組合		33
28	兵 庫	0091	73913	00	神戸貿易健康保険組合		10
28	兵 庫	0092	73922	00	伊藤ハム米久健康保険組合		87
28	兵 庫	0098	73987	00	兵庫自動車販売店健康保険組合		63
28	兵 庫	0099	73996	00	古野電気健康保険組合		62
27	大 阪	0383	74007	00	極東開発健康保険組合		87
28	兵 庫	0101	74016	00	兵庫県建築健康保険組合		79
28	兵 庫	0105	74052	00	ネスレ健康保険組合		11
28	兵 庫	0107	74071	00	神戸機械金属健康保険組合		80
28	兵 庫	0108	74080	00	尼崎機械金属健康保険組合		70
28	兵 庫	0109	74099	00	東リ健康保険組合		3
28	兵 庫	0110	74104	00	ワールド健康保険組合		52
28	兵 庫	0111	74113	00	ノーリツ健康保険組合		41
13	東 京	0928	74122	00	ノバルティス健康保険組合		99
28	兵 庫	0113	74131	00	大真空健康保険組合		80
28	兵 庫	0115	74150	00	ユーシーシー健康保険組合		56
28	兵 庫	0116	74169	00	尼崎信用金庫健康保険組合		47
28	兵 庫	0117	74178	00	ジャヴァグループ健康保険組合		57
28	兵 庫	0124	74248	00	尼崎中央病院健康保険組合		84
29	奈 良	0002	76021	00	南都銀行健康保険組合		64
29	奈 良	0004	76040	00	天理よろづ相談所健康保険組合		93
29	奈 良	0008	76059	00	DMG森精機健康保険組合		27
30	和歌山	0013	77136	00	紀陽銀行健康保険組合		76
30	和歌山	0016	77163	00	SK健康保険組合		62
30	和歌山	0017	77172	00	和歌山県自動車販売店健康保険組合		23
30	和歌山	0018	77181	00	和歌山県農協健康保険組合		35
31	鳥 取	0003	80031	00	鳥取銀行健康保険組合		17
32	島 根	0002	81011	00	山陰合同銀行健康保険組合		20
32	島 根	0005	81057	00	山陰自動車業健康保険組合		81
12	千 葉	0076	82028	00	三井E&S健康保険組合		58
33	岡 山	0009	82091	00	品川リフラクトリーズ健康保険組合		91
33	岡 山	0020	82204	00	中国銀行健康保険組合		54
33	岡 山	0024	82241	00	倉紡健康保険組合		14
33	岡 山	0027	82278	00	岡山県自動車販売健康保険組合		50
33	岡 山	0029	82296	00	ベネッセグループ健康保険組合		57
33	岡 山	0030	82301	00	トマト銀行健康保険組合		1
33	岡 山	0031	82311	00	倉敷中央病院健康保険組合		83
34	広 島	0005	83053	00	マツダ健康保険組合		40
34	広 島	0006	83062	00	広島ガス電鉄健康保険組合		45
34	広 島	0000	83062	01	広島ガス電鉄健康保険組合	ガス支部	35
34	広 島	0010	83105	00	ひろぎんグループ健康保険組合		82
34	広 島	0024	83249	00	中国電力健康保険組合		4
34	広 島	0026	83267	00	中国新聞健康保険組合		65
34	広 島	0028	83285	00	中電工健康保険組合		50
34	広 島	0032	83328	00	福山通運健康保険組合		6
34	広 島	0033	83337	00	西川ゴム工業健康保険組合		55

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
34	広島	0034	83346	00	広島東友健康保険組合		44
34	広島	0035	83355	00	ソルコム健康保険組合		89
34	広島	0036	83364	00	イズミグループ健康保険組合		1
34	広島	0039	83391	00	広島県自動車販売健康保険組合		76
34	広島	0040	83407	00	広島信用金庫健康保険組合		4
34	広島	0042	83425	00	中国しんきん健康保険組合		36
34	広島	0046	83461	00	ウラベ健康保険組合		13
34	広島	0049	83499	00	しんくみ中国健康保険組合		39
34	広島	0050	83504	00	青山商事健康保険組合		96
35	山口	0014	84140	00	UBE健康保険組合		79
35	山口	0019	84195	00	トクヤマ健康保険組合		82
35	山口	0028	84283	00	東ソー健康保険組合		6
35	山口	0032	84326	00	東洋鋼鈑健康保険組合		13
35	山口	0040	84405	00	山口フィナンシャルグループ健康保険組合		62
35	山口	0043	84432	00	山口県自動車販売健康保険組合		33
35	山口	0045	84451	00	西京銀行健康保険組合		85
36	徳島	0004	85041	00	阿波銀行健康保険組合		32
36	徳島	0005	85050	00	大塚製薬健康保険組合		47
36	徳島	0006	85069	00	徳島大正銀行健康保険組合		62
37	香川	0004	86049	00	四国電力健康保険組合		33
37	香川	0005	86058	00	百十四銀行健康保険組合		85
37	香川	0006	86067	00	大倉工業健康保険組合		62
37	香川	0007	86076	00	神島化学健康保険組合		85
37	香川	0008	86085	00	四電工健康保険組合		7
37	香川	0009	86094	00	タダノ健康保険組合		97
37	香川	0010	86100	00	香川銀行健康保険組合		91
37	香川	0011	86119	00	四国地区信用金庫健康保険組合		19
38	愛媛	0012	87126	00	いよぎんグループ健康保険組合		99
38	愛媛	0013	87135	00	住友共同電力健康保険組合		35
38	愛媛	0016	87162	00	愛媛銀行健康保険組合		97
38	愛媛	0017	87171	00	井関農機健康保険組合		25
38	愛媛	0018	87181	00	大王製紙健康保険組合		62
38	愛媛	0019	87190	00	来島どつく健康保険組合		68
38	愛媛	0021	87214	00	三浦グループ健康保険組合		96
39	高知	0004	88045	00	四国銀行健康保険組合		91
39	高知	0006	88063	00	高知銀行健康保険組合		78
39	高知	0007	88072	00	キタムラ健康保険組合		87
39	高知	0008	88081	00	近森会健康保険組合		52
40	福岡	0006	90067	00	麻生健康保険組合		21
40	福岡	0021	90216	00	TOTO健康保険組合		94
40	福岡	0054	90545	00	ムーンスター健康保険組合		41
40	福岡	0066	90661	00	昭和鉄工健康保険組合		24
40	福岡	0067	90670	00	安川電機健康保険組合		78
40	福岡	0076	90768	00	西日本新聞社健康保険組合		70
40	福岡	0081	90810	00	福岡銀行健康保険組合		90
40	福岡	0095	90953	00	九州電力健康保険組合		41
40	福岡	0096	90962	00	西日本シティ銀行健康保険組合		9
40	福岡	0100	91001	00	黒崎播磨健康保険組合		90
40	福岡	0107	91074	00	福岡県農協健康保険組合		27
40	福岡	0118	91181	00	九電工健康保険組合		98
40	福岡	0121	91214	00	岡野バルブ健康保険組合		43
40	福岡	0122	91223	00	西部瓦斯健康保険組合		9
40	福岡	0131	91311	00	高田工業所健康保険組合		34
40	福岡	0132	91321	00	日本タングステン健康保険組合		54
40	福岡	0136	91367	00	ロイヤル健康保険組合		13
40	福岡	0137	91376	00	PayPayカード健康保険組合		16
40	福岡	0138	91385	00	三井ハイテック健康保険組合		77
40	福岡	0139	91394	00	ふくおかICT健康保険組合		35
40	福岡	0141	91419	00	雪の聖母会健康保険組合		1
40	福岡	0142	91428	00	共愛会健康保険組合		4
40	福岡	0143	91437	00	小倉記念病院健康保険組合		70
40	福岡	0144	91446	00	池友会健康保険組合		56
41	佐賀	0013	92133	00	佐賀銀行健康保険組合		77
41	佐賀	0014	92142	00	巨樹の会健康保険組合		3
42	長崎	0025	93257	00	十八親和銀行健康保険組合		7
43	熊本	0006	94060	00	肥後銀行健康保険組合		91
43	熊本	0008	94088	00	熊本県自動車販売店健康保険組合		48
40	福岡	0145	94102	00	西部電気健康保険組合		20
43	熊本	0012	94121	00	平田機工健康保険組合		16
43	熊本	0013	94130	00	熊本銀行健康保険組合		76
44	大分	0006	95068	00	大分銀行健康保険組合		8
44	大分	0008	95086	00	朝日ソーラー健康保険組合		76
45	宮崎	0002	96020	00	旭化成健康保険組合		100
45	宮崎	0004	96048	00	宮崎銀行健康保険組合		54
46	鹿児島	0007	97073	00	鹿児島銀行健康保険組合		38
46	鹿児島	0008	97082	00	南日本銀行健康保険組合		56
46	鹿児島	0011	97116	00	鹿児島県信用金庫健康保険組合		34

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード	健康保険組合名	支部名	始発番号
47	沖 縄	0001	98017	00	琉球銀行健康保険組合		39
47	沖 縄	0002	98026	00	沖縄銀行健康保険組合		43
47	沖 縄	0003	98035	00	沖縄電力健康保険組合		100
47	沖 縄	0006	98053	00	沖縄海邦銀行健康保険組合		11

	都道府県番号	組合コード	健康保険組合名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			

うに数字で入力。

1

2

3

れた場合のみ記入。